

新富町一般廃棄処理基本計画

令和6年3月

新富町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画の背景と位置付け	1
1-2 計画の目標年度	5
1-3 対象廃棄物	6
1-4 計画の構成	7
1-5 計画の進行管理	8
第2章 地域特性の把握	9
2-1 地勢・位置	9
2-2 社会環境の把握	14
2-3 産業	18
2-4 生活環境の把握	21
2-5 都市環境の把握	22
2-6 上位計画の把握	24
第3章 ごみ処理の現状と分析	27
3-1 ごみ処理の流れ	27
3-2 ごみの分別	28
3-3 ごみ種類の定義等	30
3-4 ごみ排出量の実績	33
3-5 ごみの減量・再生利用の実績	41
3-6 ごみ処理・処分の状況	44
3-7 ごみ処理の評価	51
3-8 ごみ処理行政の動向	52
3-9 課題の整理	63
第4章 ごみ処理基本計画	69
4-1 基本方針	69
4-2 ごみ排出量及び処理量の見込み	71
4-3 減量化・資源化及び処理・処分に關する目標の設定	79
4-4 減量化実施後の推計結果	82
4-5 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針	88
4-6 ごみの発生・排出抑制及び資源化のための方策に關する事項	89
4-7 ごみの減量化及び資源化に關する事項	93
4-8 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に關する基本事項	95
4-9 不法投棄への対応	97

4 - 10	地球温暖化防止への対応	98
4 - 11	その他ごみ処理に関し必要な事項	99
4 - 12	推進体制	102
第 5 章	生活排水処理の現状と分析	103
5 - 1	生活排水の現況	103
5 - 2	生活排水の排出状況	114
5 - 3	生活排水処理の実績	133
5 - 4	現有施設の状況	137
5 - 5	課題の抽出	138
5 - 6	生活排水の発生量及び処理量の予測	140
第 6 章	生活排水処理基本計画	147
6 - 1	生活排水処理に係る基本方針	147
6 - 2	生活排水の処理計画	149
6 - 3	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	150
6 - 4	課題の整理	152
6 - 5	その他の施策	154
6 - 6	計画達成のための施策の基本方向	155
資料編 - 1	行政区域内人口の推計結果	資- 1
資料編 - 2	ごみ排出量の推計結果	資- 3
資料編 - 3	産官学連携による食農循環の実証実験	資-10
資料編 - 4	生活排水処理形態別人口の推計	資-15

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画の背景と位置付け

1 計画策定の背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下、「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

廃棄物処理の目的は、公衆衛生向上から公害問題と生活環境の保全、適正処理、ごみ減量、循環型社会の構築と変遷してきました。それに伴い、各法令等の制定や改定等を行い、課題へ取り組み、解決していくことで、かつての高度成長期に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムからの脱却を目指してきました。その結果、全国的には一般廃棄物の排出量及び一人一日当たりのごみ排出量は平成12年度以降、減少傾向に転じています。

国においては平成30年4月17日に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、その中で地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取り組みを推進しています。続いて、平成30年6月19日には「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、持続可能な社会づくりと総合的な取り組みに関する将来像を定めています。また、近年増加する大規模災害による災害廃棄物の処理及び「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」（令和元年10月1日）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）」（令和4年4月1日）が施行されたことにより、資源循環を一層促進する重要性が高まっており、ごみ減量施策などの質も求められるようになっていきます。

循環型社会形成推進基本法では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有価性に着目して「循環型資源」としてとらえ直し、その適正な循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。加えて、「循環型社会形成推進基本計画」では、国際的な連携も視野に入れながら、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に重点を置いた取り組みを推進し、製造事業者、消費者、市町村等の適切な役割分担のもとに、それぞれが自らの役割を果たすことによって、循環型社会の形成を図っていくこととしています。

生活排水処理については、公衆衛生の改善を目的に始まり、近年では水質の保全・改善及び生活環境の向上の立場から、種々の処理施設の整備が行われてきています。これまでは、公共下水道を軸にして大都市の市街地を中心に整備が進められており、その成果とし

て、令和3年度末の下水道普及率は80.6%（福島県の一部を除く。）となってきてはいますが、整備に要する膨大な経費や時間的な制約があり、市町村の財政逼迫などを背景に、国として、「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、令和4年度までの広域化を推進するための目標を掲げること」（「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月閣議決定）を示し、さらに、「令和4年度までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定すること」（「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月経済財政諮問会議決定））を示したことから、汚水処理施設の効率的な運用・連携を目指す自治体が増加しています。

これらの状況や国民の生活環境の質に対する要求が年々高まってきている中、公共下水道以外にコミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽等の新たな生活排水処理施設整備に係る事業制度も確立され、地域の実情に即した、適正な処理方式を選定できる条件が整っています。

一方、宮崎県においては廃棄物を取り巻く情勢の変化を踏まえ、循環型社会形成の推進に向けた基本的な方向性を示すとともに、廃棄物の排出抑制、処理体制の整備及び適正処理の推進するために必要な施策や目標等を定めた、「宮崎県廃棄物処理計画（平成18年3月）」、また、生活排水処理施設の整備のより一層の促進に加え、将来にわたって持続可能で効率的な運営管理を図るという観点から広域化・共同化も視野に入れた今後の生活排水対策の指針とするため、「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画（令和3年3月）」が策定されています。そして、経済成長と環境保全が両立した持続可能な社会の実現に向けた取り組みを示すために、「ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき」という目標を掲げ、「第四次宮崎県環境基本計画（令和3年3月）」を策定、令和5年3月に一部改定し、環境行政を積極的に推進しています。

このような背景を踏まえ、本町では「第6次 新富町長期総合計画 前期基本計画」（以下、「前期総合計画」という。）や、「新富町の環境をまもる条例」及び「新富町河川をきれいにする条例」などを受け、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っており、本町内を流れる鬼付女川、日置川及び三財川は、本町の重要な水道水源である一ツ瀬川の支流となっていることから、その水質を保全していくことが、引き続き本町の重要な役割となっています。

2 計画の位置付け

新富町一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、廃棄物処理法第6条第1項に定める「当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」に基づく計画であり、本町内から発生する一般廃棄物の処理・処分について、長期的・総合的視野に立った基本となる事項について定めた一般廃棄物処理に関する最上位計画になります。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画「一般廃棄物処理基本計画」と、②一般廃棄物処理基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画「一般廃棄物処理実施計画」から構成され、それぞれ、ごみに関する部分「ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画」及び生活排水に関する部分「生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画」で構成されています。（廃棄物処理法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定）

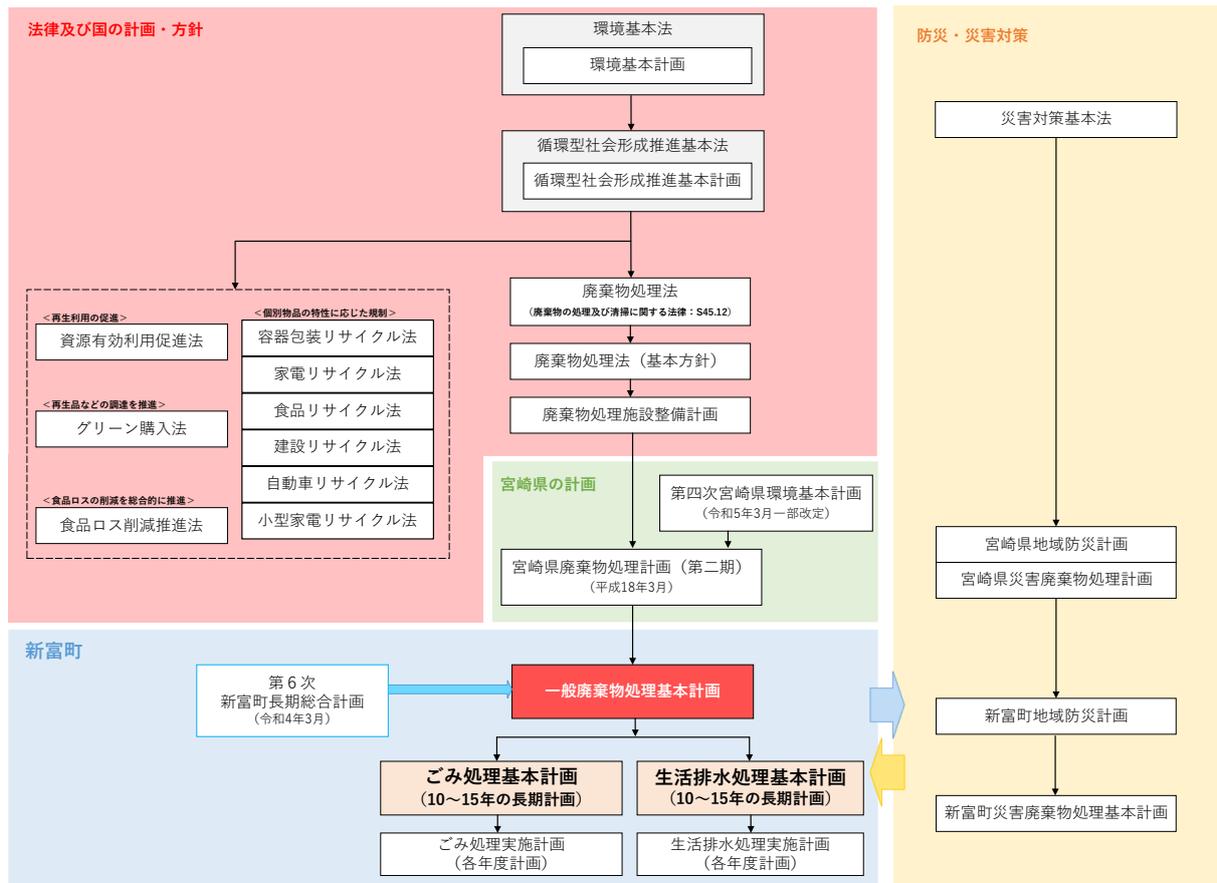
本計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、町民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月、環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）（以下、「ごみ処理基本計画策定指針」という。）」では、一般廃棄物処理基本計画の計画期間については、目標年度を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うものとされています。

これまでに本町では、平成30年3月に「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」を含む「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の発生抑制や資源化、適正処理、広域処理について、取り組んでいます。そのため、廃棄物処理をめぐる社会、経済情勢や地域の開発計画、住民の要望等を整理し、自主性と創意工夫を活かしながら循環型社会の形成・発展へ向けて、町民、事業者、行政が協働して推進していくための基本方針と施策を定めるものとして本計画を策定します。

なお、本計画は、関連する上位計画及びその他の関連計画と整合を図り、廃棄物の発生抑制、資源の循環的利用及び廃棄物の適正な処理に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画となっています。

◆図表 1-1-1 計画の位置付け



1-2 計画の目標年度

1 計画の目標年度

本計画は、令和4年度を基準年度とし、令和15年度を計画目標年度としています。

計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間としており、中間目標年度である令和10年度に見直しを行うこととします。

◆図表 1-2-1 計画目標年度

年 度											
2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)
基準年度	計画策定年度					中間目標年度					計画目標年度
計画期間：令和6年度から令和15年度まで（10年間）											

【本計画の目標年次等】

○計画目標年度 ⇒ 令和15年度

計画目標年度は、計画の期間を10年間とし令和15年度とします。

○基準年度 ⇒ 令和4年度

基準年度は、ごみ排出抑制目標値や汚水衛生処理率等を設定するための現状を示すものです。

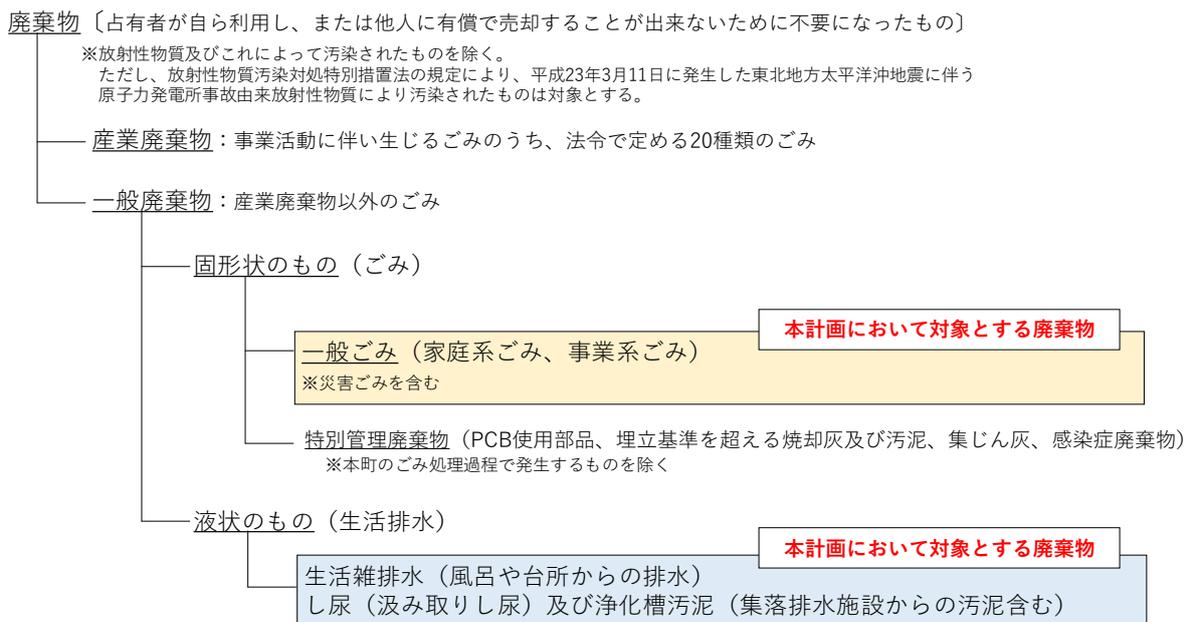
○中間目標年度 ⇒ 令和10年度

1-3 対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下、「ごみ」という。）及び液状のもの（以下、「生活排水」という。）とします。

なお、ごみのうち、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いは下記のとおりとします。

◆図表 1-3-1 廃棄物の種類と定義



◆図表 1-3-2 本計画において対象外とするごみとその扱い

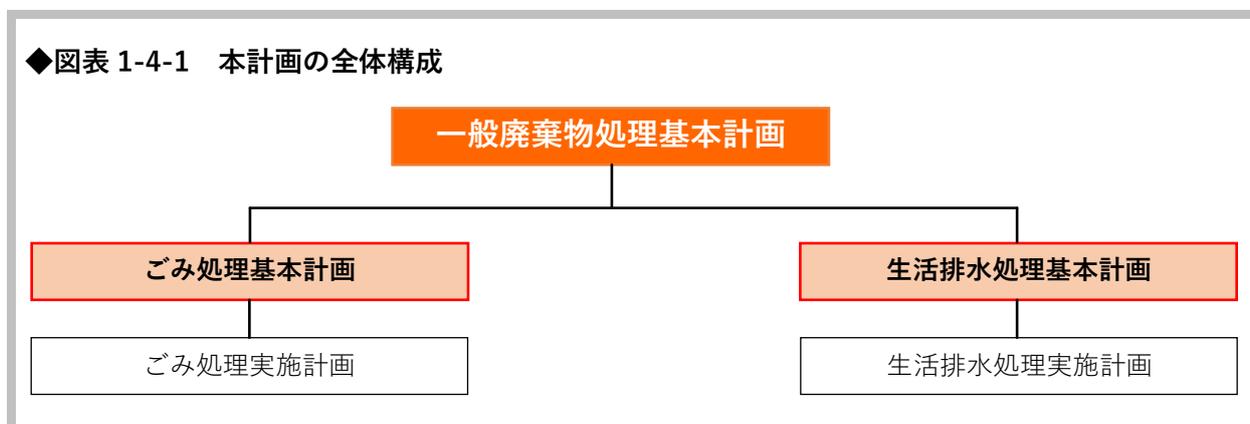
一般廃棄物の種類		収集等の方法
広域認定 制度対象物	二輪車	公益財団法人自動車リサイクル促進センターが行う二輪車リサイクルシステムにおける指定引取場所又は廃棄二輪車取扱店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
	FRP船	一般社団法人日本マリン事業協会が行うFRP船リサイクルシステムにおける登録販売店に回収を依頼するものとします。
	消火器	一般社団法人日本消火器工業会が行う消火器リサイクルシステムにおける特定窓口又は指定引取場所に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
自動車用タイヤ 二輪車用タイヤ		タイヤ販売店に直接持ち込み、引取りを依頼するものとします。
特別管理 一般廃棄物	PCB使用部品 集じん灰	特別管理産業廃棄物処分業者に直接持ち込む、又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼するものとします。
在宅医療廃棄物		在宅医療廃棄物のうち、以下に示すようなものは、提供を受けた医療機関又は調剤薬局へ返却するものとします。 注射針、採血用穿刺針及び翼状針等の鋭利な物又は注射筒等の注射針を伴う医療器具
有害性のある物 爆発性のある物 引火性のある物 (特別管理一般廃棄物を除く。)		以下に示すようなものは、購入した販売店又は専門業者に引取りを依頼するものとします。 ・劇物、毒物、農薬等の有害性のある物 ・プロパンガスボンベ、酸素ボンベ等の爆発性のある物 ・ガソリン、灯油、シンナー、塗料等の引火性のある物
上記以外の物で、本町が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物		以下に示すようなもの及び多量の事業系一般廃棄物（資源化可能な古紙類、又は木くず類等）等の本町が行う処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障を生じさせる物は、購入した販売店又は処分業許可業者若しくは専門業者に引取りを依頼する等、適正に処理するものとします。 ・大型ピアノ ・大型機械器具（耕運機等） ・耐火金庫（手提げ金庫を除く。） ・自動車及び二輪車解体部品（タイヤホイール、ドア、バンパー、マフラー等） ・家屋等の自己解体に伴う多量の建設廃材（木くず・コンクリートがら等）

1-4 計画の構成

1 本計画の全体構成

本計画は、一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する部分（「ごみ処理基本計画」）及び生活排水処理に関する部分（「生活排水処理基本計画」）で構成します。

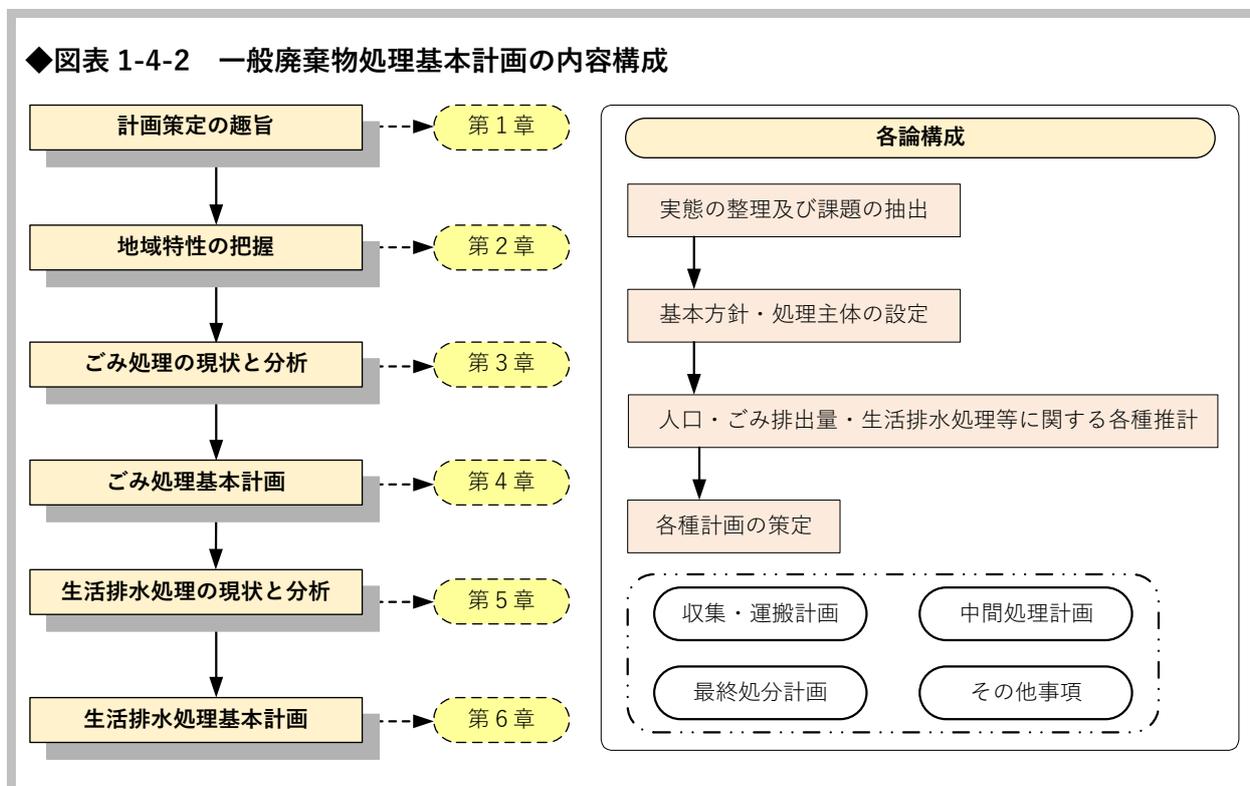
◆図表 1-4-1 本計画の全体構成



2 本計画の内容構成

本計画の内容構成は、次に示すように全6章で構成しています。まず、第1章で計画策定の趣旨を示し、第2章で本町の地域特性の把握、第3～4章でごみ処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画のまとめ、第5～6章で生活排水処理に関する現状の整理、処理に関する基本方針・計画となっています。

◆図表 1-4-2 一般廃棄物処理基本計画の内容構成



1-5 計画の進行管理

本計画の進行管理については、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルの概念を導入するものとします。

本計画で導入するPDCAサイクルについては、ごみ処理基本計画策定指針に示された進行管理を基本として実施していくものとします。

本計画を着実に実施していくためには、このPDCAサイクルに積極的に取り組み、継続的に進行管理をしていくことが重要となります。

計画の進行管理の内容及びPDCAサイクルに関して図表1-5-1～2に示します。

◆図表 1-5-1 計画の進行管理

項目	内容
Plan (計画の策定)	廃棄物処理法により一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定します。 策定した基本計画は、町民や事業者等へ情報提供し、広く周知していきます。
Do (施策の実行)	基本計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処理（再生含む）・処分していきます。
Check (評価)	一般廃棄物処理システムの改善・進捗状況を客観的かつ定量的に点検・評価していきます。
Act (見直し)	単年度単位での課題事項については、その都度改善を行っていくものとします。 なお、本計画は概ね5年ごと、または計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は、見直しを行います。

資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

◆図表 1-5-2 PDCAサイクルのイメージ



資料：「ごみ処理基本計画策定指針 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課」（平成28年9月）

第2章 地域特性の把握

2-1 地勢・位置

1 位置

本町は、宮崎県のほぼ中央部の沿岸地帯にあり、東西約9km、南北約7kmの範囲におよんでいます。北は高鍋町、西は西都市、南は宮崎市と境界を接しており、東側には太平洋（日向灘）が広がっています。社会基盤では、東側に重要な幹線道路である国道10号、JR日豊本線、西側に東九州自動車道がそれぞれ縦断しています。

昭和15年、本町の中央部高台地帯に新田原飛行場が建設され、戦時中は落下傘あるいは特攻隊基地として使用されました。終戦と共に開拓地として民有化されていましたが、昭和32年、航空自衛隊新田原基地が建設され、現在では、F15Jジェット戦闘機の基地として、国土防衛の役割を果たしています。

◆図表 2-1-1 本町の位置



2 規模

本町の総面積は 61.48 km²で、これは宮崎県全体の 0.8%を占めています。

また、人口密度は本町で 269.4 人/km²となっており、宮崎県全体の人口密度 138.3 人/km²の約 2 倍となっています。

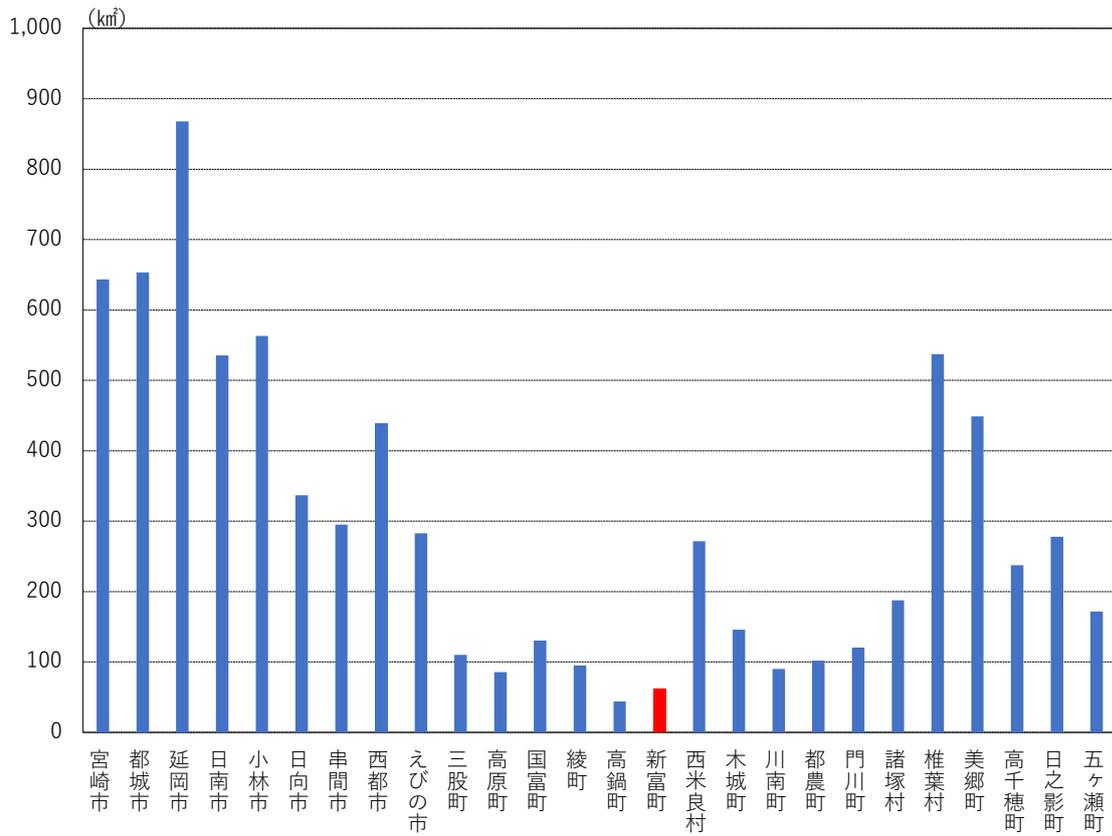
◆図表 2-1-2 市町村別の人口密度（宮崎県）

市区町村名	総人口 (人)	総面積 (km ²)	人口密度	
			総面積1km ² 当たり (人/km ²)	順位
宮崎県	1,069,576	7,734.16	138.3	-
1 宮崎市	401,339	643.57	623.6	1
2 都城市	160,640	653.36	245.9	4
3 延岡市	118,394	868.02	136.4	10
4 日南市	50,848	535.49	95.0	13
5 小林市	43,670	562.95	77.6	14
6 日向市	59,629	336.89	177.0	6
7 串間市	16,822	294.92	57.0	18
8 西都市	28,610	438.79	65.2	16
9 えびの市	17,638	282.93	62.3	17
10 三股町	25,591	110.02	232.6	5
11 高原町	8,639	85.39	101.2	11
12 国富町	18,398	130.63	140.8	9
13 綾町	6,934	95.19	72.8	15
14 高鍋町	19,922	43.80	454.8	2
15 新富町	16,564	61.48	269.4	3
16 西米良村	1,000	271.51	3.7	26
17 木城町	4,895	145.96	33.5	20
18 川南町	15,194	90.13	168.6	7
19 都農町	9,906	102.11	97.0	12
20 門川町	17,379	120.40	144.3	8
21 諸塚村	1,486	187.56	7.9	24
22 椎葉村	2,503	537.29	4.7	25
23 美郷町	4,826	448.84	10.8	23
24 高千穂町	11,642	237.54	49.0	19
25 日之影町	3,635	277.67	13.1	22
26 五ヶ瀬町	3,472	171.73	20.2	21

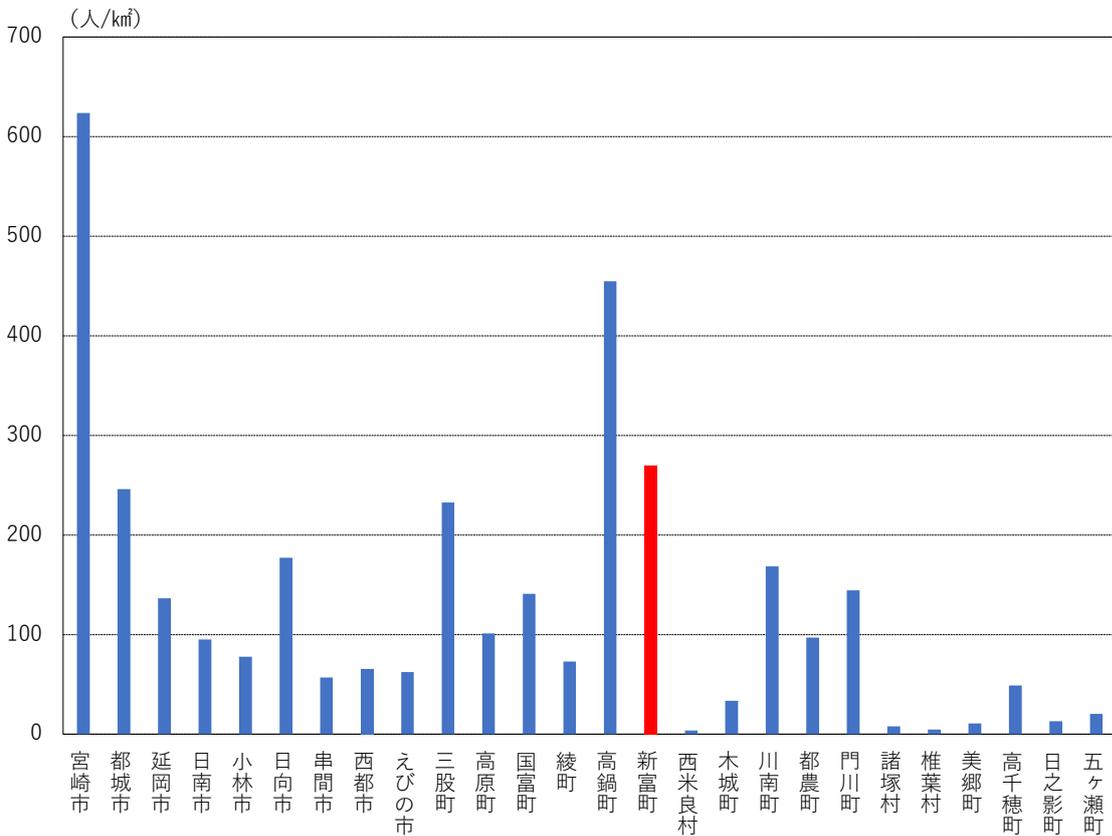
※令和 2 年 10 月 1 日現在の市町村の区域に合わせて算出

資料： 国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調 R5（7 月 1 日時点）」、
総務省「令和 2 年国勢調査」

◆図表 2-1-3 宮崎県内の市町村別の面積



◆図表 2-1-4 宮崎県内の市町村別の人口密度



3 気候

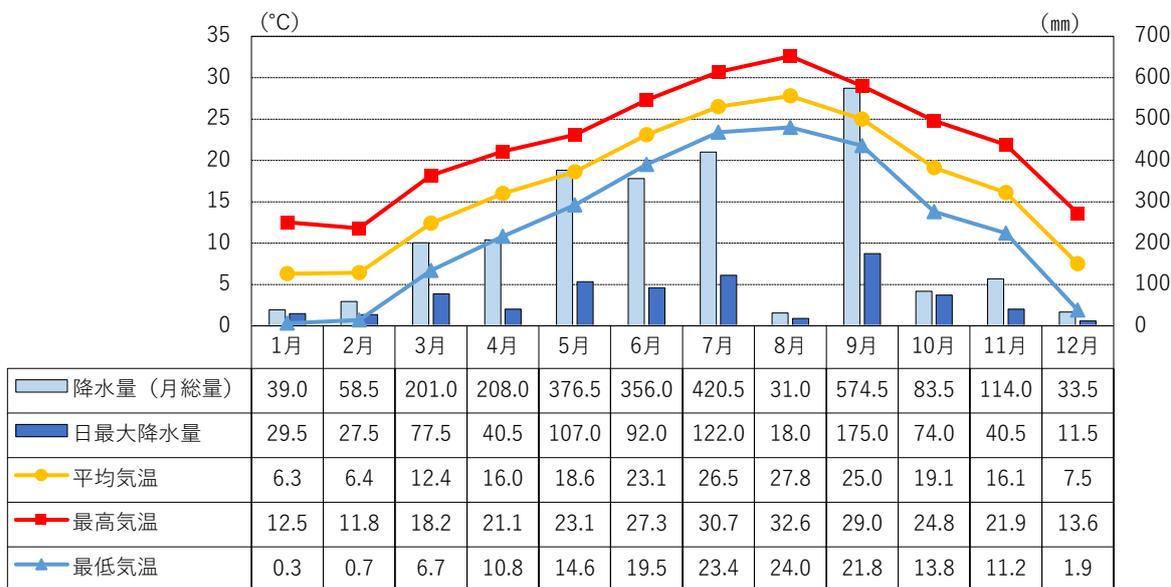
本町の気候区分は暖温帯に属し、降水量は 1,900~3,341 mm/年の範囲にあり、令和 4 年度においては、9 月の降水量が 546.5~574.5 mm と年間を通じて最も多くなっています。また、年間の平均気温は約 17°C となっています。

◆図表 2-1-5 気候概要（高鍋）

項目	気温 (°C)			降水量 (mm)		風向・風速 (m/s)			日照時間 (hr)	
	平均 日	最高	最低	合計	最大 日	平均風速	最大速度		平均値	
							風速	風向		
H24	17.2	21.3	13.3	3,178.0	246.0	2.3	12.5	南南東	2,086.3	2,067.0
H25	17.8	22.2	13.5	2,050.0	211.5	2.3	9.9	南南東	2,451.3	
H26	17.4	21.7	13.2	3,040.0	278.5	2.2	13.3	南東	2,131.3	
H27	17.7	22.0	13.7	2,854.5	155.5	2.1	20.0	南南東	2,019.8	
H28	18.5	22.6	14.6	2,876.0	229.5	2.1	13.3	北北東	2,109.7	
H29	19.3	24.1	14.7	2,272.0	158.0	1.4	9.5	西北西	1,689.4	
H30	16.7	21.6	12.2	2,850.0	272.0	1.5	13.5	北西	2,177.4	
R1	17.3	22.1	12.7	3,181.0	197.0	1.4	16.2	南	2,031.3	
R2	17.1	22.2	12.1	2,664.5	160.5	1.5	12.5	南南東	2,210.4	
R3	17.0	22.2	12.1	3,341.0	147.5	1.5	9.1	西北西	1,762.6	
R4	17.1	22.2	12.4	2,496.0	175.0	1.5	13.3	南南東	2,079.5	—
1月	6.3	12.5	0.3	39.0	29.5	1.3	8.2	西北西	165.8	173.6
2月	6.4	11.8	0.7	58.5	27.5	1.7	7.4	西北西	171.9	
3月	12.4	18.2	6.7	201.0	77.5	1.7	8.1	西北西	173.4	
4月	16.0	21.1	10.8	208.0	40.5	1.4	6.6	東北東	177.1	
5月	18.6	23.1	14.6	376.5	107.0	1.3	5.1	西北西	131.8	
6月	23.1	27.3	19.5	356.0	92.0	1.6	8.0	南南東	161.9	
7月	26.5	30.7	23.4	420.5	122.0	1.6	6.3	南南東	145.0	
8月	27.8	32.6	24.0	31.0	18.0	1.5	7.1	南南東	252.4	
9月	25.0	29.0	21.8	574.5	175.0	1.9	13.3	南南東	143.1	
10月	19.1	24.8	13.8	83.5	74.0	1.4	6.7	西北西	200.5	
11月	16.1	21.9	11.2	114.0	40.5	1.2	6.7	西北西	161.6	
12月	7.5	13.6	1.9	33.5	11.5	1.6	8.2	西	198.5	

資料：気象庁ホームページ（高鍋気象観測所データ）

◆図表 2-1-6 令和 4 年における月別降水量と気温【高鍋】



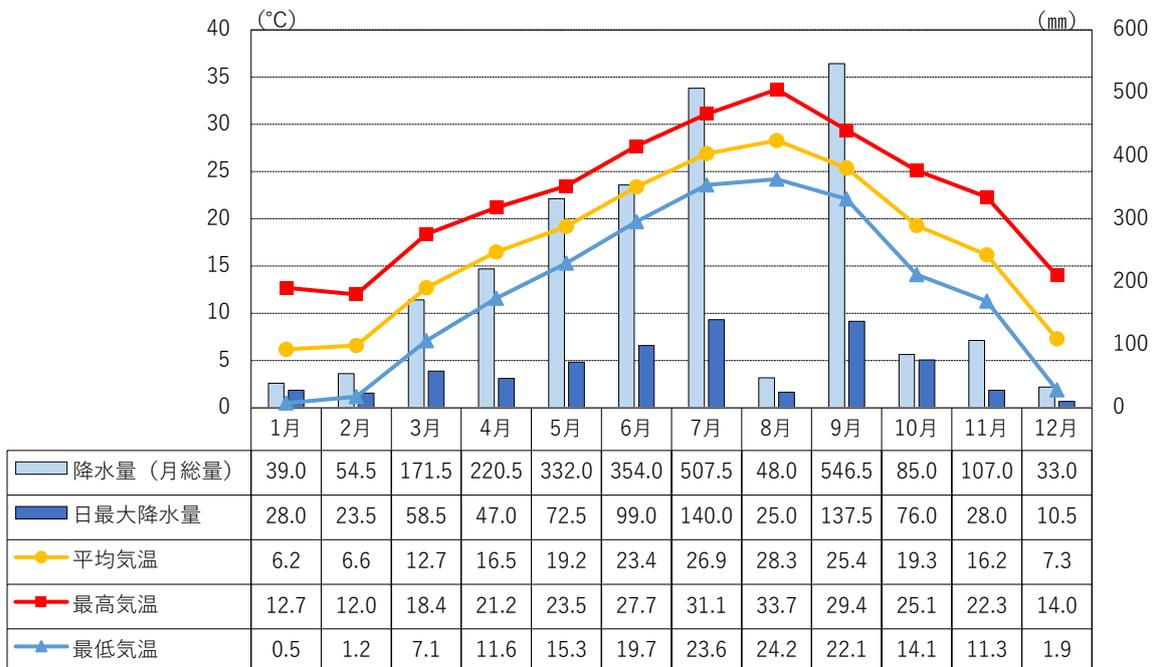
資料：気象庁ホームページ（高鍋気象観測所データ）

◆図表 2-1-7 気候概要（西都）

項目	気温（℃）			降水量（mm）		風向・風速（m/s）			日照時間
	平均日	最高	最低	合計	最大日	平均風速	最大速度		（hr）
							風速	風向	
H24	16.6	21.6	12.1	3,318.0	219.5	2.3	15.8	西北西	2,010.4
H25	17.2	22.7	12.2	1,900.0	106.0	2.4	12.4	西	2,392.2
H26	16.7	21.9	12.0	2,708.0	171.5	2.3	14.2	北	2,057.4
H27	17.1	22.2	12.5	2,807.0	117.5	2.0	18.0	南南東	1,965.3
H28	17.8	22.8	13.4	2,760.5	268.5	2.1	17.4	北北西	2,018.2
H29	16.7	22.1	11.8	2,285.5	155.0	2.2	16.5	北北西	2,227.9
H30	17.1	22.1	12.5	2,834.0	239.5	2.2	21.8	北	2,188.2
R1	17.6	22.7	13.0	2,866.5	215.0	2.1	22.8	北北西	2,057.9
R2	17.4	22.9	12.5	2,483.5	184.5	2.1	15.9	東南東	2,212.7
R3	17.3	22.8	12.5	2,868.5	105.0	2.3	14.9	東南東	1,751.1
R4	17.3	22.6	12.7	2,498.5	140.0	2.1	22.1	東南東	2,079.5
1月	6.2	12.7	0.5	39.0	28.0	1.7	11.2	西北西	163.5
2月	6.6	12.0	1.2	54.5	23.5	2.4	11.4	西北西	172.7
3月	12.7	18.4	7.1	171.5	58.5	2.3	9.4	西南西	177.5
4月	16.5	21.2	11.6	220.5	47.0	2.0	9.5	東北東	182.2
5月	19.2	23.5	15.3	332.0	72.5	1.9	6.3	西	127.4
6月	23.4	27.7	19.7	354.0	99.0	2.2	8.8	北東	157.8
7月	26.9	31.1	23.6	507.5	140.0	2.4	8.7	南南東	150.6
8月	28.3	33.7	24.2	48.0	25.0	2.1	7.9	南南東	243.8
9月	25.4	29.4	22.1	546.5	137.5	3.0	22.1	東南東	145.6
10月	19.3	25.1	14.1	85.0	76.0	2.0	8.3	北西	201.0
11月	16.2	22.3	11.3	107.0	28.0	1.7	6.5	東南東	162.5
12月	7.3	14.0	1.9	33.0	10.5	2.0	9.2	西北西	194.9

資料：気象庁ホームページ（西都気象観測所データ）

◆図表 2-1-8 令和4年における月別降水量と気温【西都】



資料：気象庁ホームページ（西都気象観測所データ）

2-2 社会環境の把握

1 人口・世帯

本町における行政区域内人口及び世帯数の推移（過去 10 年間）を以下に示します。

本町の行政区域内人口は、平成 25 年度の 17,835 人から令和 4 年度には 16,301 人へと、この 10 年間で 1,534 人の減少（10 年間平均減少数 153 人/年）となっています。世帯数は、平成 27 年度から減少しますが、平成 28 年度を境に増加に転じています。

各年度の 1 世帯当たり人口（行政区域内人口÷世帯数）を算出してみると、平成 25 年度の 2.73 人/世帯から年々減少し、令和 4 年度には 2.49 人/世帯へと推移しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

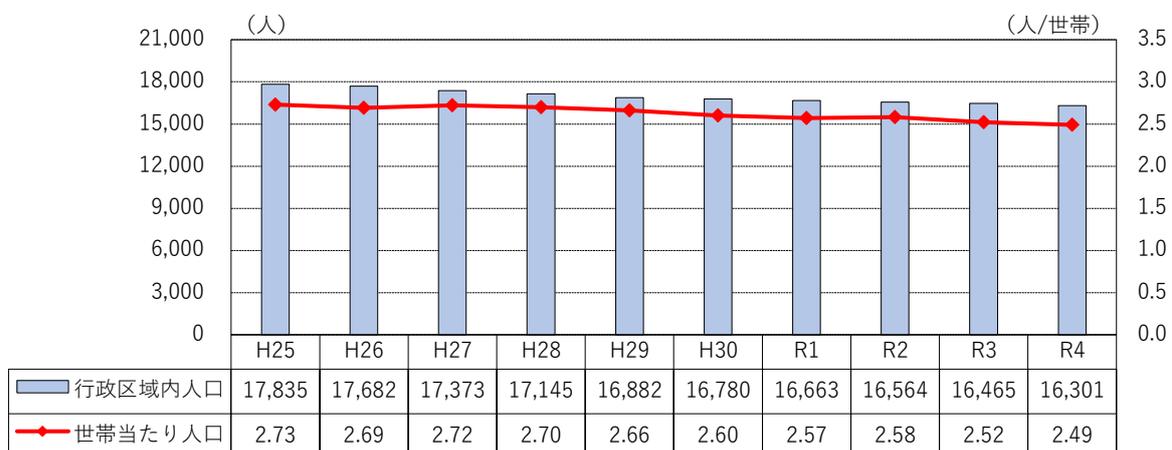
◆図表 2-2-1 本町及び宮崎県全体の人口及び世帯数の推移

年度/項目	宮崎県全体		新富町	
	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)	行政区域内人口 (人)	世帯数 (世帯)
H25	1,120,650	469,386	17,835	6,537
H26	1,114,775	471,213	17,682	6,567
H27	1,104,069	462,858	17,373	6,376
H28	1,095,863	465,186	17,145	6,352
H29	1,088,044	467,011	16,882	6,358
H30	1,079,727	468,593	16,780	6,443
R1	1,071,723	470,687	16,663	6,495
R2	1,069,576	470,055	16,564	6,430
R3	1,061,016	471,351	16,465	6,541
R4	1,051,518	473,153	16,301	6,542
R4-H25	-69,132	3,767	-1,534	5
平均	-6,913	377	-153	1

※各年度とも 10 月 1 日現在人口及び世帯数を記載

資料：宮崎県統計年鑑_人口の推移、人口と世帯数及び増減人口（令和 4 年度）
新富町ホームページ（現住人口・世帯数の推移）

◆図表 2-2-2 本町の人口及び世帯数の推移



2 人口分布

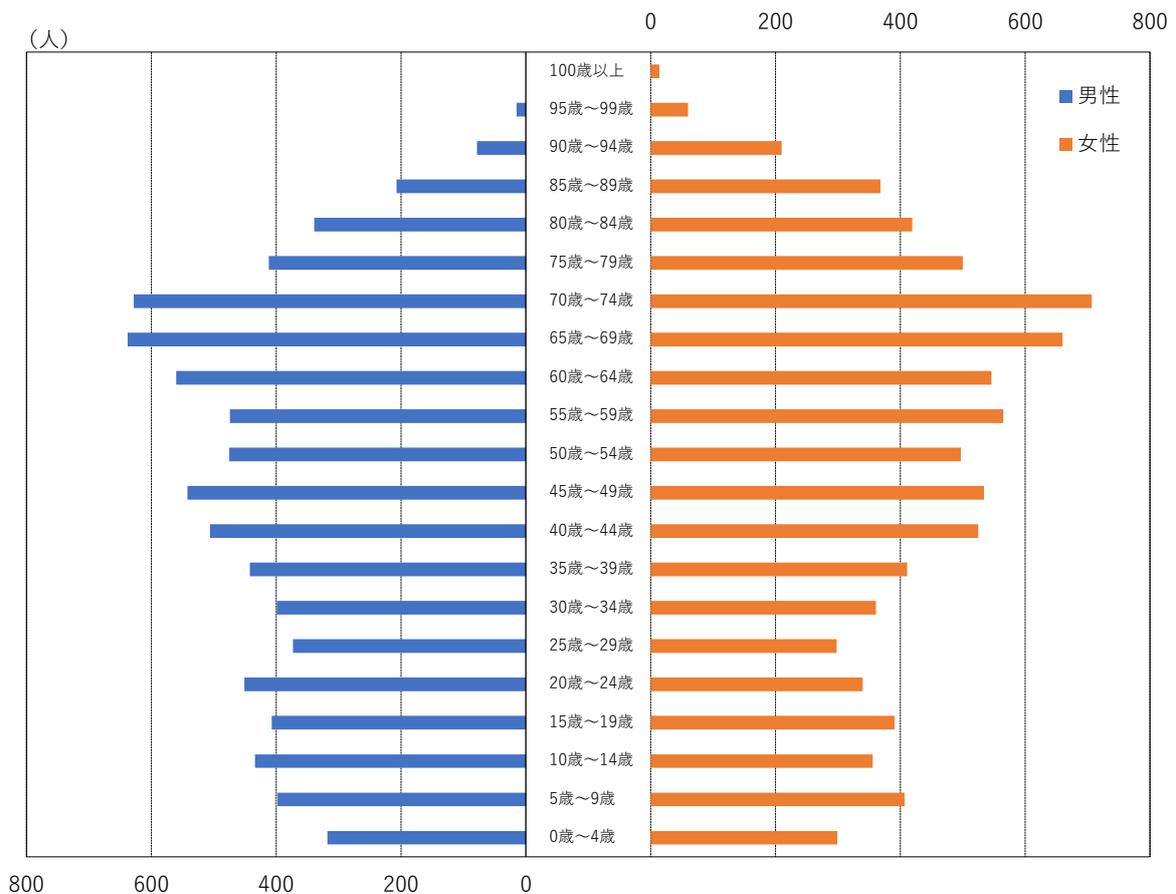
令和 2 年度の国勢調査結果における年齢別人口分布は、幼年少人口（0 歳～14 歳）が 13.4%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 54.9%、老齢人口（65 歳以上）が 31.7%の年齢構成となっています。（※それぞれの割合に年齢不詳人口は含んでいません。）

本町においても、全国的な傾向と同様に高齢化が進行しており、70～74 歳の人口が 1,335 人と最も多くなっています。今後はさらに老齢人口の増加が進行するとともに、生産年齢人口が減少していくことが予想されます。

◆図表 2-2-3 本町の年齢別人口構成

項目		男	女	総数
幼 年 少 人 口	0歳～4歳	318人	299人	617人
	5歳～9歳	398人	407人	805人
	10歳～14歳	434人	356人	790人
	小計	1,150人	1,062人	2,212人
	構成比率	14.2%	12.5%	13.4%
生 産 年 齢 人 口	15歳～19歳	407人	391人	798人
	20歳～24歳	451人	340人	791人
	25歳～29歳	373人	298人	671人
	30歳～34歳	399人	361人	760人
	35歳～39歳	442人	411人	853人
	40歳～44歳	506人	525人	1,031人
	45歳～49歳	542人	534人	1,076人
	50歳～54歳	475人	497人	972人
	55歳～59歳	474人	565人	1,039人
	60歳～64歳	560人	546人	1,106人
	小計	4,629人	4,468人	9,097人
構成比率	57.2%	52.8%	54.9%	
老 齢 人 口	65歳～69歳	638人	660人	1,298人
	70歳～74歳	628人	707人	1,335人
	75歳～79歳	412人	500人	912人
	80歳～84歳	339人	419人	758人
	85歳～89歳	207人	368人	575人
	90歳～94歳	78人	210人	288人
	95歳～99歳	15人	60人	75人
	100歳以上	-	14人	14人
	小計	2,317人	2,938人	5,255人
構成比率	28.6%	34.7%	31.7%	
総数		8,096人	8,468人	16,564人
構成比率		48.9%	51.1%	100.0%

◆図表 2-2-4 本町の人口の年齢構成



3 人口動態

本町における人口動態を以下に示します。

過去5年間の人口動態は、99~188人の範囲で減少しています。

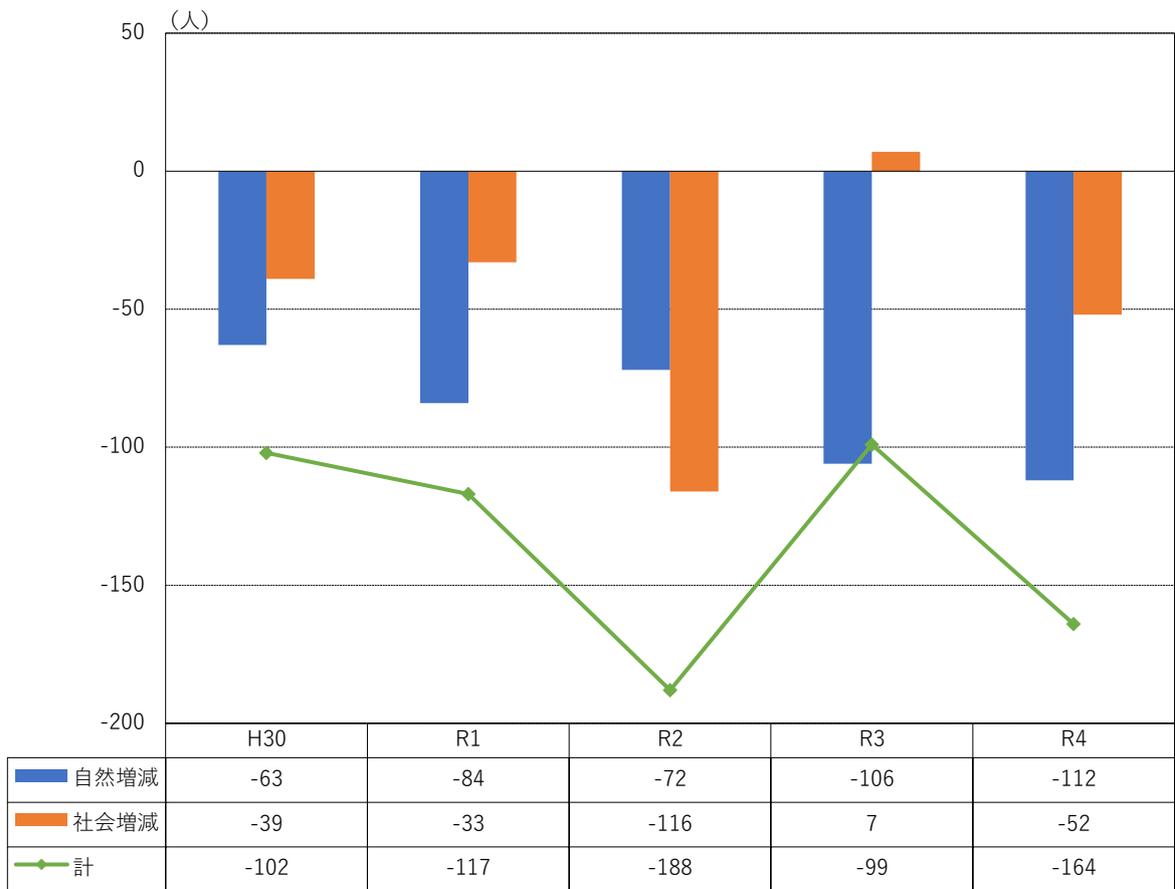
なお、過去5年間で最も減少したのは令和2年度であり、年間で188人の減少となっています。そのうち、社会増減数が-116人となっており、過去5年間で最も減少数が大きくなっていますが、令和3年度には増加に転じています。

◆図表 2-2-5 本町の人口動態の実績

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	自然増減	社会増減	自然増減	社会増減	自然増減	社会増減	自然増減	社会増減	自然増減	社会増減
増加	124人	822人	108人	859人	120人	824人	109人	859人	125人	785人
減少	187人	861人	192人	892人	192人	940人	215人	852人	237人	837人
増減	-63人	-39人	-84人	-33人	-72人	-116人	-106人	7人	-112人	-52人
	-102人		-117人		-188人		-99人		-164人	

資料：宮崎県統計年鑑_自然動態、社会動態（令和4年度）

◆図表 2-2-6 本町の人口動態の推移



2-3 産業

1 就業人口

本町の産業大分類による就業者数及び割合を以下に示します。

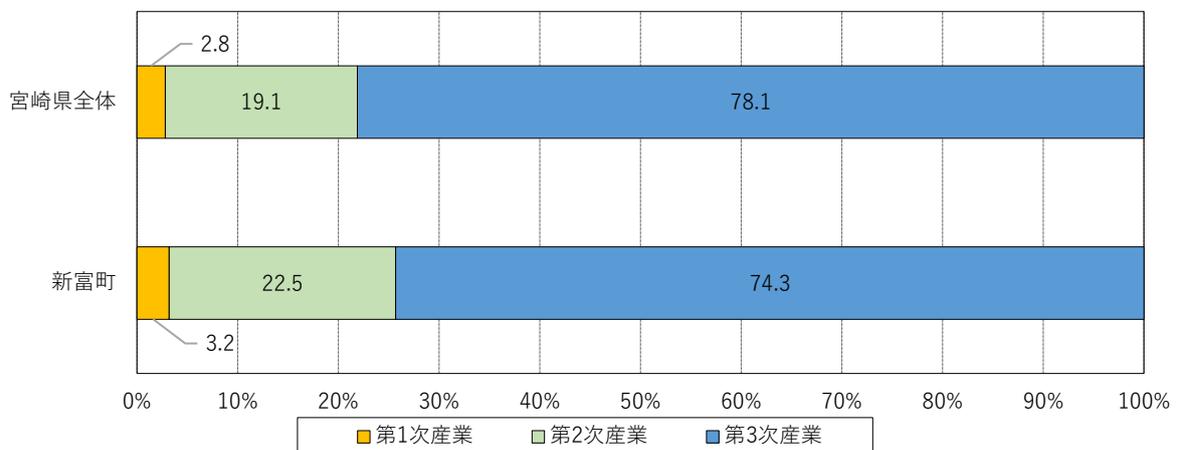
就業人口の構成は、一次産業が 3.2%、二次産業が 22.5%、三次産業が 74.3%となっています。その中で就業者数が最も多い産業は、公務（1,884 人）となっており、次いで、製造業（1,182 人）、卸売・小売業（929 人）となっています。

◆図表 2-3-1 本町及び宮崎県全体の産業構成（その 1）

項目	宮崎県全体		新富町		
	人数	構成割合	人数	構成割合	
第 1 次産業	農林漁業	13,665人	2.8%	213人	3.2%
	小計	13,665人	2.8%	213人	3.2%
第 2 次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	71人	0.0%	4人	0.1%
	建設業	34,134人	7.0%	331人	4.9%
	製造業	58,559人	12.1%	1,182人	17.5%
	小計	92,764人	19.1%	1,517人	22.5%
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2,521人	0.5%	15人	0.2%
	情報通信業	5,581人	1.2%	10人	0.1%
	運輸業、郵便業	19,594人	4.0%	172人	2.5%
	卸売業、小売業	88,080人	18.2%	929人	13.8%
	金融業、保険業	10,165人	2.1%	97人	1.4%
	不動産業、物品賃貸業	7,675人	1.6%	41人	0.6%
	学術研究、専門・技術サービス業	11,702人	2.4%	65人	1.0%
	宿泊業、飲食サービス業	34,938人	7.2%	235人	3.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	18,545人	3.8%	215人	3.2%
	教育、学習支援業	27,852人	5.7%	292人	4.3%
	医療、福祉	90,412人	18.6%	825人	12.3%
	複合サービス事業	5,760人	1.2%	25人	0.4%
	サービス業（他に分類されないもの）	33,169人	6.8%	211人	3.1%
	公務（他に分類されるものを除く）	22,783人	4.7%	1,884人	27.9%
	小計	378,777人	78.1%	5,016人	74.3%
総数	485,206人	100.0%	6,746人	100.0%	

資料：「令和 3 年経済センサス活動調査」（総務省統計局）

◆図表 2-3-2 本町及び宮崎県全体の産業構成（その 2）



資料：「令和 3 年経済センサス活動調査」（総務省統計局）

2 農業

本町の農家数を以下に示します。

本町の総農家数は 581 戸であり、その内 291 戸が主業農家で約 5 割となっています。

また、準主業農家と副業的農家の合計は 290 戸で、農外所得を主としている農家数も主業農家数と同等数となっています。本町では、基幹産業である農業の持続的発展と活力ある新富町の構築を図るため、農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、農業後継者に対し、新富町就農支援交付金を交付しています。

◆図表 2-3-3 本町及び宮崎県全体の農家数

項目	主業農家 ^{※1} (戸)	準主業農家 ^{※2} (戸)	副業的農家 ^{※3} (戸)	総数 (戸)
宮崎県全体	7,040	1,670	11,604	20,314
新富町	291	29	261	581

※1：農業所得が主^{※4}で、65歳未満の自営農業従事 60 日以上の者がいる農家

※2：農外所得が主^{※4}で 65歳未満の自営農業従事 60 日以上の者がいる農家

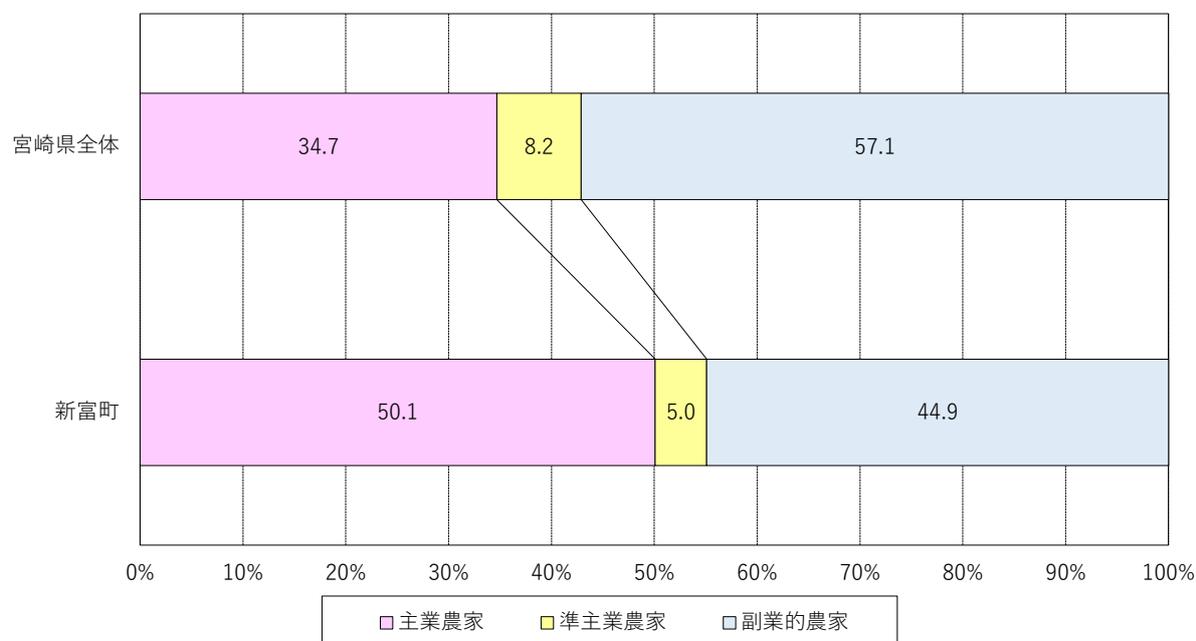
※3：65歳未満の自営農業従事 60 日以上の者がいない農家^{※5}

※4：農家所得の 50%以上が農業所得

※5：調査期日前 1 年間に農産物販売を行わなかった農家を含む。

資料：「農林業センサス 2020」（農林水産省）

◆図表 2-3-4 本町及び宮崎県全体の農業構成



3 林業

本町の保有山林及び山林の管理状況を以下に示します。

本町では農林水産業経営の充実を図るための各種施策を実施しており、令和2年度には貸付山林及び借入山林の経営体数が増加しています。

◆図表 2-3-5 本町及び宮崎県全体の保有山林及び山林の管理状況

年度	項目	所有山林				借入山林		保有山林		保有山林のうち、他に作業・管理を任せている山林		保有山林以外で他から作業・管理を任されている山林	
		経営体数	面積	貸付山林		経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積	経営体数	面積
				(経営体)	(ha)								
R2	宮崎県全体	1,754	92,097	92	5,783	76	19,431	1,762	105,745	296	5,953	55	15,767
	新富町	6	112	1	27	1	16	6	101	2	17	-	-
H27	宮崎県全体	3,178	101,240	157	4,845	145	6,050	3,195	102,446	381	6,215	62	20,901
	新富町	6	99	-	-	-	-	6	99	2	6	-	-

(令和2年2月末現在)

資料：「農林業センサス 2015」、「農林業センサス 2020」(農林水産省)

4 事業所及び従業者数

本町の事業所及び従業者数を以下に示します。

令和3年度における本町の全産業の事業所数は616事業所(県全体の1.2%)で、従業者数は4,862人(県全体の1.0%)となっており、平成28年と比較すると、事業所数は28事業所が減少(増減率:-4.3%)しており、従業者数はほぼ横ばい(増減率:0.0%)となっています。

◆図表 2-3-6 事業所数及び従業者数

項目	事業所数					従業者数				
	H28 (事業所)	R3 (事業所)	割合	増減数	増減率	H28 (人)	R3 (人)	割合	増減数	増減率
宮崎県全体	52,663	49,871	100.0%	-2,792	-5.3%	448,050	485,206	100.0%	37,156	8.3%
新富町	644	616	1.2%	-28	-4.3%	4,861	4,862	1.0%	1	0.0%

(令和3年6月1日現在)

資料：「令和3年経済センサスー活動調査」(総務省統計局)

2-4 生活環境の把握

1 水道普及状況

本町の水道普及状況を以下に示します。

令和3年3月31日現在の給水人口は、上水道16,897人、簡易水道0人、専用水道0人となっており、水道の普及率は98.7%で、宮崎県全体の普及率97.5%に比べて1.2ポイント高く、全国の水道普及率98.2%と比べると0.5ポイント高くなっています。

◆図表 2-4-1 上下水道の普及状況

項目	上水道			簡易水道			専用水道			合計			普及率 ^{※1} (%)
	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	箇所数	確認時給水人口	現在給水人口	箇所数	計画給水人口	現在給水人口	
	(箇所)	(人)	(人)	(箇所)	(人)	(人)	(箇所)	(人)	(人)	(箇所)	(人)	(人)	
宮崎県全体	30(11)	1,058,767	1,003,293	75	57,640	33,346	45	3,376	1,781	150	1,119,783	1,038,420	97.5
新富町	3(2)	19,460	16,897	—	—	—	—	—	—	4	19,460	16,897	98.7

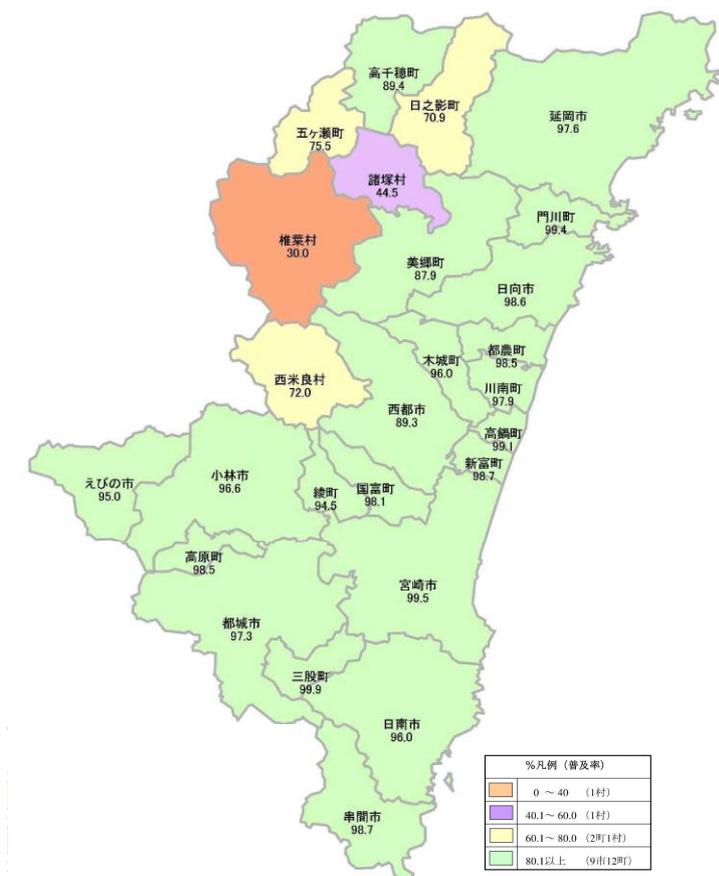
※1：普及率=各現在給水人口の合計÷各計画給水人口の合計

※（ ）は、隣接市町から行政区外給水を受けている地域数

(令和3年3月31日現在)

資料：宮崎県統計年鑑_水道現況(令和4年度)

◆図表 2-4-2 宮崎県市町村別水道普及地図



(令和3年3月31日現在)

資料：宮崎県の水道 (令和2年度)

2-5 都市環境の把握

1 土地利用状況

本町の評価総地積に対する各地積の占める割合を以下に示します。

本町の評価総地積は、4,140ha となっており、その内訳としては畑が 1,258ha (30.4%) で最も大きく、次いで田が 1,069ha (25.8%)、山林が 974ha (23.5%) となっています。

また、宮崎県全体と比較すると、本町は田及び畑の占める割合が大きいことが分かります。

◆図表 2-5-1 本町及び宮崎県全体の土地利用状況

項目	評価総地積		田		畑	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
宮崎県全体	252,919	100.0	36,816	14.6	36,853	14.6
新富町	4,140	100.0	1,069	25.8	1,258	30.4
項目	山林		雑種地		その他	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
宮崎県全体	132,058	52.2	8,080	3.2	13,755	5.4
新富町	974	23.5	200	4.8	104	2.5

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

資料：宮崎県統計年鑑_水道現況(令和 4 年度)

◆図表 2-5-2 本町及び宮崎県全体の土地利用状況



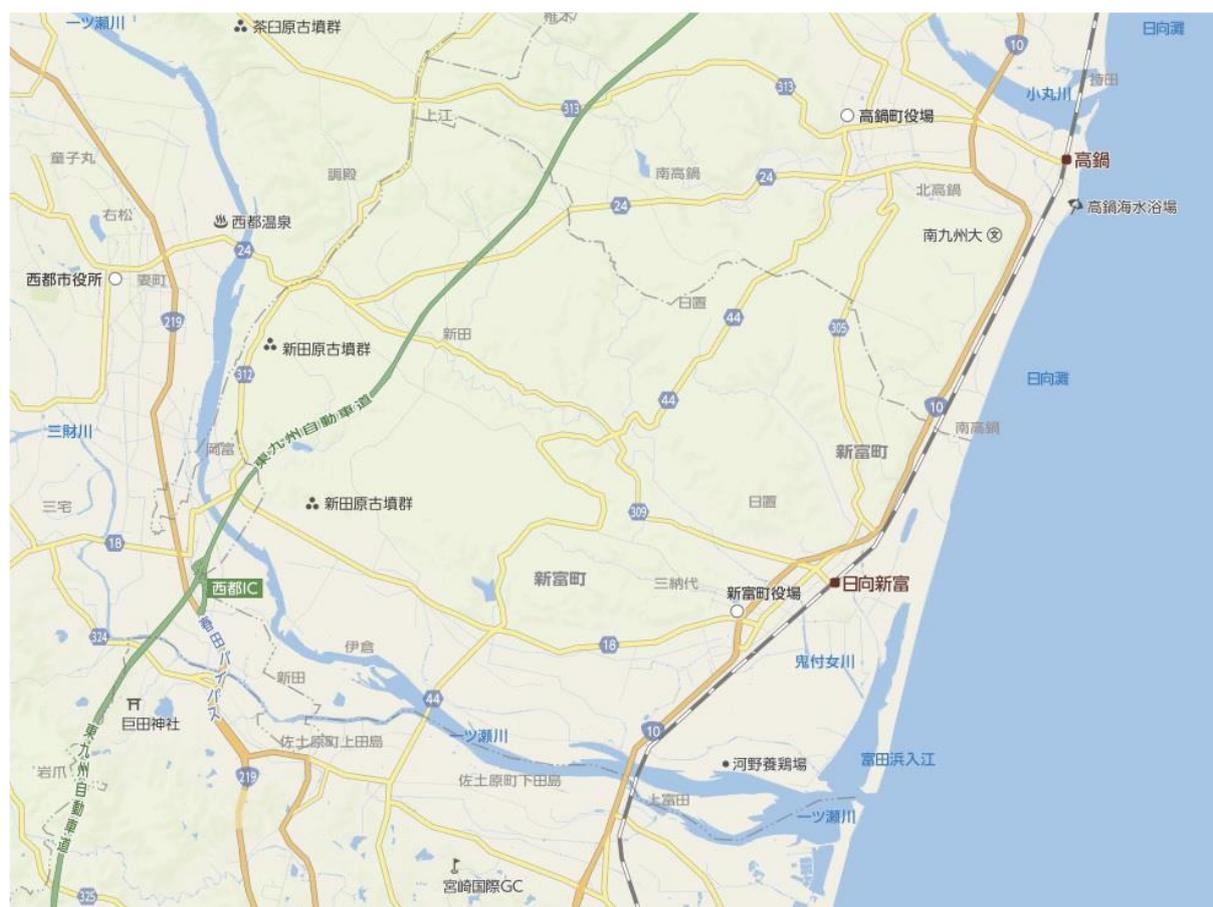
2 交通

本町の主要道路及び鉄道網を以下に示します。

主要道路に関しては、東西に県道 18 号、県道 309 号が並行して通っており、また、南北に国道 10 号、県道 44 号が並行して通っています。特に国道 10 号は、一ツ葉有料道路と接続しており、また、県道 18 号は西側で国道 219 号から東九州自動車道へと接続しているため、主要都市へと通じ、人・物・情報を運ぶ大変重要な路線となっています。

鉄道網に関しては、南北に JR 日豊本線が走っており、本町内の駅としては、「日向新富駅」があります。

◆図表 2-5-3 本町の道路整備



2-6 上位計画の把握

ここでは、計画立案において、具体的な整備方針及び計画目標期間等を検討する場合に必要と思われる関連する諸条件を以降に整理しました。

1 第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画

宮崎県では、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とした第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画を策定しています。

宮崎県では、公共用水域の水質保全及び快適な生活環境の実現を目標に、今後10年程度で施設整備が概ね完了することを目指し、汚水処理人口普及率を令和12年度までに95.0%（令和元年度：87.1%）へ引き上げること为目标とするとともに、公共下水道や農業集落排水施設等の整備地域における接続率の向上や単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図ることなどにより、令和12年度における生活排水処理率を91.8%（令和元年度：82.0%）に引き上げることを目指しています。

- 生活排水処理率を令和12年度までに91.8%に引き上げる
- 汚水処理人口普及率を令和12年度までに95.0%に引き上げる

※生活排水処理率とは、地域の住民基本台帳人口に対して、し尿及び生活排水（台所やお風呂の排水等）が生活排水処理施設によって処理されている人口の割合を示すものであり、総務省が発表している「汚水衛生処理率」と同様の指標となるものです。

なお、本町において生活排水処理を行う施設は、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（％）} = \frac{\text{生活排水処理人口（人）}}{\text{地域の住民基本台帳人口（人）}} \times 100$$

また、別の指標として、汚水処理人口普及率があります。これは地域の住民基本台帳人口に対して生活排水処理施設が整備された人口の割合を示すもので、生活排水処理率とは必ずしも一致しません。それは、施設を整備しても、各家庭から施設に接続するまでに時間が必要となるためです。

$$\text{汚水処理人口普及率（％）} = \frac{\text{生活排水処理施設整備人口（人）}}{\text{地域の住民基本台帳人口（人）}} \times 100$$

本計画では、実際に生活排水が処理されている比率を表す『生活排水処理率』を主要指標として用いることとします。

2 第6次新富町長期総合計画 前期計画（令和4年3月）

本町の上位計画である前期総合計画の概要（一般廃棄物に関する事項のみ）を図表2-6-1に示します。

◆図表2-6-1 第6次新富町長期総合計画 前期基本計画の概要（その1）

項目	概要
将来計画	<p>計 画 期 間：令和4～13年度</p> <p>基本ビジョン：『子や孫たちが帰って来たくなるまち』</p> <p>分野別ビジョン：①快適で安全安心な生活がおくれるまち</p> <p style="padding-left: 2em;">②誰ひとり取り残されないまち</p> <p style="padding-left: 2em;">③生涯を通して活躍できるまち</p> <p style="padding-left: 2em;">④仕事があり、人が集まる、魅力あふれるまち</p> <p style="padding-left: 2em;">⑤新しい価値を生みだし、活性化するまち</p>
計画概要	<p>【環境保全】</p> <p>1ーごみ処理・リサイクル</p> <p>(1) 適正なごみ処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 宮崎市・東諸県・西都児湯の広域的共同処理施設「エコクリーンプラザみやざき」において、可燃ごみの適正処理を図ります。 ● 西都児湯クリーンセンターのリサイクル施設において、資源物及び不燃ごみの適正処理を図ります。 ● 脱炭素社会^{※11}を見据え、環境配慮型のごみ袋やごみ収集車等の導入を検討します。 ● 災害廃棄物処理計画の見直しや関係団体との連携協定締結により、災害廃棄物の処理が迅速に行えるよう体制の構築に努めます。 ● 家庭から排出される剪定木の再資源化の実施と、企業との連携により再資源化に向けた調査研究を行います。 ● 事業所に対して、廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化を推進します。 ● 関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図り、ごみの不法投棄の防止に努めます。 <p>(2) ごみ減量化及び資源リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リサイクル率25%を目標とするとともに、ゼロウェイストシティ^{※12}実現に向けた調査研究を行います。 ● 循環社会形成のため、資源リサイクルの広報啓発に努めます。 ● 使用済み紙おむつのリサイクルなど新たなリサイクル分野に向けての調査を行います。 ● 新富町し尿処理施設から排出される「し渣(脱水汚泥)」の再資源化に向けた調査研究を推進します。 <p>2ー自然環境保全</p> <p>(1) 自然環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理能力を向上させ、河川等の水質改善を図るため、合併浄化槽^{※13}の設置促進に努めます。 ● 開発行為に関して、自然環境保護のための適正な監視・指導に努めます。 ● 水源の涵養や土砂災害防止機能を持つ森林の適切な保全を推進します。 ● 海岸漂着物の撤去・回収に努め、海の豊かさを守る取組を推進します。 ● 脱炭素社会の実現に向けたクリーンエネルギー^{※14}の利活用について調査・研究に努めます。 ● 関係機関との連携により不法投棄監視体制の強化を図るとともに、不法投棄者に対する責任追及に取り組み、ごみの不法投棄の防止に努めます。 <p>(2) 環境保全意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「一ツ瀬川河川清掃」「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」の実施を通して、環境保全意識の啓発に努めます。 ● 小中学校や生涯学習などで取り組む環境学習に関する取組を支援し、環境意識の向上に努めます。 ● 環境問題に関心を持つ人を増やし、問題解決のための能力の育成を図る教育の推進に努めます。 ● 様々な広報媒体を通して、環境保全団体等の取組に関する情報を提供するなど、環境保全に関する意識啓発に努めます。 ● クリーンエネルギーの利活用ができるよう調査研究を行います。 <p>(3) 排水処理対策等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 優先順位をつけながら、降雨に伴う排水処理対策として、道路や河川改修に併せた排水路の整備に努めます。 ● 生活排水処理率72.5%を目標に、合併浄化槽の普及啓発に努めます。 ● 合併浄化槽の普及促進と災害時の対応が円滑に行えるよう、スマート浄化槽システム^{※15}の導入について検討します。 <p><small>※13 合併浄化槽…し尿や生活雑排水を微生物の働きなどによって浄化し、きれいな水にして放流するための施設。</small></p> <p><small>※14 クリーンエネルギー…二酸化炭素や窒素酸化物など大気汚染・地球温暖化の原因となる物質を排出しない、または排出が少ないエネルギーのこと。太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電など。</small></p> <p><small>※15 スマート浄化槽システム…GIS(地理情報システム)を利用した浄化槽台帳を整備する方法。</small></p>

資料：「第6次 新富町 長期総合計画 前期基本計画」（令和4年3月）

◆図表 2-6-1 第6次新富町総合計画の概要（その2）

項目	概要		
計画概要	数値目標		
	項目	現状値(R2)	目標値(R8)
	◆国県道改良率(5.5m未満含む)	87.4%	88.4%
	◆町道改良率(5.5m未満含む)	69.5%	70.0%
	◆町営公共交通利用者数	6,295名	12,000名
	◆防災士資格取得者総数	83名	130名
	◆相続財産管理人申立て、略式代執行件数	1件	3件
	◆ごみリサイクル率	13.7%	25.0%
	◆アカウミガメ上陸回数	293回	340回
	◆生活排水処理率	68.8%	72.5%

資料：「第6次新富町長期総合計画 前期基本計画」（令和4年3月）

第3章 ごみ処理の現状と分析

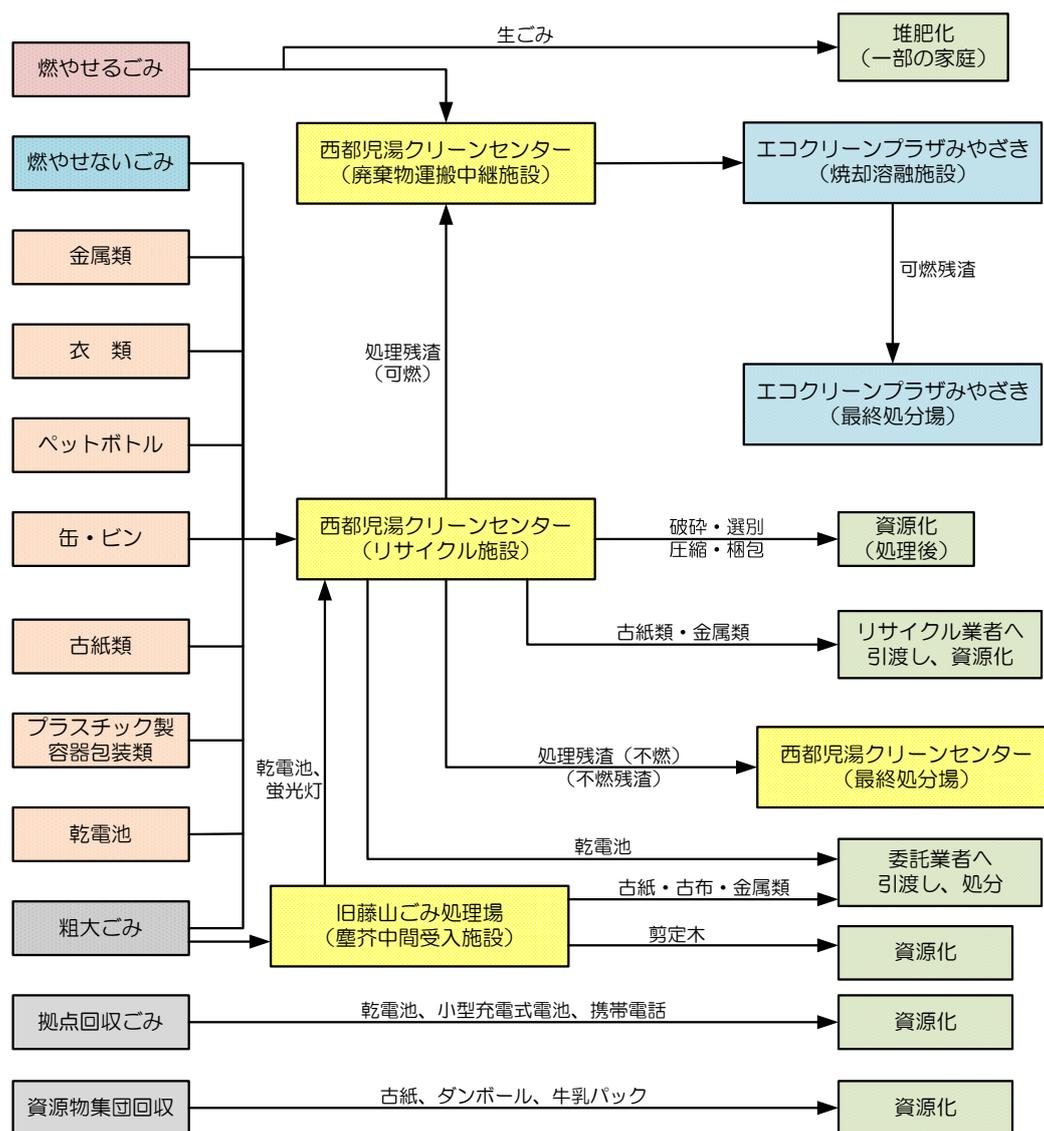
3-1 ごみ処理の流れ

令和4年度の本町のごみ処理・処分の流れは以下のとおりとなっています。

本町で排出されたごみは、店頭回収及び集団回収されるもの以外は全て西都児湯クリーンセンターへ持ち込まれ、燃やせるごみ（以下、本計画では「可燃ごみ」という。）以外は西都児湯クリーンセンター内のリサイクル施設へ搬入され、可燃ごみについては西都児湯クリーンセンターの中継施設で圧縮された後、大型車にて宮崎市内の「エコクリーンプラザみやざき」に運搬され焼却処理されています。

なお、西都児湯クリーンセンター内で発生する選別残渣については西都児湯クリーンセンター最終処分場で、焼却残渣についてはエコクリーンプラザみやざきの最終処分場で埋立処分されています。

◆図表 3-1-1 ごみ処理・処分の流れ



3-2 ごみの分別

本町において排出される一般廃棄物（ごみ）は、委託された一般廃棄物収集運搬許可業者によって指定された期日の朝7時から収集・運搬される「収集ごみ」（「家庭系ごみ」）と、排出者が直接もしくは排出者に委託された一般廃棄物処理業者が中間処理施設等へ持ち込む「直接搬入ごみ」が主なものです。

また、「直接搬入ごみ」は「家庭系ごみ」と「事業系ごみ」に分類されますが、その大部分が産業廃棄物に定義されない事業活動から排出される「事業系ごみ」で、具体的には商店、スーパー、飲食店、事業所、ホテル・旅館、公共施設等から排出される生ごみ、紙ごみ、梱包材等です。

本町のごみ収集所で回収する物は、図表 3-2-1 に示すとおりです。

なお、本町のごみの分別については、図表 3-2-2 に示す西都児湯クリーンセンターの規定にしたがって分別を行っています。

◆図表 3-2-1 家庭ごみの出し方

曜日	ごみの種類	袋の種類
月曜日	燃やせるもの全般	青色文字の袋
	廃食用油回収箱	—
火曜日	飲み物缶やビン全般	黄色文字の袋
	ペットボトル全般	黄色文字の袋
	缶詰や小型家電、金属全般	黄色文字の袋
水曜日	燃やせるもの全般	青色文字の袋
	廃食用油回収箱	—
木曜日	容器包装プラスチック全般	緑色文字の袋
	古紙（新聞紙、チラシ）	黄色文字の袋
	古布（汚れていないもの、中に綿などが入っていないもの）	黄色文字の袋
	古紙（雑誌類や教科書）	黄色文字の袋
	古紙（段ボール）	黄色文字の袋
	古紙（牛乳パック）	袋なし。紐で縛ること
金曜日	燃やせるもの全般	青色文字の袋
	廃食用油回収箱	—
	燃やせないごみ	赤色文字の袋

◆図表 3-2-2 家庭ごみの種類と分別

*ごみは午前7時までに出してください
 *指定袋に必ず名前を書いてください
 *祝日・休日は収集いたしません

ごみの分け方・出し方

新富町役場 都市建設課 《電話 33-6072》

区分	袋	曜日	ごみの種類	ごみの出し方
燃やせるごみ	青文字の指定袋	月・水・金	生ごみ、貝殻、草木類、革製品、ゴム製品、紙くず、紙パック・紙カップ、紙あわつ類、プラスチック以外のアプ製品、ビニール類製品、ビニール類製品、ビニール類製品、自然化できない布類	●生ごみは十分に水切りをして出してください。 ●生理用品は「燃やせるごみ」で出してください。 ●紙あわつ類は、汚物を取り除いて出してください。 ●焼却灰は少量を新聞紙等で包み「燃やせるごみ」で出してください。 ●乾燥剤は「燃やせるごみ」で出してください。 ●内側にアルミ箔が貼ってある紙パック（湯パックなど）も「燃やせるごみ」で出してください。
回収箱	廃食用油	月・水・金	◎回収できる油 ●サラダ油 ごま油、大豆油、オリーブ油 ×回収できない油 ●動物性油全般（バター、ラード（豚油）、ヘッド（牛脂）等） ●鉱物油（機械油や自動車用オイル全般）	●各ごみ収集所や集会所の「廃食用油回収箱」の中へ、プラスチック製の油容器か、ペットボトル（フタがしっかり閉まるもの）に入れてください。（ビンは使用しないでください。） フタをしっかり閉める
資源ごみ①	黄文字の指定袋	火	※3種類に分けて出してください。 ① 飲料用缶・ビン類（ジュース・ビール、酒類の缶・ビン）※金属のフタは「その他の金属」で出す。 ② ペットボトル（飲料用、しょうゆ用、みりん・酒類・ドレッシング） ③ その他の金属類（缶詰、菓子缶、油缶、スプレー缶、カセットボンベ、フライパン、ナベなど、缶、カセットボンベ、カマ、小型家電製品（家電4品目以外の物））	●空缶……水気をしっかり切って、つぶさないで出してください。 ●ビン類……フタははずして、中を洗って出してください。（油ビンは、しっかり油を拭き取ってください。） ●金属製のフタは「その他の金属類」で出してください。 ※硬質ガラス・乳白色のビンは「燃やせるごみ」（赤文字の袋）で出してください。 ●ペットボトルのフタとラベルはプラスチック包装（緑文字の袋）に入れてください。（中は洗って出してください。） ●ペットボトルは横向きに限り、潰して構いません。 ●金属製のフタは「その他の金属類」で出してください。 ●缶詰缶・菓子缶・食用油缶は中を洗って出してください。 ●スプレー缶・カセットボンベなどは、使い切ってから穴を開けてガス抜きを必ずしてください。 ●傘は袋から飛び出ていると結構です。 ●廃家電製品を出すときは、必ず「乾電池」をはずしてください。（乾電池は役場などに回収箱が設置してあります。）
資源ごみ②	緑文字の指定袋	木	プラスチック類の表示 スーパー、レジ袋、フタ付ボトル類（食用油ボトル含む）、食品トレイ、パック類、チューブ類、発泡スチロール、ポリ・ビニール袋類、アミ、ネット類、カップ類	※プラスチック類の材質でできている容器や包装で、中身を飲食したり取り出したら不要になる物です。 ●発泡スチロールも含まれます。 ●汚れているものは、きれいに洗って出してください。 ●洗っても汚れの落ちないものは「燃やせるごみ」（青文字の袋）で出してください。 【間違えやすいもの】 アルミ箔・アルミカップ → 「燃やせるごみ」（赤文字の袋） 乳製品の紙カップ → 「燃やせるごみ」（青文字の袋） 乾電池 → 「燃やせるごみ」（青文字の袋）
資源ごみ③	黄文字の指定袋	木	①新聞紙、チラシ、雑誌等、②段ボール、金属・ガムテープははずしてください、③牛乳パック	①新聞紙}一緒に袋に、チラシ}入れて下さい。 ②雑誌等}かならず別々に「資源ごみ」（黄文字の袋） ③段ボール}入れて下さい。 ④牛乳パック（ひもでしばって、そのまま出してください）
資源ごみ④	黄文字の指定袋	木	⑤ シャツ、ズボン、スカートなど、タオル、シャツ、ハンカチなど	●中に綿（わた）や羽毛が入ったジャケットなど。 ●布団、座布団、クッション、ぬいぐるみなど。 ●汚れている古布類。 「燃やせるごみ」（青文字の袋）で月・水・金に出してください。
燃やせないごみ	赤文字の指定袋	金	ガラス類、陶器類、使い捨てカイロ、アルミ箔・アルミカップ	●割れたガラス・陶器類を出すときは、厚手のビニール袋などでしっかり包み「キケン」と表示してください。 ※蛍光管（割れていないものは、リサイクルをしますので、中間受入施設（旧藤山ごみ処理場）へ持ち込んでください。）

★下記のものは中間受入施設★ (旧藤山ごみ処理場内 新富町大字新田21233-1)

町指定のごみ袋に入らない物（粗大ごみ）は直接中間受入施設に、管理人の指示に従って搬入してください。

- タンス、机、いす、ベッド、ソファ等類（解体や分解せずにそのまま搬入してください）
- 布団・じゅうたん類（80cm以内に折りたたみ、ひも等で縛ってください）
- 畳（80cm以内に切断し、ひも等で縛ってください）
- 自転車、乳母車、チャイルドシートなど
- 家庭用の金属類（トタン、スチールパイプなど）※農業用は除きます。
- 袋に入らないプラスチック製品（波板など）
- 袋に入らない家電製品（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、クーラー、冷凍庫以外のもの）
- 蛍光管（割っていない物）
- 草丈類 棒状の物=長さ80cm 直径12cm 以内 棒状の物=縦 80cm 横 50cm 以内

★古紙類（雑誌、段ボールなど）袋に入れてひも等でしばって出してください。

新聞紙、チラシ ※新聞紙とチラシは一緒に結んで出します。
（購入会の方でも、従来どおり第2・第4月曜日に回収しています。）

営業日 土曜日・日曜日
9:00~12:00 13:00~16:00

雑誌等、段ボール、金属・ガムテープははずしてください

捨てられないもの

農業・事業用廃棄物

- タイヤ、バッテリー、注射針、車用オイル、農業など
- ※販売店、専門業者に処理を依頼してください。
- 肥料袋、農業用ビニールポリフィルムなど
- ※産業振興課が別途収集します。

家電リサイクル法対象品

- テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、クーラー
- ※販売製品販売店を通じて、有料で処分してください。
- パソコンはメーカーとの直接取引により、リサイクルしてください。

○回収箱が置いてありますのでご利用ください。
役場、新田支所、社会福祉協議会（旧中央公民館）
上新田公民館、児湯農協新富支所、
各小中学校、新田出張所、上新田出張所、
中間受入施設（旧藤山ごみ処理場内）

※ごみ収集所では回収していません。

3-3 ごみ種類の定義等

1 本計画におけるごみ種類の定義

本計画では、「収集ごみ」と「直接搬入ごみ」の2種類の区分を用いて、ごみ排出状況の実態を整理しています。

まず、「収集ごみ」とは、本町が委託する収集業者がごみ集積所（ステーション）から収集したごみと定義しています。次に、「直接搬入ごみ」とは、個人や事業者が直接西都児湯クリーンセンターへごみを搬入するものの合計値として定義しています。

なお、拠点回収や店頭回収及び生ごみの堆肥化事業については、量等を把握できていないため本計画の対象外としています。

図表 3-3-1 に本計画でのごみ種類の名称に関する定義を整理しました。

◆図表 3-3-1 ごみ種類の定義

大区分		収集・運搬	ごみ分別区分	本計画上の名称
収集ごみ	家庭系	委託業者	燃やせるごみ	可燃ごみ
			缶・ビン類 ペットボトル 金属類 プラスチック製容器包装類 新聞紙、古紙、ダンボール類、牛乳パック 衣類	資源ごみ
			燃やせないごみ	不燃ごみ
直接搬入ごみ	家庭系	個人持込	蛍光管	不燃ごみ
			古紙類	資源ごみ
			粗大ごみ	粗大ごみ
	事業系	許可業者	燃やせるごみ	可燃ごみ
燃やせないごみ			不燃ごみ	
拠点回収		委託業者	乾電池	資源ごみ

2 可燃ごみ

可燃ごみは、西都児湯クリーンセンターの西都児湯廃棄物運搬中継施設にてごみ圧縮機によりコンテナ内部で圧縮後、コンテナを運搬車でエコクリーンプラザみやざきへ運搬しています。エコクリーンプラザみやざきへ搬入された可燃ごみは、エコクリーンプラザみやざきの焼却施設にて焼却処理後、焼却灰はエコクリーンプラザみやざきの最終処分場で埋立処分しています。

3 不燃ごみ

不燃ごみは、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、リサイクル施設で破碎後、磁選機で破碎鉄を、アルミ選別機で破碎アルミを選別し、選別された破碎鉄及び破碎アルミはそ

れぞれ金属圧縮装置にて圧縮し、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

また、ストックヤードに一時貯留された鉄分は再生処理業者に引き渡しています。

鉄分選別後の不燃ごみは処理残渣（可燃）と処理残渣（不燃）に分別され、処理残渣（可燃）は可燃ごみと一緒にエコクリーンプラザみやざきへ運搬しています。また、処理残渣（不燃）は、西都児湯クリーンセンターの一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

なお、小型家電や傘については、本町指定ごみ袋で燃やせないごみとして出すものとしています。

4 資源ごみ

資源ごみは以下に示す処理・処分を行っています。

（1）缶・ビン類

缶類は、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、リサイクル施設で破碎後、磁選機でスチール缶を、また、アルミ選別機でアルミ缶を選別し、選別されたスチール缶及びアルミ缶はそれぞれ圧縮装置にて圧縮します。圧縮されたスチール缶及びアルミ缶成型品は、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

ビン類は、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、リサイクル施設の選別室で無色ビン、茶色ビン及びその他ビンに選別し、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

（2）ペットボトル

ペットボトルは、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、リサイクル施設の選別室でペットボトルの不純物等を除去後、圧縮装置にて圧縮します。圧縮されたペットボトル成型品は、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

（3）プラスチック製容器包装

プラスチック製容器包装は、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、リサイクル施設の選別室でプラスチック製容器包装の不純物等を除去後、圧縮装置にて圧縮します。圧縮されたプラスチック製容器包装成型品は、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

（4）新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック等

新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック等については、ごみを減らし再利用・再資源化を進めていくため、新富町地域婦人連絡協議会で、資源物の回収を行っています。

（5）乾電池

乾電池は、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、リサイクル業者に引き渡しています。

5 直接搬入ごみ

西都児湯クリーンセンターへ直接搬入されたごみは、リサイクル施設で手選別にて、鉄分、アルミ、空きビン等の選別を行い、西都児湯クリーンセンター内のストックヤードに一時貯留後、前述した不燃ごみ及び各資源ごみの処理・処分を行っています。

6 粗大ごみ等（指定袋にはいらないもの）

本町指定ごみ袋に入らない家庭から出る粗大ごみ等は、本町の塵芥中間受入施設で受け入れています。

なお、本町指定ごみ袋で排出できる物（古紙・古布類は除く）については、塵芥中間受入施設では受け入れを行っていません。

7 ガス缶類

カセットコンロ用ガスボンベ、スプレー缶及びガスライターは、西都児湯クリーンセンターへ搬入され、適正に処理しています。

8 特定家庭用機器（家電リサイクル対象品）

特定家庭用機器再商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に基づき、処分する際には個人で指定引取所に直接搬入する、もしくは家電販売店や本町が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ引き渡すものとしています。

9 事業系ごみ（一般廃棄物）

商店、スーパー、飲食店、事業所及び公共施設等から出る事業系ごみは、事業者の責任で処理されるか、西都児湯クリーンセンターへ搬入（搬入許可が必要）されています。

なお、西都児湯クリーンセンターへ搬入された事業系ごみ（可燃ごみ）は、前述した処理・処分にて適正に処理しています。

10 海岸漂着物

本町の海岸には、日本や近隣諸国で発生したごみが毎年大量に漂着し、生態系を含む海岸環境の悪化、美しい浜辺の喪失、海岸機能の低下、それらによる漁業への影響などが危惧されています。

本町では、国や県の補助を受け、町の回収事業及び海岸清掃ボランティアによって漂着ごみの一部を回収・処理しています。

3-4 ごみ排出量の実績

1 ごみ総排出量

本町の年間ごみ排出量の推移を図表 3-4-1~4 に示しています。

ごみ排出量は令和 3 年度に減少後、横ばいで推移しています。なお、令和 4 年度の年間ごみ排出量は 4,858.34t/年で、平成 30 年度から 6.8%の減少となっています。

ごみ種類別では、粗大ごみが令和元年度及び令和 4 年度に一時増加しています。

一人一日当たりごみ排出量についても、ごみ排出量と同様に、令和 3 年度に減少していましたが、令和 4 年度は増加しています。令和 4 年度の一人一日当たりの排出量は 793.09g/人日であり、平成 30 年度と比較すると 30.27g/人日の減少となっています。

また、本町の一人一日当たりごみ排出量は西都児湯全体の平均値より 83~115g 程度多く、全国平均よりも 65~107g 程度少なくなっています。

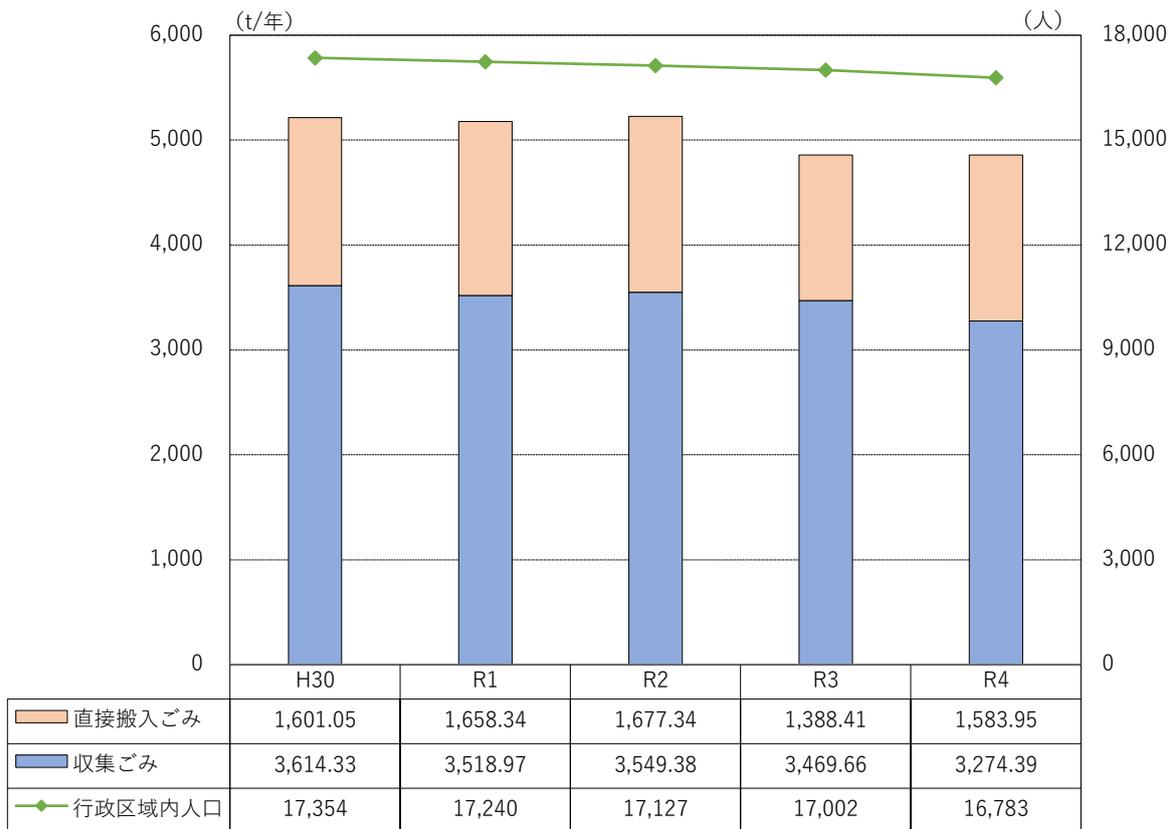
◆図表 3-4-1 ごみ総排出量の実績

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30 (H30比)
行政区域内人口 (計画収集人口)	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	-571 (-3.3%)
ごみ排出量	t/年	5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34	-357.04 (-6.8%)
収集ごみ ^{※1}	t/年	3,614.33	3,518.97	3,549.38	3,469.66	3,274.39	-339.94 (-9.4%)
直接搬入ごみ ^{※2}	t/年	1,601.05	1,658.34	1,677.34	1,388.41	1,583.95	-17.10 (-1.1%)
一人一日当たりの ごみ排出量	g/人日	823.36	820.52	836.10	782.84	793.09	-30.27 (-3.7%)
収集ごみ ^{※1}	g/人日	570.60	557.70	567.78	559.11	534.52	-36.08 (-6.3%)
直接搬入ごみ ^{※2}	g/人日	252.76	262.82	268.32	223.73	258.57	+5.81 (+2.3%)

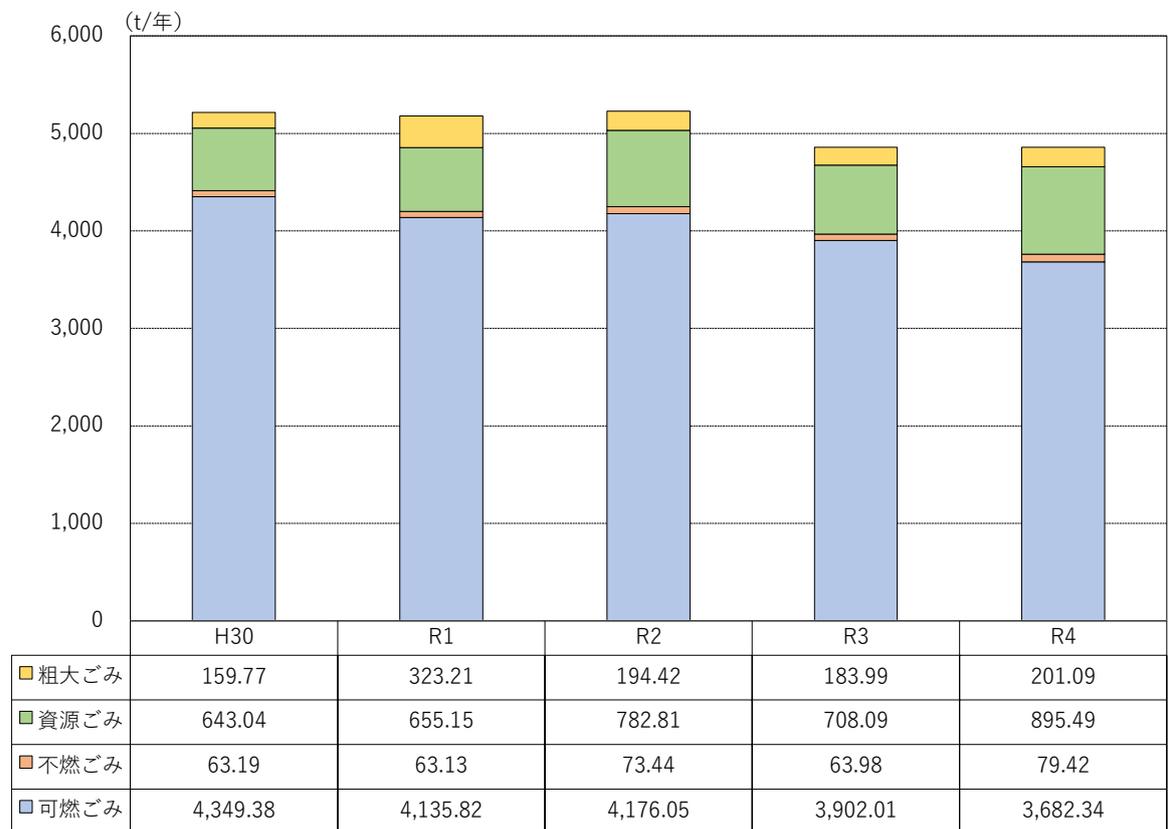
※1：委託業者収集ごみの合計

※2：個人及び事業者持ち込みごみと許可業者収集ごみの合計

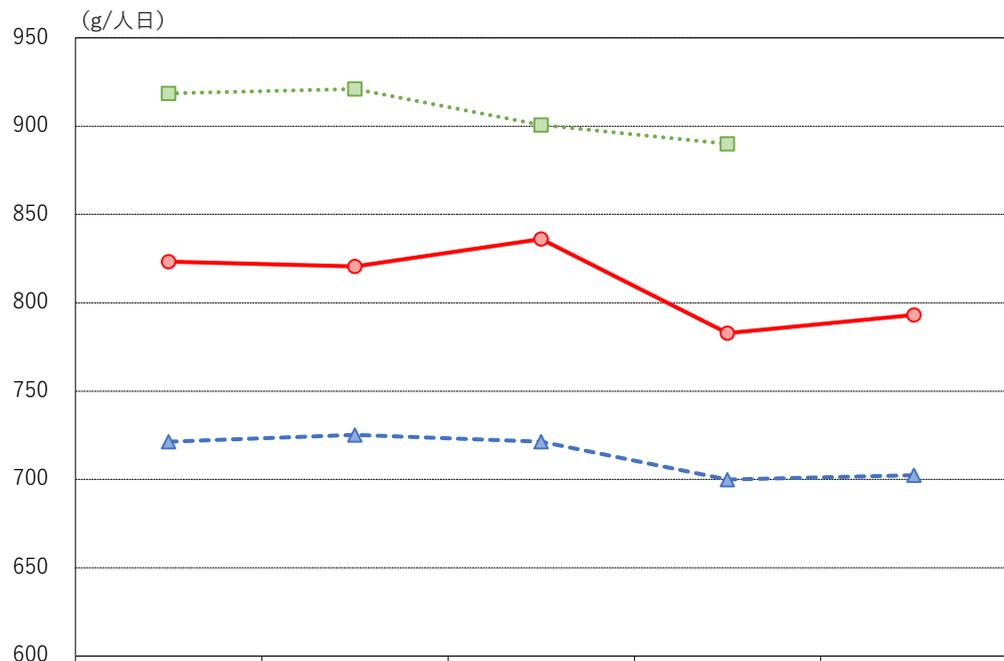
◆図表 3-4-2 ごみ排出量の推移



◆図表 3-4-3 区別ごみ排出量の推移



◆図表 3-4-4 一人一日当たりのごみ排出量の推移



	H30	R1	R2	R3	R4
●—● 全国平均	919	921	901	890	—
▲-▲- 西都児湯全体	721	725	721	700	702
●—● 新富町	823.36	820.52	836.10	782.84	793.09

2 可燃ごみ

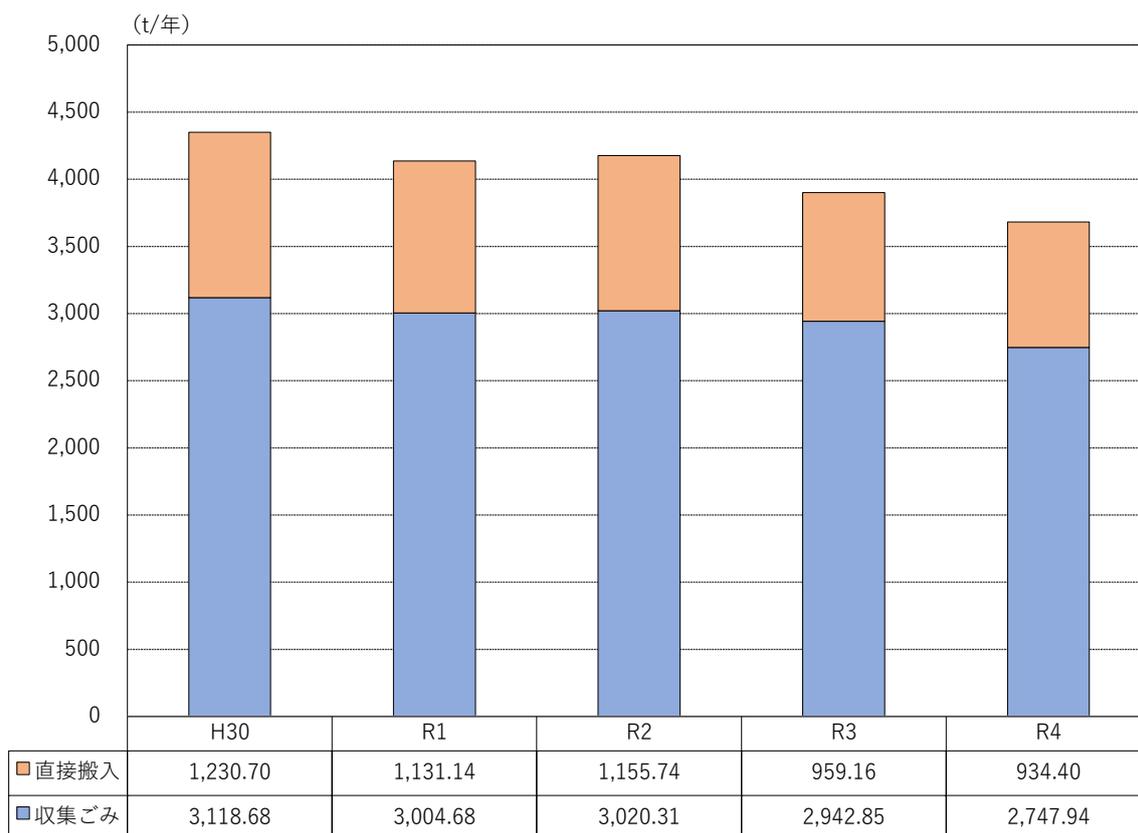
可燃ごみ排出量については、経年的に減少傾向にあり、令和4年度は3,682.34t/年で、平成30年度(4,349.38t/年)から667.04t/年の減少となっています。

収集ごみは経年的に減少傾向にあり、令和4年度は2,747.94t/年で、平成30年度(3,118.68t/年)から370.74t/年の減少となっています。また、直接搬入ごみは経年的に減少傾向にあり、令和4年度は934.40t/年で、平成30年度(1,230.70t/年)から296.30t/年の減少となっています。

◆図表 3-4-5 可燃ごみ排出量の実績

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30
収集ごみ	t/年	3,118.68	3,004.68	3,020.31	2,942.85	2,747.94	-370.74
直接搬入ごみ		1,230.70	1,131.14	1,155.74	959.16	934.40	-296.30
合計		4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34	-667.04

◆図表 3-4-6 可燃ごみ排出量の推移



3 不燃ごみ

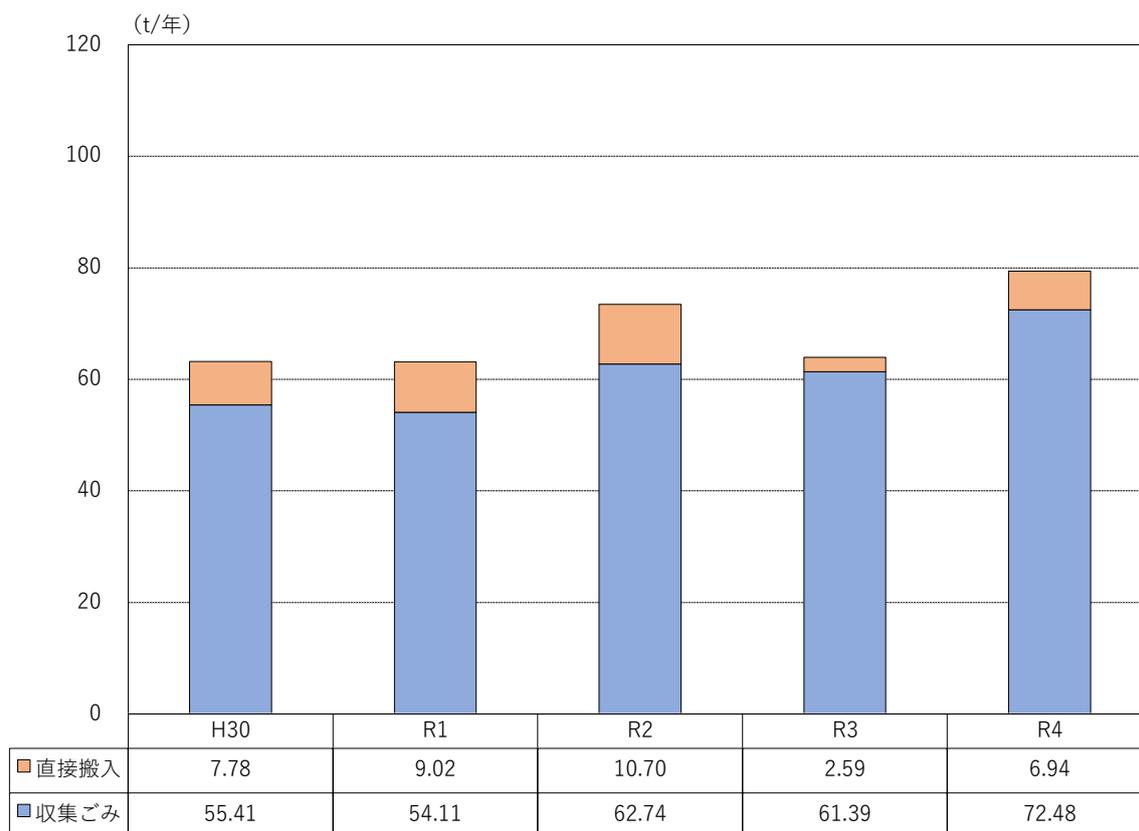
不燃ごみ排出量は経年的に増加傾向にあり、令和 4 年度は 79.42t/年で、平成 30 年度 (63.19t/年) から 16.23t/年の増加となっています。

収集ごみは経年的に増加傾向にあり、令和 4 年度は 72.48t/年で、平成 30 年度 (55.41t/年) から 17.07t/年の増加となっています。また、直接搬入ごみは令和 2 年度までは増加傾向にありましたが、令和 2 年度を境に減少に転じ、令和 4 年度は再度増加しています。なお、令和 4 年度は 6.94t/年で、平成 30 年度 (7.78t/年) から 0.84t/年の減少となっています。

◆図表 3-4-7 不燃ごみ排出量の実績

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30
収集ごみ	t/年	55.41	54.11	62.74	61.39	72.48	17.07
直接搬入ごみ		7.78	9.02	10.70	2.59	6.94	-0.84
合計		63.19	63.13	73.44	63.98	79.42	16.23

◆図表 3-4-8 不燃ごみ排出量の推移



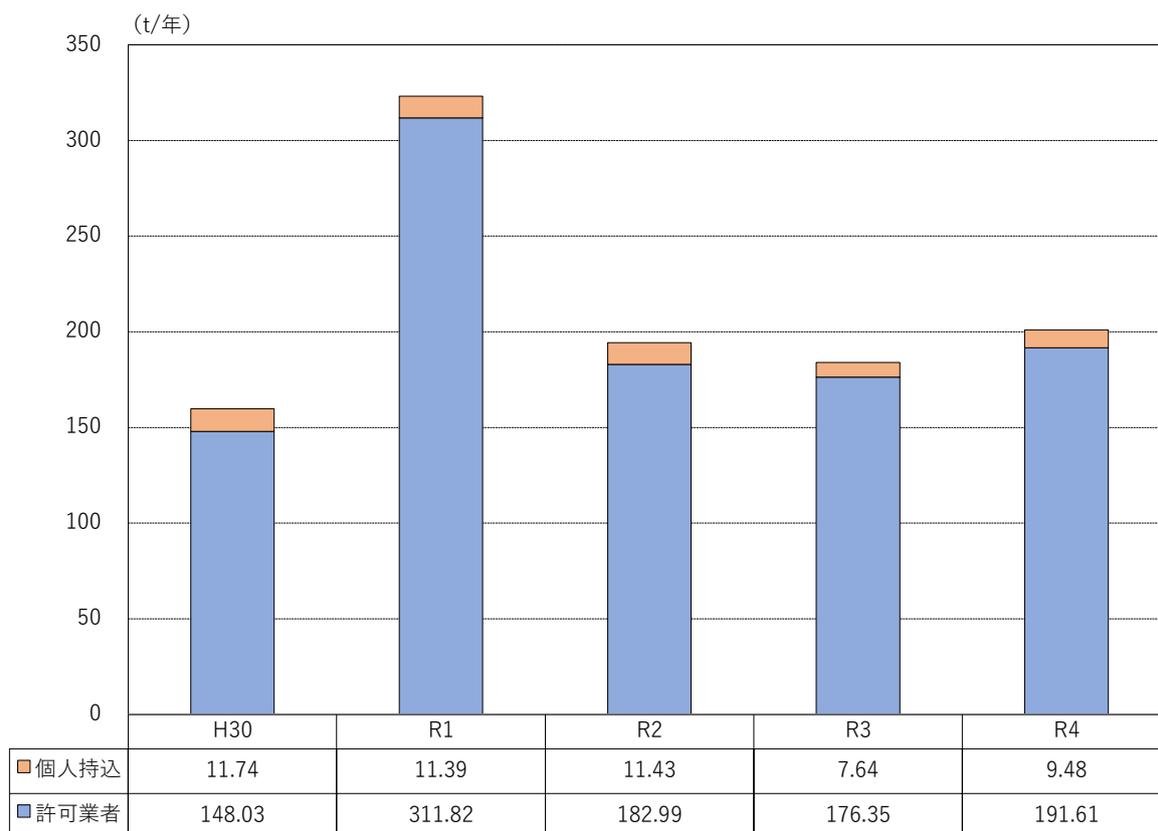
4 粗大ごみ

粗大ごみ排出量は経年的に増加傾向にあり、令和元年度は大きく増加しています。この理由としては、コロナ禍によって自宅の整理を行い、不要物を破棄する家庭が増えたためであると考えられます。また、粗大ごみの総排出量としては、令和4年度は201.09t/年で、平成30年度（159.77t/年）から41.32t/年の増加となっています。なお、収集ごみは経年的に増加傾向にあり、令和4年度は191.61t/年で、平成30年度（148.03t/年）から43.58t/年の増加となっています。直接搬入ごみはほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は9.48t/年で、平成30年度（11.74t/年）から2.26t/年の減少となっています。

◆図表 3-4-9 粗大ごみ排出量の実績

区分	単位	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30
直接搬入ごみ（許可業者）	t/年	148.03	311.82	182.99	176.35	191.61	43.58
直接搬入ごみ（個人持込）		11.74	11.39	11.43	7.64	9.48	-2.26
合計		159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	41.32

◆図表 3-4-10 粗大ごみ排出量の推移



5 資源ごみ

資源ごみ排出量は、収集ごみは令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和2年度を境に減少に転じており、集団回収ごみは減少傾向にあります。

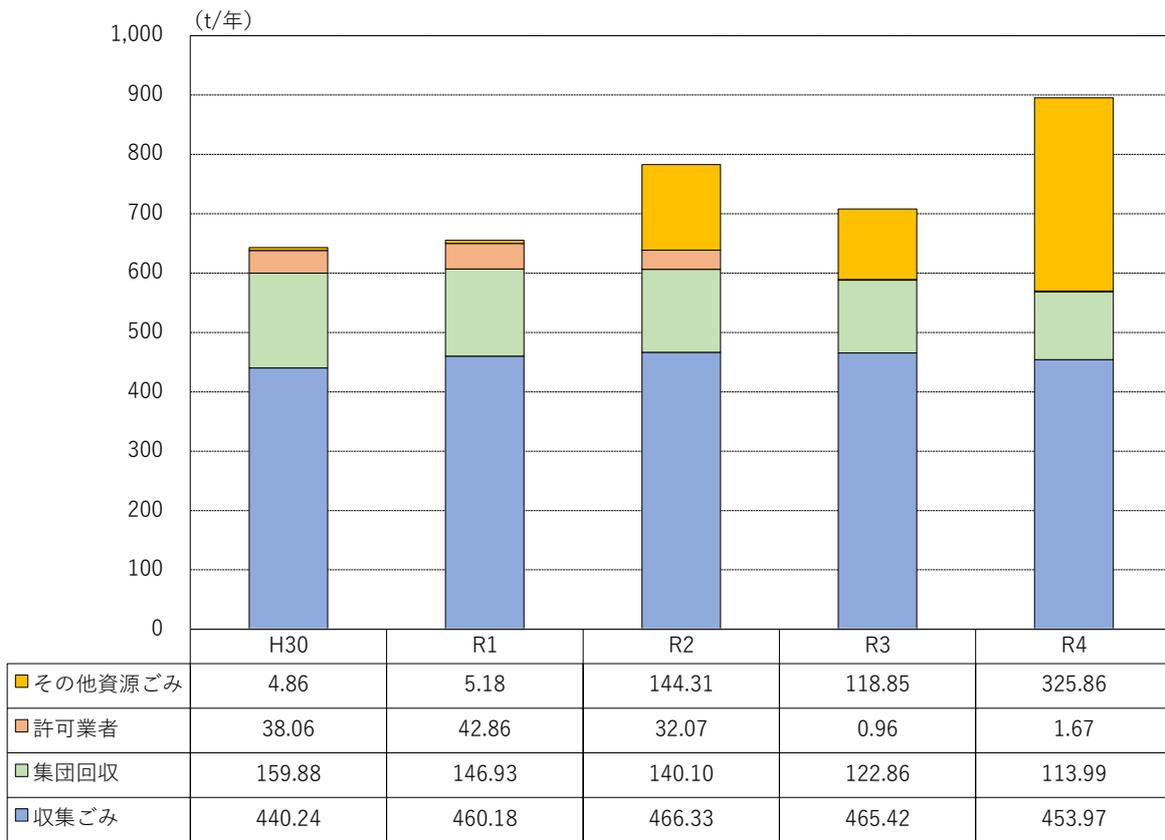
内訳を見ると、集団回収ごみではダンボールを除く項目においては減少傾向にあり、機密文書については令和3年度以降、収集されていません。また、直接搬入ごみでは令和3年度以降、金属類は大きく減少し、また、金属類を除き搬入されていないため、結果として排出量は経年的に減少傾向となっています。

なお、直接搬入ごみにおける、缶・ビン類、ペットボトル及び容器包装プラスチックについては、令和3年度から西都児湯クリーンセンターで事業所ごみの出し方に関する見直しにより、産業廃棄物として扱われることとなったため、搬入がなくなっています。

◆図表 3-4-11 資源ごみ排出量の実績

区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30	
収集ごみ	金属類	t/年	57.27	62.31	68.45	65.04	56.75	-0.52	
	缶・ビン類		121.51	118.95	120.18	115.19	112.98	-8.53	
	ペットボトル		50.18	51.87	54.85	58.66	59.65	9.47	
	容器包装プラ		100.05	102.79	104.81	109.49	104.66	4.61	
	古紙		80.70	83.64	76.82	75.67	78.14	-2.56	
	蛍光管		0.00	0.75	1.01	1.25	1.13	1.13	
	乾電池		2.16	4.02	4.89	4.71	5.30	3.14	
	衣類		28.37	35.85	35.32	35.41	35.36	6.99	
計	440.24		460.18	466.33	465.42	453.97	13.73		
直接搬入	集団回収		ダンボール	29.24	26.73	30.07	31.38	31.30	2.06
			新聞・チラシ	66.34	57.36	48.48	44.78	43.86	-22.48
			雑誌(雑紙含)	49.77	42.89	44.23	45.99	38.18	-11.59
			機密文書	6.05	12.23	9.30	0.00	0.00	-6.05
			シュレッダー	7.92	7.06	7.36	0.05	0.00	-7.92
			牛乳パック	0.56	0.66	0.66	0.66	0.65	0.09
	計	159.88	146.93	140.10	122.86	113.99	-45.89		
	許可業者	金属類	6.80	6.91	6.85	0.96	1.67	-5.13	
		缶・ビン類	17.77	19.06	12.08	0.00	0.00	-17.77	
		ペットボトル	6.44	6.68	5.25	0.00	0.00	-6.44	
		容器包装プラスチック	7.05	10.21	7.89	0.00	0.00	-7.05	
	計	38.06	42.86	32.07	0.96	1.67	-36.39		
	その他資源ごみ	海岸漂着木	0.00	0.00	0.00	0.00	210.00	210.00	
		剪定木	0.00	0.00	138.00	112.00	109.00	109.00	
食品廃棄物		0.00	0.00	0.00	0.00	1.00	1.00		
パソコン		0.00	0.00	0.31	0.77	0.46	0.46		
携帯電話		0.00	0.00	0.01	0.01	0.03	0.03		
その他小型家電		0.00	0.00	0.16	0.40	0.35	0.35		
廃食用油		4.86	5.18	5.83	5.67	5.02	0.16		
計	4.86	5.18	144.31	118.85	325.86	321.00			
合計		643.04	655.15	782.81	708.09	895.49	252.45		

◆図表 3-4-12 資源ごみ排出量の推移



3-5 ごみの減量・再生利用の実績

1 町民によるごみ減量化・再資源化等

(1) 生ごみ堆肥化

本町ではごみ減量の一環として、平成 28 年 4 月 1 日より家庭用生ごみ処理容器設置事業として生ごみ処理機器（コンポスト）購入費の補助を行っております。

しかしながら、令和 3 年度からは予算削減のために補助がなくなっており、令和 2 年度時点における普及率は 1.8%※となっています。

新富町家庭用生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 9 日 告示第 15 号）の内容は、次のとおりです。

※本町全体の世帯数（6,430世帯）から普及率を算出



ア 補助金額

コンポスト 購入金額の 2 分の 1（上限 3 千円）

イ 補助の対象

補助金交付の対象となる処理機器は、一世帯につきコンポスト 2 基までとします。

ウ 補助の実績

過去 5 年間の補助基数は図表 3-5-1 に示すとおりとなっています。補助開始（平成 28 年度）から令和 2 年度までに 129 基の補助を行っています。

◆図表 3-5-1 生ごみ処理機器購入費補助基数の実績

区分	単位	H29	H30	R1	R2	R3	R4
補助基数	基	37	23	12	13	0	0
累計基数		81	104	116	129	129	129
世帯数	世帯	70	89	101	114	114	114
普及率	%	1.1	1.4	1.6	1.8	1.7	1.7

(2) 拠点回収

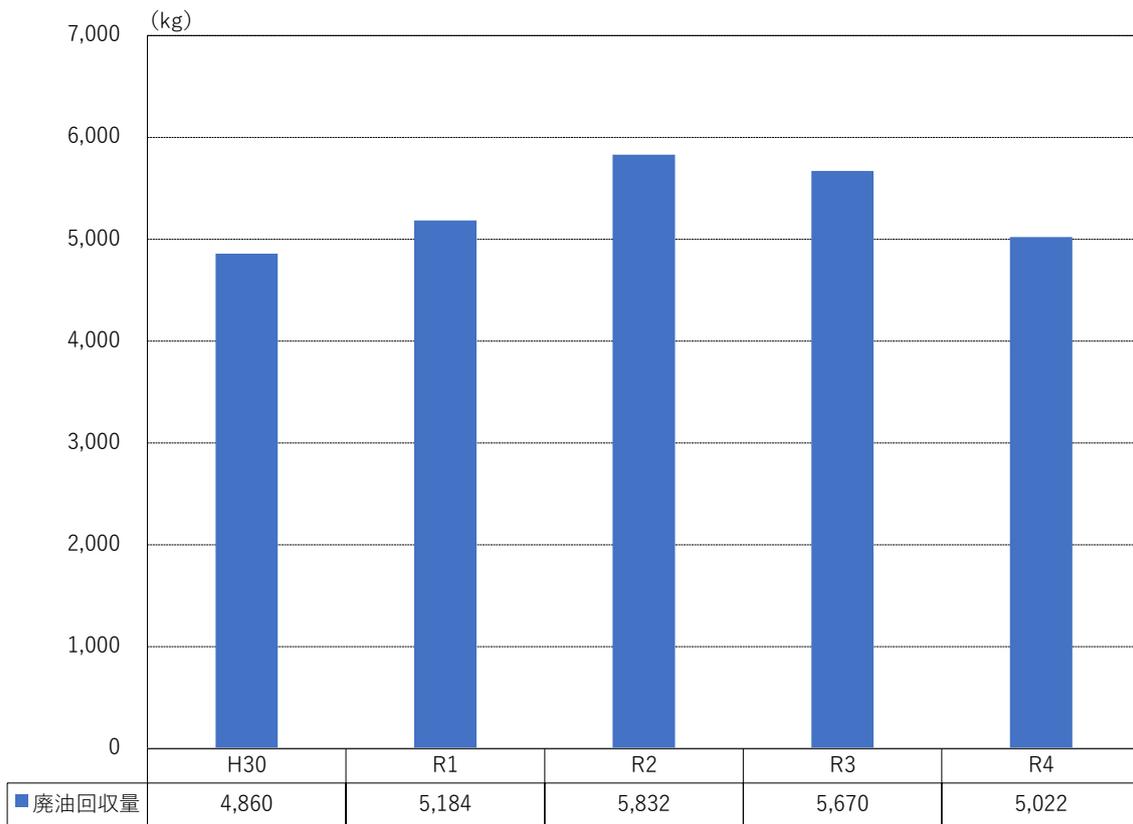
乾電池は、各拠点に設置した回収ボックスで回収し資源化しています。

2 行政によるごみ減量化・再資源化等

(1) 廃食油の回収、リサイクル

本町では、資源ごみの有効活用と水質浄化及び地球温暖化防止の一環として、また、ごみの減量化につながることから、廃食油の回収を行いリサイクルしています。回収された廃食油は飼料や肥料などに再利用されています。回収量の実績を図表 3-5-2 に示します。年度によって差はありますが、4,860～5,832kg 前後の廃食油が回収されています。

◆図表 3-5-2 廃油回収量の推移



(2) 資源化量

本町では、分別収集による施設での選別資源化、直接資源化を実施しており、ごみ総排出量に対する資源化率の推移を図表 3-5-3 に示します。令和 4 年度における本町の資源化率は 19.3%となっており、令和 3 年度実績（全国平均は 20.0%、宮崎県平均値は 17.2%、本町は 15.4%）を考慮すると、令和 4 年度では全国平均に近づいています。

◆図表 3-5-3 資源化回収量の推移

区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4
ごみ総排出量			5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34
資源化量	直接資源化量	t/年	638.18	649.97	638.50	589.24	569.63
	選別資源化量		37.23	53.34	53.12	45.16	41.35
	その他資源化量		4.86	5.18	144.31	118.85	325.86
	計		680.27	708.49	835.93	753.25	936.84
	(資源化率)	%	13.0	13.7	16.0	15.5	19.3
資源化率	全国平均	%	20.2	20.0	19.7	20.0	—
	宮崎県平均		15.9	16.6	17.1	17.2	—

(3) 中間処理施設による減量化量

本町の家庭及び事業者から排出されたごみは、全て中間処理しています。不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、リサイクル施設で可燃物、資源化物及び埋立物に選別し、各々焼却処理、資源化、埋立処分しています。また、可燃ごみは（選別可燃物含む）、中継施設で圧縮された後、エコクリーンプラザみやざきまで運搬し焼却施設で焼却処理しています。なお、焼却処理後の残渣については、エコクリーンプラザみやざきの最終処分場で埋立処分しています。

なお、粗大ごみについては本町の塵芥中間受入施設に直接持ち込むこととなっています。

中間処理施設による過去5年間の減量化量の推移は図表3-5-4に示すように、減量化率は年度により増減があり、62.1～72.9%の間で推移しています。

◆図表 3-5-4 中間処理施設における減量化率の推移

区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4
中間処理量			4,622.97	4,591.02	4,495.82	4,197.03	3,985.66
処理 残渣量	資源化量	t/年	680.27	708.49	835.93	753.25	936.84
	埋立処分量		572.51	637.97	623.72	579.94	573.69
	計		1,252.78	1,346.46	1,459.65	1,333.19	1,510.53
	(減量化率)	%	72.9	70.7	67.5	68.2	62.1
減量化率※	全国平均	%	74.7	74.9	74.3	74.7	—
	宮崎県平均		73.7	72.3	70.6	70.5	—

※減量化率=1-（資源化量（集団回収除く）+埋立処分量）÷ごみ処理量

3-6 ごみ処理・処分の状況

1 収集・運搬

本町の収集サービス等の状況は、図表 3-6-1 のとおりとなっています。

家庭から排出されるごみ（①～⑮までが該当）の収集範囲は本町行政区域内全域としており、本町が委託する業者により収集しています。また、事業所から排出される事業系ごみは、本町が許可する許可業者によって収集しています。

なお、粗大ごみについては本町の塵芥中間受入施設に直接持ち込むこととなっています。

◆図表 3-6-1 収集サービス等の状況

収集形態	収集方式	収集回数	排出容器	収集体制	
①燃やせるごみ	ステーション方式 (約 270 箇所)	3 回/週	指定袋 (青)	委託 (1 社)	
②飲み物缶やビン類全般		1 回/週	指定袋 (黄)		
③ペットボトル類全般					
④缶詰や小型家電、金属全般					
⑤古紙 (新聞紙、チラシ)					
⑥古布類					
⑦古紙 (雑誌類や教科書)					
⑧古紙 (段ボール)					
⑨古紙 (牛乳パック)					紐で縛って袋不要
⑩容器包装プラスチック全般					指定袋 (緑)
⑪陶器・ガラス・アルミ箔全般		指定袋 (赤)			
⑫廃食油	3 回/週	プラスチック製の油 容器かペットボトル			
⑬古紙	集団回収	2 回/月	紐で縛って袋不要		
⑭乾電池	拠点回収	町内 9 箇所の回収箱において回収			
⑮粗大ごみ	中間受入施設	土曜日・日曜日 9:00~12:00、13:00~16:00		個人持込	
事業系	戸別	契約ごとに異なる		許可 (4 社)	

2 中間処理

本町で発生する一般廃棄物は、1 市 5 町 1 村で構成する西都児湯環境整備事務組合によって管理・運営されている西都児湯クリーンセンターに搬入されます。

可燃ごみについては、西都児湯クリーンセンター内の中継施設で圧縮し、大型車に積み替えてエコクリーンプラザみやざきへ運搬し焼却処理しています。

不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみについては、西都児湯クリーンセンター内のリサイクル施設で選別・圧縮・梱包等の処理を行っています。

3 最終処分

本町の最終処分は、中間処理と同様、西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきで実施しています。

西都児湯クリーンセンターの最終処分場ではリサイクル施設からの処理残渣（不燃）、エコクリーンプラザみやざきでは焼却処理後の可燃残渣を埋立処分しています。

中間処理及び最終処分に関する施設・設備の管理・運営体制とその概要を図表 3-6-2～5 に示しています。

◆図表 3-6-2 管理・運営体制

区分		管理	運営
収集・運搬		有限会社 なお産業	委託
中間処理	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合
	エコクリーンプラザ みやざき	宮崎市	宮崎市
最終処分	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	一部事務組合

◆図表 3-6-3 西都児湯環境整備事務組合及びエコクリーンプラザみやざきの概要

名称	西都児湯環境整備事務組合	エコクリーンプラザみやざき
設立目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理事業の効率化 ・ 計画的な広域処理の推進 	
構成自治体	西都市、高鍋町、 新富町 、木城町、川南町、都農町、西米良村	<u>宮崎・東諸県地区</u> 宮崎市(旧 宮崎市、田野町、高岡町、佐土原町、清武町)、国富町、綾町 <u>西都児湯地区</u> 西都市、高鍋町、 新富町 、木城町、川南町、都農町、西米良村

◆図表 3-6-4 中間処理施設及び最終処分場の概要（その1）

施設名称	西都児湯クリーンセンター
所在地	西都市大字南方 6548-1
事業主体	西都児湯環境整備事務組合
全体敷地面積	337,637 m ²
着工・竣工	着工：平成 15 年 8 月 19 日 竣工：平成 17 年 3 月 25 日
廃棄物運搬中継施設	
能力	86t/5h
処理対象物	可燃ごみ、リサイクル施設から排出される可燃残渣
処理方式	コンパクター・コンテナ（圧縮・詰込）方式
リサイクル施設	
能力	45t/5h
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、缶・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック等
処理方式	不燃ごみ、粗大ごみ：破碎→各種選別（風力式、回転式、磁気型、渦電流型、選別により処理残渣（可燃）、処理残渣（不燃）、鉄、アルミに選別） 缶・ビン類：磁力選別（鉄缶を選別）→風力選別（アルミ缶を選別）→手選別（色別のビン、残渣を選別）→圧縮（鉄・アルミ缶）→保管 ペットボトル：手選別（異物を除去）→圧縮梱包→保管 容器包装プラスチック：手選別（異物を除去）→圧縮梱包→保管
最終処分場	
埋立場所	山間
埋立対象物	リサイクル施設から排出される不燃残渣
埋立面積・容量	15,800 m ² ・89,000 m ³
遮水工	表面 2 重遮水シート工法＋遮光マット
漏水検知システム	電気式
浸出水処理施設	110 m ³ /日
浸出水処理方式	凝集沈殿処理＋生物処理＋高度処理（ろ過処理）＋消毒→放流 ※汚泥は 85%以下に脱水後、系外へ搬出
流入水質	pH：5.0～9.0、BOD：200 mg/L、COD：100 mg/L、SS：300 mg/L、T-N：80 mg/L
処理水質	pH：5.8～8.6、BOD：20 mg/L 以下、SS：30 mg/L 以下、 その他の水質：排出基準以下

◆図表 3-6-4 中間処理施設及び最終処分場の概要（その2）

施設名称	エコクリーンプラザみやざき
所在地	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176-1
事業主体	宮崎市
全体敷地面積	425,201 m ²
焼却施設	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
焼却能力	579t/日（193t/24h×3 炉）
受入供給設備	ピット&クレーン方式
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	バグフィルター
灰処理設備	薬剤処理後、最終処分場への埋立
余熱利用	電力：場内利用（余剰電力は売電）、蒸気：場内給湯及び冷・暖房利用
排ガス基準	ばいじん：0.01g/m ³ N 以下、硫黄酸化物：50ppm 以下、 窒素酸化物：100ppm 以下、塩化水素：80ppm 以下、 一酸化炭素：30ppm 以下、ダイオキシン類：0.1ng-TEQ/m ³ N、 水銀：50 μg/m ³ N 以下
最終処分場	
埋立場所	山間
埋立対象物	焼却施設からの残渣、不燃物
埋立面積・容量	54,600 m ² ・577,000 m ³
遮水工	底面部：土壌遮水+遮水シート+保護マット 法面部 1 段目：土壌遮水+遮水シート+遮光マット 法面部 2～3 段目：モルタル吹付+自己修復シート+遮水シート+遮光マット
漏水検知システム	電気式
浸出水処理施設	205 m ³ /日
浸出水処理方式	前処理+凝集沈殿処理+生物処理+高度処理（凝集膜ろ過+活性炭吸着+キレート吸着）+消毒→公共下水道放流 ※汚泥は 85%以下に脱水後、最終処分場へ埋立
流入水質 （当初計画値）	pH：5.0～9.0、BOD：150 mg/L、COD：130 mg/L、SS：200 mg/L、 T-N：55 mg/L、Ca ²⁺ ：1,000 mg/L、Cl ⁻ ：3,000 mg/L、 ダイオキシン類：20pg-TEQ/L
処理水質	pH：5.8～8.6、BOD：60 mg/L 以下、COD：90 mg/L 以下、SS：60 mg/L 以下、 T-N：120（日間平均 60）mg/L 以下、Ca ²⁺ ：100 mg/L 以下、Cl ⁻ ：9,500 mg/L、 ダイオキシン類：10pg-TEQ/L 以下、大腸菌群数：日間平均 3,000 個/cm ³ 以下

◆図表 3-6-5 西都児湯クリーンセンター「再生の森」全体配置図



4 ごみ処理・処分量

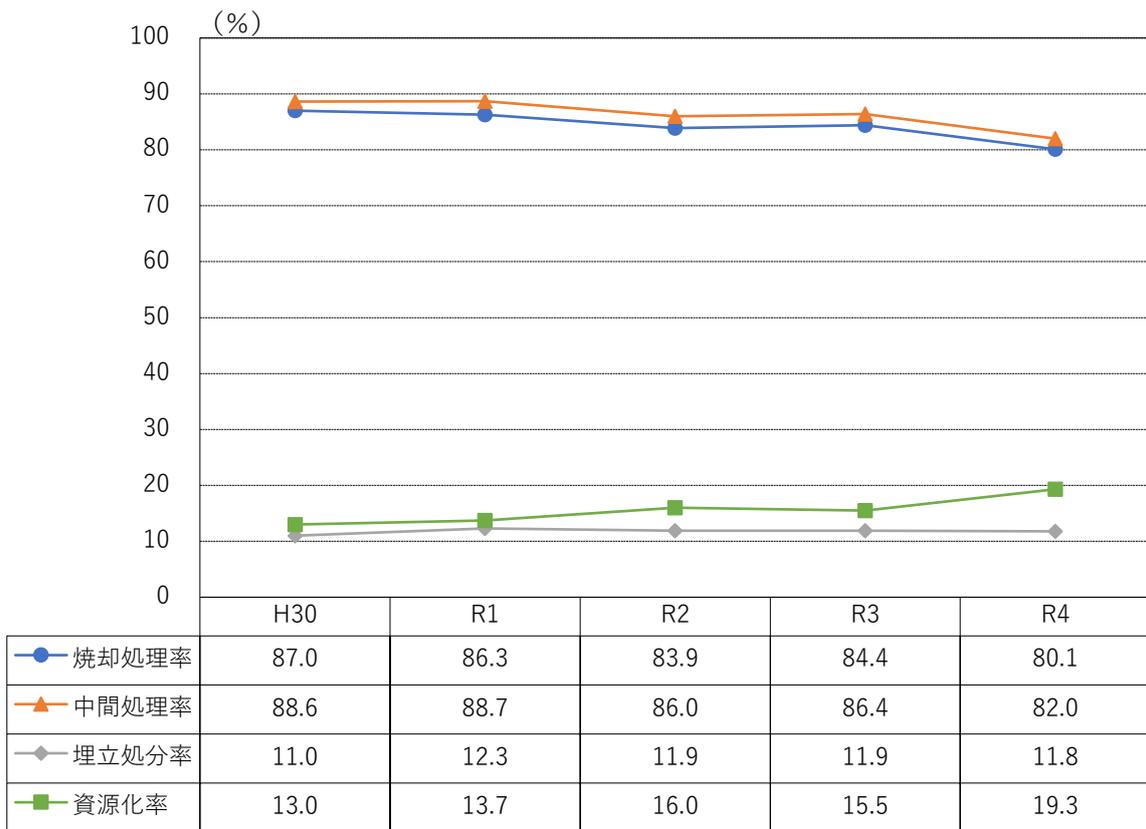
令和4年度に排出されたごみのうち、中間処理率は82.0%で、総ごみ排出量のうち75.8%を焼却処理し、最終的な埋立処分は11.8%となっています。また、資源ごみ量及び資源化率はともに年度により増減があり、平成30年度の680.27t(13.0%)が、令和4年度では936.84t(19.3%)と資源ごみ量・資源化率はともに増加しています。

今後も引き続き中間処理施設によりごみの減容化を図っていくものとしますが、資源化については全国平均値よりも低く、減少していることから今後は分別の強化を図る必要があります。

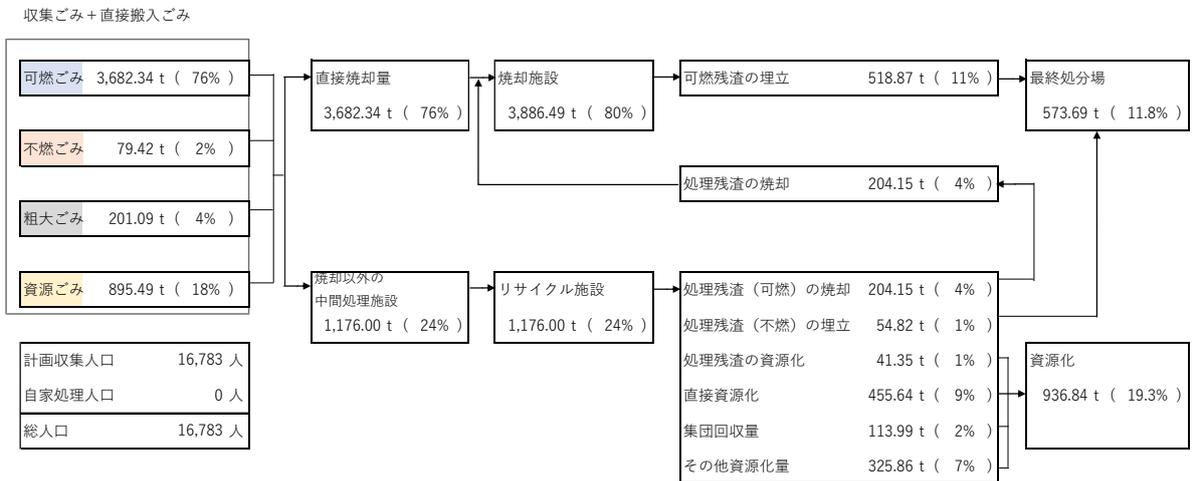
◆図表 3-6-6 ごみ処理・処分量の実績

区分 \ 年度		単位	H30	R1	R2	R3	R4				
排出量	(1) 可燃ごみ	t/年	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34				
	(2) 不燃ごみ	t/年	63.19	63.13	73.44	63.98	79.42				
	(3) 粗大ごみ	t/年	159.77	323.21	194.42	183.99	201.09				
	(4) 資源ごみ	t/年	643.04	655.15	782.81	708.09	895.49				
	(5) 総ごみ排出量	t/年	5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34				
中間処理	(6) 中継施設	直接焼却 (直接焼却率)	(1)	t/年	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34		
		処理残渣(可燃)	(6) ÷ (5)	t/年	83.4%	79.9%	79.9%	80.3%	75.8%		
		計 (焼却処理率)	(10)と同値 (6) + (7) (8) ÷ (5)	t/年	187.89	330.21	141.85	195.63	204.15		
	(9) リサイクル プラザ	選別処理量	Σ{(10)~(12)}	t/年	4,537.27	4,466.03	4,317.90	4,097.64	3,886.49		
		(10) 処理残渣(可燃)	実績値	(8) ÷ (5)	t/年	87.0%	86.3%	82.6%	84.3%	80.0%	
				選別資源化量	Σ{(14)~(20)}	t/年	273.59	455.20	250.77	291.02	300.32
				処理残渣(不燃)	t/年	187.89	330.21	141.85	195.63	204.15	
		(11) 処理残渣(不燃)	実績値	選別資源化量	t/年	48.47	71.65	55.80	50.23	54.82	
				直接資源化量	t/年	37.23	53.34	53.12	45.16	41.35	
				金属類	t/年	478.30	503.04	498.40	466.38	455.64	
				缶・ビン類	t/年	64.07	69.22	75.30	66.00	58.42	
				ペットボトル	t/年	139.28	138.01	132.26	115.19	112.98	
				容器包装プラスチック	t/年	56.62	58.55	60.10	58.66	59.65	
	古紙類			t/年	107.10	113.00	112.70	109.49	104.66		
	(12) 蛍光管・乾電池	実績値	古紙類	t/年	80.70	83.64	76.82	75.67	78.14		
			蛍光管・乾電池	t/年	2.16	4.77	5.90	5.96	6.43		
			衣類	t/年	28.37	35.85	35.32	35.41	35.36		
	(13) 計	(9) + (13)	t/年	751.89	958.24	749.17	757.40	755.96			
	(14) 資源化	選別資源化量	(12)と同値	t/年	37.23	53.34	53.12	45.16	41.35		
		直接資源化量	(13)+集団回収量	t/年	638.18	649.97	638.50	589.24	569.63		
		その他資源化量	実績値	t/年	4.86	5.18	144.31	118.85	325.86		
計 (資源化率)		Σ{(22)~(24)} (25) ÷ (10)	t/年	680.27	708.49	835.93	753.25	936.84			
(15) 合計 (中間処理率)	(6) + (9) (26) ÷ (5)	t/年	4,622.97	4,591.02	4,426.82	4,193.03	3,982.66				
(16) 最終処分	(27) 可燃残渣 (減量化率)	実績値	t/年	524.04	566.32	567.92	529.71	518.87			
			(27) ÷ (9)	t/年	11.5%	12.7%	13.2%	12.9%	13.4%		
	(28) 不燃残渣	(11)と同値	t/年	48.47	71.65	55.80	50.23	54.82			
(17) 計 (埋立率)	(27) + (28) (29) ÷ (5)	t/年	572.51	637.97	623.72	579.94	573.69				

◆図表 3-6-7 ごみ処理・処分率の推移



◆図表 3-6-8 令和4年度のごみ処理・処分フロー



※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

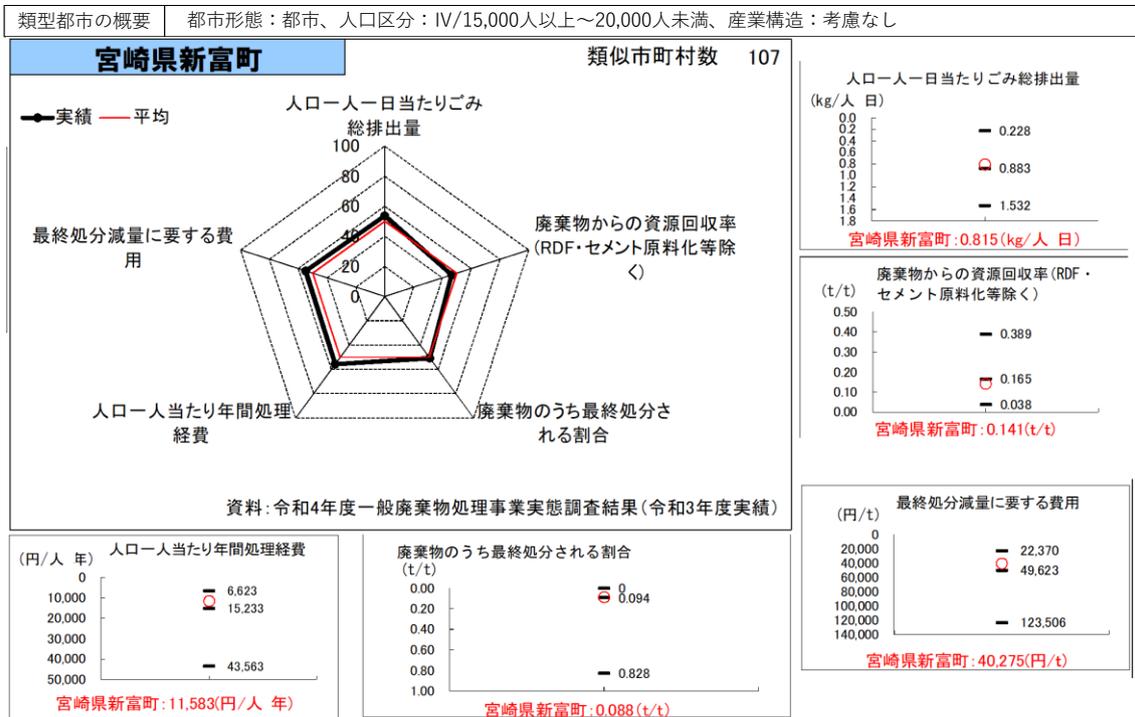
3-7 ごみ処理の評価

本町のごみ処理の評価については、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和3年度実績版）」を利用して、本町と類似する全国的な状況と比較評価を行いました。

抽出状況としては、人口が15,000～20,000人規模の自治体であり、産業構造を考慮しないものとして九州沖縄地方の107市町村のデータをもとに評価を行っています。

本評価としては、「廃棄物からの資源回収率」を除く4項目については偏差値50以上となっており、類似都市と比較して良好な結果となっています。また、廃棄物からの資源回収率も偏差値50をやや下回っていますが、概ね平均値と同程度となっています。

◆図表 3-7-1 ごみ処理の評価



標準的な指標	人口一人一日 当たりごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.883	0.165	0.09	15,233	49,623
最大	1.532	0.389	0.828	43,563	123,506
最小	0.228	0.038	0	6,623	22,370
標準偏差	0.191	0.069	0.090	6,428	19,046
新富町実績	0.815	0.141	0.088	11,583	40,275
偏差値	53.6	46.5	50.7	55.7	54.9

出典：環境省 HP： https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

3-8 ごみ処理行政の動向

1 ごみ処理関係法令の歴史

我が国におけるごみ処理関係法令の歴史を図表 3-8-1 に示します。

◆図表 3-8-1 循環型社会の形成と推進のための法制度

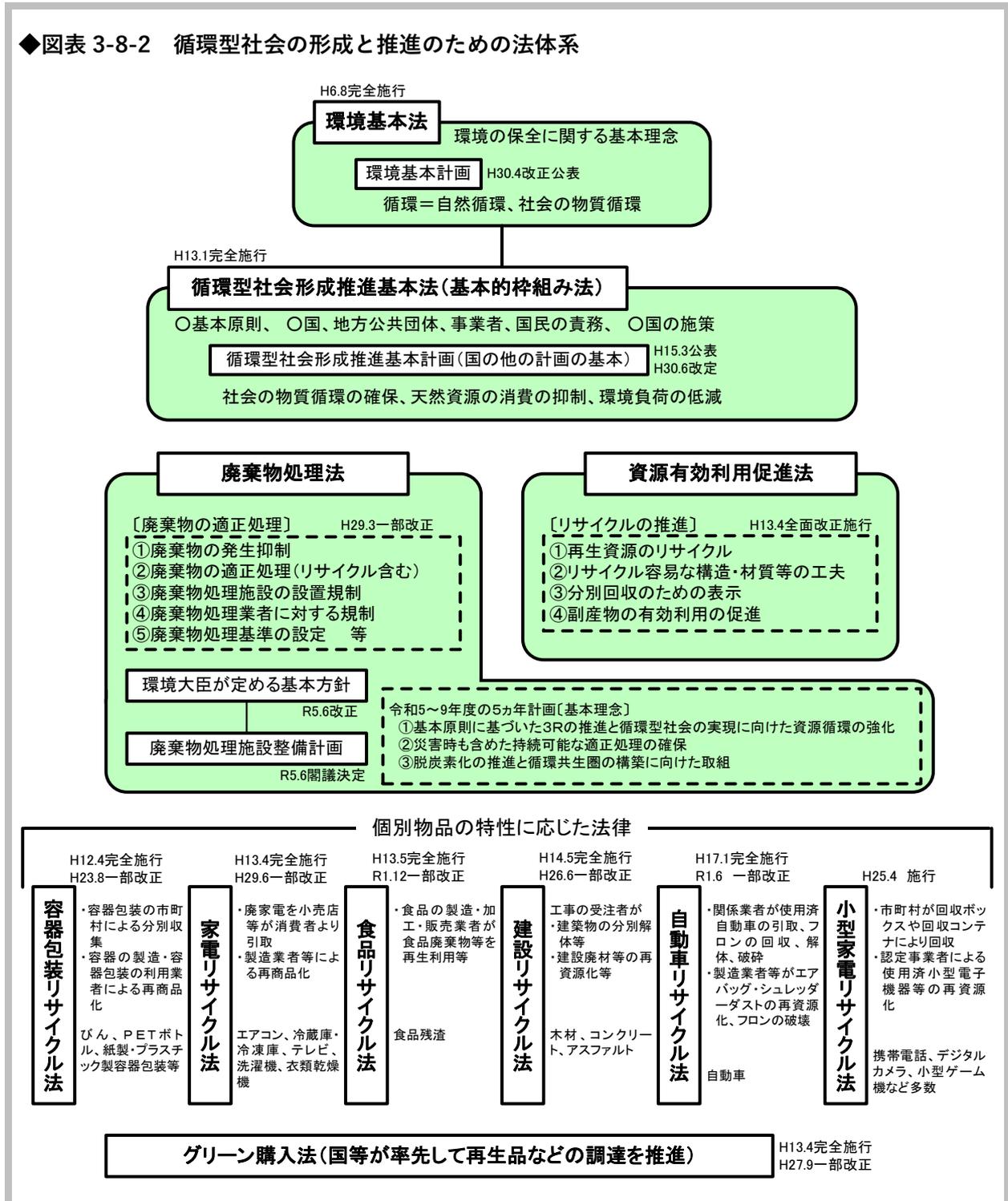
年代	主な課題	法律の制定
戦後～1950年代	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃法（1954）
1960年～1970年代	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境施設整備緊急措置法（1963） ・廃棄物処理法（1970） ・廃棄物処理法改正（1976）
1980年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備の推進 ・廃棄物処理に伴う環境保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域臨海環境整備センター法（1981） ・浄化槽法（1983）
1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質（ダイオキシン類含む）対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の仕組みの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（1991） ・産業廃棄物処理特定施設整備法（1992） ・バーゼル法（1992） ・環境基本法（1993） ・容器包装リサイクル法（1995） ・廃棄物処理法改正（1997） ・家電リサイクル法（1998） ・ダイオキシン類対策特別措置法（1999）
2000年代	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成を目指した3Rの推進 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法（2000） ・グリーン購入法（2000） ・資源有効利用促進法（2000） ・建設リサイクル法（2000） ・食品リサイクル法（2000） ・廃棄物処理法改正（2000） ・PCB特別措置法（2001） ・自動車リサイクル法（2002） ・産業廃棄物支障除去特別措置法（2003） ※2023年3月31日失効 ・廃棄物処理法改正（2003～6）
2010年～	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物対策の強化 ・持続可能な開発目標達成の推進 ・脱炭素社会の実現 ・海洋プラスチック問題に対する対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法改正（2010） ・小型家電リサイクル法（2012） ・廃棄物処理法及び災害対策基本法改正（2015） ・食品ロスの削減の推進に関する法律（2019） ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2021）

2 廃棄物・リサイクル関連の法体系

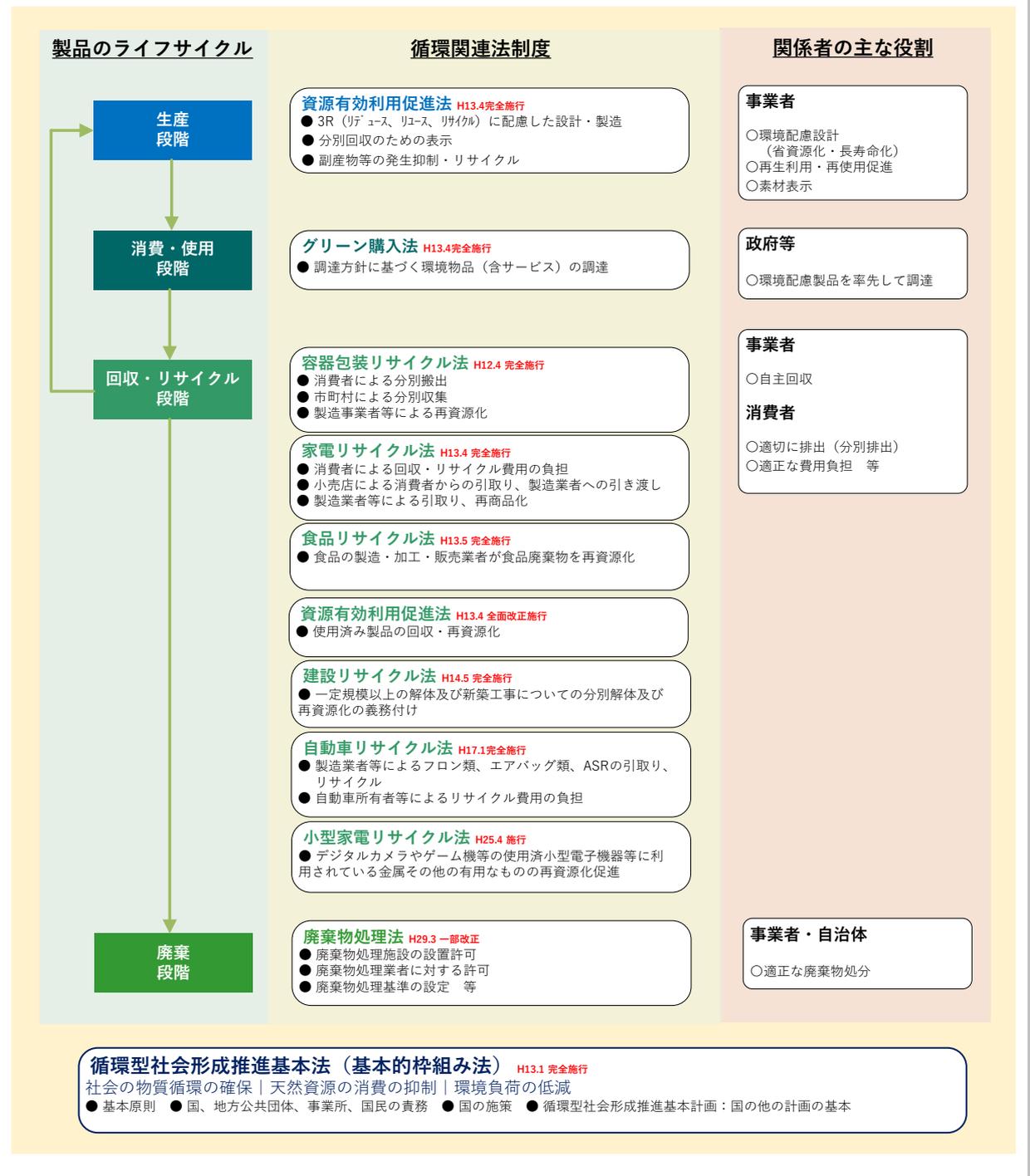
循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が整備されています。

循環型社会の形成と推進のための法体系を図表 3-8-2 に、製品のライフサイクルに合わせた法体系を図表 3-8-3 に示します。

◆図表 3-8-2 循環型社会の形成と推進のための法体系



◆図表 3-8-3 製品のライフサイクルに合わせた法体系



3 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号。以下、「循環基本法」という。）では適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「排出抑制」（Reduce）→「再利用」（Reuse）→「再生利用」（Recycle）→「熱回収」→「適正処分」と定めており、この法律に基づき、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。第四次循環型社会形成推進基本計画の減量化目標を図表 3-8-4 に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画は①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の推進と環境再生、④災害廃棄物処理

体制の構築、⑤適正な国際視点循環体制の構築と循環産業の海外展開を軸にして持続可能な社会づくりとその統合的な取り組みに向けた将来像のもと、資源生産性、入口側の循環利用率、出口側の循環利用率及び最終処分量に対する 2025 年度の目標値を定め、目標達成に向けて①～⑤に沿った取り組みの推進が掲げられています。第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を図表 3-8-5 に示します。

◆図表 3-8-4 第四次循環型社会形成推進基本計画の減量化目標 (H30.6)

	年度	平成27年度実績 (基準年度)	令和7年度 (目標値)	備考
目標	ごみ排出量	約 4,398 万 t	約 3,800 万 t	
	一人一日当たりの ごみ排出量	約 939 g/人日	約 850 g/人日	計画収集量、直接搬入量、集団回収量を 加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量
	一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 676 g/人日	約 440 g/人日	集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭か らの一般廃棄物の排出量
	リサイクル率	約 20.4 %	約 28 %	
	最終処分量	約 416 万 t	約 320 万 t	

出典：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月)

◆図表 3-8-5 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要 (H30.6)

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要																															
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 																															
将来像	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の資源生産性向上 ✓ 生物多様性の確保 ✓ 低炭素化 ✓ 地域の活性化 ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備） ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化） 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成 ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2000年度</th> <th>2015年度</th> <th>2025年度目標</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源生産性（万円/トン）</td> <td>24</td> <td>38</td> <td>49</td> <td>(+102%)</td> </tr> <tr> <td>入口側の循環利用率（%）</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>(+8ポイント)</td> </tr> <tr> <td>出口側の循環利用率（%）</td> <td>36</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>(+11ポイント)</td> </tr> <tr> <td>最終処分量（百万トン）</td> <td>57</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>(▲77%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は2000年度比</p>							2000年度	2015年度	2025年度目標		資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)	入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)	出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)	最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)
		2000年度	2015年度	2025年度目標																											
資源生産性（万円/トン）	24	38	49	(+102%)																											
入口側の循環利用率（%）	10	16	18	(+8ポイント)																											
出口側の循環利用率（%）	36	44	47	(+11ポイント)																											
最終処分量（百万トン）	57	14	13	(▲77%)																											
目標値																															
<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開 																															
国の取組	<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域循環共生圏の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・課題の掘り起こし ・実現可能性調査への支援 ○コンパクトで強靱なまちづくり ○バイオマスの地域内での利活用 	<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等 <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック戦略 ・バイオマス ・金属(都市鉱山の活用) ・土石・建設材料 ・太陽光発電設備 ・おむつリサイクル 	<p>適正処理の推進と環境再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・安定的・効率的な処理体制 ・地域での新たな価値創出に資する処理施設 ・環境産業全体の健全化・振興 ○環境再生 <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策 ・空き家・空き店舗対策 ○東日本大震災からの環境再生 	<p>災害廃棄物処理体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自治体 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画 ・国民へ情報発信、コミュニケーション ○地域 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック協議会 ・共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催 ○全国 <ul style="list-style-type: none"> ・D.Waste-Netの体制強化 ・災害時に拠点となる廃棄物処理施設 ・IT等最新技術の活用 	<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際資源循環 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル ・アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進 ○海外展開 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開 ・災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援 																										
	<p>循環分野における基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電子manifestoを含む情報の活用 ○技術開発等(廃棄物分野のIT活用) ○人材育成、普及啓発等(Re-Styleキャンペーン) 																														

4 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、平成13年5月に定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理基本方針」という。）が令和5年6月30日に変更されました。

これまで我が国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、数次にわたる廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の改正及びリサイクルの推進に係る諸法の制定等の対策が行われてきました。このような対策は、相当程度の効果はあったものの、最終処分場の新規立地難の解消及び不法投棄をはじめとする不適正処理の撲滅等には課題が残っています。

また、循環基本法における優先順位が高い2R（「排出抑制(Reduce)」、「再利用(Reuse)」）の取り組みが遅れているほか、廃棄物から有用資源を回収する取り組みも十分に行われていないとは言えない状況です。

加えて、近年、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化、人口減少・少子高齢化に伴う地域経済衰退、国民のライフスタイルの変化など、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化しており、また、我が国における2050年までの脱炭素社会の実現をはじめとする地球環境問題への対応も急務となっています。

このような状況の変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環基本法及び循環基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画に沿って、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式から資源の投入量と消費量を抑え、既存の資源を有効活用して付加価値を生み出す経済活動（サーキュラーエコノミー）への移行を目指し、ライフサイクル・バリューチェーン^{※1}全体でのロスゼロの取り組みを推進していく必要があります、その目標値を図表3-8-6に示します。

※1：素材、部品、加工組立などの製造段階から消費者の使用段階、さらに廃棄リサイクル段階といったライフサイクル的な一連のチェーンにおいて、GHG（温室効果ガス）を大幅に抑制する可能性がある製品や技術について、どのような抑制効果があるかをできるだけ定量的に明らかにすることです。また同時に、優れた環境特性を持つ製品や技術が、国内外において産業活動に新しい価値を創出し低炭素社会を構築していくことを目的としています。

◆図表 3-8-6 廃棄物処理法基本方針における目標値（R5.6）

年度		平成24年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみ排出量	約 4,523 万 t	平成24年度比で約16%削減 (約 3,800 万 t)
	最終処分量	約 465 万 t	平成24年度比で約31%削減 (約 320 万 t)
	出口側の循環利用率 ^{※1}	約 14.6 %	約 28 % (令和9年度の達成目標)
	一人一日当たりの 家庭系ごみ排出量	約 676 g/人日	約 440 g/人日 (平成24年度比で約35%削減)

※1：一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

出典：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年6月改正）
「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成24年度実績）

5 廃棄物処理施設整備計画（令和 5 年 6 月）

これまで、昭和 38 年度から平成 14 年度まで廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和 47 年法律第 95 号）等に基づき、廃棄物処理施設の計画的な整備が図られ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に対する取り組みが進められてきました。

また、循環基本法の制定と併せて、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していく中で、廃棄物処理施設の整備の目的は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会形成の推進へと転換が図られてきました。

このような状況の中、平成 15 年、平成 20 年、平成 25 年及び平成 30 年に廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定された廃棄物処理施設整備計画（以下、「整備計画」という。）においては、循環型社会形成に向けた重点目標及び当該目標の達成のために実施すべき廃棄物処理施設整備事業の概要を明らかにして、廃棄物処理施設の重点的、効果的かつ効率的な整備を進めてきたところです。

そして、令和 5 年 6 月 30 日に閣議決定された整備計画では、令和 5 年度から令和 9 年度までを計画期間として、「基本原則に基づいた 3R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」、「災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」及び「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組み」を基本的理念に廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効率的な実施について、「ごみのリサイクル率」、「期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値」、「廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合」、「浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率」及び「先進的省エネ型浄化槽導入基数」などの目標及び指標が明記されています。

諸課題の解決を図るべく整備計画にて掲げられている目標値を図表 3-8-7 に示します。

◆図表 3-8-7 廃棄物処理施設整備計画における目標値

年度		令和2年度実績（基準年度）	令和7年度（目標値）
目標	ごみのリサイクル率 ^{※1} （一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%	28%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	22年分	R2年度の水準を維持
	期間中に整備された ごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%	22%
	廃棄物エネルギーを地域を含めた 外部に供給している施設の割合	41%	46%
	浄化槽整備区域内の 浄化槽人口普及率	58%	76%以上
	先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用：33万基 中・大型：9千基	家庭用：75万基 中・大型：27千基

※1：一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

出典：「廃棄物処理施策整備計画」（令和 5 年 6 月）

6 第四次宮崎県環境基本計画（令和 5 年 3 月一部改訂）

宮崎県では、平成 8 年 4 月に施行した「宮崎県環境基本条例」に基づき、平成 9 年 3 月に「宮崎県環境基本計画」（以下、「県環境基本計画」という。）を策定して以来、令和 3 年

3月までに三次にわたる計画に基づき、複雑化・多様化する環境問題に適切に対処するための施策を計画的に推進してきたことにより、温室効果ガス排出量に一定の改善が図られたほか、再生可能エネルギー導入量が大幅に増加するなどの成果が見受けられました。

また、平成28年の計画改定以後、国際情勢としては、「持続可能な開発目標」(SDGs)としての17のゴールの提示や、温室効果ガス削減等に向けた新たな国際枠組みである「パリ協定」の発効など、地球環境の持続性に対する国際的な危機感が急速に高まるとともに、我が国においても、令和2年10月、首相の所信表明演説で「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことが宣言されるなど、環境を取り巻く情勢が大きく変化してきたことから、令和3年3月に「第四次宮崎県環境基本計画」が策定されました。

第四次宮崎県環境基本計画では、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来に伴う、担い手の減少による里地里山の維持管理の困難化や、野生鳥獣等による農林作物被害などといった地域の存続に関わる課題に取り組むことに加え、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取り組みを進め、宮崎県の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すこととしています。

一方、令和2年10月の国のカーボンニュートラル宣言以降、脱炭素化に向けた動きが大きく加速しており、令和3年5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現等が基本理念に規定されました。また、同年10月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、令和元年度の新たな温室効果ガス排出量の削減目標として、平成25年度比46%削減することが掲げられました。

このような脱炭素化に向けた動きに対応し、2050年ゼロカーボン社会づくりに向けた更なる施策の展開を図るための計画の目標値を図表3-8-8に示します。

◆図表 3-8-8 第四次宮崎県環境基本計画の目標値

年度		平成30年度実績 (現況値)	令和7年度 (中間目標値)	令和12年度 (目標値)
目標	一般廃棄物の排出量	397千t	356千t	327千t
	一人一日当たりの 一般廃棄物の排出量 (うち生活系ごみ)	987g/人日 (669g/人日)	952g/人日 (654g/人日)	918g/人日 (638g/人日)
	一般廃棄物の再生利用量 (再生利用率)	63千t (15.9%)	71千t (20.0%)	82千t (25.0%)
	一般廃棄物の最終処分量 (最終処分率)	43千t (10.8%)	36千t (10.0%)	29千t (9.0%)

出典：「第四次宮崎県環境基本計画」(令和5年3月一部改定)

7 宮崎県ごみ処理広域化計画(平成31年3月一部修正)

宮崎県では「宮崎県ごみ処理広域化計画」(以下、「広域化計画」という。)を環境省(旧厚生省)の通知に基づき、平成11年3月に策定しています。

広域化計画では、県内を3つの広域グループ及び7つの広域ブロックに分割しており、平成31年3月の広域化計画の一部修正においては、以下に示す3つの基本方針が定められています。

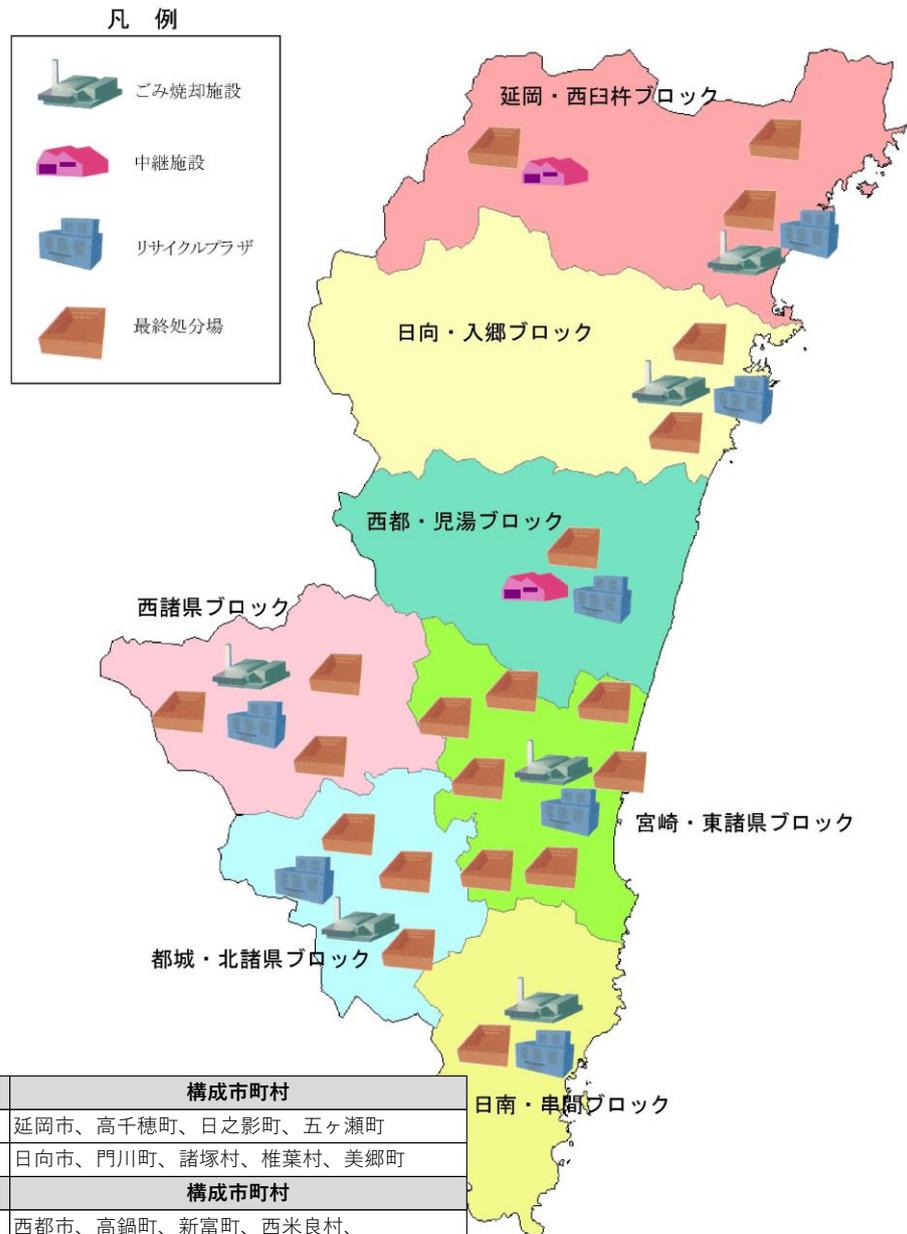
- (1) 排出抑制・リサイクルの推進
 - ①ブロック内での統一した分別収集の推進
 - ②リサイクル（マテリアル及びサーマル）の推進
- (2) ダイオキシン類排出削減と最終処分場の確保
 - ①ごみ焼却施設の集約化
 - ②最終処分場の確保
- (3) ごみ処理経費の節減
 - ①ごみ処理施設の集約化
 - ②民間資金・能力の活用

本町は、県央グループの西都・児湯ブロックとして位置付けられており、西都児湯環境整備事務組合構成市町村と共同で施設整備を進め、さらに焼却処理については宮崎・東諸県ブロックと広域化を図ることが示されています。

現在、本町の一般廃棄物処理は、広域化計画に基づき整備された共同処理施設にて処理が行われています。

宮崎県ごみ処理広域化計画におけるグループ及びブロック構成図を図表3-8-9に示します。

◆図表 3-8-9 宮崎県ごみ処理広域化計画におけるグループ及びブロック構成図



県北グループ	構成市町村
延岡・西臼杵ブロック	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
日向・入郷ブロック	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
県央グループ	構成市町村
西都・児湯ブロック	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
宮崎・東諸県ブロック	宮崎市、国富町、綾町
県南グループ	構成市町村
西諸県ブロック	小林市、えびの市、高原町
都城・北諸県ブロック	都城市、三股町
日南・串間ブロック	日南市、串間市

出典：宮崎県ごみ処理広域化計画（平成31年3月）

8 本町の関係条例等

本町が定める環境衛生及び環境保全に関する条例、要綱、規則のうち、本計画に関するものを図表 3-8-10～11 に示します。

◆図表 3-8-10 衛生（環境衛生）に関する条例、要綱、規則等

例規名称	制定年月日	種別番号
一般廃棄物処理業許可取扱要綱	平成 3 年 12 月 25 日	告示第 56 号
新富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例	平成 17 年 1 月 26 日	条例第 1 号
新富町廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則	平成 17 年 1 月 26 日	規則第 1 号
新富町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例	平成 24 年 3 月 16 日	条例第 3 号
新富町廃棄物減量等推進協議会設置要綱	平成 6 年 3 月 31 日	告示第 15 号
新富町家庭用生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱	平成 28 年 3 月 9 日	告示第 15 号
新富し尿処理施設の設置及び管理に関する条例	平成 20 年 3 月 24 日	条例第 5 号
新富し尿処理施設の管理及び運営に関する規則	平成 20 年 3 月 31 日	規則第 7 号
新富町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	平成 16 年 3 月 30 日	告示第 29 号
公共事業に伴う合併処理浄化槽建設費利子補給（補償）要綱	平成 3 年 12 月 27 日	告示第 58 号

資料：新富町例規集（https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_taikei/r_taikei_08_03_02.html）

◆図表 3-8-11 環境保全に関する条例、要綱、規則等

例規名称	制定年月日	種別番号
新富町の環境をまもる条例	平成 6 年 3 月 25 日	条例第 5 号
新富町の環境をまもる条例施行規則	平成 6 年 9 月 30 日	規則第 23 号
新富町環境審議会条例	昭和 48 年 6 月 30 日	条例第 30 号
新富町河川をきれいにする条例	平成 9 年 3 月 28 日	条例第 2 号
新富町河川をきれいにする条例施行規則	平成 9 年 7 月 1 日	規則第 13 号
新富町河川浄化対策等推進委員設置要綱	平成 9 年 7 月 1 日	告示第 49 号
新富町緑化推進条例	昭和 48 年 3 月 20 日	条例第 22 号

資料：新富町例規集（https://www1.g-reiki.net/shintomi/reiki_taikei/r_taikei_08_04.html）

3-9 課題の整理

本町におけるごみ処理行政に関する課題は、以下のとおりです。

1 排出抑制の課題

(1) 家庭系ごみの減量化

収集ごみ排出量は人口減少とともに減少傾向にあり、一人一日平均排出量も5年間で減少しています。しかしながら、西都児湯全体の平均を上回っており、令和4年度では91g/人日多い(図表3-4-4 一人一日当たりのごみ排出量の推移より)ことから、引き続き、一人一日平均排出量の減量化を進めるための施策を展開していく必要があります。

(2) 事業系ごみの減量化

事業系ごみの排出量は、減少傾向にあるものの、再資源化、減量化を推進していく必要があります。

本町では、新富町商工業振興補助金(環境対策支援補助金、補助率3分の2、上限50万円)を設けており、今後推進を強化していく必要があります。

(3) 啓発活動の強化

地区育成会や行政区及びボランティアグループによる資源回収活動の推進について、啓発を継続していく必要があります。

2 収集・運搬の課題

(1) 分別収集の徹底

現在実施している資源ごみの分別収集は、金属類、衣類、ペットボトル、缶・ビン類、古紙類、プラスチック製容器包装類、乾電池を対象として収集しています。今後も引き続き実施していくものとしませんが、直近5ヶ年の資源ごみ収集量は、年度により増減があり、平成30年度と比較すると令和4年度の資源化率は減少しています。

このような状況を改善していくためには、一人一人のリサイクル意識が重要であることから町民への啓発活動の強化を図っていく必要があります。

また、現在実施している拠点回収に加え、スーパー等での店頭回収拠点の整備への協力要請を実施し、資源化率の向上を図っていく必要があります。

(2) ごみの出し方の周知

ごみの出し方について、本町ホームページの「家庭ごみ」に、以下の内容について掲示することで啓発を行っていましたが、今後もごみの出し方について、引き続き啓発を行っていく必要があります。

- 家庭ごみの種類と分別
- 家庭ごみの出し方
- 乾電池の回収について
- 家庭の粗大ごみと家電製品の処分
- 塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処分場)への持込みについて

- 塵芥中間受入施設（旧藤山ごみ処分場）への持込みに関する注意
- 塵芥中間受入施設（旧藤山ごみ処分場）からのお願い
- 環境美化について

（3）超高齢化社会への対応

本町において町民の高齢化が進んでおり、将来的には家庭から出されるごみ・資源物をごみステーションまで運ぶことが困難な高齢者や障がい者などが増加することが想定されます。そのため、本町では福祉課が主導となり、NPO 法人に委託する形などによる高齢者及び障がい者へのサポートを計画しています。

ア NPO 法人がサポートするサービス

NPO 法人がサポートを行うサービス内容としては以下の項目を検討しています。

- （ア）ごみの分別サポート
- （イ）ごみの収集運搬
- （ウ）安否確認

イ 想定される課題等

本町ではこれまで粗大ごみの戸別収集はしないという方針があり、基本的にはごみ袋に入るものは収集日に回収を行います。ごみ袋に入らないものは個人の責任及び負担のもと塵芥中間受入施設（旧藤山ごみ処理場）に直接搬入をすることとしていました。しかしながら、NPO 法人によるごみの収集運搬のサポートを開始することで、高齢者や障がい者以外の住民から粗大ごみの戸別収集に関する要望が出てくる可能性があるため今後の粗大ごみの運搬体制についても検討する必要があります。

また、NPO 法人の人員にも限りがあるため、より効率的な運搬支援を行うために、支援先の高齢者及び障がい者宅にはセンサー付きのごみ箱（スマートごみ箱）を導入し、蓄積量を検出することで必要時にごみの運搬支援が出来るような体制を構築していきます。

ウ ごみ袋の大きさ及び料金設定の検討について

現在、ごみ袋については大・中・小のサイズが展開されていますが、可燃ごみ（大）の袋については袋の容量の限界まで詰め込んだ場合、ごみによっては重さが原因で、高齢化が進んだ収集員が持ち上げられず収集が困難になるケースが生起しているため、他自治体での事例を考慮して以下のような対策を講じる必要があります。

- ごみ袋 1L 当たりの単価を変えずに容量を減少させます。
例：大サイズ 50L（500 円）→40L（400 円）
- ごみを排出量に応じた負担となるようにごみ袋の料金改定についても検討します。

エ ごみの収集頻度の見直し

収集員の高齢化により、人員の確保が今後困難になると考えられるため、現在の収集頻度（本町の収集頻度：3 回/週）を近隣市町村の収集頻度（2 回/週を採用している自治体が多い）と比較をした上で、適切であるかどうか検討していく必要があります。

(4) 環境美化、廃棄物の不法投棄及び不適正処理への対策

不法投棄対策として、県との協力、行政及び住民や事業者の3者によるネットワークの強化が欠かせません。また、今後は、地域ボランティア清掃への協力だけでなく、地域ボランティアの育成や拡充についても取り組んでいく必要があります。

(5) 在宅医療廃棄物への対応

高齢化社会の進行に伴い、在宅医療廃棄物の排出や処分方法が問題となっています。在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、収集等に従事する作業員への怪我等が危惧されることから、町民に対しての適正な分別排出や医療関係者への適正処理要請に関して引き続き啓発を行っていく必要があります。

(6) 塵芥中間受入施設（旧藤山ごみ処理場）への持ち込み

本町の塵芥中間受入施設では無料で粗大ごみの受入をしており、当該施設で粗大ごみ搬入の受付をする際は、本町の住民であるか確認をしています。しかしながら、口頭での確認のため、本町以外の近隣市町村等の住民でも当該施設への直接搬入は不可能ではありません。そのため、今後は身分証による本人確認を行うなど、本町以外の住民からの搬入が行われないよう対策について検討する必要があります。

また、ごみ袋の大きさ及び料金設定の検討の結果、ごみ袋の料金が上がった場合、無料で搬入可能な当該施設への搬入量が増加する可能性があり、当該施設への搬入量が増加するようなことになれば、当該施設への搬入についても有料化を検討する必要があります。

3 中間処理及び最終処分の課題

現在、本町の中間処理及び最終処分は、西都・児湯ブロックで整備した西都児湯クリーンセンター及び県央グループとして整備したエコクリーンプラザみやざきで実施しています。各施設とも平成17年に供用開始後、18年が経過しており、設備機器の一般的な寿命を迎えている状況にあることから、今後も引き続き適正な処理ができるよう必要に応じて適宜、補修・整備を実施していく必要があります。

4 資源化の推進

町民による資源化への取り組みを拡大・発展させるための施策として、本町では生ごみ処理機の調査・研究に取り組んでおり、今後は生ごみ処理機の利用も含め、ごみの排出を抑制するとともに資源化を推進し、資源化率の向上に努める必要があります。

5 その他

現行計画の策定以降の法制度や社会状況の変化を鑑み、本計画実施期間内に本町にて検討すべき事項を、その他の課題として以下に列挙します。

(1) 小型家電リサイクルの推進

平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）が施行され、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に向けた取り組みが求められるようになりました。このことを踏まえ、本町においては、令和3年1月から国の認定事業者で

あるリネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、パソコンなどの小型家電を無料で自宅回収（宅配便による）を開始し、令和4年3月からは携帯電話・スマートフォンのボックス回収を開始しました。引き続き、本取り組みが定着するように啓発を行う必要があります。

◆図表 3-9-1 小型家電リサイクル推進の取り組み

小型家電リサイクルにご協力ください。



新富町 新富町

パソコンや携帯電話などの使用済小型家電には、貴金属やレアメタルといった有用金属がたくさん含まれており、リサイクル可能な貴重な資源です。この貴重な資源をもっと有効に活用するために、2013年4月から小型家電リサイクル法がスタートしています。

新富町では、2021年1月に、国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)と協定を締結し、便利で安心な宅配便による自宅回収を実施しております。回収を依頼する使用済小型家電に**パソコンが含まれる場合は、回収料金が無料**となっています。

また、2022年3月から、携帯電話・スマートフォンのボックス回収をスタートしました。貴重な資源のリサイクルにご協力ください。

小型家電リサイクル法について ▶

回収方法

パソコンなどの小型家電 宅配便による自宅回収

町では、国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しています。

宅配便がご自宅まで回収!



リネットジャパン
小型家電
大国認定 第0014号

年中無休、最短翌日回収!



パソコンが入ると**無料!**

※無料の対象はパソコン本体を含む回収1回につき1箱の宅配便回収料金となります。

▼お申し込みはインターネットから

⚠ 違法回収業者は、
利用しないでください。

New!!

携帯電話・スマートフォン 町のボックス回収

町では、携帯電話・スマートフォンのボックス回収を開始しました。

< 回収ボックス設置場所 >

- ・新富町役場 町民課
- ・新田コミュニティーセンター(新田支所内)
- ・総合交流センター「きらり」
- ・上新田公民館

※各施設の開庁(開館)時間のみ回収となります。
※個人情報などはご自身で消去してください。
※回収した携帯電話・スマートフォンは国の認定工場処理されます。



▼町の回収方法

(問い合わせ) 都市建設課 0983-33-6072

資料：新富町都市建設課

(2) プラスチック製品等の資源循環

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことから、プラスチック製品等の排出抑制や使用後の分別、不法投棄の防止のほか、海洋プラスチック問題などへの意識啓発等に取り組む必要があります。このことを踏まえ、以下の事項を列挙します。

ア プラスチック製品等の排出抑制

近年、プラスチックごみの流出による海洋汚染が国際的な課題となっており、国のプラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック（通常、一度使用した後に、その役目を終える使い捨てプラスチック）の使用削減や資源化についてスケジュールの全体像が示されているため、本町においても、ワンウェイプラスチックの排出抑制等の対策を進めていく必要があります。

イ プラスチック製品等の適正処理

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し海洋汚染の原因になることから、環境負荷を低減させるために、海洋プラスチック問題や適正な処理について意識啓発に取り組む必要があります。

ウ 温室効果ガス削減

地球温暖化に対する取り組みを推進する立場から、容器包装を含むプラスチック系のごみ量を削減することで環境への負荷を低減していくように努め、意識啓発に取り組む必要があります。

エ バイオマスプラスチック製ごみ袋の本格導入

本町は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みのひとつとして、令和4年10月からバイオマスプラスチックを使用した本町指定のごみ袋の試験的導入を開始しており、令和4年度には小袋、令和5年度には大袋の導入が完了し、令和6年度には中袋の導入を予定しています。

(3) 食品ロスの削減推進

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品であり、生産段階・製造段階・流通段階・消費段階において発生しています。

令和2年度の国の推計（農林水産省・環境省「令和2年度推計」）によると、日本では、年間約2,372万tの食品廃棄物が排出され、このうち、約22%にあたる約522万tが食品ロスと試算されています。食品ロスの内訳は家庭系食品ロス量（食べ残し^{※1}・過剰除去^{※2}・直接廃棄^{※3}）が約247万t（約47%）、事業系食品ロス（規格外品^{※4}・返品・売れ残り・作りすぎ・食べ残し等）が約275万t（約53%）となっています。

食品ロスの削減については、平成27年9月に採択されたSDGsのターゲットの一つとなっており、令和12年度までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが掲げられ、国際的にも関心が高まっています。

このような中、国においては、令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が施行され、食品ロス削減を国民運動として展開し、消費者である国民、事業者、行政がそれぞれの立場で食品ロスの削減を進めることが明示されました。

宮崎県ではこれらの状況等を踏まえ、環境基本計画の策定に併せて、「食品ロス削減推進法」に基づく「宮崎県食品ロス削減推進計画」を策定し、令和12年度までに食品ロス量を平成12年度比で半減させることを目標として掲げています。

また、宮崎県では令和5年度に食品ロス削減に向けて「みやざき食べきり宣言プロジェクト」を実施しており、県内各地で食品ロス削減を呼びかけるイベントを開催しています。このプロジェクトの一つとして、西都児湯クリーンセンターにて「環境フェスタ2023」が開催され、このようなイベントを通じてSDGsに貢献する食品ロスの削減推進について取り組み、今後も引き続き町民への啓発を行っていく必要があります。

※1：食卓に出された食品で、食べきれずに捨てられたもの

※2：厚くむいた野菜の皮や不要部分を過剰に切断したもの

※3：賞味期限切れ等により使用されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※4：出荷段階で形や大きさ、傷の有無などで出荷できず廃棄されたもの

(4) 生ごみの減量化推進

本町は地域社会における課題解決の促進及び持続的な地域社会の発展を目的として、南九州大学及びパナソニック株式会社とともに本町の食品ロス削減及び生ごみ減量化に向けて、産学官共同で取り組んでいくことで合意し、包括連携協定を締結しました。

本町では包括連携協定に基づき、パナソニック株式会社から貸与された生ごみ処理機を使用した堆肥活用による食農循環プラットフォームの実証実験を行い、生ごみ処理機の導入による生ごみの減量化に加え、生ごみ処理機を利用することで行動に変化が生じ、生ごみの排出量の減量化にも繋がるという結果が出ました。

なお、実証実験のモニターの声によると、機器の効果や価値を体感してもらうことで、機器に対するイメージや行動が変化することが分かりました。

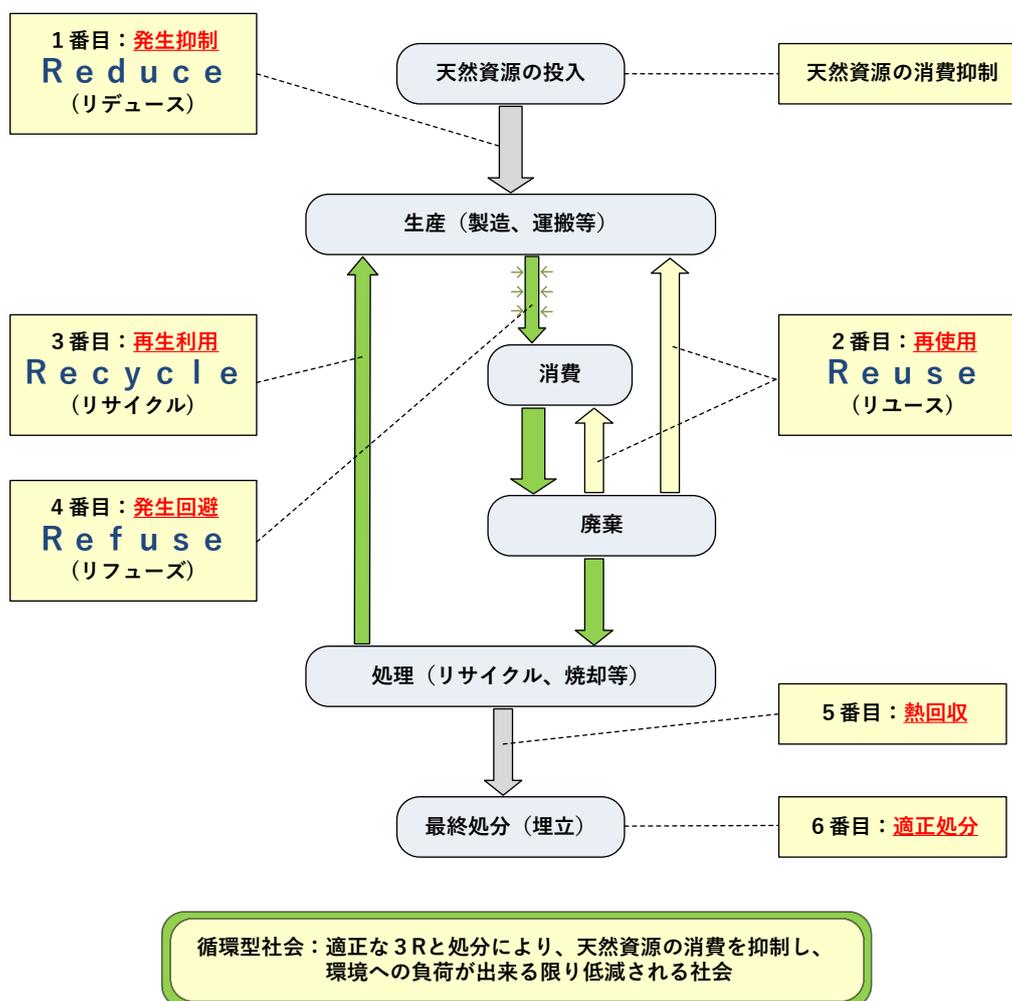
そのため、生ごみ処理機の利用も含め、生ごみの減量化について啓発を行っていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4-1 基本方針

我が国では平成12年度に循環型社会形成推進基本法（法律第110号）が制定され、廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、廃棄物の再利用（Reuse：リユース）、廃棄物の再生利用（Recycle：リサイクル）、熱回収、循環利用できない廃棄物を適正に処分という優先順位をつけ、「循環型社会の構築」が進められています。

◆図表 4-1-1 循環型社会に向けた処理の優先順位（環境白書より）



こうした状況の中で、「循環型社会の構築」の一翼を担う、容器包装リサイクル法を始めとする各種リサイクル法の制定や「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示第34号）の変更（平成22年12月）などにより、廃棄物を取り巻く社会情勢は転換期にきています。

また、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では、廃棄物の減量化に向けた基本的な減量目標値、他市町村との連

携等による広域的な取り組みの実施、一般廃棄物の処理に関する事業コスト及び情報の提供の実施、一般廃棄物処理の有料化の推進などの基本方針が示されています。

こうした国の施策状況や社会情勢を踏まえた上で、ごみ処理に関する基本方針を以下のよう

基本方針 1：町民・事業者・行政が連携した 4R 運動の推進

「発生抑制」を主体とする 3R 運動（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）に、ごみとなるものをもらわない（買わない）という Refuse：リフューズを加え、町民・事業者・行政の 3 者が連携して 4R 運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していくものとします。

基本方針 2：ごみの減量化及び資源化の促進

分別収集の徹底及び不法投棄対策の強化等、これまで行ってきた施策の促進を行うことにより、一層のごみの減量化及び資源化を図るとともに、集団回収及び店頭等での拠点回収などの資源分別回収を推進していくものとします。

基本方針 3：適正な収集・運搬・処理・処分を実施

安全かつ適正なごみの収集・運搬・処理・処分を行います。

あわせて、現在稼動している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、施設の延命化及び適正な運転・維持管理を継続していくものとします。

基本方針 4：不法投棄への対応

不法投棄対策の取締りの強化を進めていくために、町民・事業者・行政の 3 者協働で情報ネットワーク構築を進め、さらに、環境パトロール員を配置し、巡回を行います。

基本方針 5：地球温暖化防止への対応

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、廃棄物事業の観点から温室効果ガス（CO₂ など）の排出抑制に向けた取り組みを行います。

4-2 ごみ排出量及び処理量の見込み

1 将来推計の方法

本町における将来の行政区域内人口及びごみ量の推計方法は、「ごみ処理施設構造指針解説」にて示されている記述を基に、過去の実績の傾向から、将来の傾向を見定めることとします。ここでは、過去の実績を基に（一般に行政区域内人口は10年間、ごみ排出量は5年間）、厚生省水道環境部監修「ごみ処理施設構造指針解説」で解説されている5推計式（一次傾向線、二次傾向線、一次指数曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）を用いて推計しました。

なお、推計式の概要については図表4-2-1に示すとおりであり、推計式の採用にあたっては、過去の推移を反映するものとして、

- ①極端な増減を示すものを除く
- ②実績と傾向が似ているもの（過去の平均増減数に近いもの）
- ③相関性の高いもの

などの点に注目して採用式（採用する推計式）の選定を行いました。

◆図表4-2-1 推計式の概要

推計式	概要	特性
一次傾向線 $Y = a + bX$	最も一般的な式であり使用頻度の高い式です。過去の実績値が漸増・漸減している場合等に良く適合するという経験則があり、採用されるケースが多くなっています。	①傾向を直線に置き換えたときの推計式です。 ②式のbはこの直線の勾配の値で、b正符号のとき上昇傾向となり、bが負符号のとき下降傾向となります。 ③見積りが少なく出る傾向があります。
二次傾向線 $Y = a + bX + cX^2$	本推計式は、増減の大きな傾向曲線を示す場合が多く、実績値によっては、傾向曲線の中に極値を含み、増減の逆転が生じる場合もあります。したがって、人口推計の場合、あまり整合性が良くありませんが、ごみ量の推計では、採用されることがあります。	①傾向を放物線に置き換えたときの推計式です。 ②通増的・通減的な増加または減少を示す曲線であります。 ③人口推定ではあまり整合性は良くありませんが、ごみ量の推計では用いられることがあります。
一次指数曲線 $Y = a \times b^X$	過去のデータが等比級数的な傾向の時に整合性が良いといわれています。したがって、発展性の強い都市以外では、推定値が大きくなる場合があります。	①過去のデータの伸びを一定の比率で通増または通減させる推計式です。 ②増加あるいは減少傾向は急激になります。 ③過去のデータが等比級数的な傾向のときに整合性が良いといわれています。
べき曲線 $Y = c + b(X - 1)^a$	比較的整合性が良く、多くの都市の人口推定に適用できます。しかし、推定値が過大となるおそれもあるので十分な配慮が必要となります。	①過去のデータの伸びを徐々に増加させる推計式です。 ②実績値が増加し続ける条件で、最も適合性が良いとされています。 ③多くの都市の人口推定に適用できます。
ロジスティック曲線 $Y = c \div \{1 + e^{(b-ex)}\}$	本推計式は、人口増加の法則の研究から導かれたものであり、一定年後に増加率が、最大となりその後増加率が減少して無限年後に飽和に達するような曲線式をもとにする方法で、大規模な都市の人口を推計する場合によく適用されます。	①前半は加速度的に増加率が増加し、後半は次第に増加率が鈍化して、無限年数に飽和に達するような傾向を表わす推計式です。 ②S字曲線で表現することができます。

2 本町の将来人口

行政区域内人口の予測結果を、図表 4-2-2 に示します。

本町の「第 6 次 新富町 長期総合計画 基本構想（令和 4 年 3 月）」（以下、「基本構想」という。）に示されている目標人口を等差で補完したところ、令和 15 年度において 14,375 人になりました。

しかし、令和 2 年度時点で、実績値が 17,127 人であるのに対し、基本構想は 16,564 人となっており、実績値よりも 563 人少なくなっていることから、実績に即していないと考え、推計式による推計結果を採用することとします。

なお、過去 10 年間の実績は減少傾向にあり、今後も工場立地や住宅開発等が予定されていないため減少傾向を示すと考えられます。

予測に用いた推計式のうち、減少傾向を示した推計式は 3 推計式ありますが、過去の実績と同様な減少傾向を示した推計式は一次傾向線及び一次指数曲線でした。

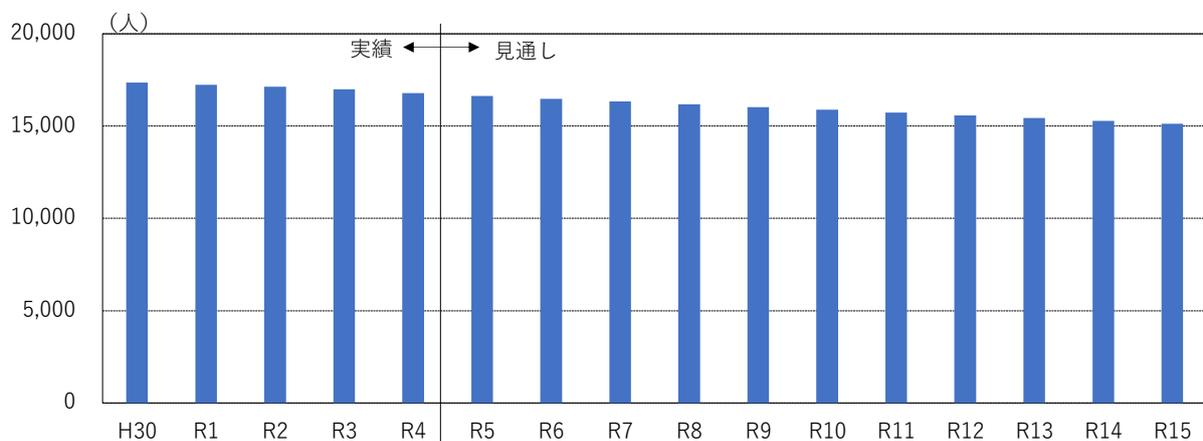
したがって、2 つの推計式のうち、相関係数が 1 に近い値を示した一次指数曲線の推計値を本町の将来人口としました。

この結果、本計画目標年度である令和 15 年度の本町の行政区域内人口は、令和 15 年度で 15,133 人となります。

◆図表 4-2-2 本町の将来人口の見通し（その 1）

項目	実績						
	単位	H30	R1	R2	R3	R4	
行政区域内人口	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	
項目	見通し						
	単位	R5	R6	R7	R8	R9	R10
行政区域内人口	人	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883
項目	見通し						
	単位	R11	R12	R13	R14	R15	
行政区域内人口	人	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133	

◆図表 4-2-2 本町の将来人口の見通し（その 2）



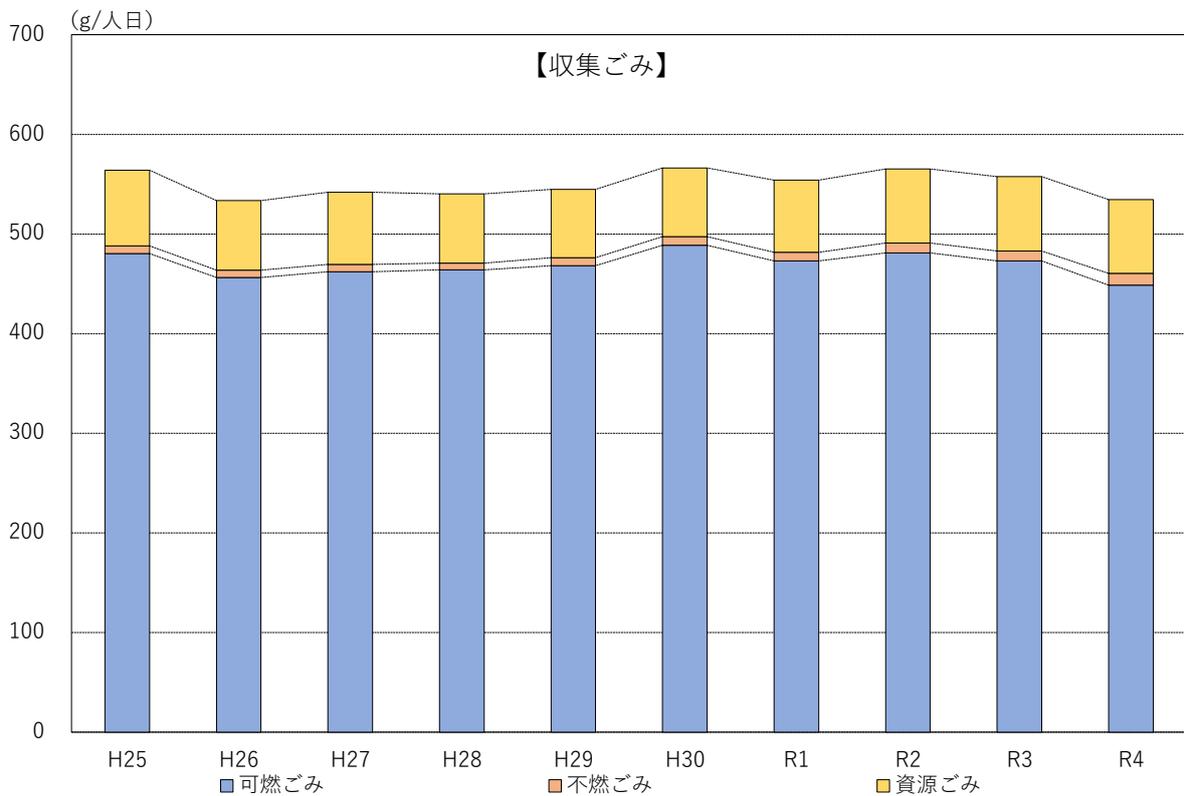
3 ごみ排出量の実績

本町の収集ごみ排出量及び直接搬入ごみ排出量の実績を以下に示します。

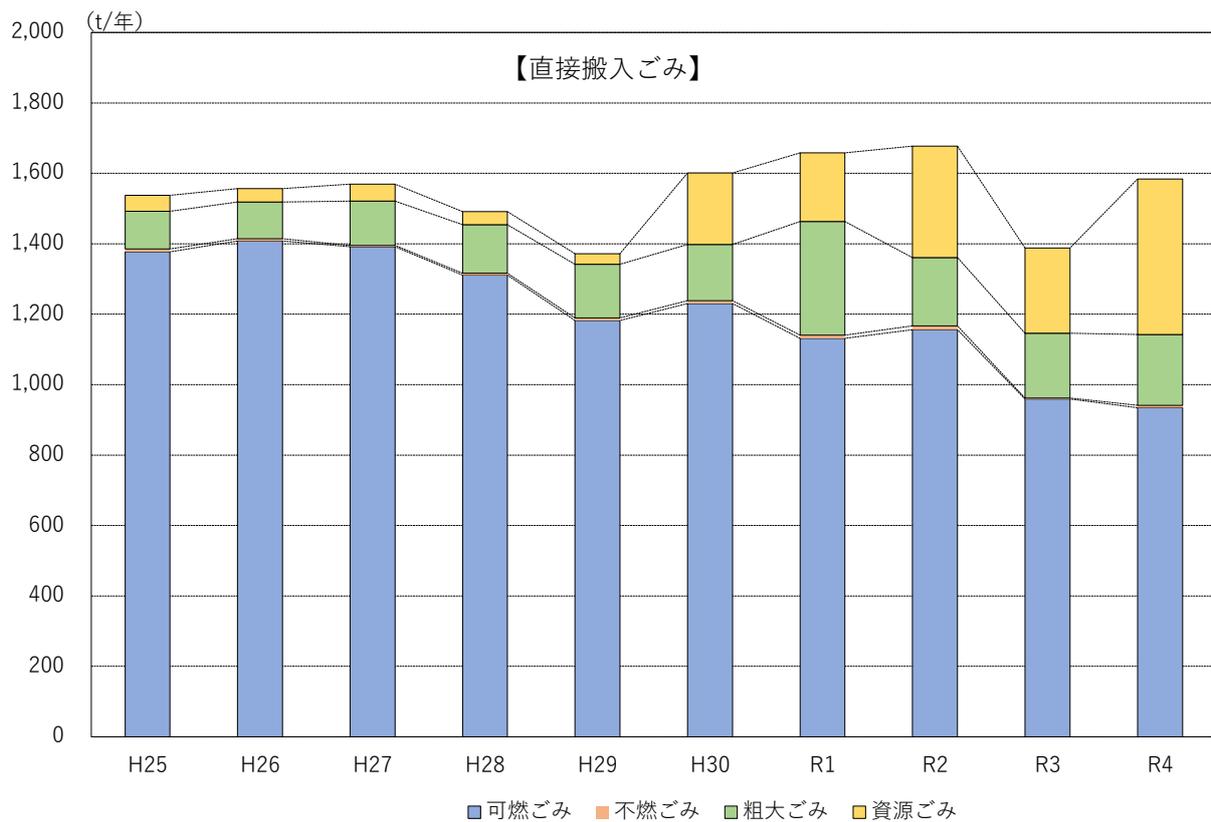
◆図表 4-2-3 ごみ排出量の実績

区分		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
収集 ごみ	可燃ごみ	t/年	3,200.55	3,043.44	3,024.95	3,004.17	3,007.33	3,118.68	3,004.68	3,020.31	2,942.85	2,747.94
		g/人日	480.31	459.76	462.01	467.52	470.90	492.36	477.49	483.14	474.21	448.59
	不燃ごみ	t/年	50.50	47.26	49.31	44.76	50.75	55.41	54.11	62.74	61.39	72.48
		g/人日	7.58	7.14	7.53	6.97	7.95	8.75	8.60	10.04	9.89	11.83
	資源ごみ	t/年	506.01	466.61	473.81	449.18	439.61	440.24	460.18	466.33	465.42	453.97
		g/人日	75.94	70.49	72.37	69.90	68.84	69.50	73.13	74.60	75.00	74.11
計	t/年	3,757.06	3,557.31	3,548.07	3,498.11	3,497.69	3,614.33	3,518.97	3,549.38	3,469.66	3,274.39	
	g/人日	563.83	537.39	541.91	544.39	547.69	570.61	559.22	567.78	559.10	534.53	
直接 搬入 ごみ	可燃ごみ	t/年	1,377.27	1,408.03	1,391.63	1,311.13	1,182.08	1,230.70	1,131.14	1,155.74	959.16	934.40
		t/日	3.77	3.86	3.81	3.59	3.24	3.37	3.10	3.16	2.63	2.56
	不燃ごみ	t/年	7.80	6.41	4.07	5.50	7.78	7.78	9.02	10.70	2.59	6.94
		t/日	0.02	0.02	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.01	0.02
	粗大ごみ	t/年	107.59	103.81	125.45	137.57	151.58	159.77	323.21	194.42	183.99	201.09
		t/日	0.29	0.28	0.34	0.38	0.42	0.44	0.89	0.53	0.50	0.55
	資源ごみ	t/年	45.18	38.28	48.51	36.93	30.56	202.80	194.97	316.48	242.67	441.52
		t/日	0.12	0.10	0.13	0.10	0.08	0.56	0.53	0.87	0.66	1.21
	計	t/年	1,537.84	1,556.53	1,569.66	1,491.13	1,372.00	1,601.05	1,658.34	1,677.34	1,388.41	1,583.95
		t/日	4.20	4.26	4.29	4.09	3.76	4.39	4.54	4.59	3.80	4.34

◆図表 4-2-4 収集ごみ発生原単位の推移



◆図表 4-2-5 直接搬入ごみ量の推移



4 ごみ排出量の推計結果

ごみ排出量の将来予測は人口予測と同様に推計式に基づいて行いました。

(1) 収集ごみ

収集ごみ排出量の将来予測を図表 4-2-6～7 に示します。

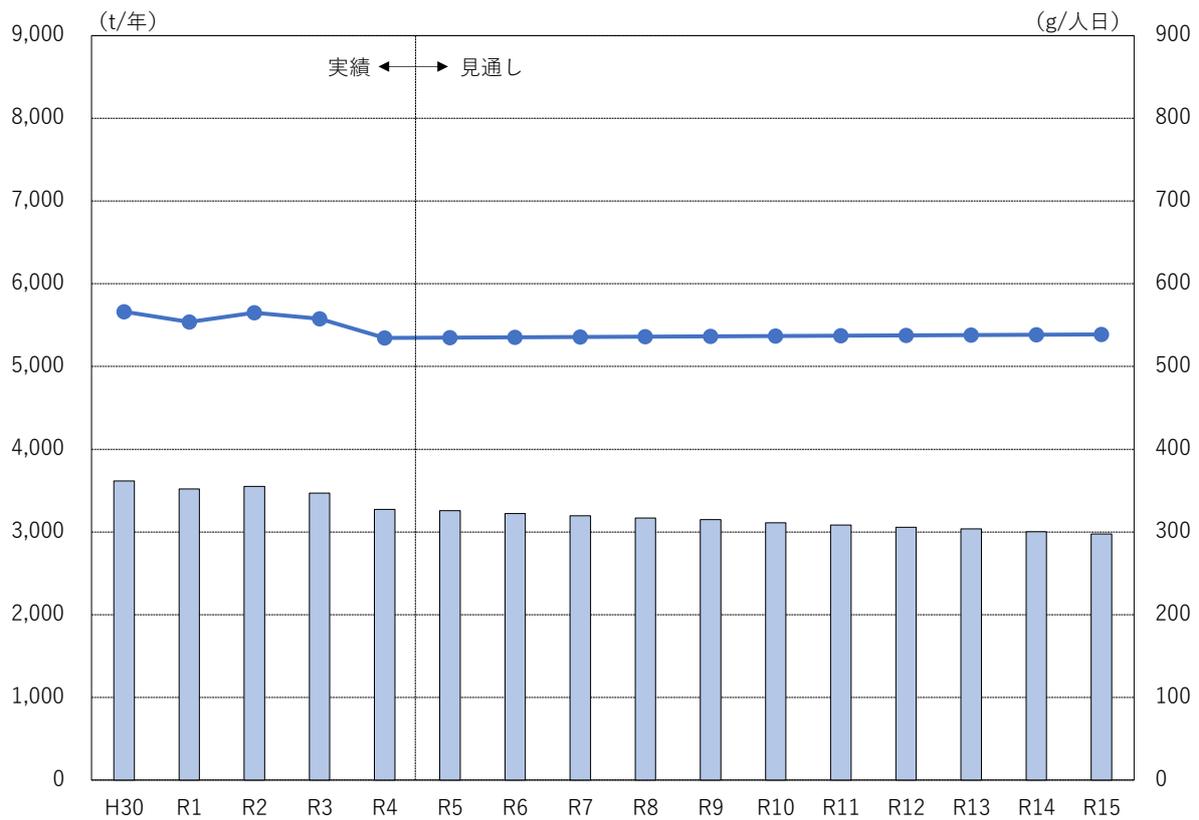
◆図表 4-2-6 収集ごみ排出量の推計結果

区分	単位	実績値 R4	推計値			
			R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15	
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133	
収集 ごみ	可燃ごみ	g/人日	448.59	448.59	448.59	448.59
	不燃ごみ	g/人日	11.83	13.37	14.14	16.07
	資源ごみ	g/人日	74.11	74.11	74.11	74.11
	計	g/人日	534.53	536.07	536.84	538.77
		t/年	3,274.39	3,166.45	3,112.22	2,975.92

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-2-7 収集ごみ排出量の見通し



(2) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみ排出量の将来予測を図表 4-2-8～9 に示します。

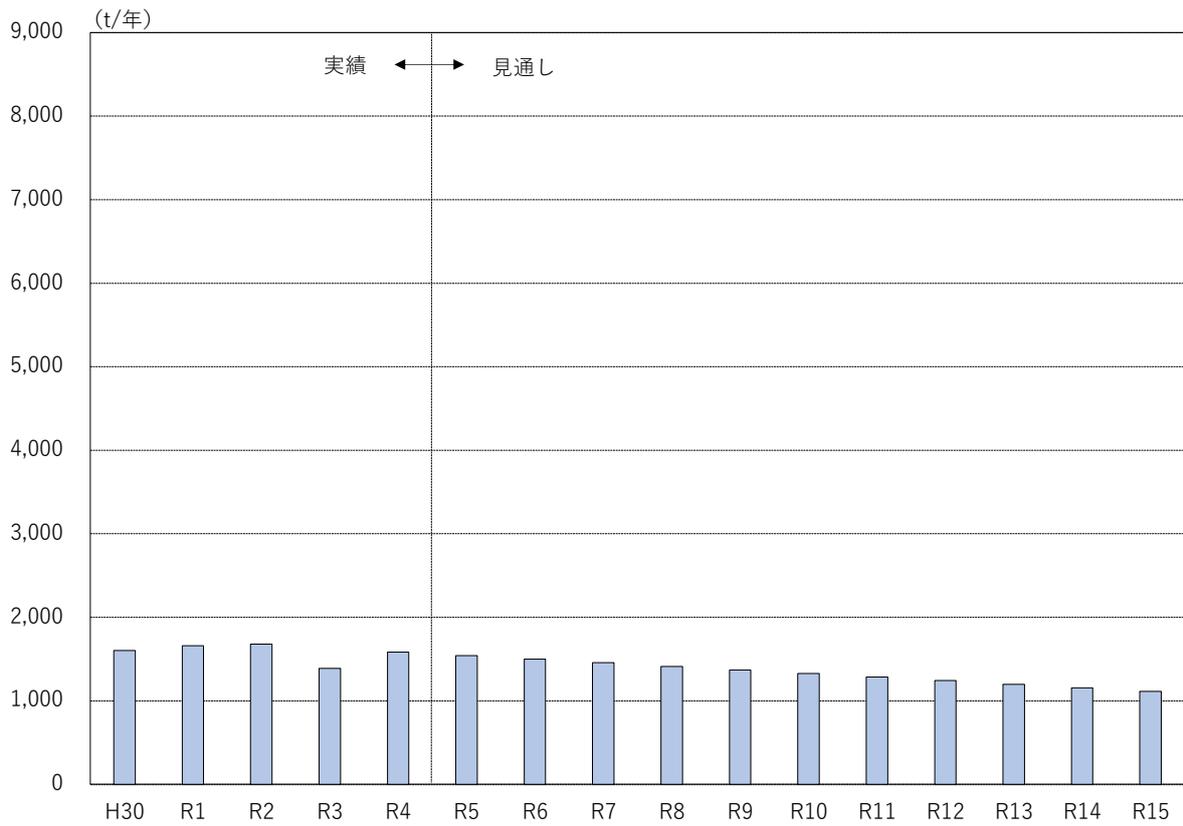
◆図表 4-2-8 直接搬入ごみ排出量の推計結果

区分	単位	実績値 R4	推計値		
			R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133
直接搬入 ごみ	可燃ごみ	934.40	763.05	677.38	463.19
	不燃ごみ	6.94	6.94	6.94	6.94
	粗大ごみ	201.09	201.09	201.09	201.09
	資源ごみ	441.52	441.52	441.52	441.52
	計	1,583.95	1,412.60	1,326.93	1,112.74

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-2-9 直接搬入ごみ排出量の見通し



(3) 本町のごみ排出量

本町のごみ排出量の将来予測を図表 4-2-10～12 に示します。

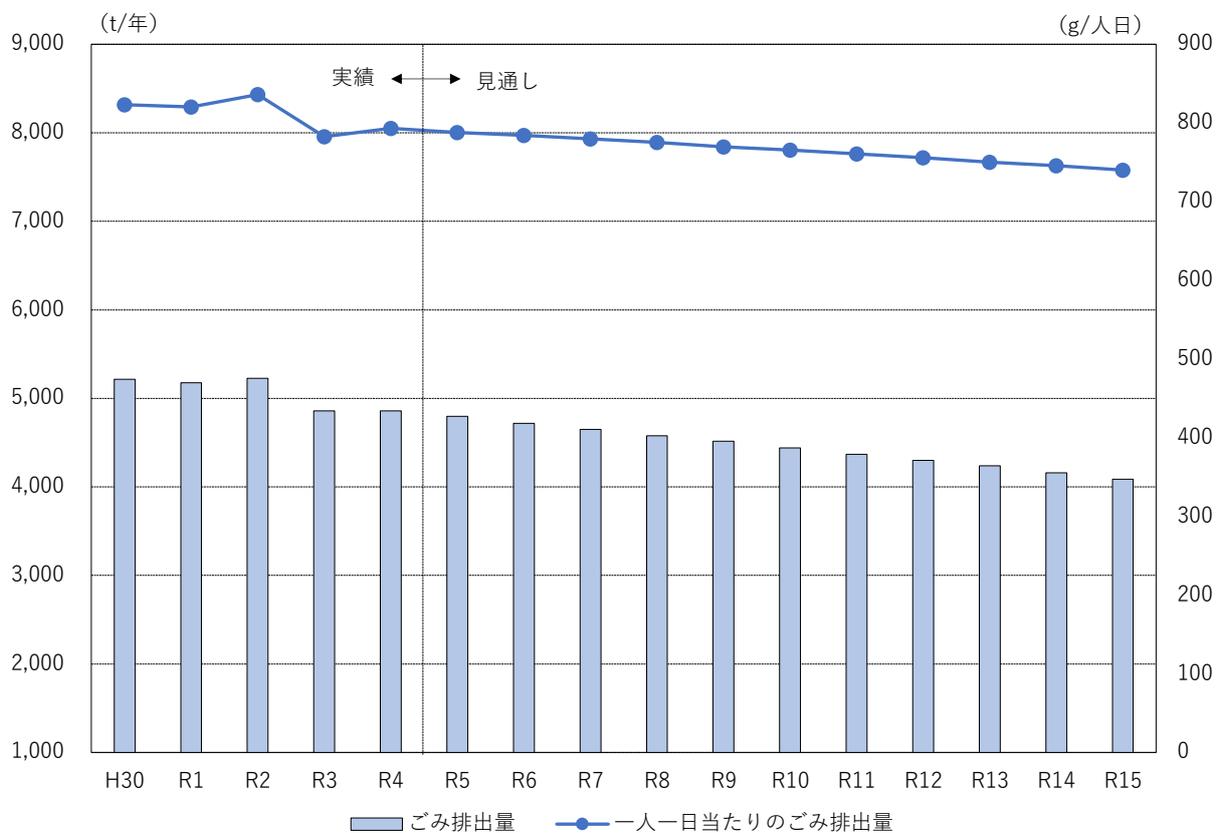
◆図表 4-2-10 ごみ排出量の推計結果

区分	単位	実績値 R4	推計値			R15-R4
			R8※1	中間目標 R10	計画目標 R15	
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133	-1,650 (-9.8%)
ごみ排出量	t/年	4,858.34	4,579.05	4,439.15	4,088.66	-769.68 (-15.8%)
収集ごみ	t/年	3,274.39	3,166.45	3,112.22	2,975.92	-298.47 (-9.1%)
直接搬入ごみ	t/年	1,583.95	1,412.60	1,326.93	1,112.74	-471.21 (-29.7%)
一人一日当たりの ごみ搬出量	g/人日	793.09	775.07	765.84	739.77	-53.32 (-6.7%)
収集ごみ	g/人日	534.52	536.07	536.84	538.77	-4.25 (-0.8%)
直接搬入ごみ	g/人日	258.57	239.00	229.00	201.00	-57.57 (-22.3%)

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-2-11 ごみ排出量の見通し



◆図表 4-2-12 本町のごみ排出量の実績と見通し（排出抑制前）

区分			単位	年度																		
				2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033			
				H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15			
		式(H30~R4)	式(R5~R15)	実績					見通し					見通し								
									上位計画 目標設定年度					見通し								
														計画目標								
人口等	(1)	行政区域内人口		設定値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(2)	計画処理区域内人口	実績値	(1)と同値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(3)	計画収集人口		設定値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(4)	自家処理人口		(2)-(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原単位	(5)	収集ごみ		可燃ごみ	(23)/(3)/365	492.36	477.49	483.14	474.21	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	448.59	
	(6)		不燃ごみ	(24)/(3)/365	8.75	8.60	10.04	9.89	11.83	12.22	12.60	12.99	13.37	13.76	14.14	14.53	14.92	15.30	15.69	16.07		
	(7)		資源ごみ	(25)/(3)/365	69.50	73.13	74.60	75.00	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11	74.11		
	(8)		計	Σ{(5)~(7)}	570.61	559.22	567.78	559.10	534.53	534.92	535.30	535.69	536.07	536.46	536.84	537.23	537.62	538.00	538.39	538.77		
要 処 理 量	日 平 均 発 生 量	(9)	収集ごみ	可燃ごみ	(23)/365	(5)×(3)	8.54	8.21	8.27	8.06	7.53	7.46	7.39	7.33	7.26	7.19	7.12	7.06	6.99	6.92	6.86	6.79
		(10)		不燃ごみ	(24)/365	(6)×(3)	0.15	0.15	0.17	0.17	0.20	0.20	0.21	0.21	0.22	0.22	0.22	0.23	0.23	0.24	0.24	0.24
		(11)		資源ごみ	(25)/365	(7)×(3)	1.21	1.26	1.27	1.28	1.24	1.23	1.22	1.21	1.20	1.19	1.18	1.17	1.15	1.14	1.13	1.12
		(12)		計	Σ{(9)~(11)}	9.90	9.62	9.71	9.51	8.97	8.89	8.82	8.75	8.68	8.60	8.52	8.46	8.37	8.30	8.23	8.15	8.15
	(13)	許可収集ごみ	可燃ごみ	(27)/365	3.37	3.10	2.97	2.62	2.55	2.44	2.33	2.21	2.09	1.97	1.86	1.74	1.62	1.50	1.39	1.27	1.27	
	(14)	直接搬入ごみ	不燃ごみ	(28)/365	0.02	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
	(15)		粗大ごみ	(29)/365	0.44	0.89	0.53	0.50	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55
	(16)		資源ごみ	(30)/365	0.54	0.52	0.47	0.34	0.32	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21	1.21
	(17)		計	Σ{(13)~(16)}	4.37	4.53	4.00	3.47	3.44	4.22	4.11	3.99	3.87	3.75	3.64	3.52	3.40	3.28	3.17	3.05	3.05	
	(18)	合計	可燃ごみ	(9)+(13)	11.91	11.31	11.24	10.68	10.08	9.90	9.72	9.54	9.35	9.16	8.98	8.80	8.61	8.42	8.25	8.06	8.06	
	(19)		不燃ごみ	(10)+(14)	0.17	0.17	0.20	0.18	0.22	0.22	0.23	0.23	0.24	0.24	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26	
	(20)		粗大ごみ	(15)と同値	0.44	0.89	0.53	0.50	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	0.55	
(21)		資源ごみ	(11)+(16)	1.75	1.78	1.74	1.62	1.56	2.44	2.43	2.42	2.41	2.40	2.39	2.38	2.36	2.35	2.34	2.33	2.33		
(22)		計	Σ{(18)~(21)}	14.27	14.15	13.71	12.98	12.41	13.11	12.93	12.74	12.55	12.35	12.16	11.98	11.77	11.58	11.40	11.20	11.20		
理 量	年 間 発 生 量	(23)	収集ごみ	可燃ごみ	(5)×(3)×365	3,118.68	3,004.68	3,020.31	2,942.85	2,747.94	2,730.87	2,698.85	2,674.29	2,649.73	2,632.36	2,600.61	2,576.05	2,551.49	2,533.85	2,502.37	2,477.81	
		(24)		不燃ごみ	(6)×(3)×365	55.41	54.11	62.74	61.39	72.48	74.39	75.81	77.44	78.97	80.74	81.97	83.44	84.86	86.42	87.52	88.76	
		(25)		資源ごみ	(7)×(3)×365	440.24	460.18	466.33	465.42	453.97	451.16	445.87	441.81	437.75	434.88	429.64	425.58	421.52	418.61	413.41	409.35	
		(26)		計	Σ{(23)~(25)}	3,614.33	3,518.97	3,549.38	3,469.66	3,274.39	3,256.42	3,220.53	3,193.54	3,166.45	3,147.98	3,112.22	3,085.07	3,057.87	3,038.88	3,003.30	2,975.92	
	(27)	許可収集ごみ	可燃ごみ	実績値	推計値	1,230.70	1,131.14	1,155.74	959.16	934.40	891.56	848.73	805.89	763.05	720.21	677.38	634.54	591.70	548.86	506.03	463.19	
	(28)	直接搬入ごみ	不燃ごみ			7.78	9.02	10.70	2.59	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	6.94	
	(29)		粗大ごみ			159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09
	(30)		資源ごみ			202.80	194.97	316.48	242.67	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52	441.52
	(31)		計	Σ{(27)~(30)}	1,601.05	1,658.34	1,677.34	1,388.41	1,583.95	1,541.11	1,498.28	1,455.44	1,412.60	1,369.76	1,326.93	1,284.09	1,241.25	1,198.41	1,155.58	1,112.74		
	(32)	合計	可燃ごみ	(23)+(27)	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34	3,622.43	3,547.58	3,480.18	3,412.78	3,352.57	3,277.99	3,210.59	3,143.19	3,082.71	3,008.40	2,941.00		
	(33)		不燃ごみ	(24)+(28)	63.19	63.13	73.44	63.98	79.42	81.33	82.75	84.38	85.91	87.68	88.91	90.38	91.80	93.36	94.46	95.70		
	(34)		粗大ごみ	(29)と同値	159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	201.09	
	(35)		資源ごみ	(25)+(30)	643.04	655.15	782.81	708.09	895.49	892.68	887.39	883.33	879.27	876.40	871.16	867.10	863.04	860.13	854.93	850.87		
	(36)		計	Σ{(32)~(35)}	5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34	4,797.53	4,718.81	4,648.98	4,579.05	4,517.74	4,439.15	4,369.16	4,299.12	4,237.29	4,158.88	4,088.66		

※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

4-3 減量化・資源化及び処理・処分に関する目標の設定

1 目標値の設定

本計画の上位計画である国及び宮崎県の減量化目標、前期総合計画等を参考に本町のごみ排出量の減量化・資源化目標を設定します。

(1) 国の減量化目標値

国が第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理基本方針において設定している一般廃棄物の減量化目標値を図表 4-3-1 に示します。

第四次循環型社会形成推進基本計画（基準年度：平成 27 年度）及び廃棄物処理基本方針（基準年度：平成 24 年度）ともに目標年度は令和 7 年度に設定されており、ごみ排出量は約 3,800 万 t、一人一日当たりのごみ排出量は約 850g/人日（うち、家庭系ごみは約 440g/人日）、リサイクル率は約 28%、最終処分量は約 320 万 t となっています。

◆図表 4-3-1 国の減量化目標値

項目	基準年度		目標年度		減量化目標		
		基準値		目標値	期間内	1年間	減量化率
ごみ排出量	H24	約 4,523 万t	R7	約 3,800 万t	約 723 万t	約 56 万t	約 1.2 %
	H27	約 4,398 万t			約 598 万t	約 60 万t	約 1.4 %
一人一日当たりのごみ排出量 (うち、家庭系)	H27	約 894 g/人日	R7	約 850 g/人日	約 44 g/人日	約 4 g/人日	約 0.4 %
	H24	約 676 g/人日		約 440 g/人日	約 236 g/人日	約 18 g/人日	約 2.7 %
リサイクル率	H27	約 20.4 %	R7	約 28.0 %	約 7.6 ポイント	約 0.8 ポイント	—
最終処分量	H24	約 465 万t	R7	約 320 万t	約 145 万t	約 11 万t	約 2.4 %
	H27	約 416 万t			約 96 万t	約 10 万t	約 2.4 %

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年 6 月）

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」

（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号、令和 5 年 6 月改正）

(2) 宮崎県の減量化目標値

宮崎県が「第四次宮崎県環境基本計画」（令和 5 年 3 月一部改定）において設定している一般廃棄物の減量化目標値を図表 4-3-2 に示します。

宮崎県環境基本計画（基準年度：平成 30 年度）では令和 12 年度が目標年度に設定されており、ごみ排出量は約 32.7 万 t、一人一日当たりのごみ排出量は約 918g/人日（うち、家庭系ごみは約 638g/人日）、再生利用量は約 8.2 万 t、再生利用率は約 25%、最終処分量は約 2.9 万 t となっています。

◆図表 4-3-2 宮崎県の減量化目標値

項目	基準年度		目標年度		減量目標		
		基準値		目標値	期間内	1年間	減量化率
ごみ排出量	H30	約 39.7 万t	R12	約 32.7 万t	約 7.0 万t	約 0.6 万t	約 1.5 %
一人一日当たりのごみ排出量	H30	約 987 g/人日	R12	約 918 g/人日	約 69 g/人日	約 6 g/人日	約 0.6 %
（うち、家庭系）	H30	約 669 g/人日		約 638 g/人日	約 31 g/人日	約 3 g/人日	約 0.4 %
再生利用量 （再生利用率）	H30	約 6.3 万t （15.9%）	R12	約 8.2 万t （25.0%）	約 1.9 万t 約 9.1 ポイント	約 0.2 万t 約 0.2 ポイント	約 3.2 % —
最終処分量 （最終処分率）	H30	約 4.3 万t （10.8%）	R12	約 2.9 万t （9.0%）	約 1.4 万t 約 1.8 ポイント	約 0.1 万t 約 0.2 ポイント	約 2.3 % —

出典：「第四次宮崎県環境基本計画」（令和 5 年 3 月一部改定）

（3）本町の減量化目標の設定

ごみの減量化及び資源化の目標については、前期総合計画に示されている令和 8 年度の各目標値（資源化率：25.0%）を考慮し、以下のように設定します。

目標 1 資源化率（ごみリサイクル率）：25.0%（令和 8 年度までに達成）

上位計画に示されている資源化率 25.0%を達成するために、今後も引き続き、ごみ排出量の減量化を推進するとともに、可燃ごみの適正分別徹底等の施策も併せて推進することで資源化率を向上させ、令和 8 年度では資源化率 25.0%を目指します。

なお、令和 8 年度以降は、資源化率 25.0%を維持することを目指します。

目標 2 一人一日当たりのごみ排出量：694g/人日（令和 15 年度までに達成）

ごみの適正分別を実施することで資源化率の向上を目指すとともに、ごみの減量化を図ります。特に、令和 8 年度に資源化率 25.0%を達成後、ごみの減量化を推進し、令和 15 年度における一人一日当たりのごみ排出量の削減を目指します。

◆図表 4-3-3 ごみ減量化及び資源化に関する目標

項目	単位	実績 (R4)	減量化目標			
			上位計画 (目標：R8)	本計画		
				R10	R15	
総 ご み 量	可燃ごみ	g/人日	600.63	—	517.67	487.34
	不燃ごみ	g/人日	12.96	—	11.33	10.67
	粗大ごみ	g/人日	32.83	—	30.54	28.75
	資源ごみ	g/人日	146.67	—	178.14	167.71
	合計	g/人日	793.09	—	737.68	694.47
資源化率 (リサイクル率)	%	19.3	25.0	25.0	25.0	

◆図表 4-3-4 減量化後の総ごみ排出原単位（推計値）

年度		行政区域内人口 (計画収集人口：人)	排出抑制前の年間排出量		将来排出量（抑制後）		対前年度排出量 (t/年)
			(t/年)	(g/人日)	(g/人日)	(t/年)	
H30	↑	17,354	5,215.38	823.37	823.37	5,215.38	—
R1	実績	17,240	5,177.31	820.51	820.51	5,177.31	-38.07
R2		17,127	5,226.72	836.09	836.09	5,226.72	49.41
R3		17,002	4,858.07	782.84	782.84	4,858.07	-368.65
R4		↓	16,783	4,858.34	793.10	793.10	4,858.34
R5	↑	16,633	4,797.53	788.07	783.58	4,770.18	-88.16
R6	見 通 し	16,483	4,718.81	784.34	774.18	4,657.69	-112.49
R7		16,333	4,648.98	779.83	764.89	4,559.93	-97.76
R8		16,183	4,579.05	775.22	755.71	4,463.83	-96.10
R9		16,033	4,517.74	769.88	746.64	4,381.35	-82.48
R10		15,883	4,439.15	765.73	737.68	4,276.56	-104.79
R11		15,733	4,369.16	760.84	728.83	4,185.34	-91.22
R12		15,583	4,299.12	755.85	720.08	4,095.66	-89.68
R13		15,433	4,237.29	750.16	711.44	4,018.54	-77.12
R14		15,283	4,158.88	745.55	702.90	3,921.00	-97.54
R15		↓	15,133	4,088.66	740.22	694.47	3,835.95

4-4 減量化実施後の推計結果

1 ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

資源ごみを除くごみについては、ごみの減量化及び適正分別を推進していくことにより、年間の排出量は減少していくことが見込まれます。

（1）収集ごみ

収集ごみ排出量の排出抑制後の将来予測を図表 4-4-1～2 に示します。

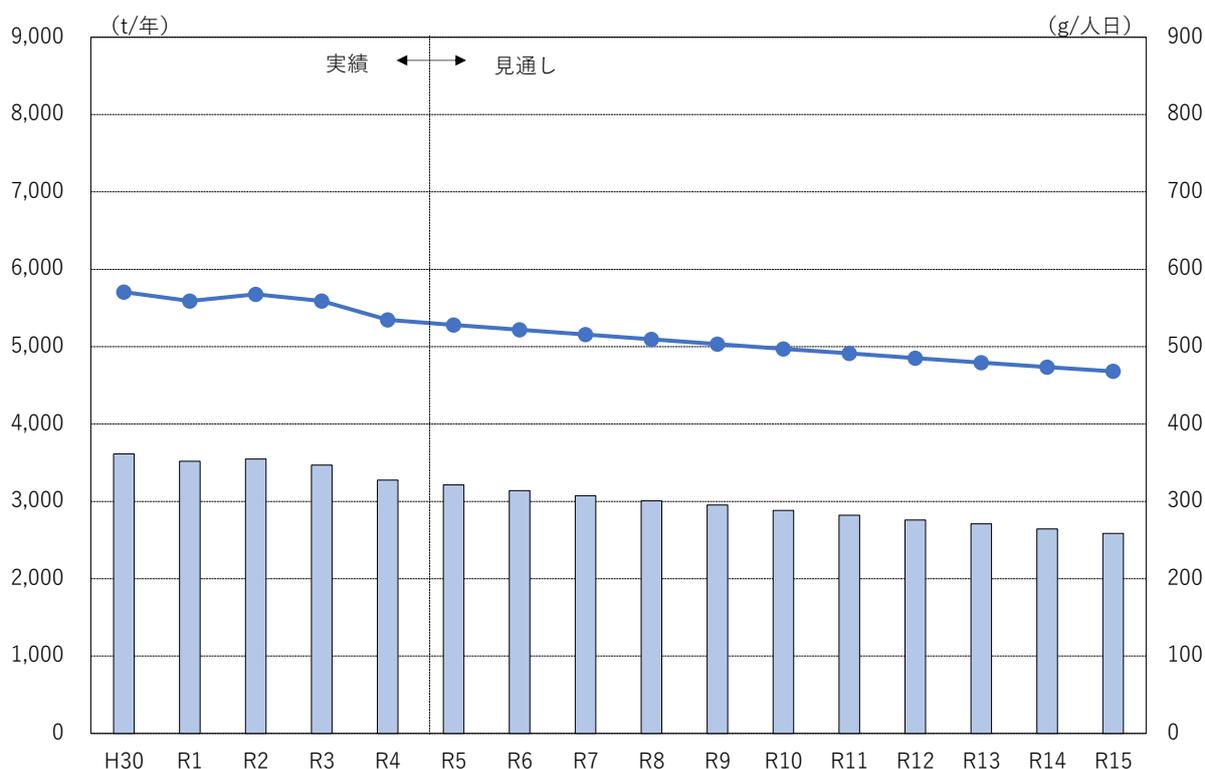
◆図表 4-4-1 収集ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分	単位	実績値 R4	推計値（排出抑制後）			
			R8※1	中間目標 R10	計画目標 R15	
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133	
収集 ごみ	可燃ごみ	g/人日	448.59	405.18	395.52	372.35
	不燃ごみ	g/人日	11.83	10.69	10.43	9.82
	資源ごみ	g/人日	74.11	93.46	91.23	85.89
	計	g/人日	534.53	509.33	497.18	468.06
		t/年	3,274.39	3,008.51	2,882.31	2,585.35

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-4-2 収集ごみ排出量の見通し（排出抑制後）



(2) 直接搬入ごみ

直接搬入ごみ排出量の排出抑制後の将来予測を図表 4-4-3～4 に示します。

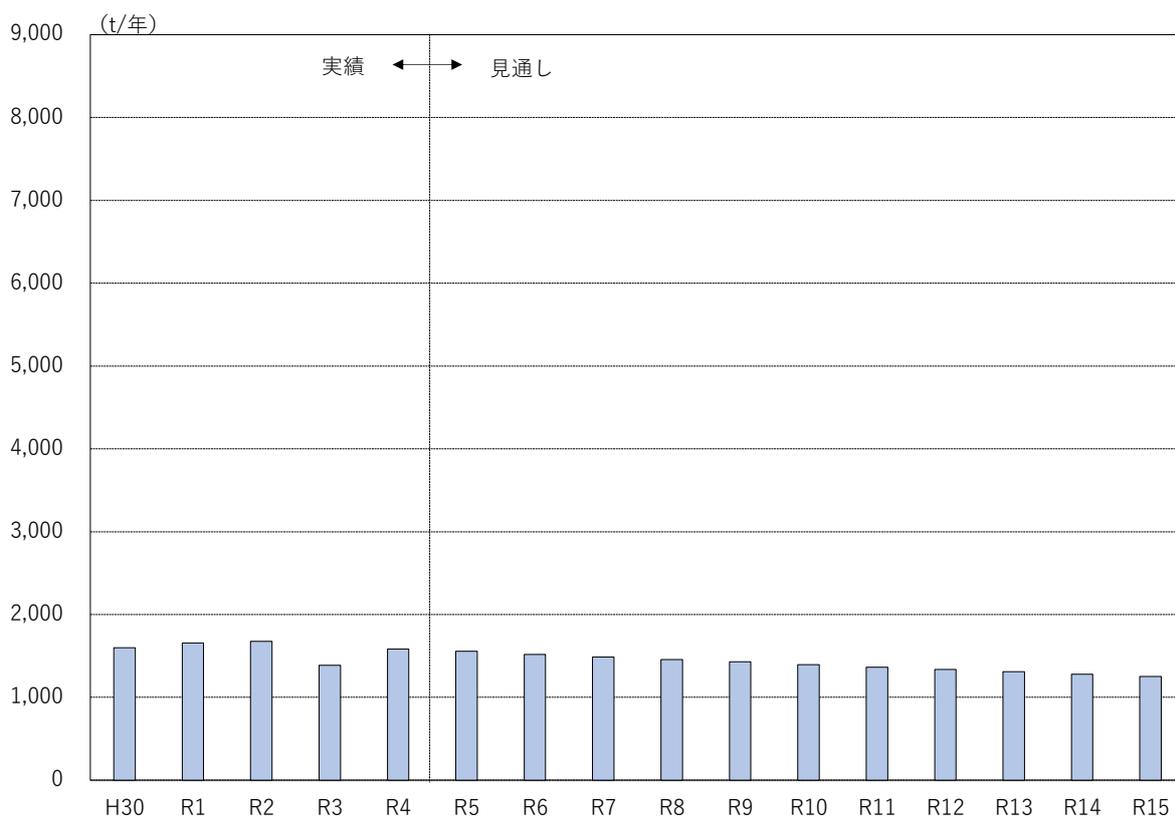
◆図表 4-4-3 直接搬入ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分	単位	実績値 R4	推計値（排出抑制後）		
			R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133
直接搬入 ごみ	可燃ごみ	934.40	739.06	708.14	635.16
	不燃ごみ	6.94	5.49	5.22	4.70
	粗大ごみ	201.09	184.82	177.05	158.80
	資源ごみ	441.52	525.95	503.84	451.94
	計	1,583.95	1,455.32	1,394.25	1,250.60

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-4-4 直接搬入ごみ排出量の見通し（排出抑制後）



(3) 本町のごみ排出量

本町のごみ排出量の排出抑制後の将来予測を図表 4-4-5～6 に示します。

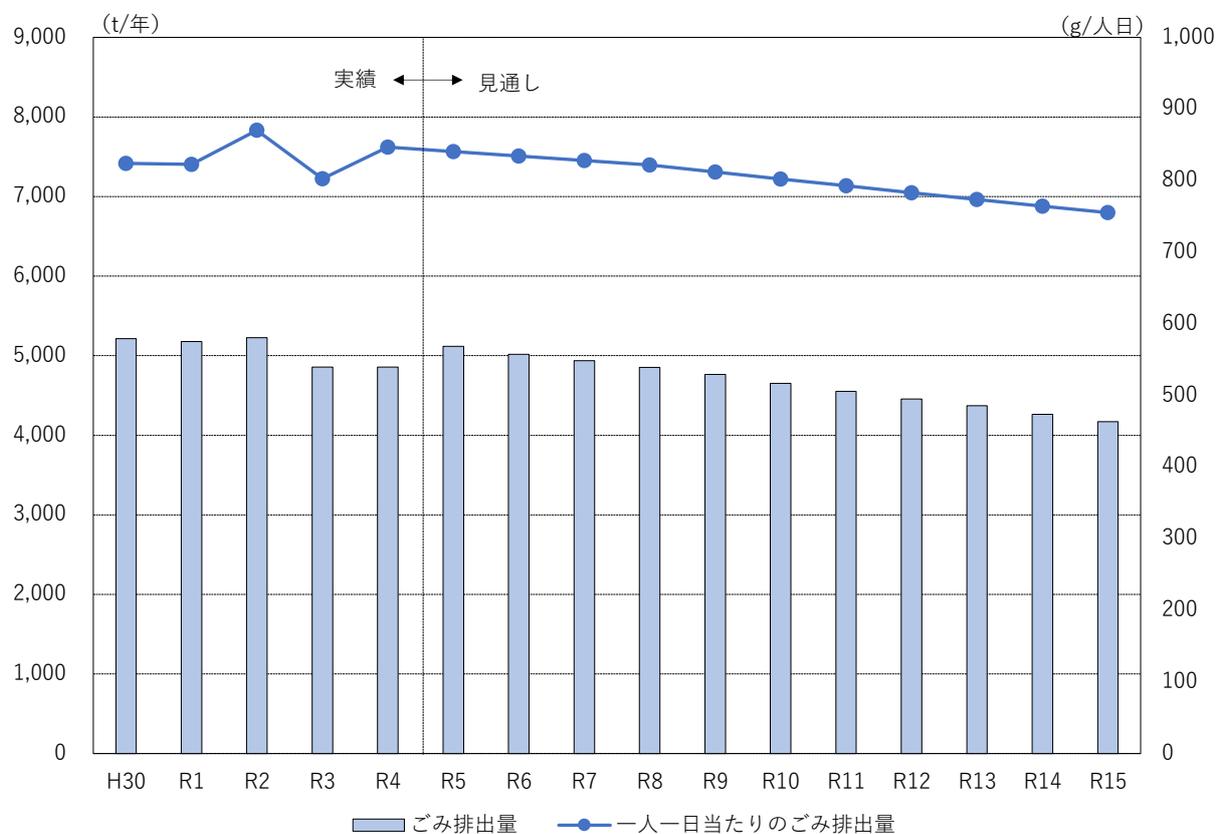
◆図表 4-4-5 ごみ排出量の推計結果（排出抑制後）

区分	単位	実績値 R4	推計値			R15-R4
			R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15	
人口	人	16,783	16,183	15,883	15,133	-1,650 (-9.8%)
ごみ排出量	t/年	4,858.34	4,463.83	4,276.56	3,835.95	1,022.39 (-21.0%)
収集ごみ	t/年	3,274.39	3,008.51	2,882.31	2,585.35	689.04 (-21.0%)
直接搬入ごみ	t/年	1,583.95	1,455.32	1,394.25	1,250.60	333.35 (-21.0%)
一人一日当たりの ごみ搬出量	g/人日	793.09	755.71	737.68	694.47	98.62 (-12.4%)
収集ごみ	g/人日	534.52	509.33	497.18	468.06	-66.46 (-12.4%)
直接搬入ごみ	g/人日	258.57	246.38	240.50	226.41	32.16 (-12.4%)

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-4-6 ごみ排出量の見通し（排出抑制後）



◆図表 4-4-7 本町のごみ排出量の実績と見通し（排出抑制後）

区分				単 位	年度																	
					2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
					H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
		式(H30~R4)	式(R5~R15)		実 績				見通し				上位計画 目標設定年度	見通し	中間目標	見 通 し			計画目標			
人口等	(1)	行政区域内人口		設定値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(2)	計画処理区域内人口		(1)と同値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(3)	計画収集人口		設定値	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133		
	(4)	自家処理人口		(2)-(3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
要 処 理 量	原 単 位	(5)	収集ごみ	可燃ごみ	(23)/(3)/365	492.36	477.49	483.14	474.21	448.59	437.48	426.66	416.02	405.18	400.32	395.52	390.76	386.08	381.45	376.86	372.35	
		(6)		不燃ごみ	(24)/(3)/365	8.75	8.60	10.04	9.89	11.83	11.54	11.25	10.97	10.69	10.56	10.43	10.31	10.18	10.06	9.94	9.82	
		(7)		資源ごみ	(25)/(3)/365	69.50	73.13	74.60	75.00	74.11	79.09	83.87	88.53	93.46	92.34	91.23	90.14	89.06	87.98	86.94	85.89	
		(8)		計	Σ{(5)~(7)}	570.61	559.22	567.78	559.10	534.53	528.11	521.78	515.52	509.33	503.22	497.18	491.21	485.32	479.49	473.74	468.06	
	日 平 均 発 生 量	収集ごみ	(9)	可燃ごみ	(23)/365	8.54	8.21	8.27	8.06	7.53	7.28	7.03	6.79	6.56	6.42	6.28	6.15	6.02	5.89	5.76	5.63	
			(10)	不燃ごみ	(24)/365	0.15	0.15	0.17	0.17	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.16	0.15	0.15	
			(11)	資源ごみ	(25)/365	1.21	1.26	1.27	1.28	1.24	1.32	1.38	1.45	1.51	1.48	1.45	1.42	1.39	1.36	1.33	1.30	
			(12)	計	Σ{(9)~(11)}	9.90	9.62	9.71	9.51	8.97	8.79	8.60	8.42	8.24	8.07	7.90	7.73	7.57	7.41	7.24	7.08	
		(13)	許可収集ごみ	可燃ごみ	(27)/365	3.37	3.10	2.97	2.62	2.55	2.42	2.29	2.16	2.02	1.98	1.94	1.90	1.86	1.82	1.78	1.74	
		直接搬入ごみ	(14)	不燃ごみ	(28)/365	0.02	0.02	0.03	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
			(15)	粗大ごみ	(29)/365	0.44	0.89	0.53	0.50	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.47	0.46	0.45	0.44	0.44	
			(16)	資源ごみ	(30)/365	0.54	0.52	0.47	0.34	0.32	1.27	1.33	1.38	1.44	1.41	1.38	1.35	1.32	1.29	1.27	1.24	
		(17)	計	Σ{(13)~(16)}	4.37	4.53	4.00	3.47	3.44	4.25	4.17	4.08	3.99	3.90	3.82	3.73	3.65	3.57	3.50	3.43		
		合計	(18)	可燃ごみ	(9)+(13)	11.91	11.31	11.24	10.68	10.08	9.70	9.32	8.95	8.58	8.40	8.22	8.05	7.88	7.71	7.54	7.37	
			(19)	不燃ごみ	(10)+(14)	0.17	0.17	0.20	0.18	0.22	0.21	0.21	0.20	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	
			(20)	粗大ごみ	(15)と同値	0.44	0.89	0.53	0.50	0.55	0.54	0.53	0.52	0.51	0.50	0.49	0.47	0.46	0.45	0.44	0.44	
			(21)	資源ごみ	(11)+(16)	1.75	1.78	1.74	1.62	1.56	2.59	2.71	2.83	2.95	2.89	2.83	2.77	2.71	2.65	2.60	2.54	
			(22)	計	Σ{(18)~(21)}	14.27	14.15	13.71	12.98	12.41	13.04	12.77	12.50	12.23	11.97	11.72	11.46	11.22	10.98	10.74	10.51	
	年 間 発 生 量	収集ごみ	(23)	可燃ごみ	(5)×(3)×365	3,118.68	3,004.68	3,020.31	2,942.85	2,747.94	2,663.24	2,566.91	2,480.12	2,393.32	2,349.11	2,292.95	2,243.96	2,195.94	2,154.61	2,102.24	2,056.69	
			(24)	不燃ごみ	(6)×(3)×365	55.41	54.11	62.74	61.39	72.48	70.25	67.68	65.40	63.14	61.97	60.47	59.21	57.90	56.82	55.45	54.24	
			(25)	資源ごみ	(7)×(3)×365	440.24	460.18	466.33	465.42	453.97	481.47	504.59	527.78	552.05	541.86	528.89	517.63	506.56	496.95	484.98	474.42	
			(26)	計	Σ{(23)~(25)}	3,614.33	3,518.97	3,549.38	3,469.66	3,274.39	3,214.96	3,139.18	3,073.30	3,008.51	2,952.94	2,882.31	2,820.80	2,760.40	2,708.38	2,642.67	2,585.35	
許可収集ごみ		(27)	可燃ごみ		1,230.70	1,131.14	1,155.74	959.16	934.40	885.82	834.40	786.98	739.06	725.47	708.14	693.06	678.21	665.45	649.26	635.16		
		直接搬入ごみ	(28)	不燃ごみ		7.78	9.02	10.70	2.59	6.94	6.57	6.20	5.84	5.49	5.40	5.22	5.11	5.01	4.91	4.80	4.70	
			(29)	粗大ごみ		159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	197.48	192.82	188.80	184.82	181.38	177.05	173.25	169.55	166.35	162.33	158.80	
			(30)	資源ごみ		202.80	194.97	316.48	242.67	441.52	465.35	485.09	505.01	525.95	516.16	503.84	493.12	482.49	473.45	461.94	451.94	
		(31)	計	Σ{(27)~(30)}	1,601.05	1,658.34	1,677.34	1,388.41	1,583.95	1,555.22	1,518.51	1,486.63	1,455.32	1,428.41	1,394.25	1,364.54	1,335.26	1,310.16	1,278.33	1,250.60		
合計		(32)	可燃ごみ	(23)+(27)	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34	3,549.06	3,401.31	3,267.10	3,132.38	3,074.58	3,001.09	2,937.02	2,874.15	2,820.06	2,751.50	2,691.85		
		(33)	不燃ごみ	(24)+(28)	63.19	63.13	73.44	63.98	79.42	76.82	73.88	71.24	68.63	67.37	65.69	64.32	62.91	61.73	60.25	58.94		
		(34)	粗大ごみ	(29)と同値	159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	197.48	192.82	188.80	184.82	181.38	177.05	173.25	169.55	166.35	162.33	158.80		
		(35)	資源ごみ	(25)+(30)	643.04	655.15	782.81	708.09	895.49	946.82	989.68	1,032.79	1,078.00	1,058.02	1,032.73	1,010.75	989.05	970.40	946.92	926.36		
		(36)	計	Σ{(32)~(36)}	5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34	4,770.18	4,657.69	4,559.93	4,463.83	4,381.35	4,276.56	4,185.34	4,095.66	4,018.54	3,921.00	3,835.95		

※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

2 処理処分量

本町におけるごみ処理・処分量の推計結果（排出抑制後）を図表 4-4-8 に示します。

計画目標年度である令和 15 年度の資源化率は 25.0%、最終処分率は 11.0%と推測されます。

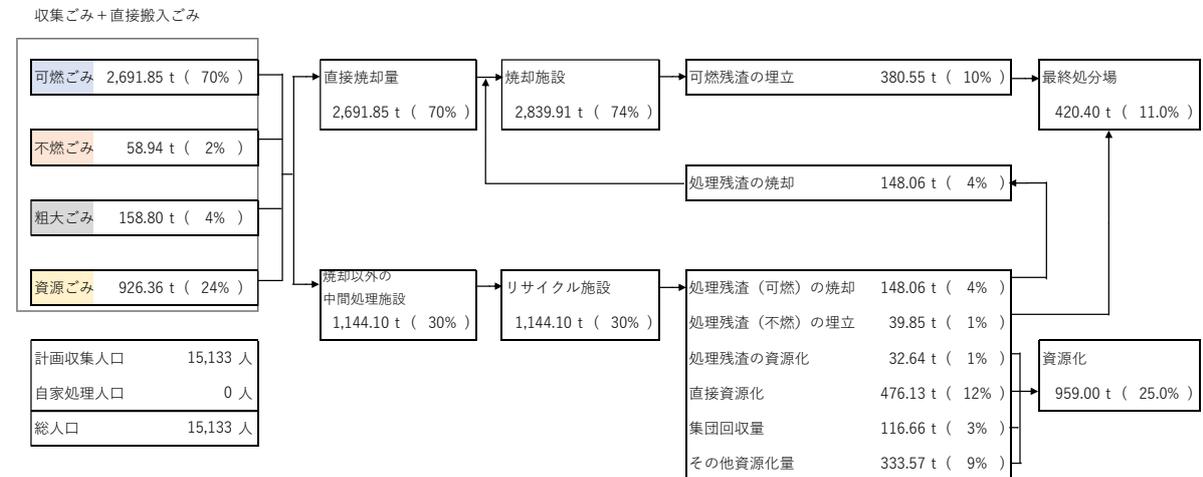
◆図表 4-4-8 ごみ処理・処分率の推移

区分	単位	実績値 R4	推計値（排出抑制後）			
			R8※1	中間目標 R10	計画目標 R15	
ごみ排出量	t/日	13.3	12.2	11.7	10.5	
中間 処理量	中継施設 (焼却溶融施設)	t/日	10.7	9.1	8.7	7.8
		%	80.0	74.0	74.0	74.0
	資源化量	t/日	2.6	3.1	2.9	2.6
		%	19.3	25.0	25.0	25.0
最終処分量	t/日	1.6	1.3	1.3	1.2	
	%	11.8	11.0	11.0	11.0	

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-4-9 令和 15 年度のごみ処理・処分フロー



※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

◆図表 4-4-10 本町のごみ処理・処分量の実績と見通し（排出抑制後）

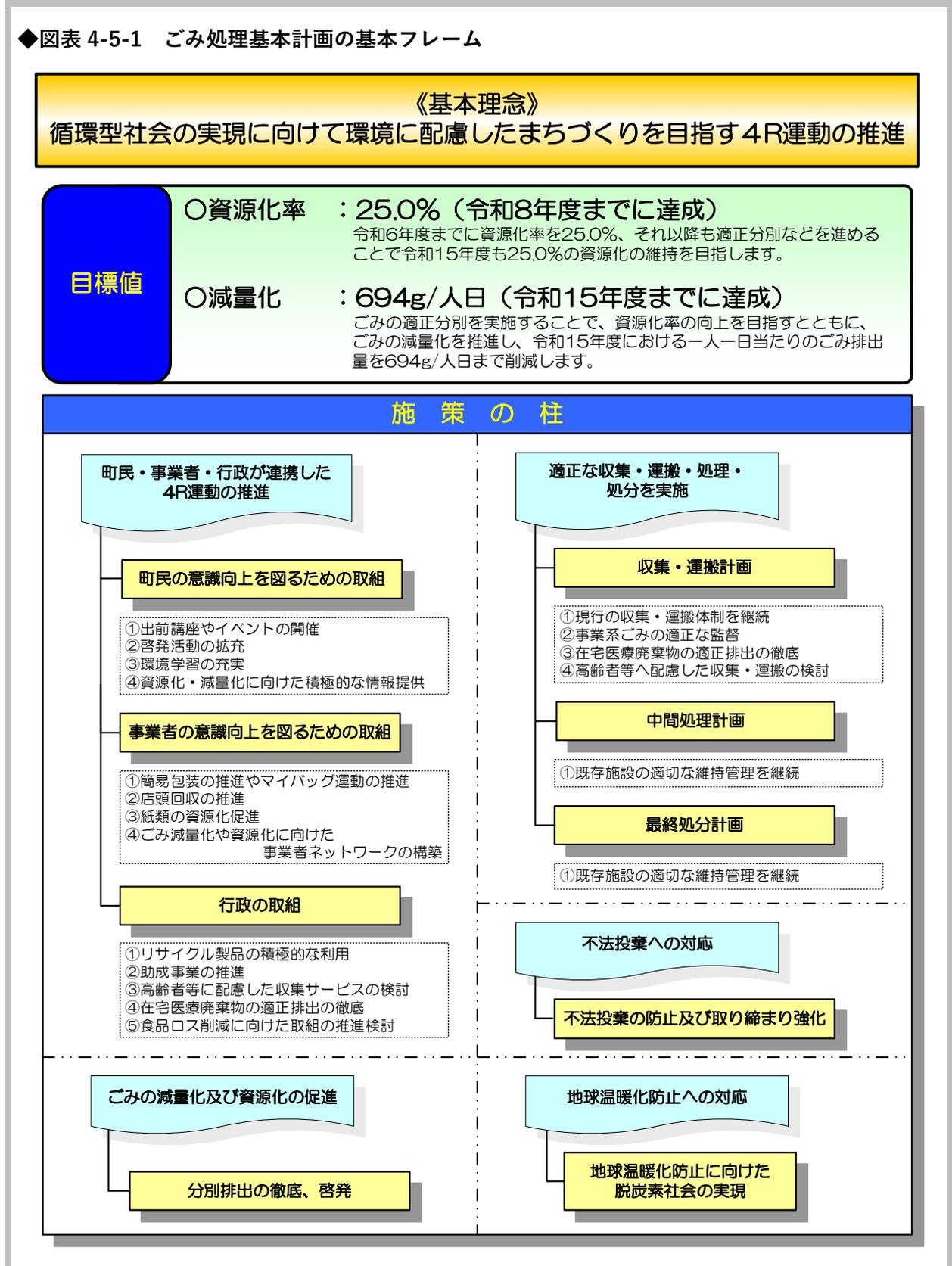
区分\年度			年度																	
			2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
			実績					見通し					上位計画 目標設定年度	見通し	中間目標	見通し			計画目標	
排出量	(1)	可燃ごみ	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34	3,549.06	3,401.31	3,267.10	3,132.38	3,074.58	3,001.09	2,937.02	2,874.15	2,820.06	2,751.50	2,691.85		
	(2)	不燃ごみ	63.19	63.13	73.44	63.98	79.42	76.82	73.88	71.24	68.63	67.37	65.69	64.32	62.91	61.73	60.25	58.94		
	(3)	粗大ごみ	159.77	323.21	194.42	183.99	201.09	197.48	192.82	188.80	184.82	181.38	177.05	173.25	169.55	166.35	162.33	158.80		
	(4)	資源ごみ	643.04	655.15	782.81	708.09	895.49	946.82	989.68	1,032.79	1,078.00	1,058.02	1,032.73	1,010.75	989.05	970.40	946.92	926.36		
	(5)	総ごみ排出量	5,215.38	5,177.31	5,226.72	4,858.07	4,858.34	4,770.18	4,657.69	4,559.93	4,463.83	4,381.35	4,276.56	4,185.34	4,095.66	4,018.54	3,921.00	3,835.95		
中間処理	(6)	中継施設	直接焼却 (直接焼却率)	(1)	4,349.38	4,135.82	4,176.05	3,902.01	3,682.34	3,549.06	3,401.31	3,267.10	3,132.38	3,074.58	3,001.09	2,937.02	2,874.15	2,820.06	2,751.50	2,691.85
		(6) ÷ (5)	83.4%	79.9%	79.9%	80.3%	75.8%	74.5%	73.1%	71.7%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%	70.2%
		(7)	処理残渣(可燃)	(10)と同値	187.89	330.21	141.85	195.63	204.15	186.52	181.36	176.83	172.35	169.16	165.06	161.55	158.07	155.09	151.35	148.06
	(8)	計 (焼却処理率)	(6) + (7) (8) ÷ (5)	4,537.27	4,466.03	4,317.90	4,097.64	3,886.49	3,735.58	3,582.67	3,443.93	3,304.73	3,243.74	3,166.15	3,098.57	3,032.22	2,975.15	2,902.85	2,839.91	
	(8) ÷ (5)	87.0%	86.3%	82.6%	84.3%	80.0%	78.4%	77.0%	75.6%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	74.1%	
	(9)	選別処理量	Σ{(10)~(12)}	273.59	455.20	250.77	291.02	300.32	274.30	266.70	260.05	253.45	248.76	242.74	237.57	232.46	228.08	222.58	217.74	
	(10)	処理残渣(可燃)	実績値	187.89	330.21	141.85	195.63	204.15	186.52	181.36	176.83	172.35	169.16	165.06	161.55	158.07	155.09	151.35	148.06	
	(11)	処理残渣(不燃)		48.47	71.65	55.80	50.23	54.82	50.20	48.81	47.59	46.38	45.52	44.42	43.48	42.54	41.74	40.73	39.85	
	(12)	選別資源化量		37.23	53.34	53.12	45.16	41.35	40.60	39.65	38.81	37.98	37.32	36.41	35.60	34.87	34.23	33.36	32.64	
	(13)	直接資源化量	Σ{(14)~(20)}	478.30	503.04	498.40	466.38	455.64	483.24	506.39	529.68	554.06	543.79	530.80	519.53	508.38	498.76	486.71	476.13	
	(14)	リサイクル ブラザ	金属類	実績値	64.07	69.22	75.30	66.00	58.42	61.85	64.82	67.80	70.92	69.61	67.94	66.50	65.07	63.84	62.30	60.94
	(15)	缶・ビン類	139.28		138.01	132.26	115.19	112.98	119.85	125.58	131.34	137.41	134.85	131.65	128.85	126.08	123.70	120.71	118.08	
	(16)	ペットボトル	56.62		58.55	60.10	58.66	59.65	63.30	66.34	69.39	72.58	71.24	69.53	68.06	66.60	65.34	63.76	62.37	
	(17)	容器包装プラスチック	107.10		113.00	112.70	109.49	104.66	111.15	116.47	121.83	127.43	125.07	122.08	119.49	116.93	114.71	111.94	109.51	
	(18)	古紙類	80.70		83.64	76.82	75.67	78.14	82.63	86.59	90.58	94.74	92.99	90.77	88.84	86.93	85.29	83.23	81.42	
	(19)	蛍光管・乾電池	2.16		4.77	5.90	5.96	6.43	6.77	7.09	7.42	7.76	7.61	7.43	7.27	7.12	6.98	6.81	6.67	
	(20)	衣類	28.37		35.85	35.32	35.41	35.36	37.69	39.50	41.32	43.22	42.42	41.40	40.52	39.65	38.90	37.96	37.14	
	(21)	計	(9) + (13)	751.89	958.24	749.17	757.40	755.96	757.54	773.09	789.73	807.51	792.55	773.54	757.10	740.84	726.84	709.29	693.87	
	(22)	資源化	選別資源化量	(12)と同値	37.23	53.34	53.12	45.16	41.35	40.60	39.65	38.81	37.98	37.32	36.41	35.60	34.87	34.23	33.36	32.64
	(23)	直接資源化量	(13)+集団回収量	638.18	649.97	638.50	589.24	569.63	603.41	631.65	660.07	689.86	677.06	660.89	646.84	632.94	620.99	605.97	592.79	
	(24)	その他資源化量	実績値	4.86	5.18	144.31	118.85	325.86	343.41	358.03	372.72	388.14	380.96	371.84	363.91	356.11	349.41	340.95	333.57	
(25)	計 (資源化率)	Σ{(22)~(24)} (25) ÷ (5)	680.27	708.49	835.93	753.25	936.84	987.42	1,029.33	1,071.60	1,115.98	1,095.34	1,069.14	1,046.35	1,023.92	1,004.63	980.28	959.00		
(25) ÷ (5)	13.0%	13.7%	16.0%	15.5%	19.3%	20.7%	22.1%	23.5%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%		
(26)	合計 (中間処理率)	(6) + (9) (26) ÷ (5)	4,622.97	4,591.02	4,426.82	4,193.03	3,982.66	3,823.36	3,668.01	3,527.15	3,385.83	3,323.34	3,243.83	3,174.59	3,106.61	3,048.14	2,974.08	2,909.59		
(26) ÷ (5)	88.6%	88.7%	84.7%	86.3%	82.0%	80.2%	78.8%	77.4%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%	75.9%		
最終処分	(27)	焼却残渣 (残渣率)	実績値 (27) ÷ (8)	524.04	566.32	567.92	529.71	518.87	500.57	480.08	461.49	442.83	434.66	424.26	415.21	406.32	398.67	388.98	380.55	
		(27) ÷ (8)	11.5%	12.7%	13.2%	12.9%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	
	(28)	不燃残渣	(11)と同値	48.47	71.65	55.80	50.23	54.82	50.20	48.81	47.59	46.38	45.52	44.42	43.48	42.54	41.74	40.73	39.85	
(29)	計 (埋立率)	(27) + (28) (29) ÷ (5)	572.51	637.97	623.72	579.94	573.69	550.77	528.89	509.08	489.21	480.18	468.68	458.69	448.86	440.41	429.71	420.40		
(29) ÷ (5)	11.0%	12.3%	11.9%	11.9%	11.8%	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%		

※端数処理により合計値が一致しないことがあります。

4-5 ごみの減量化・資源化に向けた基本方針

前述した減量化や資源化を推進していくために、今後実施または検討する施策の基本フレームを図表 4-5-1 に示します。

◆図表 4-5-1 ごみ処理基本計画の基本フレーム



4-6 ごみの発生・排出抑制及び資源化のための方策に関する事項

1 基本施策

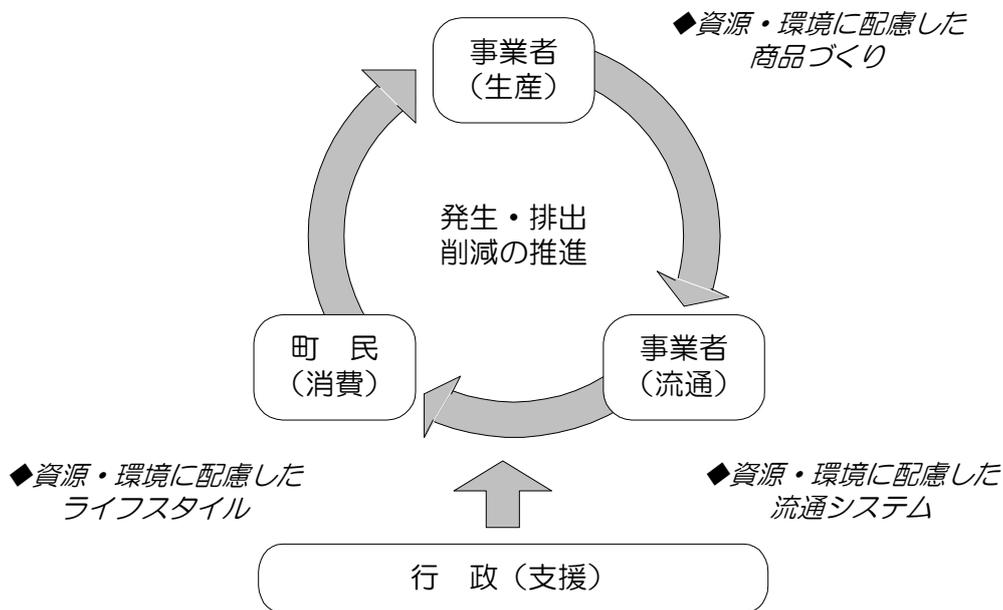
ごみの発生・排出抑制及び再資源化の基本施策を以下に示します。

町民・事業者・行政が連携した 4R 運動の推進

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の目標を達成するためには、町民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくためには、消費者である町民一人一人が自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、事業者は資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、行政は様々な角度から町民、事業者の取り組みを支援していくという行動を 3 者協働により実施しつつ、循環型社会の構築に努めていく必要があります。

◆図表 4-6-1 ごみの発生・排出抑制及び再資源化における町民・事業者・行政の役割と連携



2 ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策

本町では、ごみの発生・排出抑制及び再資源化施策を推進していくために、町民・事業者に対して以下のような取り組みを実施し、浸透を図っていくものとします。

(1) 町民の意識向上を図るための取り組み

町民意識の向上について、有効と判断される施策を以下に示します。

ア 出前講座やイベントの開催

出前講座や各種イベント等を通じて、ごみ削減に向けた啓発を行ってまいります。

イ 啓発活動の拡充

町民や地域づくり協議会などと協働した環境イベントの開催等の取り組みを積極的に行い、資源化の推進を図ってまいります。

ウ 環境学習の充実

子供達を対象に、ごみに関する副読本、ごみ処理施設見学、ポスター作りへの参加などを通して環境学習に積極的に取り組み、環境にやさしい行動のできる人づくりを進めます。

エ 資源化・減量化に向けた積極的な情報提供

店頭回収を行っている店舗、資源回収活動の状況などについての情報を積極的に広報し、ごみの資源化や減量化に対する町民の意識向上を図ります。

また、西都児湯クリーンセンターにて毎年開催される環境フェスタを通じて町民への啓発を行ってまいります。

(2) 事業者の意識向上を図るための取り組み

流通・販売事業者などの事業者の協力・推進について、有効と判断される施策を以下に示します。

ア 簡易包装等の推進

事業者に対して、消費者が商品の購入に伴って排出するごみを少なくすることに視点を置いて、過剰包装を可能な限り控えるような取り組みに積極的に参加するよう要請します。

イ 店頭回収の推進

スーパー等で実施されている食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収の協力体制を推進してまいります。

ウ 紙類の資源化促進

事業者に対して紙類の資源化物の分別を徹底するように啓発してまいります。

エ ごみ減量化や資源化に向けて事業者ネットワークの構築

ごみ減量化や資源化を進めている事業者の先進的な取り組みを他の事業者へ伝わるように積極的に情報発信してまいります。

(3) 行政の取り組み

行政の取り組みとして有効と判断される施策を以下に示します。

ア リサイクル製品の積極的な利用

紙類や事務用品、事業活動においては引き続きリサイクル品を積極的に利用していきます。また、町民・事業者に対しても積極的なリサイクル品の利用を啓発していきます。

イ 高齢者等に配慮した収集サービスの検討

本町では、収集効率を向上させるために、ごみ集積所による収集（ステーション方式）方式を採用しており、ごみ集積所へごみを排出することが困難な高齢者や障がい者の方に配慮した収集サービスが将来的には必要と考えられることから、新たな収集サービスについては今後の検討課題となっています。

ウ 在宅医療廃棄物の適正排出の徹底

家庭から排出される在宅医療廃棄物の中には、特に医師等の訪問を伴わずに、患者自らが行う医療処置により、感染性のある物質が付着した注射針などが含まれている可能性があり、他市町村では、在宅医療系の注射針がごみ収集者に刺さるなどの事故が起きています。

現在、本町では、注射針、注射器など感染があるものを除く在宅医療系廃棄物については、処方された医療機関や薬局に返却するなどの処理を行っていますが、より一層の適正処理について医療機関等に要請していきます。

エ 食品ロス削減に向けた取り組みの推進検討

本来、食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」は、年間約523万トンと推計（令和3年度推計値：環境省）されており、消費者・事業者・地方公共団体を含めた様々な関係者が連携し、削減に取り組むことが重要となっています。

今後は、本町においても、食品ロス削減に向けた取り組みの推進について検討を行っていくものとします。

オ 生ごみの減量化推進の検討

本町の食品ロス削減及び生ごみ処理機の導入も含めた生ごみの減量化への取り組みを検討していきます。

(4) 施策の主体

これまでに示してきた施策について、取り組むべき施策の主体を図表 4-6-2 に示します。

◆図表 4-6-2 取り組むべき施策の主体

取り組む施策		主 体		
		町民	事業者	行政
町民の意識向上を図るための取り組み	①出前講座やイベントの開催	参加	－	支援
	②啓発活動の拡充	活用	－	支援
	③環境学習の充実	参加	協力	支援
	④資源化・減量化に向けた積極的な情報提供	活用	協力	支援
事業者の意識向上を図るための取り組み	①簡易包装等の推進	－	協力	支援
	②店頭回収の推進	－	協力	支援
	③紙類の資源化促進	－	協力	指導
	④ごみ減量化や資源化に向けた事業者ネットワークの構築	－	連携	連携
行政の取り組み	①リサイクル製品の積極的な利用	参加	参加	参加
	②助成事業の推進	活用	－	支援
	③高齢者等に配慮した収集サービスの検討	活用	－	支援
	④在宅医療廃棄物の適正排出の徹底	協力	協力	指導
	⑤食品ロス削減に向けた取り組みの推進検討	連携	連携	連携
	⑥生ごみの減量化推進の取り組み	連携	連携	連携

4-7 ごみの減量化及び資源化に関する事項

1 基本施策

ごみの減量化及び資源化の基本施策を以下に示します。

ごみの減量化及び資源化の促進

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化及び資源化の推進を図る方針とします。

(1) ごみ減量化に関する方針

本町におけるごみの減量化に関する方針については、町民は詰め替え商品の購入など減量化に向けた取り組みに協力し、事業所においては独自ルートでの資源化の推進 EPR（拡大生産者責任）などの取り組みに協力することにより、ごみの減量化を図っていくものとします。本町は町民や事業所が行う取り組みを積極的に支援していくものとします。

(2) 資源化に関する方針

本町における資源化に関する方針については、現在の資源ごみ分別区分を徹底するよう啓発活動を強化することにより、資源ごみの回収量を増加させていく方針とします。

2 将来的な分別区分のあり方について

資源となるごみの分別収集は、ごみの再生利用を進める上で有効な方法であり、排出者がごみを出さないようにする意識改革にも繋がることから、地域の実情に応じた方法で積極的に実施していく必要があります。

同時に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月）及びごみ処理基本計画策定指針において、標準的な分別区分として図表 4-7-1 に示す 3 種類（類型Ⅰ～Ⅲ）が整理されています。

現在、本町の分別収集区分は施設での処理対象品目に合わせて実施しており、類型は類型Ⅱに近似した標準的な分別区分となっています。

なお、類型Ⅲへの移行については、現時点ではバイオマス利活用の事業化（エネルギー回収施設等）が進んでいないため、今回の計画期間内は実現に向けての検討を進めていくものとします。

◆図表 4-7-1 標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分				現区分
類型一	① 資源回収する 容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。	-
		①-2 ガラスビン		
		①-3 ペットボトル		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）			
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）			
	⑥ 燃やさないごみ			
	⑦ その他専用の処理のために分別するごみ			
⑧ 粗大ごみ				
類型二	① 資源回収する 容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	◎
		①-2 ガラスビン		◎
		①-3 ペットボトル		◎
		①-4 プラスチック製容器包装		◎
		①-5 紙製容器包装		牛乳パック (店頭回収)
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		◎	
	③ 小型家電		◎	
	⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）		◎	
⑥ 燃やさないごみ		◎		
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ		乾電池		
⑧ 粗大ごみ		◎		
類型三	① 資源回収する 容器包装	①-1 アルミ・スチール缶	素材別に排出源で分別するか、又は、一部又は全部の区分について混合収集し、収集後に選別する。（ただし、再生利用が困難とならないよう混合収集するものの組み合わせに留意することが必要）	-
		①-2 ガラスビン		
		①-3 ペットボトル		
		①-4 プラスチック製容器包装		
		①-5 紙製容器包装		
	② 資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ（集団回収によるものを含む）		-	
	③ 資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス			
	④ 小型家電			
⑤ 燃やすごみ（廃プラスチック類を含む）				
⑥ 燃やさないごみ				
⑦ その他専用の処理のために分別するごみ				
⑧ 粗大ごみ				

※表中の◎は実施している分別区分です。

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省 平成 25 年 4 月改定）

4-8 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本事項

1 基本施策

本町における収集・運搬・中間処理・最終処分計画を総括した基本施策を以下に示します。

適正な収集・運搬・処理・処分を実施

2 収集・運搬計画

本町における収集・運搬計画の方向性を以下に示します。

(1) 現行の収集・運搬体制を継続

本町の収集区域及び収集・運搬体制については現行の体制を維持する方針とします。(図表 3-6-2 参照)

なお、今後は高齢者や障がい者の方に配慮した収集サービスや在宅医療廃棄物の増加に対する対応等について検討していきます。

(2) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会の実施、収集運搬許可業者の研修会や搬入車両の展開検査等を実施していきます。また、こうした取り組みが進展するように監督・指導していきます。

◆図表 4-8-1 収集・運搬計画量の見通し（施策実施後、収集ごみのみ）

区分	単位	実績値 R4	推計値（施策実施後）		
			R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15
収集ごみ	t/年	2,747.94	2,393.32	2,292.95	2,056.69
		72.48	63.14	60.47	54.24
		453.97	552.05	528.89	474.42
		3,274.39	3,008.51	2,882.31	2,585.35

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

3 中間処理計画

本町における中間処理計画の方向性を以下に示します。

(1) 既存施設の適切な維持管理を継続

西都児湯クリーンセンターの中継施設及びリサイクルプラザについては、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めるものとします。

将来的な中間処理量の見通しを図表 4-8-2 に示します。

◆図表 4-8-2 中間処理量の見通し（施策実施後）

区分		単位	実績値 R4	推計値（施策実施後）		
				R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15
中継施設 （焼却溶融処理）	可燃ごみ	t/年	3,682.34	3,132.38	3,001.09	2,691.85
	処理残渣（可燃）		204.15	172.35	165.06	148.06
	計		3,886.49	3,304.73	3,166.15	2,839.91
リサイクル プラザ	不燃ごみ	t/年	79.42	68.63	65.69	58.94
	粗大ごみ		201.09	184.82	177.05	158.80
	資源ごみ		895.49	1,078.00	1,032.73	926.36
	計		1,176.00	1,331.45	1,275.47	1,144.10

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

4 最終処分計画

本町における最終処分計画の方向性を以下に示します。

（1）既存の最終処分場の適切な維持管理を継続

西都児湯クリーンセンター及びエコクリーンプラザみやざきの最終処分場については、今後も適正な維持管理や補修等を継続しつつ、施設の延命化に努めるものとします。

将来的な最終処分量の見通しを図表 4-8-3 に示します。

◆図表 4-8-3 最終処分量の見通し（施策実施後）

区分		単位	実績値 R4	推計値（施策実施後）		
				R8 ^{※1}	中間目標 R10	計画目標 R15
最終処分場	焼却残渣	t/年	518.87	480.08	424.26	380.55
	不燃残渣		54.82	48.81	44.42	39.85
	計		573.69	528.89	468.68	420.40

※1：前期総合計画においてごみリサイクル率の目標値（25.0%）が設定されている年度

※2：端数処理により合計値が一致しないことがあります。

4-9 不法投棄への対応

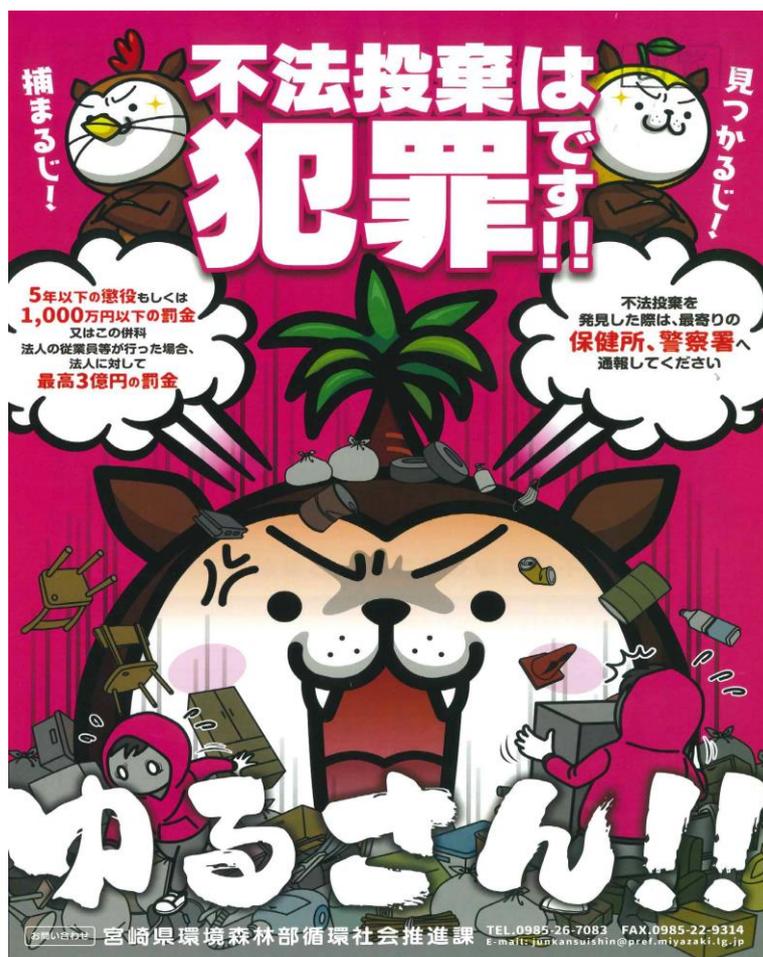
1 基本施策

本町における不法投棄に関する基本施策を以下に示します。

不法投棄の防止及び取り締まり強化

本町においても不法投棄が絶えないことから、不法投棄撲滅に向けて、町民・事業者・行政の3者による情報ネットワークの構築や環境パトロール員を配置し巡回を行うことで、より効果的な不法投棄の取り締まりが可能と考えられることから、今後の不法投棄対策の在り方について調査・研究を行っていく方針とします。

さらに、ポスターによる不法投棄撲滅に対する意識啓発を継続していくことに加え、地域ボランティアについては、清掃への協力だけでなく育成や拡充が図られるよう支援していきます。



4-10 地球温暖化防止への対応

1 基本施策

本町における地球温暖化防止に関する基本施策を以下に示します。

地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の実現

世界的な環境問題となっている地球温暖化防止に向けて、本町では地球温暖化対策である脱炭素社会に向けた取り組みを意欲的に展開するため、町民や事業者などと連携し、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しています。

そのため、一般廃棄物処理に関しては食品ロス削減の推進、ごみ量の減量化及び再資源化の推進などが、地球温暖化防止への取り組みとして考えられることから下記に示す対策を実施していきます。

- ◆レジ袋や過剰包装を断り、マイバッグを持参する運動の啓発等を行う。
- ◆グリーンマークやエコマークの付いた環境に優しい商品の購入を推奨する。
- ◆ごみ量の減量化や分別を徹底することにより、リサイクル率の向上を図る。

4-11 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 特別管理一般廃棄物

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づいて、①ばいじん、②PCB 使用製品、③感染性医療廃棄物が指定されています。

事業者が排出するばいじんは産業廃棄物であることから、排出事業者による適正処理が行われるように指導していきます。

PCB 使用製品はメーカーによる処理を原則とし、適正処理を推進するために販売店での引き取り協力や、町民に対しても適正排出の協力を要請します。

2 適正処理困難物

適正処理困難物は、廃棄物処理法により、①廃タイヤ、②25 インチ以上のテレビ、③250L 以上の冷蔵庫、④スプリング入りマットレスが指定されています。このうち、廃タイヤについては、適正処理ルートが構築され、テレビ、冷蔵庫については、家電リサイクル法に基づく再商品化が行われています。また、スプリング入りマットレスについては、粗大ごみとして持ち込み、西都児湯クリーンセンターで資源化されています。なお、本町では収集できないものとして、指定袋に入らない粗大ごみ、破碎困難物及びボタン型電池など水銀が用いられている電池を指定しており、それらについては粗大ごみ置き場への持ち込みや本町へ問い合わせ、販売店へ依頼するよう指導しています。

3 特定家庭用機器再商品化法

家電リサイクル法に適用される家電製品は、構造・組成が複雑であるなどの理由から市町村での処理が困難であるものを指しています。これらの家電製品は廃棄物の減量及び再生が十分に行われていないため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成 10 年 6 月に家電リサイクル法が公布されました。

具体的には、一般の家庭で通常使用される機械器具のうち、下記に掲げるものが対象となっています。

- ユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
- テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）
- 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
- 電気洗濯機
- 液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機（平成 21 年 4 月～）

本町においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくことを目的に、小売業者（家電販売業者）や一般廃棄物収集運搬許可業者へ引き取りを要請する、または、郵便局で家電リサイクル券を入手し、指定引き取り所に直接搬入するよう指導しています。

4 パソコン及び小型二次電池のリサイクル

(1) パソコンのリサイクル

パソコンは「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられています。使用済みパソコンは排出者により「事業系パソコン」と「家庭系パソコン」に分けられ、事業系パソコンは平成13年4月から、家庭系パソコンは平成15年10月から法律に基づいた回収・リサイクルが行われています。

回収対象品目は図表4-11-1に示すとおりで、回収については排出者がパソコンのメーカーに直接申し込むこととなっています。

料金は、平成15年10月以降に販売されているパソコンについては「PCリサイクルマーク」がついており無料で回収・リサイクルされ、それ以前に販売されたパソコンについては回収・リサイクル費用を負担する必要があります。

本町においても、貴重な資源を有効に利用するために本制度の活用を推進しています。

◆図表 4-11-1 回収対象品目

項目	内容
回収対象品目	デスクトップパソコン(本体)、パソコン用ブラウン管ディスプレイ、パソコン用液晶ディスプレイ、デスクトップ一体型パソコン、ノート型パソコン、マウス、キーボード、スピーカー、ケーブル(ただし、標準添付品に限る)
対象外品目	プリンター、スキャナー、ワープロ専用機、PDA、マニュアル本、CD-ROM等

(2) 小型二次電池のリサイクル

小型二次電池とは、使い切りの乾電池とは違って充電して繰り返し使える充電式電池のことで携帯電話やコードレス電話、ノートパソコンなどに使われています。

小型二次電池についてもパソコンと同様、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、メーカーによる回収、リサイクルが義務付けられており、平成13年4月から法律に基づいた回収・リサイクルが行われています。

回収対象品目は、「ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛蓄電池」となっており、これら使用済みの充電式電池は充電式電池リサイクル協力店などに設置しているリサイクルBOXにて回収し、その後リサイクルされます。

本町においては、パソコン同様、貴重な資源を有効に利用するために本制度の活用を推進しています。

5 使用済小型家電リサイクル

小型家電リサイクル法は、平成24年8月に制定、平成25年4月に施行された新たな法律で、小型家電に含まれている有用金属の回収と有害物質の適正処理を促進することを目的としています。

家電リサイクル法で扱う家庭用エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機は、従来どおりリサイクルされるため、この法律の対象外とされています。

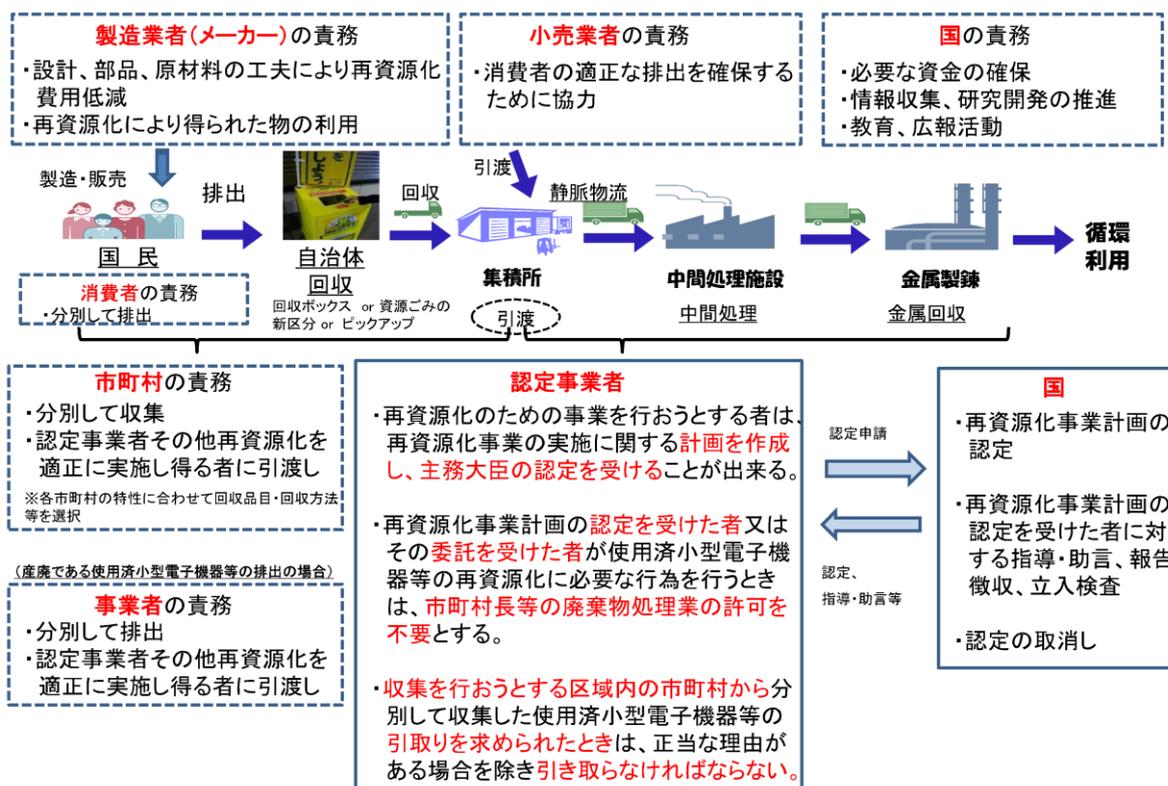
◆図表 4-11-2 回収対象品目 (例)



この法律は、家電リサイクル法のように、消費者からリサイクル料金を徴収するのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方法を工夫し、それぞれの実情に合わせた形で参加するといった「促進型」の制度を目指しています。

現在、本町で発生する小型家電は資源ごみとして分別収集しリサイクルしていることから、今後も引き続き同様のルートにてリサイクルしていくこととします。

◆図表 4-11-3 小型家電リサイクル法における関係者とその役割の概要



資料：環境省ホームページ

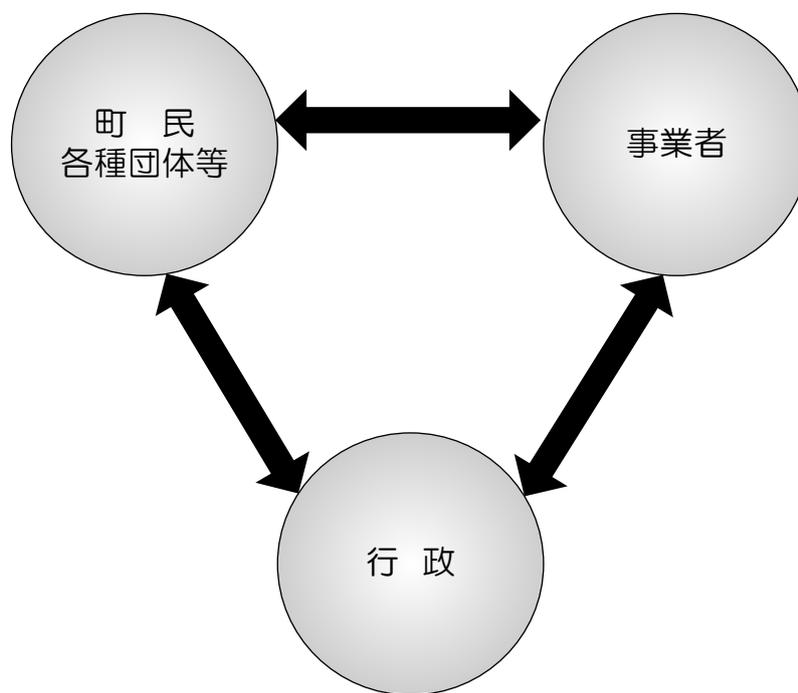
4-12 推進体制

前述した各種施策は、行政だけの取り組みで推進できるものではありません。町民・各種団体等、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、パートナーシップと協働のしくみを築き、実行することで初めて実現が可能となります。

行政は、これらのしくみを築くために、施策の推進に向けた組織づくりや意見交換する場の提供に努めます。

また、全国的な対応が必要と思われることについては、周辺市町村との連携や国・県に対する働きかけを行います。

◆図表 4-12-1 町民・各種団体等、事業者、行政のパートナーシップと協働



第5章 生活排水処理の現状と分析

5-1 生活排水の現況

1 生活排水処理の経緯

生活排水には、日常生活や事業活動に伴い排出されるし尿と台所や洗濯、風呂場等からの汚水（以下、「生活雑排水」という。）に大別されます。

生活雑排水が公共用水域に放流されると、公共用水域の河川水と混合されて時間の経過とともに自浄作用によって汚濁物質は浄化されます。しかし、河川等の自浄作用の能力の限界を超える汚濁物質が流入すると、水質汚濁が進行するため、公共用水域へ排出する汚濁物質を一定量削減する生活排水処理施設が必要になります。

し尿と生活雑排水を併せて処理する方法（以下、「汚水処理施設」という。）としては、公共下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設で処理する方法と合併処理浄化槽等の個別処理施設で処理する方法があり、処理水は公共用水域に放流されています。

一方、集合処理施設及び個別処理施設は、風呂排水、洗濯排水、台所排水等の生活雑排水とし尿を併せて処理しますが、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）や汲み取り便槽（簡易水洗含む）では、生活雑排水が未処理のまま河川等の公共用水域に放流されるため、公共用水域の汚濁原因のひとつとなっています。

2 生活排水処理システムの全体像

（1）生活排水処理・処分体系

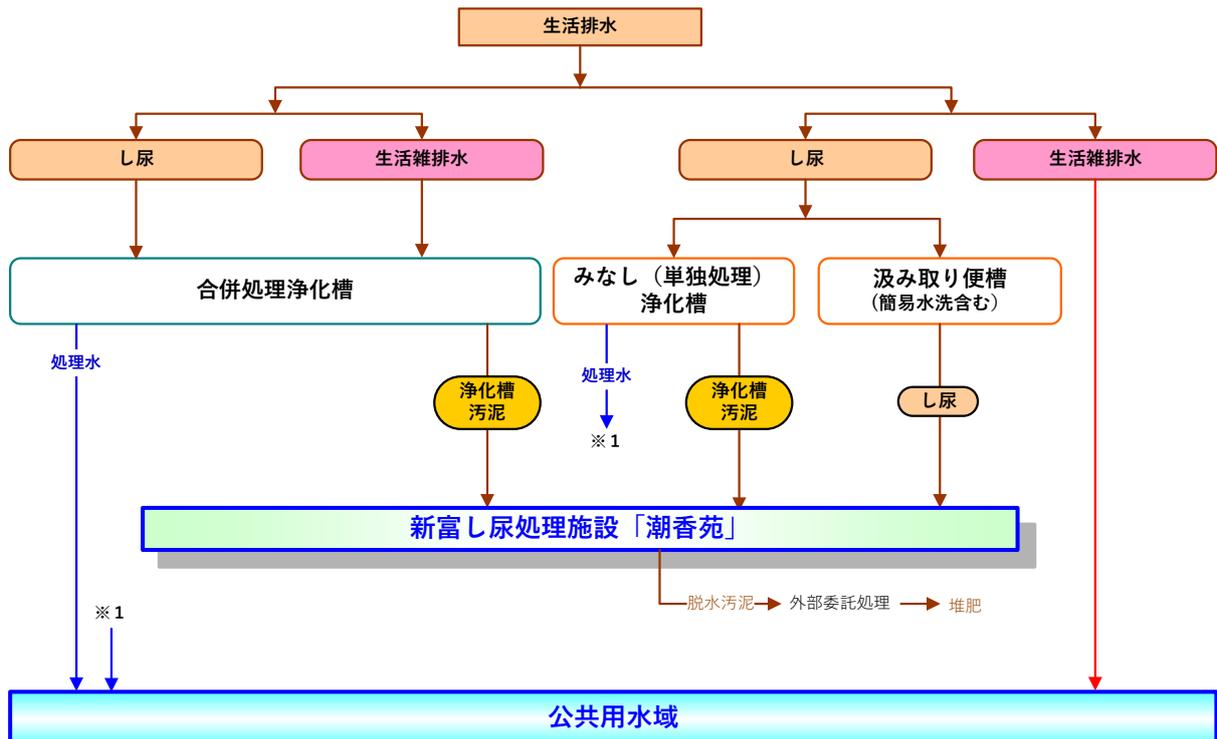
本町における生活排水処理・処分体系を、図表 5-1-1 に示します。

本町の生活排水は地域の特性と各汚水処理施設の特徴を踏まえ、「合併処理浄化槽」によって処理しています。また、汚水処理施設が整備されていない場合、「みなし浄化槽（単独処理浄化槽）」及び「汲み取り便槽（簡易水洗含む）」でし尿のみを処理し、生活雑排水は公共用水域に放流しています。

合併処理浄化槽は、風呂排水、洗濯排水、台所排水等の生活雑排水とし尿を併せて処理しますが、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯においては、生活雑排水は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

なお、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥及び汲み取りし尿は新富し尿処理施設「潮香苑」（以下、「潮香苑」という。）で処理しており、処理工程で発生する汚泥は脱水後、場外搬出し民間業者で処理しています。

◆図表 5-1-1 本町における生活排水処理・処分体系（令和 4 年度末現在）



※：平成 12 年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としていますが、本町では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとします。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

◆図表 5-1-2 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体

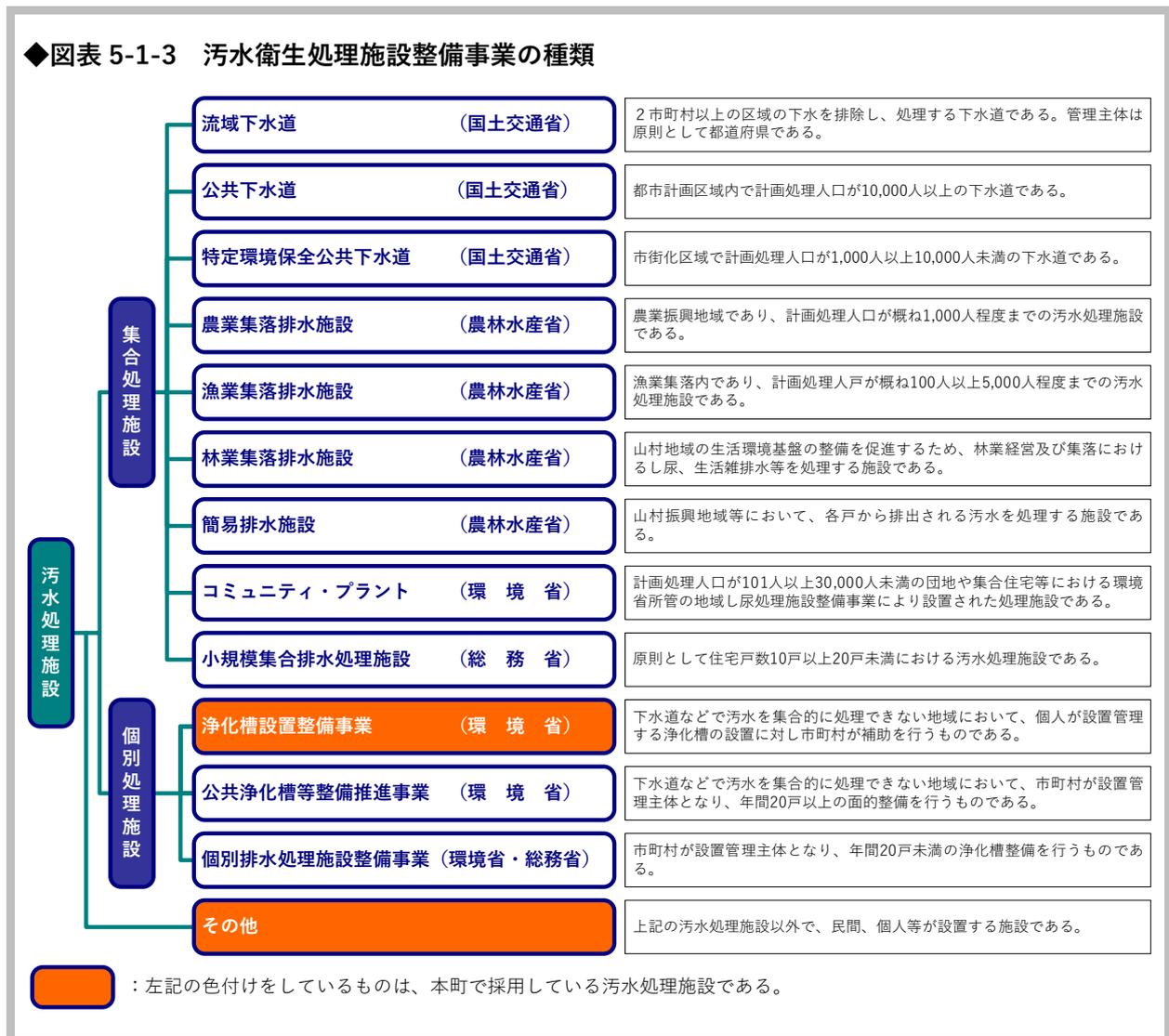
処理施設	対象となる生活排水の種類			処理主体
	し尿	生活雑排水	浄化槽汚泥	
公共下水道	—	—	—	—
農業集落排水施設	—	—	—	—
漁業集落排水施設	—	—	—	—
コミュニティ・プラント	—	—	—	—
個別排水処理施設整備事業	—	—	—	—
合併処理浄化槽	○	○	—	個人等
単独処理浄化槽	○	—	—	個人等
し尿処理施設（潮香苑）	○	—	○	新富町

【凡例】 ○：該当あり —：該当なし

(2) 汚水処理施設整備事業の種類

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を進めるとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、住民の要望、経済性等を考慮しつつ、汚水処理施設を逐次整備していく必要があります。

汚水処理施設整備を進めるために、図表 5-1-3 のような事業があり、本町では、これらの事業のうち、浄化槽設置整備事業及びその他の整備事業を実施しています。



3 生活排水処理施設の整備状況

(1) 浄化槽設置整備事業の現状

ア 浄化槽設置整備事業の概要

本町では、浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の設置促進により生活排水処理能力を向上し、河川等の水質改善を図っています。

◆図表 5-1-4 浄化槽設置補助制度

項目	内容	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本町内における専用住宅(人の居住の用に供する部分が2分の1以上を有する家屋に限る。)に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者 ・合併処理浄化槽設置に伴い、単独処理浄化槽を撤去する者 ・合併処理浄化槽設置に伴い、宅内配管工事を施工する者(合併処理浄化槽への転換である者に限る。) <p>※単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合は、既設の単独処理浄化槽の撤去等に要した費用の相当額(当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた額とする。)をに上乗せして補助金を支給する。ただし、9万円を限度</p> <p>※転換による合併処理浄化槽の設置を申請し、合併処理浄化槽の設置に合わせて宅内配管工事をを行う場合は、宅内配管工事費の3分の2に相当する額(当該金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り捨てた額とする。)を第1項の規定により算出した額に上乗せして補助金を支給する。ただし、15万円を限度</p>	
補助金額 (平成16年度～)	新設	転換
	<ul style="list-style-type: none"> ・5人槽：270,000円 ・7人槽：330,000円 ・10人槽：420,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・5人槽：332,000円 ・7人槽：414,000円 ・10人槽：548,000円

出典：新富町浄化槽設置整備事業補助交付金要綱（平成16年3月20日 告示第29号 平成26年4月改正）

イ 浄化槽設置整備事業の進捗状況

本町の平成29年度～令和4年度末までの合併処理浄化槽設置基数の実績を図表5-1-5、合併処理浄化槽人口の実績を図表5-1-6に示します。

◆図表 5-1-5 合併処理浄化槽設置基数の実績

区分	単位	年度						
		H29	H30	R1	R2	R3	R4	
設置 基数	5人槽	基	85	78	91	76	86	82
	6～7人槽	基	3	13	15	8	10	14
	8～10人槽	基	0	1	0	1	1	0
	合計	基	88	91	106	85	97	96

出典：町統計データ

◆図表 5-1-6 合併処理浄化槽人口の実績

項目	単位	年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口 (A)	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783
合併処理浄化槽人口 (B)	人	11,627	11,715	11,796	11,878	11,909
浄化槽普及率 (B/A)	%	67.0	68.0	68.9	69.9	71.0

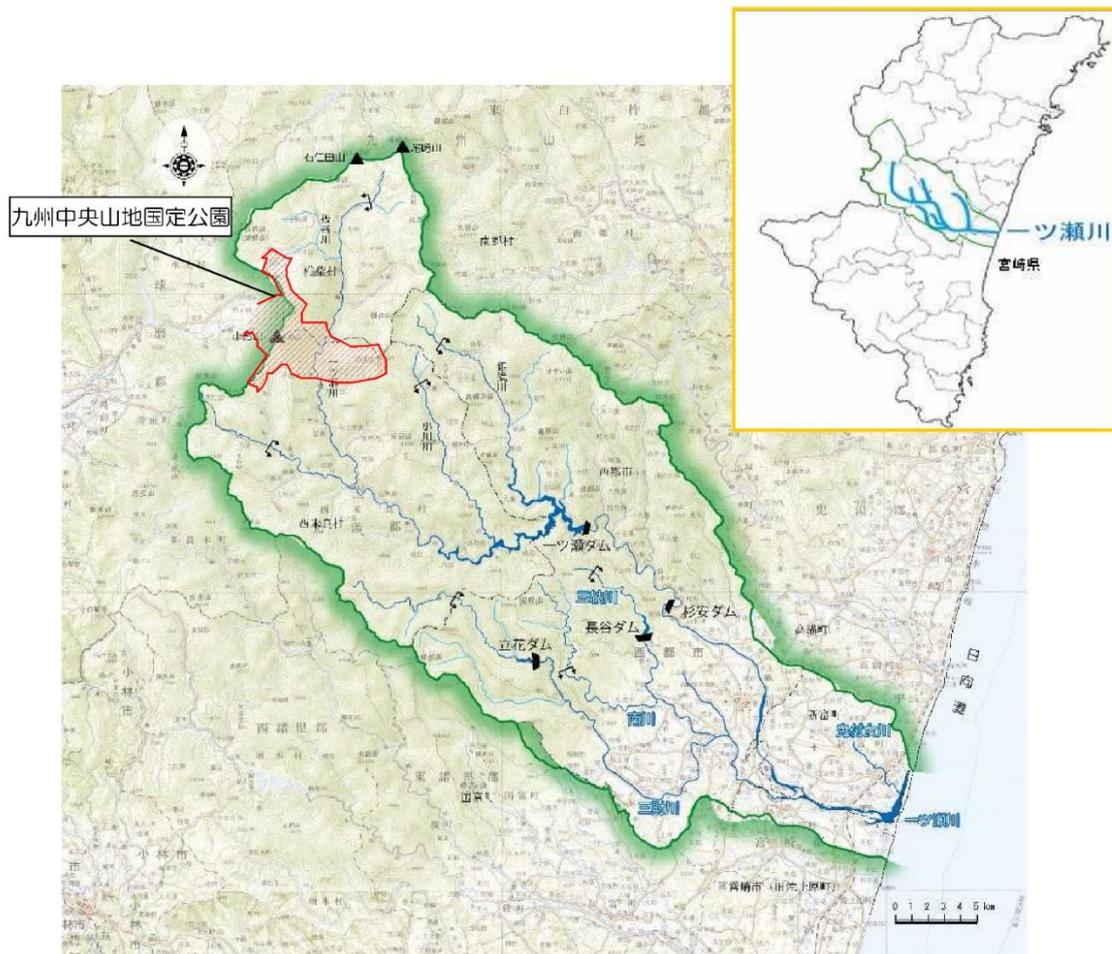
出典：町統計データ

4 水環境、水質保全に関する状況等

(1) 水域の状況

本町を流れる主要な河川は一ツ瀬川で、この一帯に平野が広がり、水と緑の自然に囲まれています。なお、一ツ瀬川は、九州山地の尾崎山（標高：1,438m）に源を発し、板谷川、小川川、銀鏡川などを合わせて東南に流れる流域面積：852 km²、幹川流路延長：88km を有する二級河川です。

◆図表 5-1-7 水域の状況



出典：一ツ瀬川水系河川整備計画 平成 24 年 4 月 宮崎県

(2) 河川水質状況

県では環境基準が定められている生活環境項目（BOD 等 13 項目）及び健康項目（砒素等 27 項目）について測定を行っており、令和 4 年度の測定結果を図表 5-1-8 に示します。

近年、河川水質は浄化槽設置整備の推進により改善されてきていますが、まだ一部で汚れている河川もあるため、引き続き河川水質を守る取り組みを継続していくことが重要となっています。

◆図表 5-1-8 河川水質試験結果（令和4年度）

項目	単位	環境基準値	水域名 (河川名等)				採水地点名	
			①		②		③	
			環境基準水域類型：A型		環境基準水域類型：A型		環境基準水域類型：A型	
			一ツ瀬川下流 (一ツ瀬川)	一ツ瀬橋	鬼付女川 (鬼付女川)	小牟田橋	一ツ瀬川下流 (日置川)	観音橋
最小～最大	m/n※1	最小～最大	m/n※1	最小～最大	m/n※1			
pH	—	6.5～8.5	7.0～7.9	0/12	7.3～7.7	0/6	7.3～7.6	0/4
DO	mg/L	7.5以上	8.0～11.0	0/12	7.7～11.0	0/6	7.4～10.0	1/4
BOD	mg/L	2.0以下	<0.5～1.5	0/12	<0.5～1.7	0/6	0.7～1.7	0/4
SS	mg/L	25以下	5～260	1/12	1～8	0/6	4～5	0/4
大腸菌群数	MPN/100mL	1,000以下	4.0～340	1/12	26～670	0/4	200～2,100	2/4
全窒素	mg/L	—	0.46～0.63	—/4	—	—	—	—
全燐	mg/L	—	<0.025～0.074	—/4	—	—	—	—
カドミウム	mg/L	0.003以下	～<0.001	0/2	—	—	—	—
全シアン	mg/L	検出されないこと	～ND※2	0/2	—	—	—	—
鉛	mg/L	0.01以下	～<0.005	0/2	—	—	—	—
六価クロム	mg/L	0.05以下	～<0.01	0/2	—	—	—	—
砒素	mg/L	0.01以下	～<0.005	0/2	—	—	—	—
総水銀	mg/L	0.0005以下	～<0.0005	0/2	—	—	—	—
PCB	mg/L	検出されないこと	～ND※2	0/2	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	～<0.001	0/2	～<0.001	0/2	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	～<0.001	0/2	～<0.001	0/2	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	～<0.004	0/2	～<0.004	0/2	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	～<0.005	0/2	～<0.005	0/2	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	～<0.001	0/2	～<0.001	0/2	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	～<0.001	0/2	～<0.001	0/2	—	—
チウラム	mg/L	0.006以下	～<0.0006	0/2	～<0.0006	0/2	—	—
シマジン	mg/L	0.003以下	～<0.0003	0/2	～<0.0003	0/2	—	—
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
ベンゼン	mg/L	0.01以下	～<0.001	0/2	～<0.001	0/2	—	—
セレン	mg/L	0.01以下	～<0.002	0/2	～<0.002	0/2	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	10以下	～0.7	0/6	—	—	—	—
ふっ素	mg/L	0.8以下	～0.2	0/4	—	—	—	—
ほう素	mg/L	1以下	～0.8	0/4	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	～<0.005	0/4	—	—	—	—

※1 m：環境基準値を超える検体数、n：総検体数

※2 ND：定量下限値未満

※3 ：環境基準値を超える数値

出典：宮崎県庁「みやざきの環境」

(3) 水質汚濁防止法（排水基準）

水質汚濁防止法（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号）では、第 2 条の規定に基づいて特定施設が定められ、第 3 条の規定により排水基準が定められています。水質汚濁防止法による有害物質、生活環境項目に係る排出基準は次のとおりとなります。

◆図表 5-1-9 有害物質項目（その 1）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mgCd/L 以下
シアン化合物	1 mgCN/L 以下
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1 mgPB/L 以下
六価クロム化合物	0.5 mgCr(VI)/L 以下
ひ素及びその化合物	0.1 mgAs/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mgHg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/L 以下
四塩化炭素	0.02 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.06 mg/L 以下
シマジン	0.03 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/L 以下
ベンゼン	0.1 mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1 mgSe/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10mg/L（ほう素として） 海域に排出されるもの 230mg/L（ほう素として）
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8mg/L（ふっ素として） 海域に排出されるもの 15mg/L（ふっ素として）
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として）

※1：「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいいます。

※2：ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しません。

◆図表 5-1-10 環境項目

種類	単位	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	-	5.8~8.6 (海域以外の公共用水域) 5.0~9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	160 (日間平均 120)
浮遊物質 (SS)	mg/L	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/L	5 (鉱油類含有量)
		30 (動植物油脂類含有量)
フェノール類含有量	mg/L	5
銅含有量	mg/L	3
亜鉛含有量	mg/L	2
溶解性鉄含有量	mg/L	10
溶解性マンガン含有量	mg/L	10
クロム含有量	mg/L	2
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000
窒素含有量	mg/L	120 (日間平均 60)
りん含有量	mg/L	16 (日間平均 8)

※1：「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものです。

※2：この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場または事業場に係る排水について適用します。

※3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しません。

※4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しません。

※5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用します。

※6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用します。

※7：りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用します。

(4) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準については、環境基本法に基づき「人の健康の保護に関する基準」として26物質について、図表5-1-11に示す基準値が全国の公共用水域に対し一律に定められています。

◆図表 5-1-11 健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

※1：基準値は年間平均値とします。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とします。

※2：「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。生活環境の保全に関する環境基準について同じ。

※3：ほう素、ふっ素の2項目については、海域には基準を適用しません。（海域において自然状態での濃度で環境基準値を既に超えており、その物質の存在がもともと海そのものの性状であるため。）

※4：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とします。

◆図表 5-1-12 環境の保全に関する環境基準（河川：湖沼を除く）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 pH	生物化学的 酸素要求量 BOD	浮遊 物質 SS	溶存 酸素量 DO	大腸菌 群数
AA	水道 1 級、自然 環境保全及び A 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下 の欄に掲げるも の	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産 3 級、工業 用水 1 級及び D 以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、 農業用水及び E の欄に掲げるも の	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

※ 1：基準値は、日間平均値とします。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとります。))とします（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※ 2：農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とします（湖沼もこれに準じます。）。

※ 3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいいます（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※ 4：水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除きます。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とします。

※ 5：水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しません（湖沼、海域もこれに準じます。）。

※ 6：大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出します。

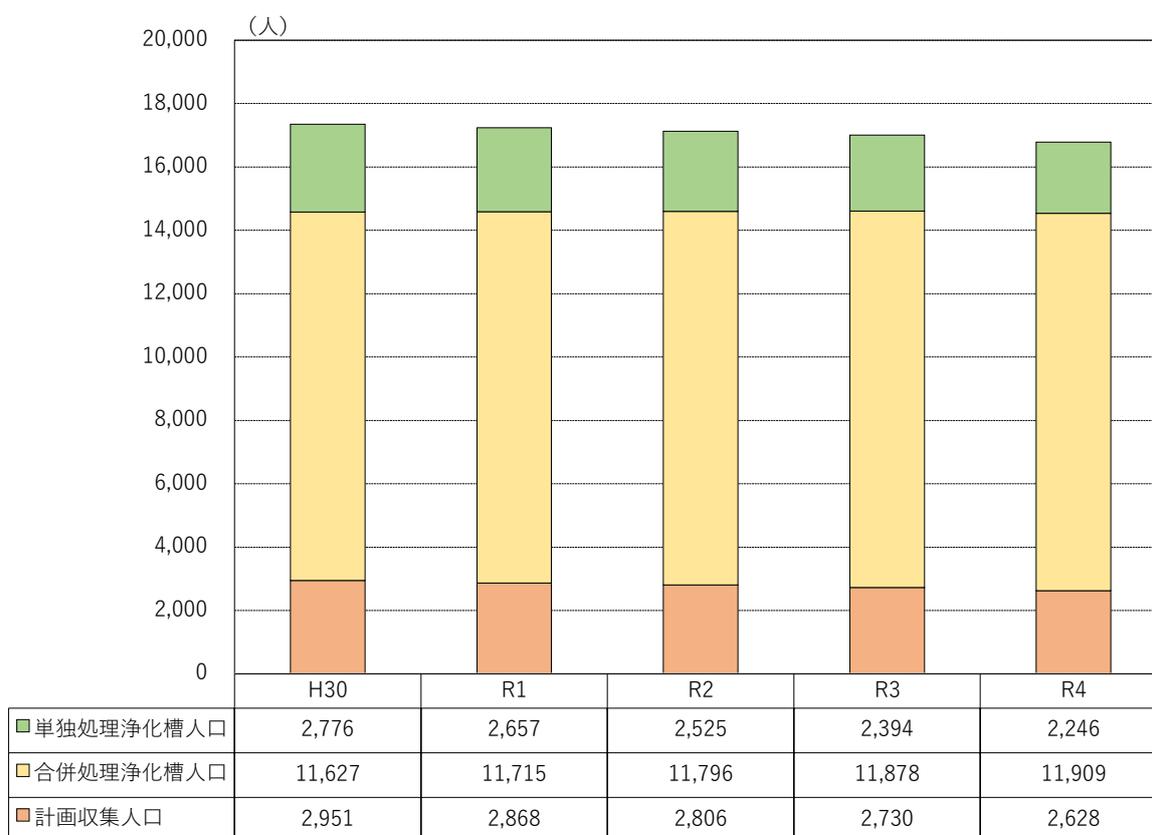
5-2 生活排水の排出状況

1 生活排水処理形態別人口の実績

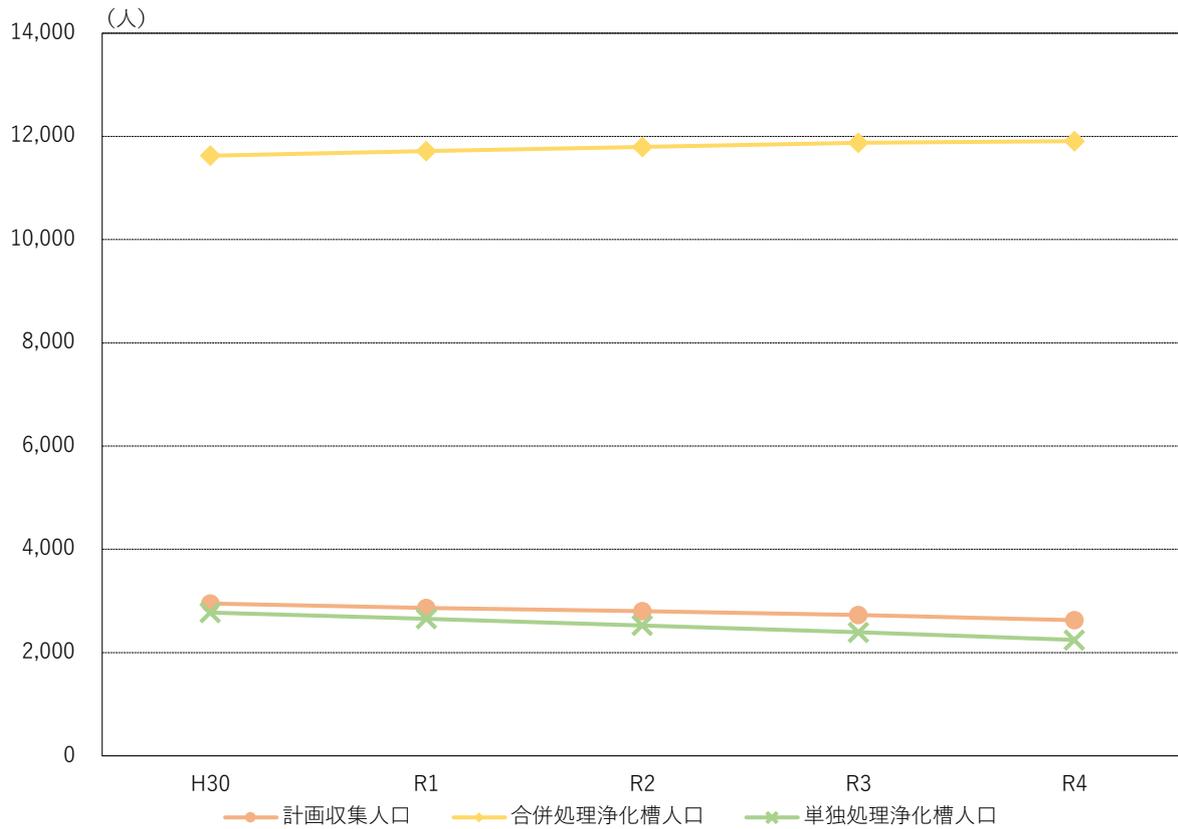
平成30年度から令和4年度の生活排水処理形態別人口の推移は、計画収集人口が10.9%、単独処理浄化槽人口が19.1%減少しているのに対して、合併処理浄化槽人口は2.4%増加していることから、浄化槽設置整備事業による合併処理浄化槽の整備に伴い、計画収集人口及び単独処理浄化槽人口が減少する傾向を示しています。

本町における生活排水処理形態別人口の推移を、以下に示します。

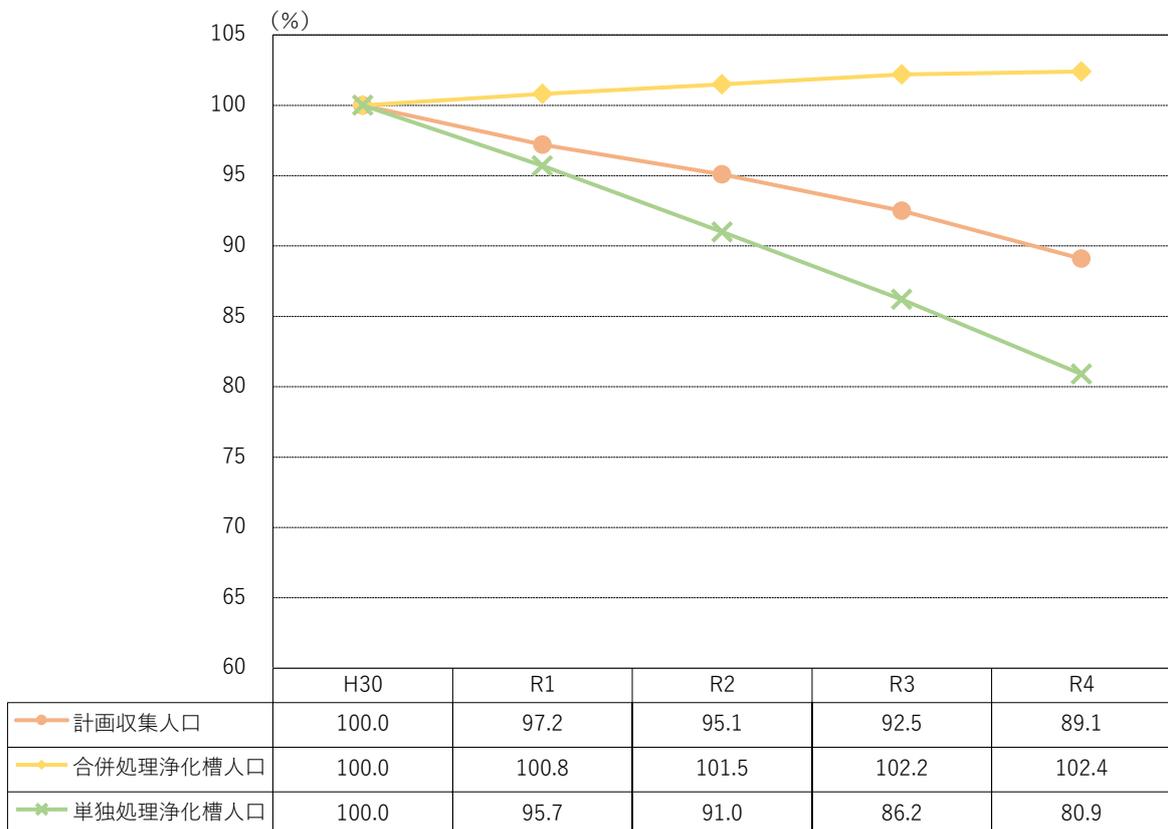
◆図表 5-2-1 生活排水処理形態別人口の推移（その1）



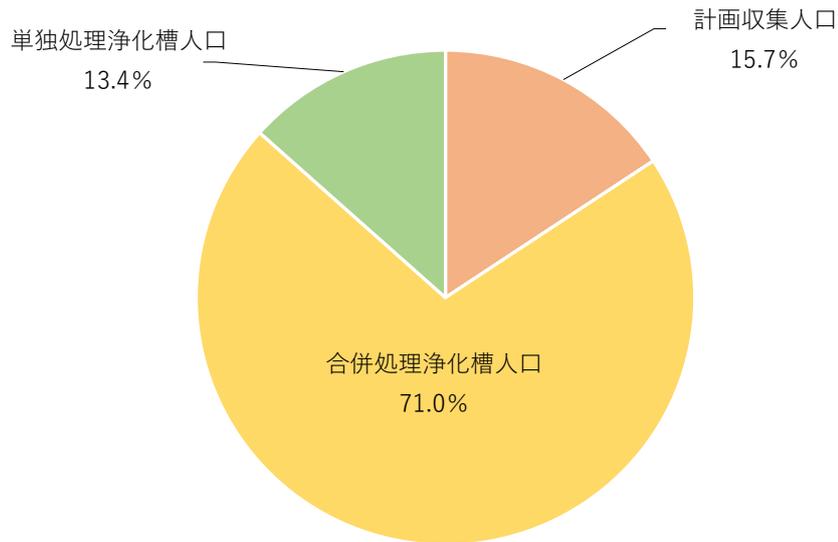
◆図表 5-2-1 生活排水処理形態別人口の推移（その2）



◆図表 5-2-2 生活排水処理形態別人口の経年変化



◆図表 5-2-3 生活排水処理形態別人口の割合（令和4年度）



端数処理により合計値が一致しません。

◆図表 5-2-4 生活排水処理形態別人口の推移

項目	単位	記号	H30	R1	R2	R3	R4	備考
行政区域内人口	人	a	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	実績（3月末人口）
計画処理区域内人口	人	b	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	c + f
非水洗化人口	人	c	2,951	2,868	2,806	2,730	2,628	d + e
計画収集人口	人	d	2,951	2,868	2,806	2,730	2,628	実績（3月末人口）
自家処理人口	人	e	0	0	0	0	0	実績（3月末人口）
水洗化人口	人	f	14,403	14,372	14,321	14,272	14,155	g + h
浄化槽人口	人	h	14,403	14,372	14,321	14,272	14,155	i + j + k
合併処理浄化槽人口	人	i	11,627	11,715	11,796	11,878	11,909	実績（3月末人口）
単独処理浄化槽人口	人	k	2,776	2,657	2,525	2,394	2,246	実績（3月末人口）
総排出量	kL/年	l	15,594.80	15,808.05	15,541.11	16,371.17	15,740.52	m + n
し尿	kL/年	m	2,398.94	2,309.67	2,313.76	2,318.33	2,294.86	実績
浄化槽汚泥	kL/年	n	13,195.86	13,498.38	13,227.35	14,052.84	13,445.66	実績
割合	%	o	15.4	14.6	14.8	14.3	14.6	$m \div l \times 100$
浄化槽汚泥	%	p	84.6	85.4	85.2	85.7	85.4	$n \div l \times 100$
排出原単位	L/人日	q	2.46	2.51	2.49	2.64	2.57	$l \div a \div 365 \times 1,000$
し尿	L/人日	r	2.23	2.2	2.26	2.33	2.39	$m \div d \div 365 \times 1,000$
浄化槽汚泥	L/人日	s	2.51	2.57	2.53	2.70	2.60	$n \div (i + k) \div 365 \times 1,000$

(1) 公共下水道

本町において、整備実績及び計画はありません。

(2) コミュニティ・プラント

本町において、整備実績及び計画はありません。

(3) 農業集落排水施設

本町において、整備実績及び計画はありません。

(4) 漁業集落排水施設

本町において、整備実績及び計画はありません。

(5) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、浄化槽設置整備事業により設置普及に努めています。なお、合併処理浄化槽人口は令和4年度末現在で11,909人となっており、行政区域内人口の71.0%となっています。

(6) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向にあります。なお、単独処理浄化槽人口は令和4年度末現在で2,246人となっており、行政区域内人口の13.4%となっています。

(7) 非水洗化人口

計画収集人口は経年的に減少傾向にあり、令和4年度末現在で2,628人となっており、行政区域内人口の15.7%となっています。

2 生活排水処理の状況

(1) 汚水衛生処理率の推移

本町の汚水衛生処理率は、合併処理浄化槽の整備に伴い、着実に向上してきており、令和4年度の汚水衛生処理率は71.0%で、本町の生活排水処理の状況は継続して向上しているものと言えますが、令和3年度の全国(87.4%)及び宮崎県(83.5%)の汚水衛生処理率と比較をすると12.5~16.4ポイント下回っています。

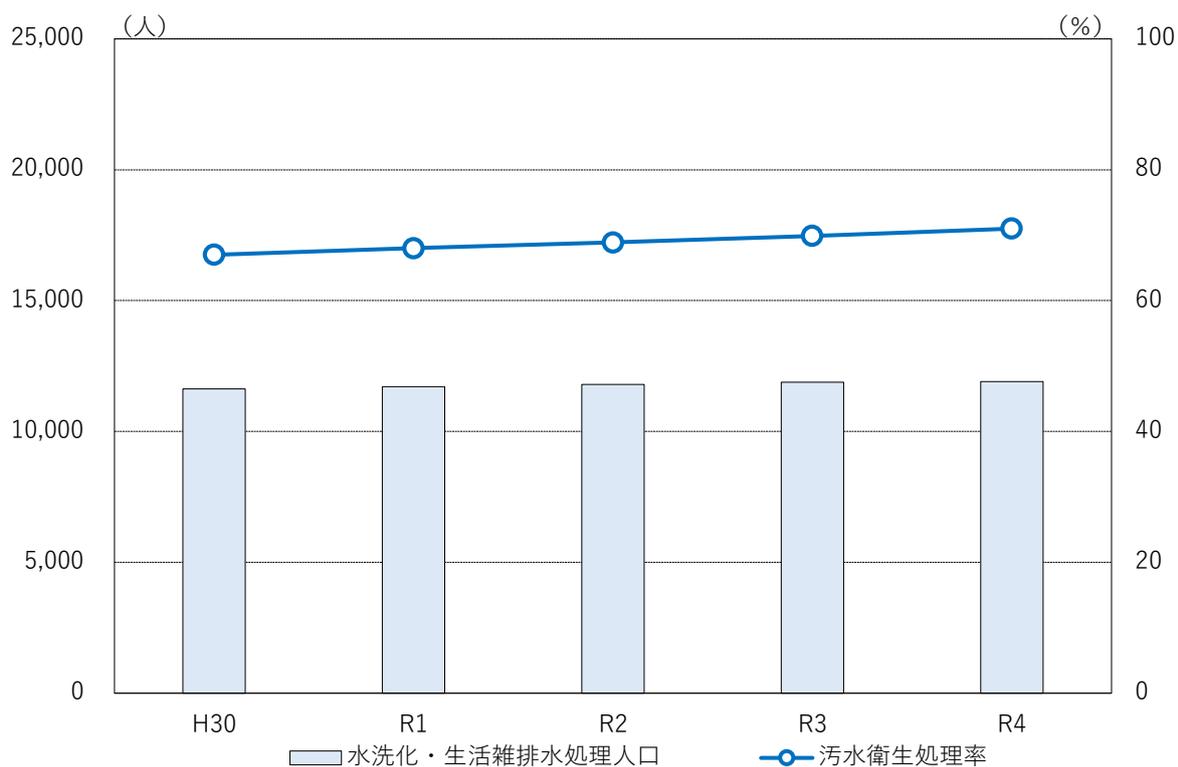
◆図表 5-2-5 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の実績

項目	単位	年度				
		H30	R1	R2	R3	R4
行政区域内人口	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783
水洗化・生活雑排水処理人口	人	11,627	11,715	11,796	11,878	11,909
合併処理浄化槽人口	人	11,627	11,715	11,796	11,878	11,909
汚水衛生処理率	%	67.0	68.0	68.9	69.9	71.0

※：表中の汚水処理人口普及率は「水洗化・生活雑排水処理人口÷行政区域内人口」で算出しました。

出典：町統計データ

◆図表 5-2-6 水洗化・生活雑排水処理人口と汚水衛生処理率の推移



【生活排水を適正に処理している人口】

生活排水を適正に処理している人口は、毎年、国などから発表されています。国からは、「適正に処理を行っている人口」の定義の違いにより、2種類の数字が発表されています。

なお、本町においては、下水道処理人口及び集落排水施設等処理人口が存在せず、下水道及び集落排水施設に供用開始されている区域の人口が存在しないため、汚水処理人口普及率と汚水衛生処理率は合併処理浄化槽人口のみに左右されることから、汚水衛生処理率と汚水処理人口普及率は同値になります。

1 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率 (%) = (下水道処理人口 + 集落排水施設等処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + コミュニティ・プラント処理人口) / 基本台帳人口 × 100

※：下水道、集落排水施設等処理人口は、供用開始されている区域の人口であり、実際に利用しているかは問いません。
また、合併処理浄化槽人口には、下水道、集落排水施設等の供用開始区域の人口を含みません。毎年8月ごろに、国土交通省、農林水産省及び環境省の連名で発表されています。

2 汚水衛生処理率

汚水衛生処理率 (%) = (下水道処理人口 + 集落排水施設等処理人口 + 合併処理浄化槽人口 + コミュニティ・プラント処理人口) / (基本台帳人口 + 外国人登録人口) × 100

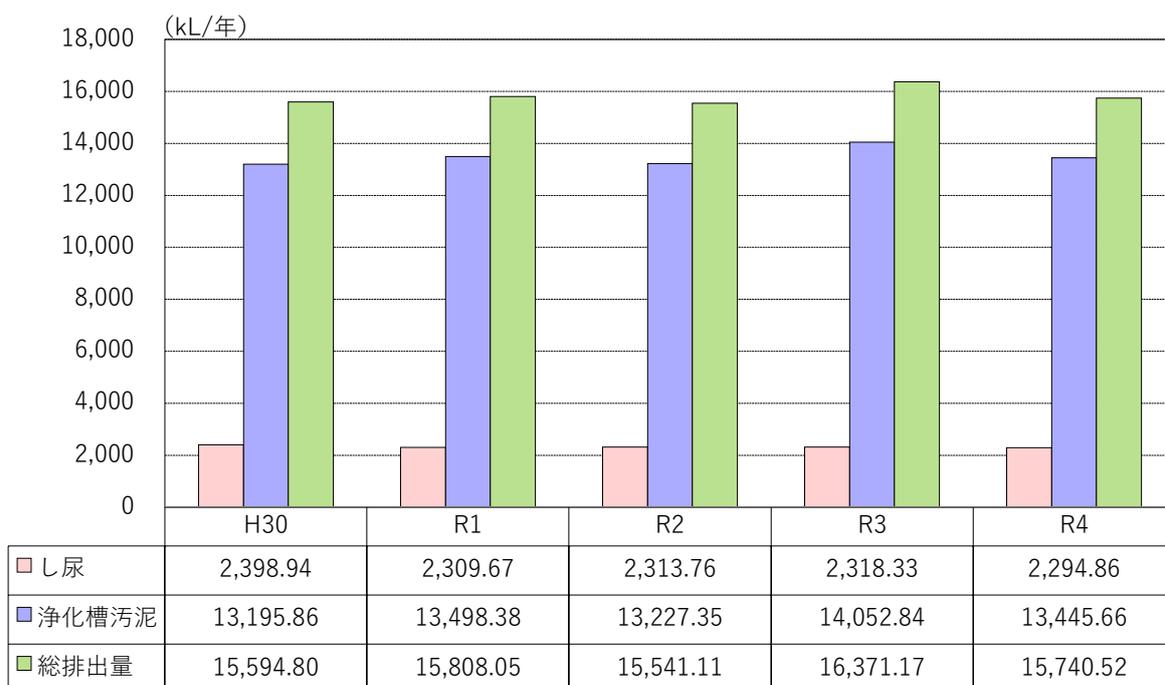
※：下水道処理人口及び集落排水施設等処理人口は、実際に利用している人口です。毎年3月ごろに、総務省から発表されています。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

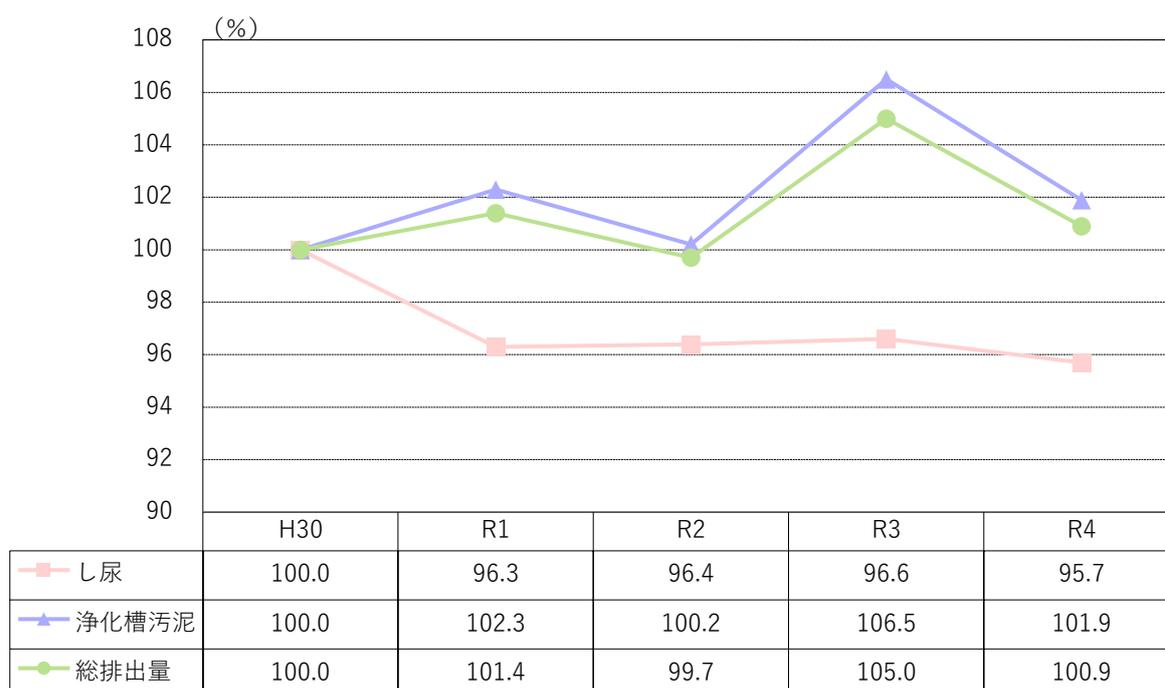
本町におけるし尿・浄化槽汚泥の排出状況の推移を以下に示します。

本町の排出状況としては、し尿は経年的には減少傾向、浄化槽汚泥は経年的に増加傾向となっており、浄化槽汚泥の増加の方が大きいため、総排出量は増加傾向となっています。なお、令和4年度実績の排出割合はし尿が14.6%、浄化槽汚泥が85.4%となっています。

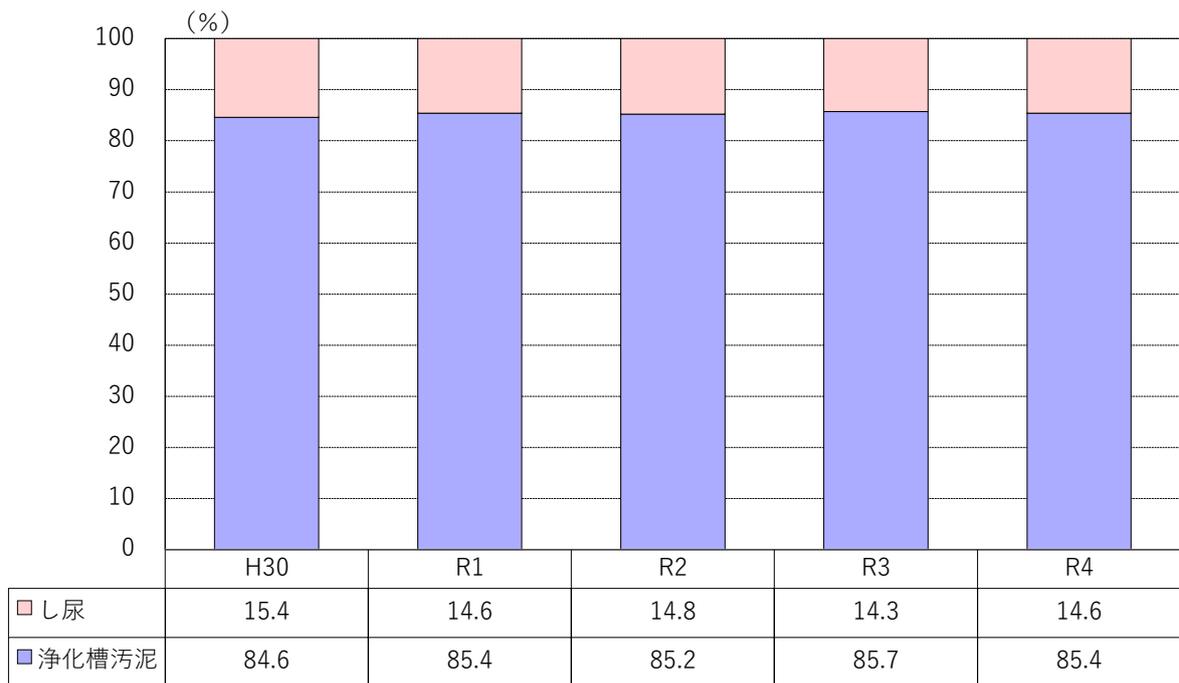
◆図表 5-2-7 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移



◆図表 5-2-8 し尿及び浄化槽汚泥排出量の経年変化



◆図表 5-2-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の割合

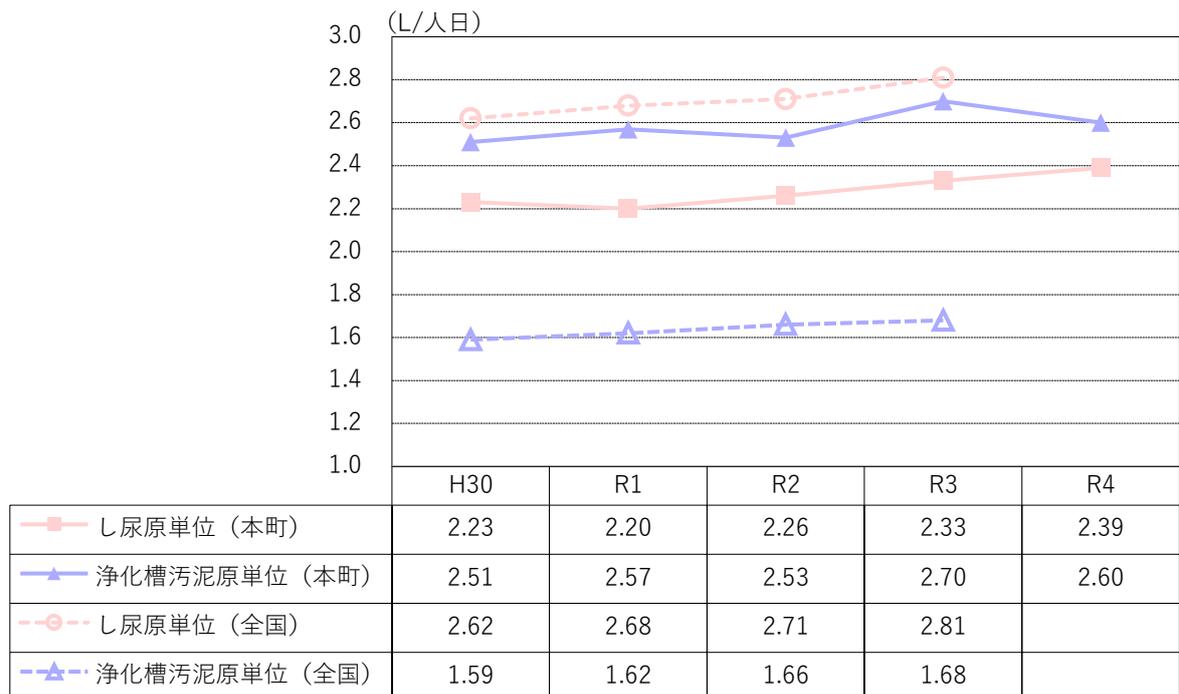


(3) し尿及び浄化槽汚泥の排出原単位の推移

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の原単位の推移を、図表 5-2-10 に示します。

本町の排出原単位については、し尿が 2.20~2.39L/人日、浄化槽汚泥が 2.51~2.70L/人日で推移しており、全国平均と比較すると、し尿は低く、浄化槽汚泥は高くなっています。

◆図表 5-2-10 し尿及び浄化槽汚泥排出原単位の推移



3 し尿及び浄化槽汚泥の性状

本町及び一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状を図表 5-2-11 に示します。

一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状を見ると、年々希薄化しています。

し尿については生活様式の変化により簡易水洗トイレの普及が進み、洗浄水が混入したことにより希薄化していると思われます。

一般的な性状と本町のし尿等の性状を比較すると、し尿については希薄化しており、浄化槽汚泥については、同程度の性状となっています。

し尿の性状については今後も簡易水洗トイレの普及により性状の希薄化が進むことが予想されます。

浄化槽汚泥の性状については、一般的に浄化槽の型式、規模、清掃方法・頻度等によって異なり、変動幅が非常に大きいことが特徴であることから、今後も安定した処理を行っていくために、性状の変動を把握し、均一化を図っていくことが重要です。

◆図表 5-2-11 一般的な搬入し尿及び浄化槽汚泥の性状（参考値）との比較

項目	単位	新富町※	非超過確率								
			50%				75%				
			①	②	③	④	①	②	③	④	
し尿	pH	—	8.1	8.0	7.9	7.6	7.6	8.4	8.3	7.9	7.9
	BOD	mg/L	3,412	11,000	9,500	7,300	5,200	13,000	12,000	10,000	7,300
	COD	mg/L	2,902	6,500	5,600	4,500	3,400	7,900	6,800	5,800	4,200
	浮遊物質	mg/L	5,878	14,000	11,000	8,300	6,000	18,000	14,000	11,000	8,400
	蒸発残留物	mg/L	—	27,000	22,000	—	—	32,000	27,000	—	—
	全窒素	mg/L	1,338	4,200	3,100	2,600	1,900	4,900	3,900	3,300	2,400
	全りん	mg/L	—	480	460	310	180	610	680	450	260
	塩素イオン	mg/L	1,481	3,200	2,400	2,100	1,500	3,800	3,200	2,600	1,900
浄化槽汚泥	pH	—	7.2	7.0	6.8	6.9	6.8	7.4	7.3	6.9	7.0
	BOD	mg/L	1,906	3,500	3,900	2,900	2,200	5,500	5,600	2,900	3,400
	COD	mg/L	2,203	3,000	3,400	3,200	2,900	4,500	4,700	3,200	4,100
	浮遊物質	mg/L	4,343	7,800	8,100	7,600	6,600	13,000	12,000	7,600	10,000
	蒸発残留物	mg/L	—	10,000	9,700	—	—	16,000	13,000	—	—
	全窒素	mg/L	393	700	530	620	490	1,100	980	620	720
	全りん	mg/L	—	110	110	100	76	190	170	100	110
	塩素イオン	mg/L	546	200	140	160	110	360	520	160	190

※：令和 4 年度平均値

【凡例】

- ①：し尿処理施設構造指針解説（1988 年版）
- ②：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（平成 13 年 8 月）（平成元～12 年度データ）
- ③：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 改定版（平成 13～15 年度データ）
- ④：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改定版（平成 23～27 年度データ）

4 全国における生活排水処理の現状

(1) 全国の生活排水処理形態別人口

全国における生活排水処理形態別人口は、下水道による水洗化と合併処理浄化槽の整備により、公共下水道人口及び合併処理浄化槽人口の増加が進む一方、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口が減少する傾向となっています。

なお、浄化槽法の改正により、平成 13 年 4 月から単独処理浄化槽の新設ができないため、今後も単独処理浄化槽人口の減少が顕著になると考えられます。

全国の公共下水道人口、合併処理浄化槽人口（コミュニティ・プラント人口及び集落排水処理人口含む）の合計を総人口で除した汚水衛生処理率は、令和 3 年度において 87.4% となっており、本町は令和 3 年度実績で 69.9%（図表 5-2-5 より）と大きく下回っている状況にあります。

◆図表 5-2-12 全国の処理形態別人口実績

項目	単位	H30	R1	R2	R3
総人口	千人	127,438	127,156	126,740	126,068
水洗化人口	千人	121,273	121,340	121,199	120,910
① 公共下水道人口	千人	96,280	96,778	97,200	97,194
② コミュニティ・プラント人口	千人	336	306	259	193
－ 集落排水施設等人口	千人	24,657	24,256	23,740	2,347
－ 浄化槽人口					21,176
③ 単独	千人	10,151	9,875	9,319	7,540
④ 合併	千人	14,506	14,381	14,421	12,859
その他	千人	—	—	—	777
非水洗化人口	千人	6,165	5,816	5,541	5,158
⑤ 計画収集人口	千人	6,086	5,745	5,481	5,097
⑥ 自家処理人口	千人	79	71	60	61
水洗化率	%	95.2	95.4	95.6	95.9
汚水衛生処理率	%	87.2	87.7	88.3	87.4
非水洗化率	%	4.8	4.6	4.4	4.1
公共下水道水洗化率	%	75.6	76.1	76.7	77.1
浄化槽水洗化率（浄化槽普及率）	%	19.3	19.1	18.7	16.8
うち合併処理	%	11.4	11.3	11.4	10.2

※ 1：「浄化槽人口」には、集落排水施設人口が含まれています。

※ 2：「浄化槽水洗化率」は、コミュニティ・プラント人口を除いた数値で計算しています。

※ 3：水洗化率は「(①+②+③+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

※ 4：汚水衛生処理率は「(①+②+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

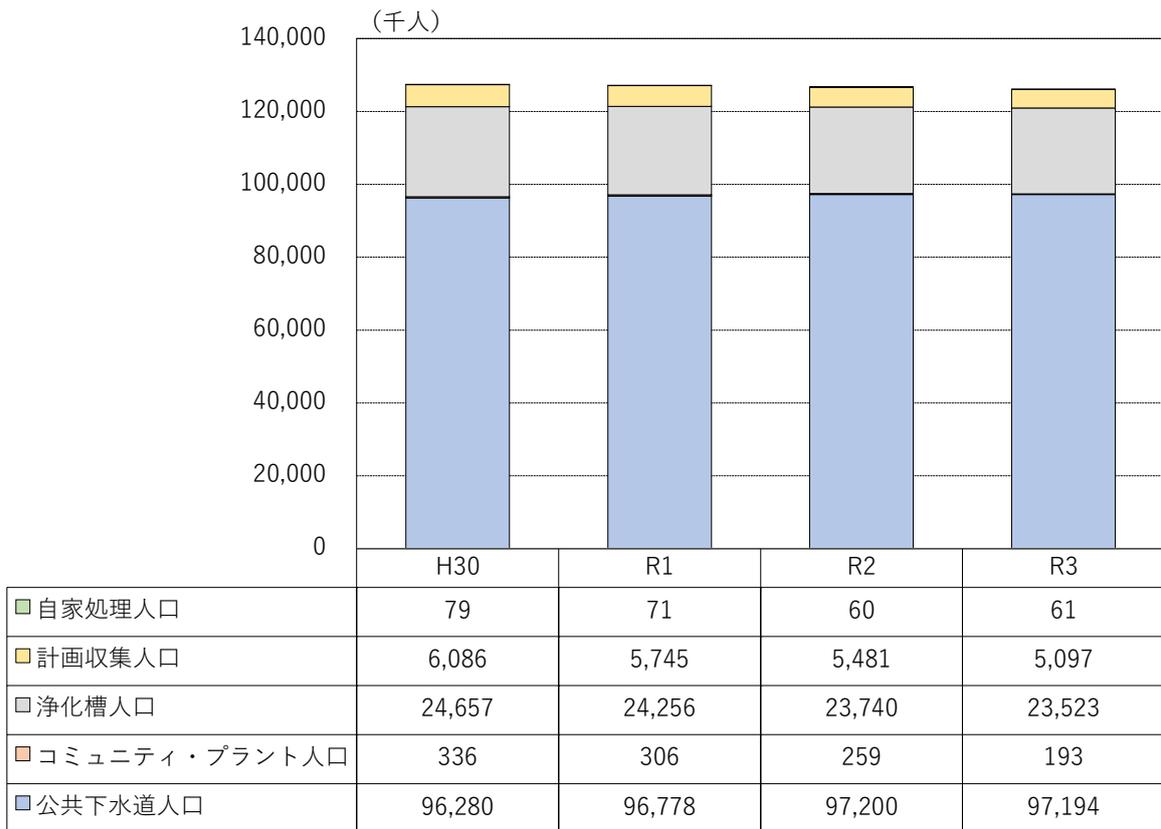
※ 5：非水洗化人口は「(⑤+⑥) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

※ 6：公共下水道水洗化率は「① ÷ 総人口 × 100」で算出しています。

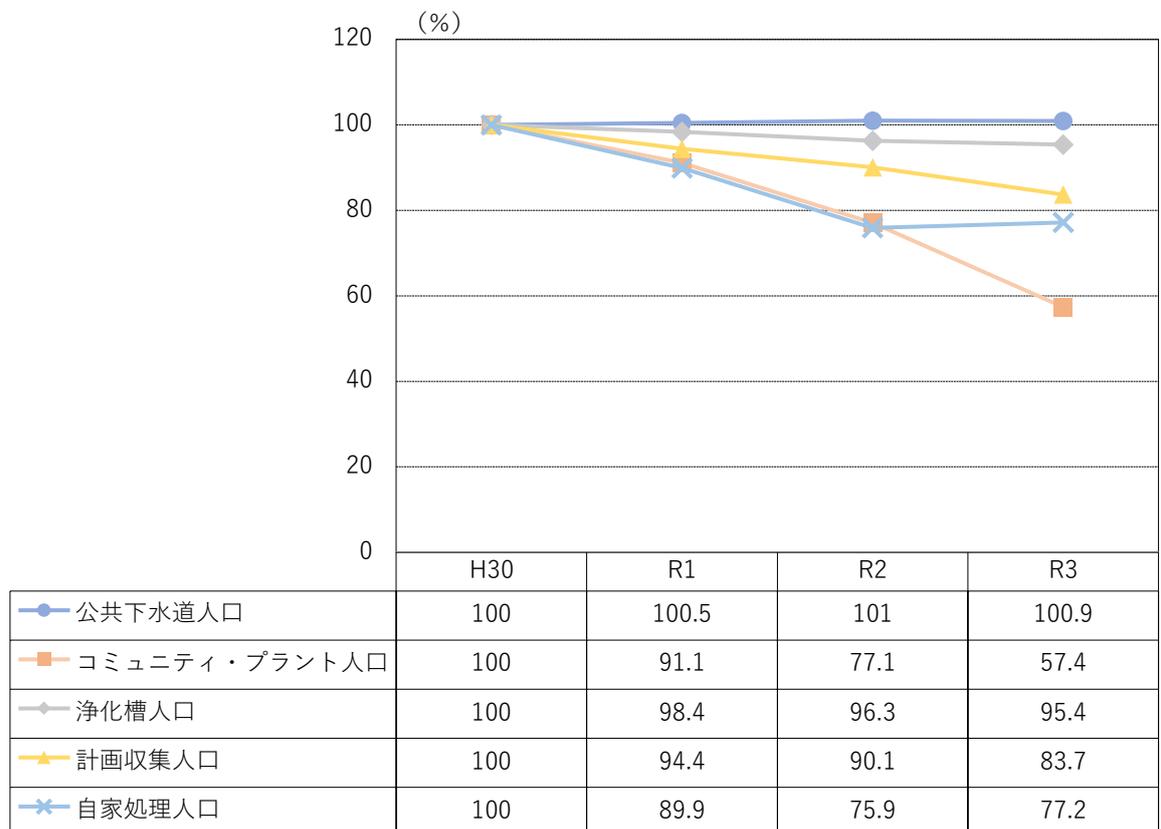
※ 7：浄化槽水洗化率は「(③+④) ÷ 総人口 × 100」で算出しています。（合併処理は「④ ÷ 総人口 × 100」で算出）

出典：「日本の廃棄物処理 令和 3 年度版（令和 5 年 3 月）」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

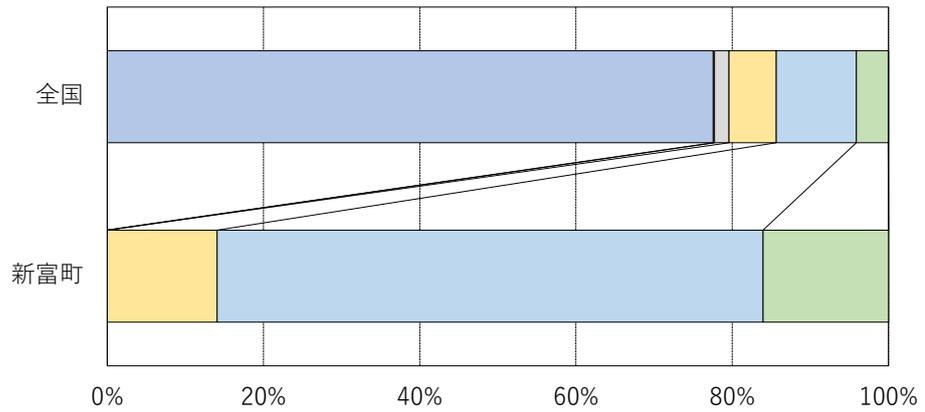
◆図表 5-2-13 全国の処理形態別人口の推移



◆図表 5-2-14 全国の処理形態別人口の経年変化（平成 30 年度を 100 とした場合）



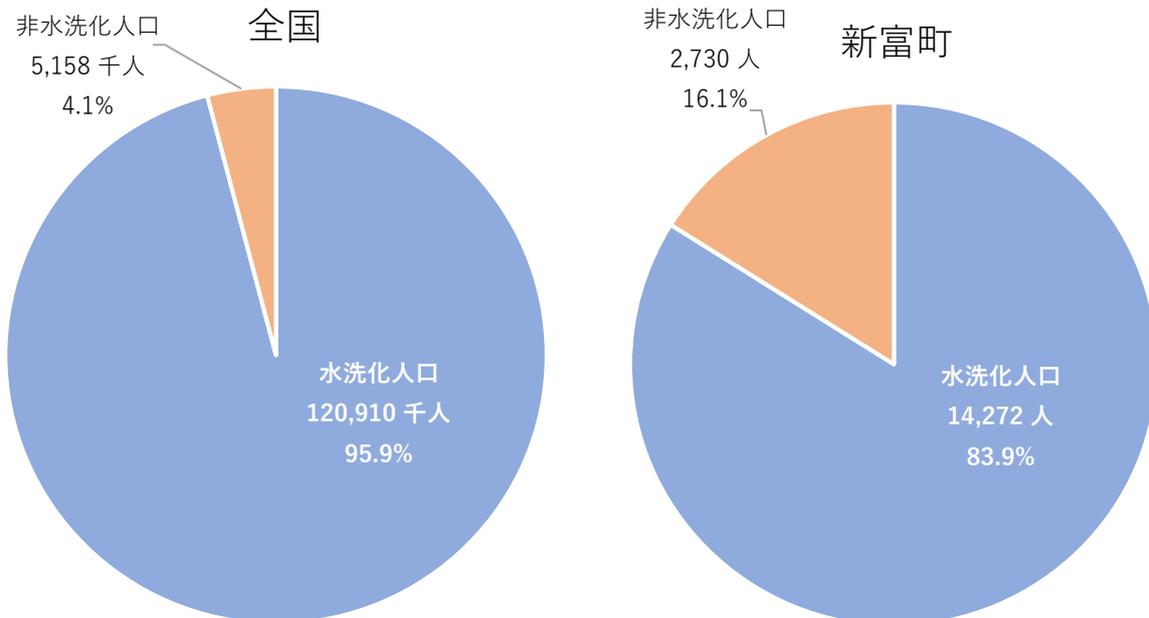
◆図表 5-2-15 生活排水処理形態別人口の割合（令和 3 年度）



	新富町	全国
公共下水道人口	0.0	77.6
コミュニティ・プラント人口	0.0	0.2
集落排水処理人口	0.0	1.9
単独処理浄化槽人口	14.1	6.0
合併処理浄化槽人口	69.9	10.3
計画収集人口	16.1	4.1
自家処理人口	0.0	0.1

※：端数処理により合計値が一致しません。

◆図表 5-2-16 水洗化人口及び非水洗化人口の状況（令和 3 年度）



(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

全国の処理人口、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移を図表 5-2-17 に示します。

全国的な処理人口及びし尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移は減少傾向となっています。

また、全国的なし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は、令和 3 年度実績で、それぞれ 26.5%、73.5%と浄化槽汚泥の構成比が高くなっています。し尿くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えが進むことにより、浄化槽汚泥の割合がさらに高くなっていくことが予想されます。

一方、令和 3 年度の本町のし尿及び浄化槽汚泥の排出割合は 14.3%、85.7%となっており、全国的な傾向と同様に、浄化槽汚泥の排出割合の方が多くなっています。

なお、全国的な污水衛生処理率の向上に当たっては、環境省、国土交通省、農林水産省の 3 省が策定した「生活排水処理施設整備計画策定マニュアル（平成 14 年 3 月）」に基づいて、今後の生活排水処理施設整備の効率化を図るため、合併処理浄化槽、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設及び個別排水処理施設整備事業の建設費・維持管理費等について比較検討を行い、公共下水道だけでなく合併処理浄化槽や農業集落排水施設など、地域の特性に応じた最も有効な手法を選択するなどの検討が進められています。

◆図表 5-2-17 全国の処理人口、し尿及び浄化槽汚泥の排出状況の推移

項目		単位	H30	R1	R2	R3	
処理人口	処理区域内人口	千人	31,079	30,307	29,480	25,689	
	し尿収集人口	千人	6,086	5,745	5,481	5,097	
	コミュニティ・プラント人口	千人	336	306	259	193	
	合併処理浄化槽人口	千人	14,506	14,381	14,421	12,859	
	単独処理浄化槽人口	千人	10,151	9,875	9,319	7,540	
排出量	し尿	年間排出量	千kL/年	5,415	5,191	4,974	4,781
		1日排出量	千kL/年	14.84	14.18	13.63	13.10
		原単位	L/人日	2.44	2.47	2.49	2.57
	浄化槽汚泥	年間排出量	千kL/年	13,534	13,415	13,372	13,260
		1日排出量	千kL/年	37.08	36.65	36.64	36.33
		原単位	L/人日	1.50	1.51	1.54	1.78
	合計	年間排出量	千kL/年	18,949	18,606	18,346	18,041
		一日排出量	千kL/年	51.92	50.84	50.26	49.43
		原単位	L/人日	1.67	1.68	1.70	1.92
割合 (1日排出量)	し尿	%	28.6	27.9	27.1	26.5	
	浄化槽汚泥	%	71.4	72.1	72.9	73.5	

出典：「日本の廃棄物処理 令和 3 年度版（令和 5 年 3 月）」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

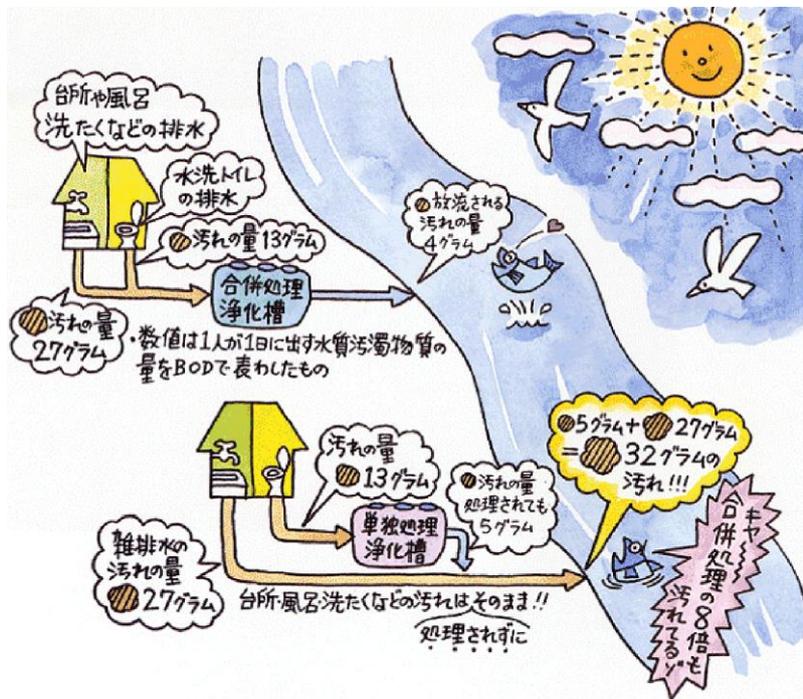
(3) 全国の生活雑排水処理の状況

生活雑排水は公共下水道、コミュニティ・プラント、漁業集落排水施設、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等により処理され、全国におけるこれらの利用人口は、令和3年度実績で約110,246千人（汚水処理人口普及率87.4%）であり、残りの生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されています。

特に、し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、生活雑排水が未処理のまま放流されており、河川に対する汚濁負荷量（BODで換算）は、合併処理浄化槽に対して約8倍であることから、生活雑排水の水質へ与える影響が大きく、水質汚濁の要因の一つとなっています。

生活雑排水の負荷量は、生活形態等によって差がありますが、一般的には生活雑排水の発生量は、BOD負荷量で27g/人日となっており、生活排水汚濁負荷量40g/人日のうち約70%を占めています。

◆図表 5-2-18 合併・単独処理浄化槽の汚濁負荷量



資料：環境省「快適な生活と美しい環境を守る合併処理浄化槽」

◆図表 5-2-19 生活排水の水量と汚濁負荷量の原単位

生活排水		水量 L/人日	汚濁負荷量 (g/人日)		
			BOD (生物化学的 酸素要求量) g/人日	N (窒素) g/人日	P (リン) g/人日
し尿	便所	50	13	8	0.8
生活雑排水	台所	30	} 9	} 2	} 0.2
	風呂	60			
	洗濯	40			
	洗面	10			
	その他	10			
合計		200	40	10	1.0

出典：「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル」（環境省 平成 21 年 3 月）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

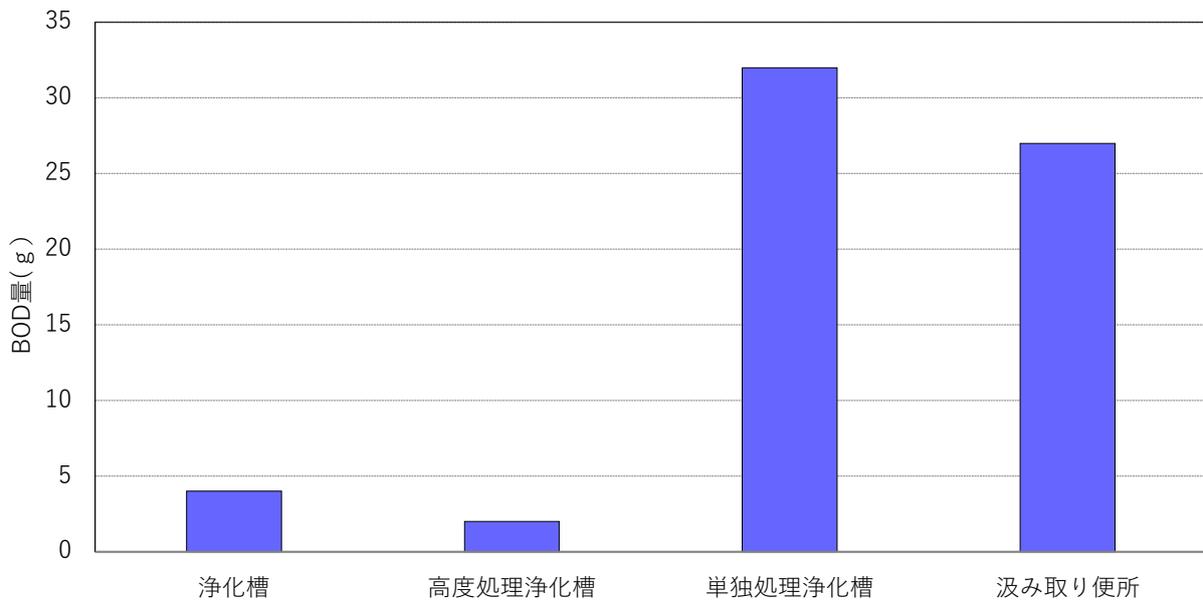
◆図表 5-2-20 暮らしの中から出る汚れ

食品名 (おおよその濃度) これだけ捨てたら	コイやフが住める水質(BOD 5mg/L)にするために必要な 水の量は風呂おけ何杯分? 	浄化槽に流入するBOD量(1人・1日) 40gの何人分に相当するか? 浄化槽に流入する台所からのBOD量 18gに相当する食品の量はいくら?
使用済みの 天ぷら油  (1,500,000mg/L) 200ミリリットル	200杯分	7.5人分 12ミリリットル
牛乳  (78,000mg/L) 200ミリリットル	10.4杯分	0.4人分 230ミリリットル
ラーメンの汁  (25,000mg/L) 200ミリリットル	3.3杯分	0.13人分 720ミリリットル
みそ汁  (35,000mg/L) 200ミリリットル	4.7杯分	0.18人分 510ミリリットル
ビール  (81,000mg/L) 200ミリリットル	11杯分	0.4人分 220ミリリットル

出典：「よりよい水環境のための浄化槽の自己管理マニュアル」（環境省 平成 21 年 3 月）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室

◆図表 5-2-21 公共用水域に排出する BOD 量

項目	処理形態	公共用水域への排出量
浄化槽	し尿 13g 生活雑排水 27g 浄化槽 (BOD除去率90%)	4 g
高度処理型浄化槽	し尿 13g 生活雑排水 27g 高度処理浄化槽 (BOD除去率95%)	2 g
単独処理浄化槽	し尿 13g 生活雑排水 27g 単独処理浄化槽 (BOD除去率65%)	32 g
汲み取り便所	し尿 13g 生活雑排水 27g し尿処理施設	27 g



(4) 汚水処理人口普及率の状況

全国における汚水処理施設の整備は、都道府県が定める「都道府県構想※」に基づいて、各地方公共団体により効率的、効果的に実施されています。令和4年度末の全国の汚水処

理施設の処理人口は、令和3年度末に対して0.3%の増加で、約1億1,624万人となっています。これを総人口に対する割合でみた汚水処理人口普及率は、92.9%（令和3年度末は92.6%）となっています。

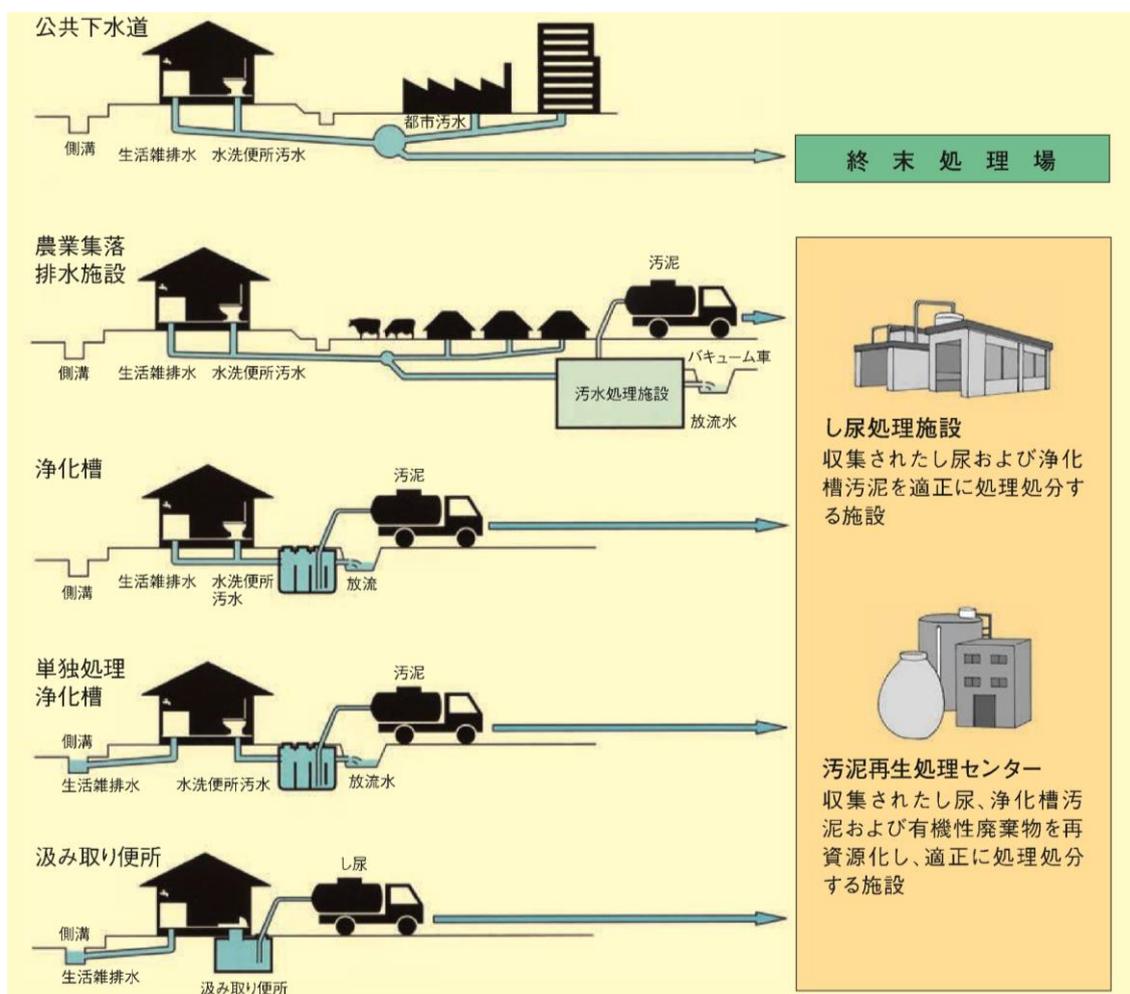
しかし、全国における汚水処理人口普及状況は、大都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の汚水処理人口普及率は83.4%（令和3年度末：82.7%）にとどまっている状況です。

また、全国における汚水処理人口を各処理施設別にみると、下水道によるものが1億128万人、農業集落排水施設等によるものが302万人、浄化槽によるものが1,178万人、コミュニティ・プラントによるものが16万人となっています。

※：都道府県構想（効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想）

各市町村の汚水処理施設整備の構想に基づき、都道府県において広域的な観点から所要の調整・検討を行い、都道府県全域を対象として、事業別の整備区域、整備手法、整備スケジュール等を定めた汚水処理施設に関する総合的計画です。

◆図表 5-2-22 汚水処理システムの種類



出典：「日本におけるし尿処理・分散型生活排水処理システム」（環境省）

◆図表 5-2-23 処理施設別汚水処理人口普及状況（令和4年度）

処理施設名	全国	宮崎県	新富町	全国（参考） 令和3年度
下水道	101,280 千人	653 千人	0人	101,181 千人
農業集落排水施設等				
漁業集落排水施設	3,018 千人	46 千人	0人	3,103 千人
林業集落排水施設				
簡易排水施設を含む				
浄化槽	11,784 千人	248 千人	0人	11,759 千人
内、公共浄化槽等整備推進事業分	825 千人	19 千人	0人	831 千人
内、浄化槽設置整備事業分	6,229 千人	185 千人	6,501人	6,203 千人
内、上記以外分	4,730 千人	44 千人	1,372人	4,725 千人
コミュニティ・プラント等	160 千人	0 千人	—	171 千人
汚水処理人口	116,242 千人	947 千人	0人	116,214 千人
汚水処理人口普及率	92.9 %	89.2 %	0 %	92.6 %
総人口	125,065 千人	1,062 千人	0人	125,540 千人
汚水処理未普及人口	8,823 千人	115 千人	0人	9,326 千人

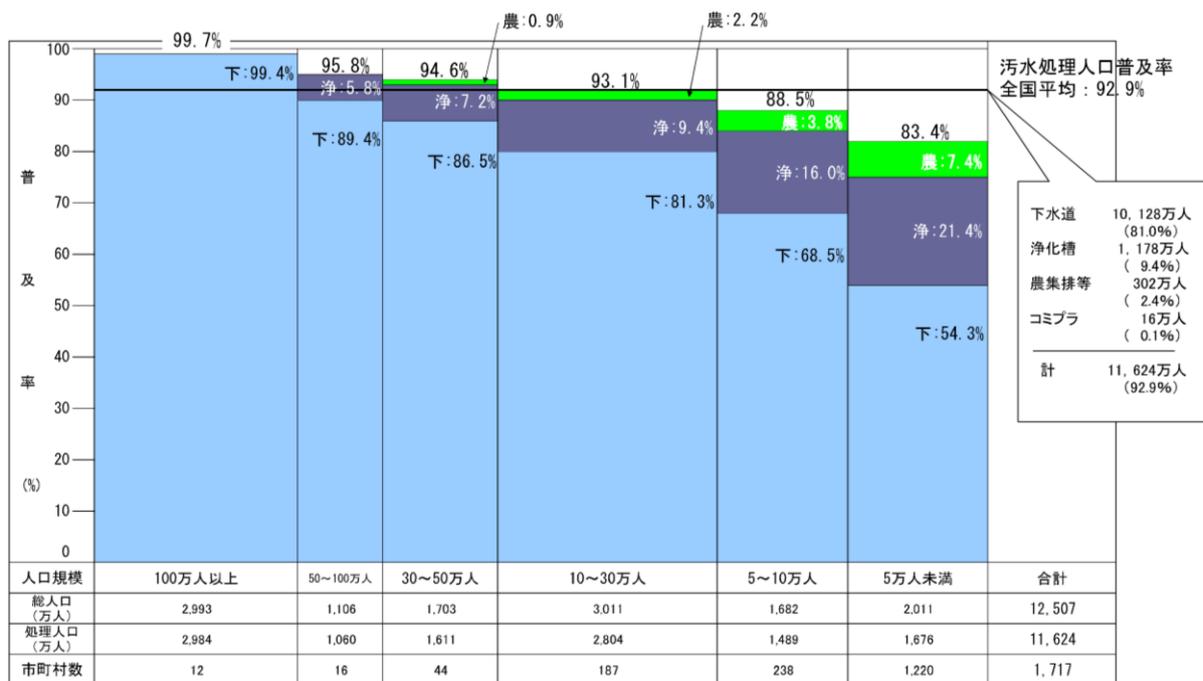
※1：処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがあります。

※2：令和3年度及び令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表しています。

※3：福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要があります。

出典：環境省 HP「報道発表資料 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」

◆図表 5-2-24 都市規模別汚水処理人口普及率（令和 4 年度末）



※ 1：総市町村数 1,717 の内訳は、市 793、町 741、村 183（東京都区部は市数に 1 市として含んでいます）

※ 2：総人口、処理人口は 1 万人未満を四捨五入しています。

※ 3：都市規模別の各汚水処理施設の普及率が 0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがあります。

※ 4：令和 4 年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表しています。

※ 5：福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要があります。

出典：環境省 HP「報道発表資料 令和 4 年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」

〈参考〉

汚水処理人口普及状況の指標は、下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラントの各汚水処理人口の普及状況を、人口で表した指標を用いて統一的に表現することについて三省で合意したことに基づくものであり、平成 8 年度末の整備状況から公表されています。

(5) 浄化槽普及の状況

全国の令和 4 年度末の汚水処理施設に係る普及人口は 116,242 千人であり、総人口 (125,065 千人) に対する割合 (普及率) は、92.9%となっています。このうち、浄化槽の普及人口は 11,784 千人であり、総人口に対する割合 (普及率) は 9.4%となっています。

本町の令和 4 年度末における浄化槽の普及人口は 11,909 人で、普及率は 71.0%となっており、普及率においては全国を上回っています。

◆図表 5-2-25 処理人口及びし尿・浄化槽汚泥の排出状況の全国推移

項目	全国	宮崎県	新富町
総人口	125,065 千人	1,062 千人	16,783 人
汚水衛生処理人口	116,242 千人	947 千人	11,909 人
浄化槽普及人口	11,784 千人	248 千人	11,909 人
浄化槽普及率	9.4 %	23.4 %	71.0 %

資料：環境省 HP「報道発表資料 令和 4 年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」

5-3 生活排水処理の実績

1 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

本町で排出されるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況を図表 5-3-1 に示します。

◆図表 5-3-1 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬に関する状況

項目	し尿	浄化槽汚泥
収集区域	新富町行政区域内全域	
収集方法	戸別収集	
収集頻度	随時	
収集体制	許可：1業者	
浄化槽清掃業者	新富衛生社	
収集車両	バキューム車 (3.0t) : 1台 バキューム車 (3.5t) : 1台 バキューム車 (3.6t) : 1台 バキューム車 (3.7t) : 3台 計 6台	

(令和6年3月現在)

2 中間処理の状況

本町より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、潮香苑で処理されており、処理工程で発生する汚泥は濃縮・脱水処理工程を経て、場外搬出されています。

◆図表 5-3-2 し尿処理施設「潮香苑」の概要

施設の名称		新富し尿処理施設「潮香苑」		
設置主体名		新富町		
処理対象自治体		新富町全域		
施設所在地		〒889-1401 宮崎県児湯郡新富町大字日置 965-12 TEL : 0983-33-2883		
計画処理能力		48kL/日 (し尿 : 8kL/日、浄化槽汚泥 : 40kL/日)		
処理方式		浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 + 高度処理 (砂ろ過、活性炭)		
建設経緯	着工	平成 18 年 3 月		
	竣工	平成 20 年 3 月		
	設計・施工	(株)荏原製作所 (現 : 水 ing(株))		
放流水質		保証値	廃棄物処理法	水質汚濁防止法
pH		5.8~8.6	-	5.8~8.6
BOD	mg/L	10 以下	20 以下	-
COD	mg/L	30 以下	-	120(160)以下
SS	mg/L	10 以下	70 以下	150(200)以下
T-N	mg/L	20 以下	-	60(120)以下
窒素合計	mg/L	-	-	100 以下
T-P	mg/L	1 以下	-	8(16)以下
色度	度	-	-	-
大腸菌群数	個/cm ³	1,000 以下	3,000 以下	3,000 以下

◆図表 5-3-3 新富し尿処理施設「潮香苑」位置図



◆図表 5-3-4 搬入量実績

項目	単位	年度					最小	最大	
		H30	R1	R2	R3	R4			
搬入量	し尿	kL/年	2,398.94	2,309.67	2,313.76	2,318.33	2,294.86	2,398.94	
	浄化槽汚泥	kL/年	13,195.86	13,498.38	13,227.35	14,052.84	13,445.66	14,052.84	
	計	kL/年	15,594.80	15,808.05	15,541.11	16,371.17	15,740.52	16,371.17	
経年 指数 ^{※1}	し尿	%	100.0	96.3	96.4	96.6	95.7	100.0	
	浄化槽汚泥	%	100.0	102.3	100.2	106.5	101.9	106.5	
	計	%	100.0	101.4	99.7	105.0	100.9	105.0	
365日 平均 ^{※2}	し尿	kL/日	6.6	6.3	6.3	6.4	6.3	6.6	
	浄化槽汚泥	kL/日	36.2	36.9	36.2	38.5	36.8	38.5	
	計	kL/日	42.8	43.2	42.5	44.9	43.1	44.9	
搬入率 ^{※3}	し尿	%	82.5	78.8	78.8	80.0	78.8	82.5	
	浄化槽汚泥	%	90.5	92.3	90.5	96.3	92.0	96.3	
	計	%	89.2	90.0	88.5	93.5	89.8	93.5	
浄化槽汚泥混入率 ^{※4}	%	84.6	85.4	85.2	85.7	85.4	84.6	85.7	
月変動 係数 ^{※5}	月最大	—	1.12	1.12	1.18	1.15	1.21	1.12	1.21
	月最小	—	0.85	0.85	0.84	0.74	0.84	0.74	0.85
	差 ^{※6}	—	0.27	0.27	0.34	0.41	0.37	0.27	0.41

※1：経年指数はH30を100とした場合の指数です。

※2：R1は366日平均値としています。

※3：搬入率はし尿：8kL/日、浄化槽汚泥：40kL/日、総搬入量：48kL/日に対する365日平均の割合です。

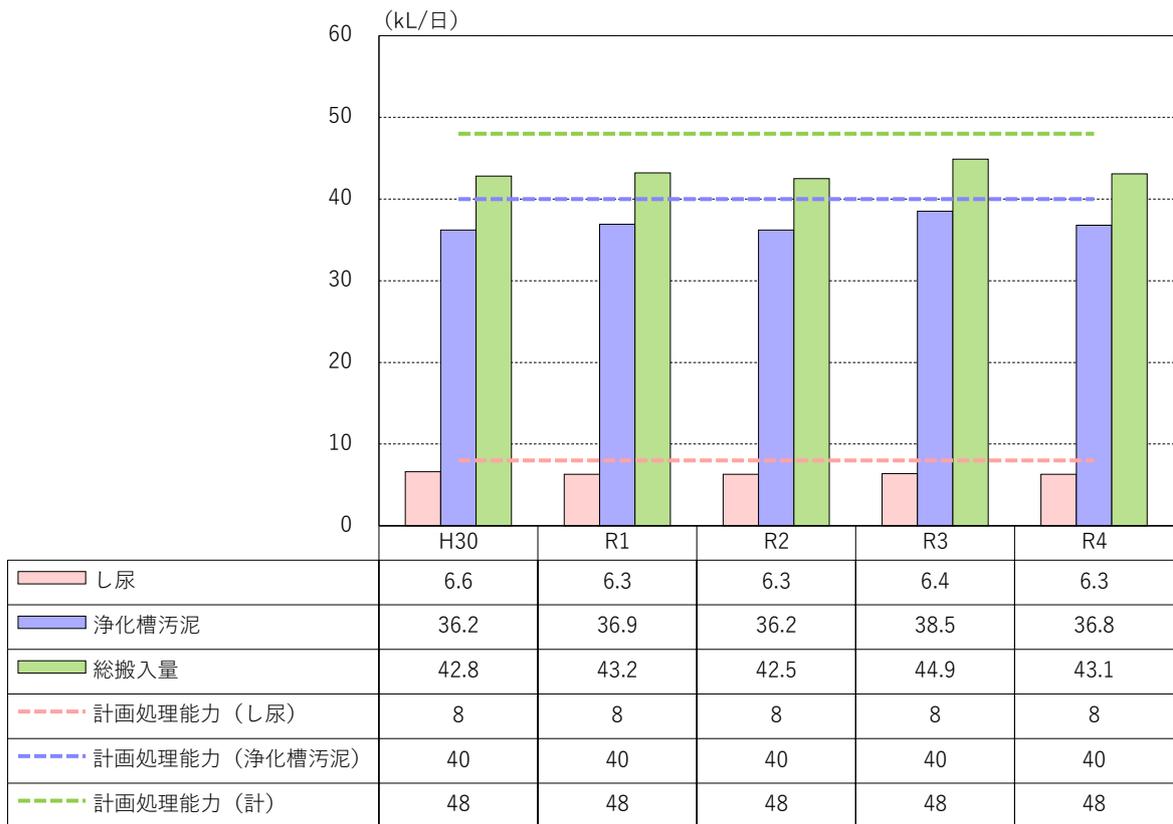
※4：浄化槽汚泥混入率は総搬入量に対する浄化槽汚泥搬入量の割合です。

※5：月変動係数は、年間の各月の1日平均搬入量と年間1日平均搬入量との比です。

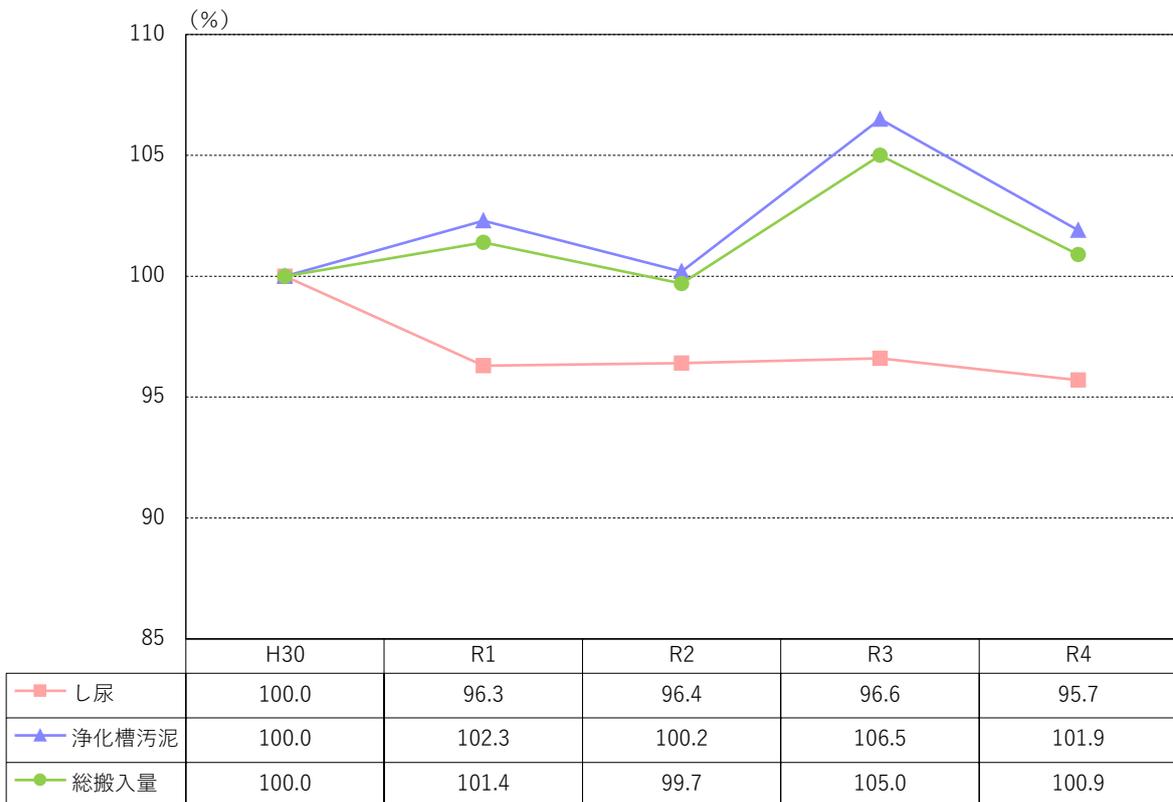
※6：差＝月最大－月最小

出典：町統計データ

◆図表 5-3-5 日平均搬入量の推移



◆図表 5-3-6 搬入量の経年変化 (平成 30 年度を 100 とした場合)



5 - 4 現有施設の状況

潮香苑は平成 20 年 4 月から供用開始しており、令和 5 年 3 月で供用開始後 15 年が経過しています。

潮香苑を構成する設備・機器等については施設の機能維持に努められており、良好に維持されていますが、主要設備・機器の一般的耐用年数が 7～15 年（水槽：12～15 年、水槽以外の構造物：15～25 年）とされていることを考慮すると、今後、主要設備・機器の多くは一般的な耐用年数を超過していきます。また、潮香苑が位置するのは海岸近くであるため、沿岸部の海水飛沫による塩化物の浸透（飛来塩分）による施設の躯体及び設備・機器の劣化が認められます。そのため、そのような施設の立地特性及び劣化要因を考慮した施設整備も必要となります。

現在、潮香苑は性能の維持のため、内部努力により、維持管理費の低減に努めてはいますが、今後も適正処理を行うためには維持管理に要する費用は増加していくことが想定されることから、潮香苑を取り巻く社会的背景、要因を踏まえ、効率の良い施設管理を行っていく必要があります。

5-5 課題の抽出

本町における生活排水処理に関する課題事項を以下に整理しました。

1 生活排水処理に関する課題

(1) 汚水処理人口普及率の向上

本町において、生活雑排水が未処理となっている単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は総人口の29.0%（令和4年度）を占めています。

これについては、し尿と生活雑排水の全てを適正に処理し、公共用水域への汚濁負荷を低減させる必要があります。

また、国は農林水産省、国土交通省及び環境省の合意により汚水処理人口普及率を公表しており、令和4年度における本町の汚水処理人口普及率は、宮崎県及び全国の実績値を大きく下回っており、宮崎県の定める目標値を達成するためには、今後とも引き続き、合併処理浄化槽の整備を積極的に進める必要があります。

◆図表 5-5-1 汚水処理人口普及率の実績値と目標値

項目	新富町	宮崎県	全国
令和4年度実績値	71.0%	89.2%	92.9%
令和7年度目標値	82.9%	87.7%	—
令和8年度目標値	72.5%	—	—
令和12年度目標	94.7%	91.8%	—

出典：令和4年度実績値：環境省 HP「報道発表資料 令和4年度末の汚水処理人口普及状況について 添付資料」
令和7年度及び令和12年度の目標値：「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画 令和3年3月」
令和8年度の目標値：「第6次新富町長期総合計画 前期基本計画 令和4年3月」

(2) 生活排水処理対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果等について広く町民に啓発し、また、台所などの発生源における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

(3) 合併処理浄化槽の適正管理の啓発

本町を流れる河川の水質は近年改善されていますが、今後も引き続き町民や事業者が定期的な清掃や保守点検を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していくことが重要となります。

また、合併処理浄化槽においては、浄化槽法第7条と第11条に基づく法定検査のほか、年に1回の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられていますが、合併処理浄化槽の維持管理は所有者に委ねられているため、適切な維持管理が徹底されていないことも課題事項となっています。

よって、機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理実施状況の正確な把握と、適正な維持管理が行われていない合併処理浄化槽に対しては対応策の検討が必要です。

(4) 浄化槽設置整備事業

合併処理浄化槽の設置については、新設又は汲み取り・単独処理浄化槽の切り換えなどに対し補助金を交付しているものの個人負担が大きいことから、近年、増加数が鈍化傾向にあり、さらなる汚水衛生処理率の向上のためには合併処理浄化槽の新たな支援制度の検討が必要です。

2 し尿処理に関する課題

(1) 搬入し尿等の質的・量的変動への対応

潮香苑の令和4年度搬入実績は、総搬入量 43.1kL/日（し尿：6.3kL/日、浄化槽汚泥：36.8kL/日）であり、計画処理能力 48kL/日（し尿：8kL/日、浄化槽汚泥：40kL/日）を下回っているものの、経年的に増加傾向となっています。

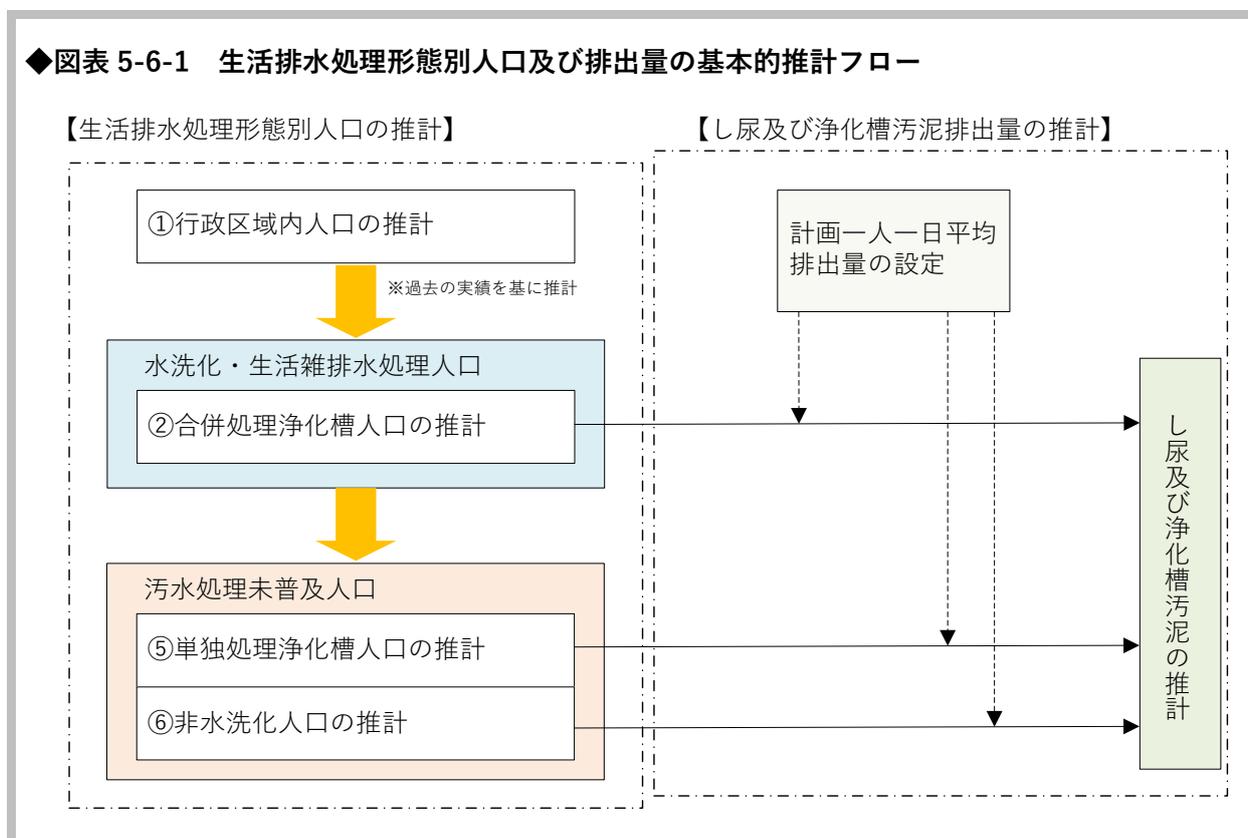
本施設は、浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式を採用しており、現状処理における問題は生じていませんが、合併処理浄化槽の普及に伴いし尿が減少し、浄化槽汚泥の割合が増加していくことが考えられることから、排出量等に応じた処理施設の管理・運営を行っていく必要があります。

(2) し尿処理施設の維持管理

潮香苑は供用開始後、15年が経過しており、し尿処理施設の耐用年数を38～42年程度とすると、供用開始から19～21年が経過した時点で大規模修繕を検討することが理想的です。そのため、潮香苑においては4～6年後に大規模修繕の時期を迎えることから、必要に応じて生活排水処理基本計画等に基づき検討を進める必要があります。また、大規模修繕を検討しない場合についても塩害等による予期しない故障により、大規模な補修等がないよう定期検査の実施や計画的な補修・整備等を行う必要があります。

5-6 生活排水の発生量及び処理量の予測

生活排水処理人口、し尿及び浄化槽汚泥排出量の基本的な推計方法を図表 5-6-1 に示します。



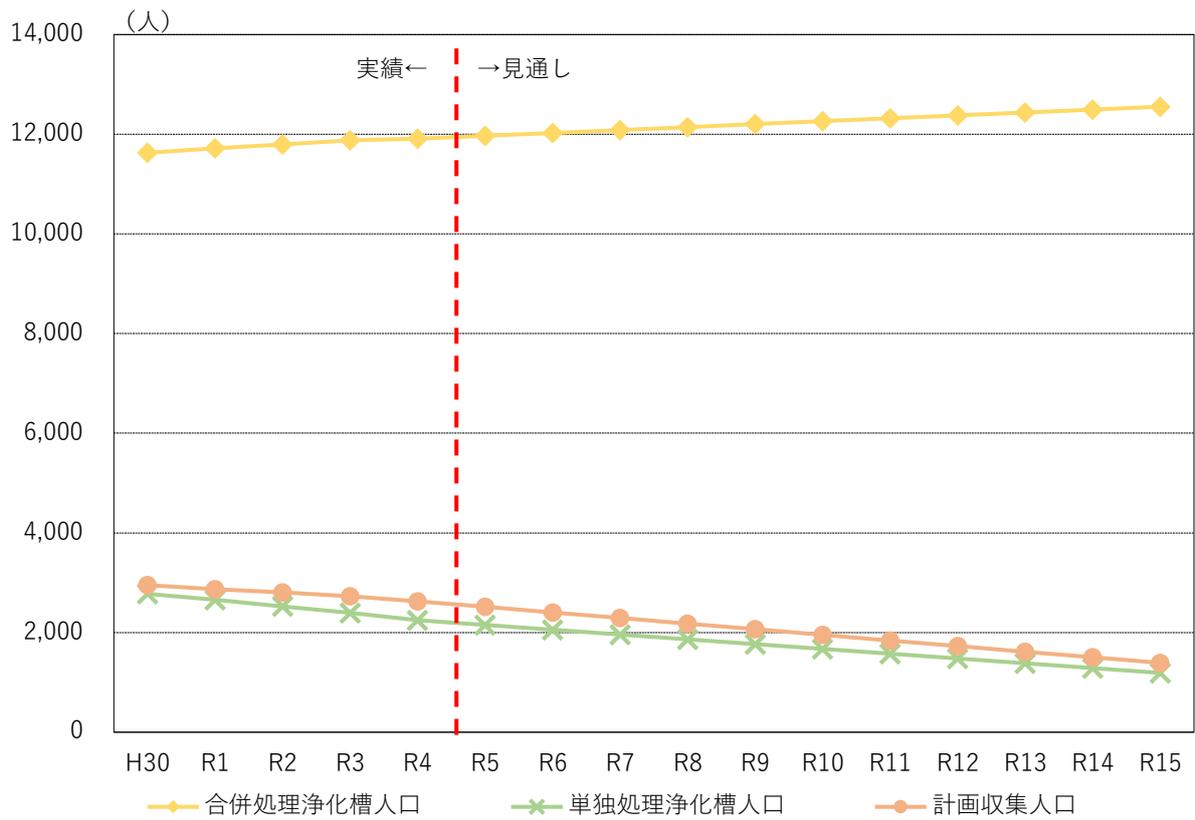
1 生活排水処理形態別人口の推計

本町の生活排水処理形態別人口の将来値については、過去 5 年間（平成 30～令和 4 年度）の実績値に基づき、行政区域内人口と同様に合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口については推計式を用いて推計しました。

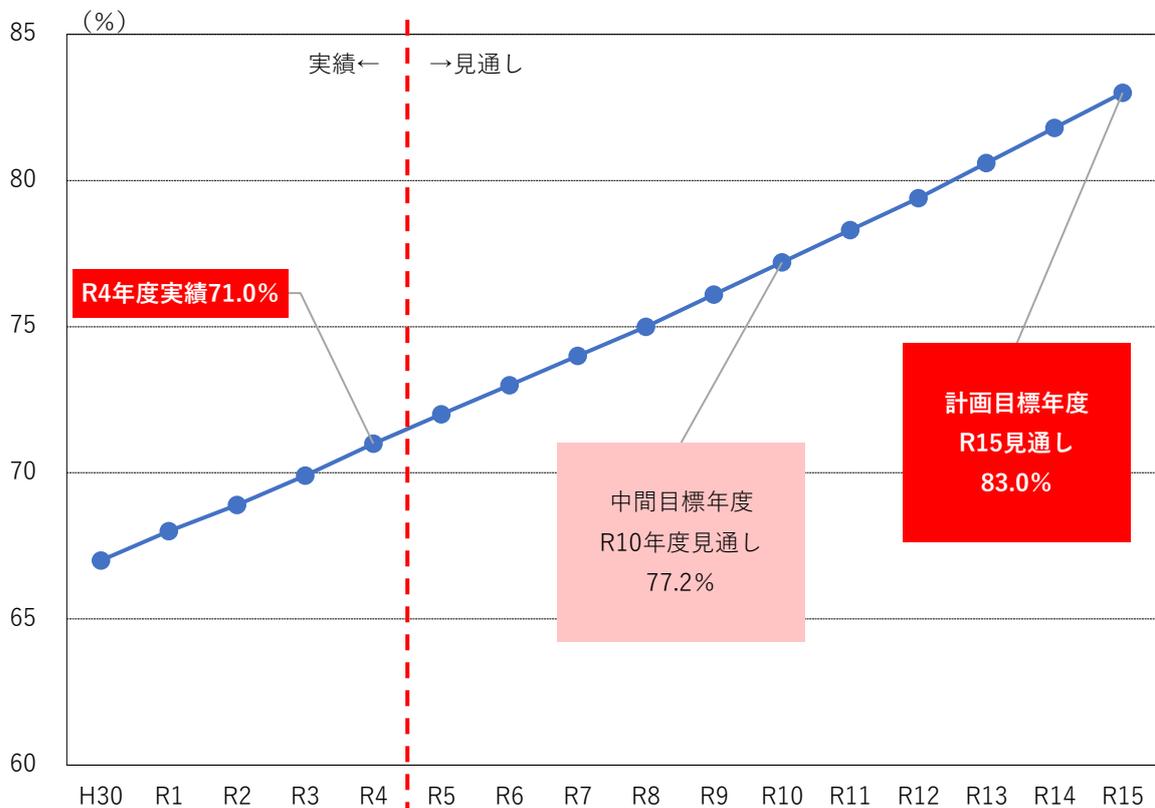
◆図表 5-6-2 生活排水処理形態別人口の実績及び予測結果

年度		行政区域内 人口 (人)	合併処理 浄化槽人口 (人)	単独処理 浄化槽人口 (人)	計画収集 人口 (人)	汚水衛生 処理率 (%)	
H30	↑	17,354	11,627	2,776	2,951	67.0	
R1	実績	17,240	11,715	2,657	2,868	68.0	
R2		17,127	11,796	2,525	2,806	68.9	
R3		17,002	11,878	2,394	2,730	69.9	
R4		↓	16,783	11,909	2,246	2,628	71.0
R5		↑	16,633	11,968	2,128	2,537	72.0
R6	見 通 し	16,483	12,026	2,011	2,446	73.0	
R7		16,333	12,085	1,893	2,355	74.0	
R8		16,183	12,143	1,776	2,264	75.0	
R9		16,033	12,202	1,658	2,173	76.1	
R10		15,883	12,260	1,540	2,083	77.2	
R11		15,733	12,319	1,423	1,991	78.3	
R12		15,583	12,378	1,305	1,900	79.4	
R13		15,433	12,436	1,187	1,810	80.6	
R14		15,283	12,495	1,070	1,718	81.8	
R15		↓	15,133	12,553	952	1,628	83.0

◆図表 5-6-3 本町の生活排水処理形態別人口の推移（その1）



◆図表 5-6-3 本町の生活排水処理形態別人口の推移（その2）



2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

(1) 設定方法

し尿及び浄化槽汚泥の発生量は、人口の変動の他、集合処理施設の整備、合併処理浄化槽の普及等の行政施策によって変動します。

ここでは、先に予測した生活排水処理形態別人口を基に将来のし尿及び浄化槽汚泥の発生量を設定するものとします。

(2) 発生原単位

「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版」による発生原単位（一人一日平均排出量）の参考値及び本町の過去3年間（令和2～4年度）のし尿、浄化槽汚泥（単独処理浄化槽汚泥量及び合併処理浄化槽汚泥量の合計）の実績より算出した平均実績原単位等を図表5-6-4に示します。

なお、浄化槽汚泥は単独処理浄化槽汚泥及び合併処理浄化槽汚泥の区分は行っておらず、潮香苑への搬入時にそれぞれの汚泥量を把握することは一般的に不可能であることから、単独処理浄化槽汚泥量及び合併処理浄化槽汚泥量の合計により発生原単位を算出します。

しかし、将来的には単独処理浄化槽は減少し、合併処理浄化槽が増加するものと考えられ、各処理形態の汚泥を合計した排出原単位での考え方では、構成比率の変動に対応することが困難なため、各処理形態別の発生原単位を把握する必要があります。

このことから、参考値及び過去の実績を用い、次の手法により発生原単位を補正算出するものとします。

◆図表 5-6-4 1人1日平均排出量

項目	本町	参考値 ^{※1}
し尿	2.33 L/人日	2.69 L/人日
単独処理浄化槽汚泥	1.23 L/人日	1.11 L/人日
合併処理浄化槽汚泥	2.89 L/人日	2.61 L/人日

※1：汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2021 改訂版

浄化槽汚泥について、参考値に示した比率は変わらないものとして単独処理浄化槽汚泥： 1.11χ （L/人日）、合併処理浄化槽汚泥： 2.61χ （L/人日）とすると次の式が成立します。

$$\{1.11\chi \times \text{単独処理浄化槽人口} + 2.61\chi \times \text{合併処理浄化槽人口}\} \div 1,000 \times 365 \\ = \text{単独・合併処理浄化槽汚泥年間処理量(kL/年)}$$

上記の算出式から χ を算出し、本町における単独処理浄化槽、合併処理浄化槽別の発生原単位を求めた結果を図表5-6-5に示します。

◆図表 5-6-5 発生原単位の設定

区分	年度別												
	令和2年度				令和3年度				令和4年度				
計画収集人口等(人)	計画収集人口	2,806				2,730				2,628			
	単独処理浄化槽人口	2,525				2,394				2,246			
	合併浄化槽人口	11,796				11,878				11,909			
内訳	し尿量 (kL/月)	浄化槽 汚泥量 (kL/月)	計 (kL/月)	1日当り 収集量 (kL/日)	し尿量 (kL/月)	浄化槽 汚泥量 (kL/月)	計 (kL/月)	1日当り 収集量 (kL/日)	し尿量 (kL/月)	浄化槽 汚泥量 (kL/月)	計 (kL/月)	1日当り 収集量 (kL/日)	
各月別要収集量実績	4月	238.91	1,233.34	1,472.25	49.08	194.35	1,357.09	1,551.44	51.71	212.11	1,355.05	1,567.16	52.24
	5月	166.15	1,109.65	1,275.80	41.15	173.36	1,127.06	1,300.42	41.95	177.86	1,161.87	1,339.73	43.22
	6月	216.70	1,288.53	1,505.23	50.17	232.43	1,296.68	1,529.11	50.97	215.69	1,181.06	1,396.75	46.56
	7月	193.63	1,086.96	1,280.59	41.31	182.55	1,082.52	1,265.07	40.81	180.69	1,030.47	1,211.16	39.07
	8月	173.38	1,219.44	1,392.82	44.93	219.83	1,242.84	1,462.67	47.18	172.83	1,243.58	1,416.41	45.69
	9月	173.62	901.72	1,075.34	35.84	178.43	1,075.88	1,254.31	41.81	206.30	960.07	1,166.37	38.88
	10月	180.24	1,166.14	1,346.38	43.43	226.06	1,194.24	1,420.30	45.82	187.45	1,115.22	1,302.67	42.02
	11月	189.61	1,007.05	1,196.66	39.89	170.87	1,201.14	1,372.01	45.73	219.03	979.43	1,198.46	39.95
	12月	221.72	876.99	1,098.71	35.44	191.55	840.55	1,032.10	33.29	196.21	1,043.75	1,239.96	40.00
	1月	165.68	986.20	1,151.88	37.16	175.69	1,105.18	1,280.87	41.32	157.30	968.52	1,125.82	36.32
	2月	189.87	1,038.76	1,228.63	43.88	161.20	1,147.65	1,308.85	46.74	176.03	1,161.14	1,337.17	47.76
	3月	204.25	1,312.57	1,516.82	48.93	212.01	1,382.01	1,594.02	51.42	193.36	1,245.50	1,438.86	46.41
	計	2,313.76	13,227.35	15,541.11	-	2,318.33	14,052.84	16,371.17	-	2,294.86	13,445.66	15,740.52	-
1日平均収集量(計/365日)		6.34	36.24	-	42.58	6.35	38.50	-	44.85	6.29	36.84	-	43.12
年度別実績原単位	1人1日平均排出量(し尿)	2.26 L/人日				2.33 L/人日				2.39 L/人日			
	〃 (単独浄化槽汚泥)	1.20 L/人日				1.27 L/人日				1.22 L/人日			
	〃 (合併浄化槽汚泥)	2.82 L/人日				2.98 L/人日				2.87 L/人日			
	月最大変動係数	1.18 (4月)				1.15 (4月)				1.21 (4月)			

平均実績原単位及び月最大変動係数		
	3ヵ年平均	参考値
1人1日平均排出量(し尿)	2.33 L/人日	2.69 L/人日
1人1日平均排出量(単独浄化槽汚泥)	1.23 L/人日	1.11 L/人日
1人1日平均排出量(合併浄化槽汚泥)	2.89 L/人日	2.61 L/人日
月最大変動係数	1.18	1.15

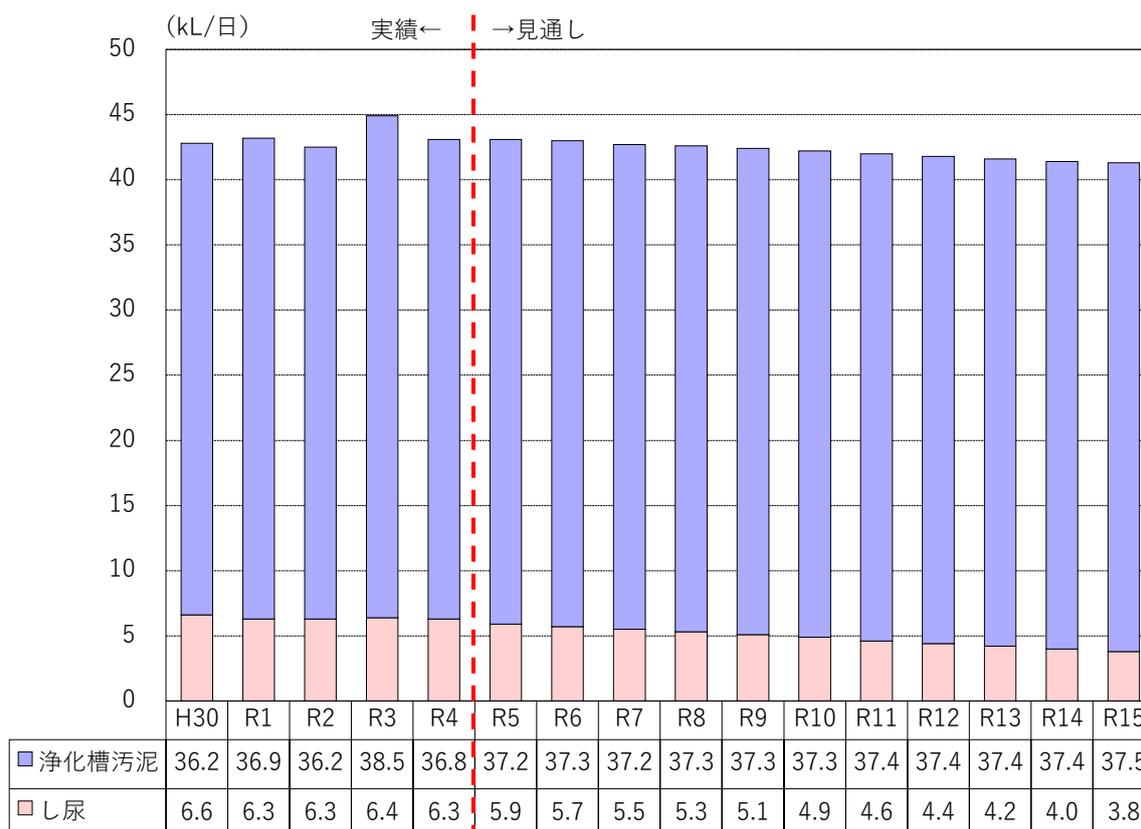
平均実績原単位及び月最大変動係数算出根拠		
し尿	$= \frac{2.26 + 2.33 + 2.39}{3}$	計画・設計要領による参考値 2.69 L/人日
単独浄化槽汚泥	$= \frac{1.20 + 1.27 + 1.22}{3}$	計画・設計要領による参考値 1.11 L/人日
合併浄化槽汚泥	$= \frac{2.82 + 2.98 + 2.87}{3}$	計画・設計要領による参考値 2.61 L/人日
月最大変動係数	$= \frac{1.18 + 1.15 + 1.21}{3}$	計画・設計要領 1.15

(3) 将来のし尿及び浄化槽汚泥排出量

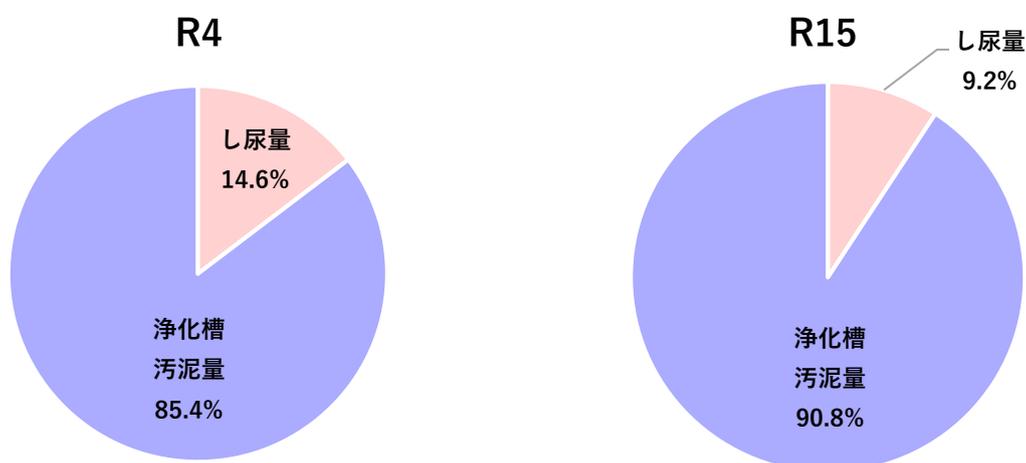
本町における将来のし尿及び浄化槽汚泥量の発生量は、図表 5-6-6～8 に示すように、計画目標年度（令和 15 年度）におけるし尿及び浄化槽汚泥の発生量は 41.3kL/日（し尿：3.8kL/日、浄化槽汚泥：37.5kL/日）となります。

また、計画目標年度（令和 15 年度）においては、合併処理浄化槽の普及を促進することにより浄化槽汚泥量割合が 90.8%まで増加する結果となっています。

◆図表 5-6-6 排出量の実績及び見通し



◆図表 5-6-7 令和 4 年度及び令和 15 年度の処理量内訳



◆図表 5-6-8 し尿及び浄化槽汚泥等発生量の実績及び見通し

区分	単位	年度																	
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
		実績					見通し											計画目標年度	
人口動態等	(1) 行政区域内人口	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133	
	(2) 計画処理区域内人口	人	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,633	16,483	16,333	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133	
	(3) 計画収集人口	人	2,951	2,868	2,806	2,730	2,628	2,537	2,446	2,355	2,264	2,173	2,083	1,991	1,900	1,810	1,718	1,628	
	水洗化人口	(4) 公共下水道人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(5) 単独処理浄化槽人口	人	2,776	2,657	2,525	2,394	2,246	2,128	2,011	1,893	1,776	1,658	1,540	1,423	1,305	1,187	1,070	952
		(6) 合併処理浄化槽人口	人	11,627	11,715	11,796	11,878	11,909	11,968	12,026	12,085	12,143	12,202	12,260	12,319	12,378	12,436	12,495	12,553
		(7) 集落排水施設等人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要処理量	(8) し尿量	kL/日	6.6	6.3	6.3	6.4	6.3	5.9	5.7	5.5	5.3	5.1	4.9	4.6	4.4	4.2	4.0	3.8	
	(9) 単独浄化槽汚泥量	kL/日						2.6	2.5	2.3	2.2	2.0	1.9	1.8	1.6	1.5	1.3	1.2	
	(10) 合併浄化槽汚泥量	kL/日	36.2	36.9	36.2	38.5	36.8	34.6	34.8	34.9	35.1	35.3	35.4	35.6	35.8	35.9	36.1	36.3	
	(11) 計 【Σ{(8)~(10)}】	kL/日	42.8	43.2	42.5	44.9	43.1	43.1	43.0	42.7	42.6	42.4	42.2	42.0	41.8	41.6	41.4	41.3	

区分		計画一人一日平均排出量 (L/人日)
計画諸元	(12) し尿原単位	2.33
	(13) 単独処理浄化槽汚泥原単位	1.23
	(14) 合併処理浄化槽汚泥原単位	2.89

第 6 章 生活排水処理基本計画

6-1 生活排水処理に係る基本方針

1 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水については、公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽設置整備事業等による合併処理浄化槽の整備が進んでいるものの、ライフスタイルの変化や都市化の進展等により、十分に負荷が削減されてきているとは必ずしも言えません。

本来、川には魚をはじめとする水生生物の姿が見られ、泳ぎ・遊び・戯れることができるものでなければなりません。これが人の心を豊かにし、情緒を育み、健やかな子どもの成長の糧となるものであります。人は誰しも美しいものを望み、美しいものに感動します。しかしながら、近年の河川等の水質汚濁の原因は生活雑排水であると言われてるように、現実の生活の中で利便性を追求するあまり知らず知らずのうちに環境破壊の加害者となっています。

このような状況の中で、本町の生活排水処理対策として、生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、合併処理浄化槽の整備及び非水洗化及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水について適正な処理を推進する必要があります。

このことから、生活排水の安定した適正処理を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を基本理念とします。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

本町では、合併処理浄化槽の整備に努めてきた結果、令和 4 年度末で汚水衛生処理率は 71.0%となっています。

生活排水を適正に処理することは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、快適な生活環境を確保していく上で、最も重要な基本的要件となっています。

しかしながら、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽など生活雑排水が未処理である人口も 29.0%と、依然と高い割合で残っており、水環境への影響、水質汚濁に占める生活排水の割合は、未だ大きいものになっています。

このため、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、町民、事業者の生活排水処理に対する関心を高め、水環境保全の重要性について、より一層啓発していく必要があります。

以上のことから、生活排水対策の基本として、生活排水の適正処理に関する啓発を進めるとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る上で、生活排水処理は重要であり、地域の特性、周辺環境、町民の要望、経済性等を考慮しつつ、本町の生活排水処理に係る基本理念の実現に向けて、生活排水を適正処理し、環境への負荷低減を図るための基本方針を以下の通り設け、町民の理解を得ながら、経済的・効率的な生活排水対策を進めます。

基本方針 1：合併処理浄化槽の普及

① 合併処理浄化槽の普及

合併処理浄化槽は生活排水処理の手法として、その役割は大変重要です。

そのため、今後も個人設置型の「浄化槽設置整備事業」の継続実施による町民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に努めます。また、非水洗化の家庭や単独処理浄化槽設置の事業所及び家庭については、合併処理浄化槽へ転換する場合に単独処理浄化槽の撤去費の一部（限度額 90,000 円）を補助しており、この転換に際しての補助を活用して、啓発・指導を行います。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽の普及の推進とともに、町民・事業者に対して合併処理浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

合併処理浄化槽は浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく処理水質の検査のほか、第 10 条に基づく年 1 回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられています。

また、合併処理浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、合併処理浄化槽の管理者に対して適正な維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行います。

基本方針 2：新富し尿処理施設「潮香苑」の適正な維持管理の継続

本町が保有している潮香苑については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

また、発生するし尿及び浄化槽汚泥を速やかに収集し、適正に処理するとともに、潮香苑については、延命化を踏まえた施設整備を検討します。

基本方針 3：町民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

発生源（台所等）における汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく町民に伝えます。

また、町民一人一人が水環境保全に向けた取り組みに参加できる環境を整備するとともに、利用促進について情報発信を行います。

6-2 生活排水の処理計画

1 処理の目標

本計画の生活排水処理に関する基本方針として設定した「合併処理浄化槽の普及」に基づき、合併処理浄化槽の整備・転換を促すことにより、生活排水処理の適正化を進めていくものとします。

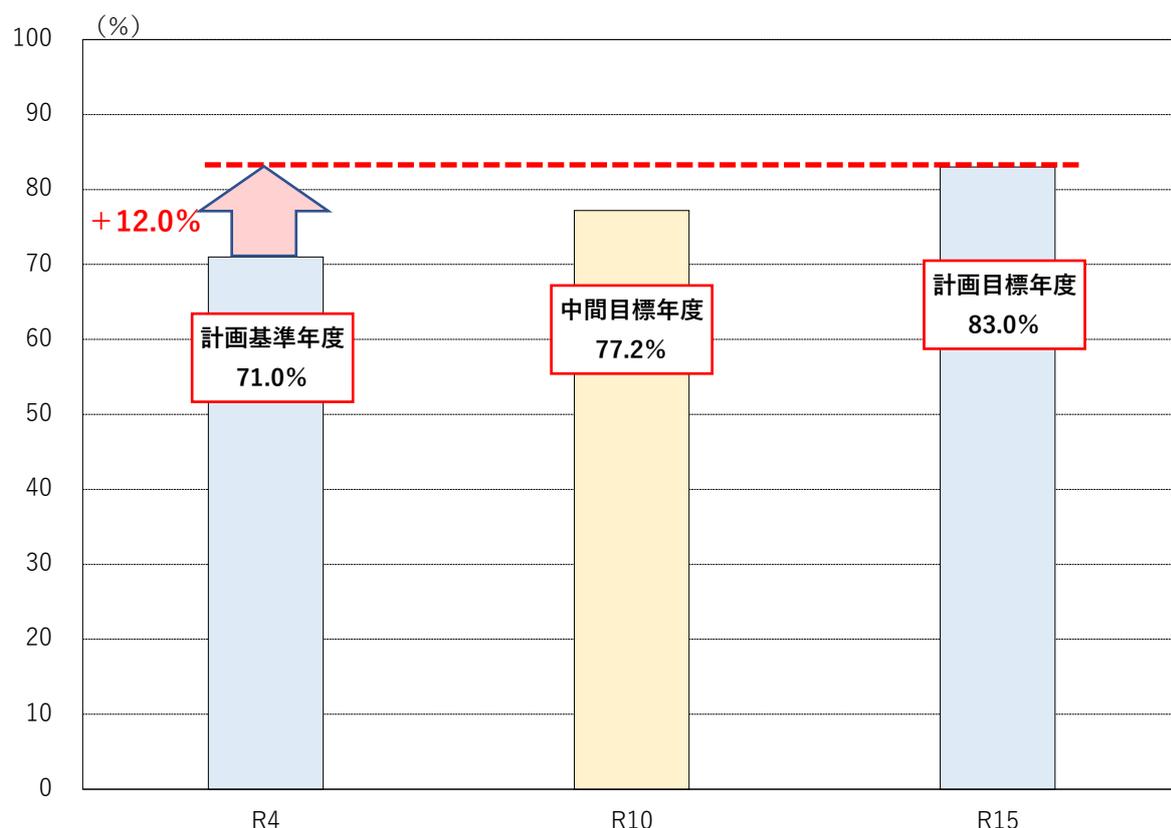
また、合併処理浄化槽の整備を進めることにより、令和10年度までに汚水衛生処理率77.2%を達成するとともに、計画目標年度である令和15年度においては、汚水衛生処理率83.0%を達成させることを目指すものとします。

計画目標年度：令和15年度

【汚水衛生処理率】

達成目標値 83.0%まで引き上げ（令和4年度実績：71.0%）

◆図表 6-2-1 汚水衛生処理率達成目標



6-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 排出抑制・再資源化計画

排出抑制・再資源化では、以下の方針を実施します。

◆ 現行の排出抑制・再資源化を継続

(1) 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、今後も指導を行っていきます。

(2) 再資源化

し尿処理施設の処理工程で発生する脱水汚泥等の再資源化については、メタン発酵による燃料回収、汚泥の炭化、コンポスト化による肥料としての再資源化があり、処理水についてはプロセス用水や中水（トイレ等）としての再利用等があります。

現在、潮香苑の処理工程で発生する脱水汚泥は、脱水汚泥の含水率を70%以下にして、民間事業者へ搬出し、堆肥化を行っており、今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

2 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆ 現行の収集・運搬体制の継続

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本町行政区域内全域とし、これまでと同様、し尿及び浄化槽汚泥とも許可業者による収集・運搬体制を継続していく方針とします。また、収集・運搬体制は、現行体制で対応し、収集運搬機材についても、これまでと同様にバキューム車での収集・運搬としますが、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や町民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

(1) し尿の収集・運搬

し尿については、今後も継続して収集を行う必要があります。

さらに、今後、合併処理浄化槽の普及により、し尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況がますます進むことが見込まれますので、安定的・効率的な収集に努めます。

(2) 浄化槽汚泥の収集・運搬

浄化槽汚泥については、今後も継続して収集を行う必要があります。

現在、浄化槽汚泥の収集は許可業者が行っており、今後も継続して収集を行いますが、し尿の収集状況と合わせて、潮香苑に搬入される浄化槽汚泥量の平準化を図ります。

また、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向にあると考え

られ、この傾向は今後も進んでいくものと考えられます。

そのために収集される汚泥の質が変わっていく可能性がありますので、その影響について検討していく必要があります。

3 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施していくものとします。

- ◆ 現行の処理・処分の継続
- ◆ 施設の適切な維持管理の継続
- ◆ 施設の延命化に向けた各種検討の推進

(1) 現行の処理・処分を継続

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、潮香苑において適正に処理を行っていくものとし、処理工程で発生するし渣及び汚泥等については現在同様、施設内で脱水後、適正に処理します。

(2) 施設の適切な維持管理を継続

今後も適切な維持管理を継続することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づき実施する精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行います。

(3) 施設の延命化に向けた各種検討を推進

現在の処理量は、施設処理能力の範囲内であるため適正な処理が行えているものの、施設自体の老朽化や老朽化による処理能力の低下、塩害による設備機器の故障も予測されるため、計画的な補修・更新等の対応を検討する必要があります。

また、潮香苑は供用開始後15年が経過しており、一般的に施設が大規模な基幹改良工事の時期を迎える施設経過年数19～21年までは概ね4～6年程度となっていることを踏まえると本計画期間内に大規模な延命化工事に向けた検討が必要となります。

6-3 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 排出抑制・再資源化計画

排出抑制・再資源化では、以下の方針を実施します。

◆ 現行の排出抑制・再資源化を継続

(1) 排出抑制

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃汚水を過剰に汲み取らないよう、今後も指導を行っていきます。

(2) 再資源化

し尿処理施設の処理工程で発生する脱水汚泥等の再資源化については、メタン発酵による燃料回収、汚泥の炭化、コンポスト化による肥料としての再資源化があり、処理水についてはプロセス用水や中水（トイレ等）としての再利用等があります。

現在、潮香苑の処理工程で発生する脱水汚泥は、脱水汚泥の含水率を70%以下にして、民間事業者へ搬出し、堆肥化を行っており、今後も引き続きこれらの資源化を進めていきます。

2 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬計画では、以下の方針を実施していくものとします。

◆ 現行の収集・運搬体制の継続

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本町行政区域内全域とし、これまでと同様、し尿及び浄化槽汚泥とも許可業者による収集・運搬体制を継続していく方針とします。また、収集・運搬体制は、現行体制で対応し、収集運搬機材についても、これまでと同様にバキューム車での収集・運搬としますが、今後はさらに収集世帯数の減少が見込まれることから、月変動の平準化や町民サービスの低下を招かないことに配慮し、収集量に見合った体制整備を適宜検討していきます。

(1) し尿の収集・運搬

し尿については、今後も継続して収集を行う必要があります。

さらに、今後、合併処理浄化槽の普及により、し尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況がますます進むことが見込まれますので、安定的・効率的な収集に努めます。

(2) 浄化槽汚泥の収集・運搬

浄化槽汚泥については、今後も継続して収集を行う必要があります。

現在、浄化槽汚泥の収集は許可業者が行っており、今後も継続して収集を行いますが、し尿の収集状況と合わせて、潮香苑に搬入される浄化槽汚泥量の平準化を図ります。

また、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向で、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向にあると考え

られ、この傾向は今後も進んでいくものと考えられます。

そのために収集される汚泥の質が変わっていく可能性がありますので、その影響について検討していく必要があります。

3 中間処理・最終処分計画

中間処理及び最終処分計画では、以下の方針を実施していくものとします。

- ◆ 現行の処理・処分の継続
- ◆ 施設の適切な維持管理の継続
- ◆ 施設の延命化に向けた各種検討の推進

(1) 現行の処理・処分を継続

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、潮香苑において適正に処理を行っていくものとし、処理工程で発生するし渣及び汚泥等については現在同様、施設内で脱水後、適正に処理します。

(2) 施設の適切な維持管理を継続

今後も適切な維持管理を継続することはもとより、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条に基づき実施する精密機能検査を継続して実施することにより、施設状況及び処理機能を把握した上で、適切な運転管理を行います。

(3) 施設の延命化に向けた各種検討を推進

現在の処理量は、施設処理能力の範囲内であるため適正な処理が行えているものの、施設自体の老朽化や老朽化による処理能力の低下、塩害による設備機器の故障も予測されるため、計画的な補修・更新等の対応を検討する必要があります。

また、潮香苑は供用開始後15年が経過しており、一般的に施設が大規模な基幹改良工事の時期を迎える施設経過年数19～21年までは概ね4～6年程度となっていることを踏まえると本計画期間内に大規模な延命化工事に向けた検討が必要となります。

1 公共浄化槽等整備推進事業の検討

(1) 公共浄化槽等整備推進事業検討の背景

本町では企業誘致に注力しているところですが、誘致した企業が本町で事業を展開していく際に、企業独自で合併処理浄化槽を整備する必要があり、誘致した企業にとって合併処理浄化槽整備が負担となっていることが本町への企業進出が進まない要因となっています。そのため、公共浄化槽等整備推進事業を推進することになれば、本町への企業進出が容易となり、企業の負担低減を図ることが出来ると考えられます。

(2) 浄化槽整備事業の最適化の検討

本町の浄化槽整備事業を推進するにあたり、現在行っている浄化槽設置整備事業と今後企業誘致を行う上で負担となる浄化槽整備対策としての公共浄化槽等整備推進事業を本町の特性等を勘案し比較検討することで、本町にとって最適な浄化槽整備事業を選択できるようにします。

(3) 合併処理浄化槽 PFI 事業

効率的な合併処理浄化槽の整備・維持管理を推進するための手法のひとつとして民間活用があり、合併処理浄化槽 PFI 事業は令和4年度までに全国の19の自治体において実施されています。これらの自治体では、民間事業者の工夫による事業費の縮減、住民サービスの向上、自治体職員負担の抑制等の様々な民間活力の効果が発揮されています。

(4) PFI 手法導入によるメリット

ア 本町のメリット

(ア) 事務負担の軽減

PFI 手法を導入した場合、市町村（自治体）で実施している作業の大部分を民間に委託することになるため、少ない職員数で事業を推進し継続することが可能となります。

(イ) 積極的な普及活動

SPC^{※1} にとっては、合併処理浄化槽の設置が営業利益に直結していることから、積極的に営業活動を展開することになります。本町にとっては、この営業活動が普及活動そのものであり、「民間ならではの普及活動が展開された」という結果を得ることになるため、PFI 法に謳うところの民間活力の発現とみることが出来ます。

※1 Special Purpose Company の略で特別目的会社を指します。SPC は企業で運用する事業が特定されており、その特定された事業のために設立された法人のことをいいます。

イ 民間事業者のメリット

(ア) 安定した事業量の確保と業務コストの縮減

合併処理浄化槽 PFI 事業では、民間業者が出資して設立した SPC と市町村（自治体）との間で事業契約を締結することになります。合併処理浄化槽 PFI 事業の実施事例によると、市町村（自治体）と SPC との契約期間は 10 年から 15 年となっており、SPC とそのグループ企業にとっては安定的に業務量を確保できることが期待されます。そのた

め、合併処理浄化槽・資材、維持管理機材・薬品等の一括購入等によるコストの縮減も可能となります。特に、施工方法や維持管理方法についても市町村の発注仕様に基づいて実施するのではなく、法定事項以外は性能発注となるため、民間事業者の独自の手法・工夫によるコストの縮減が期待されます。

(イ) 企業グループによる営業力の強化

合併処理浄化槽 PFI 事業の契約期間においては、SPC とそのグループ企業だけが、合併処理浄化槽の工事を行うことになり、グループ企業にとっては安定した業務量を確保することができることとなります。また、地元の民間企業でグループを構成、協力して営業するために営業力を強化できるメリットもあります。

さらに、受注した業務の配分・調整なども柔軟に行えるとともに、工事については工事資材、車両等を共同で使用することも考えられます。

(ウ) 地域経済の活性化

企業誘致により進出した企業もたらす地域経済の活性化に加え、公共浄化槽等整備推進事業によって合併処理浄化槽の設置を行うこととなり、合併処理浄化槽の設置は現在居住している家屋の建て替えや増改築工事を伴うことが多くなっています。このため、公共浄化槽事業に PFI 手法を導入して SPC とそのグループ企業の業務範囲に、合併処理浄化槽本体・排水設備工事だけでなく、トイレの水洗化や家屋のリフォーム等の付帯工事も付加することで、合併処理浄化槽工事業者だけではなく、地元の各種の関連業者にも工事が発注されることになり、地域経済の活性化に大きく寄与することが期待されます。

1 町民・事業者に対する啓発活動

公共用水域の水質汚濁防止を図り、水環境を保全するためには、自らが生活する周辺の側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に対する町民の関心を高め、自主的な排出源対策の取り組みを拡大することが重要となります。

生活排水処理に関する情報や制度を町民に広く周知するとともに、広報紙やパンフレットの配布、本町ホームページへの掲載などの啓発活動により、三角コーナーへの水切り袋の設置、廃食油の油固化剤での固化等による汚濁物の生活雑排水への流入防止、洗濯洗剤の無リン洗剤への切り替え、風呂の残り湯の使用などの排出源対策を推進します。

本町では、浄化槽設置整備事業が進められていることから、公共用水域の水質が保全されると期待できます。しかし、実際には、合併処理浄化槽の設置などは町民の協力があって初めて達成できるものです。また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理が行われないと逆に水質の悪化を招く恐れがあります。

よって、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、町民・事業者に対して合併処理浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査による適正管理を呼びかけます。

2 地域に関する諸計画との関係

第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画、前期総合計画などを踏まえた上で、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていくものとします。

また、地域の開発計画等の策定にあたっては、一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）に基づき合併処理浄化槽の設置や生活排水の適正処理を指導していく方針とします。あわせて、合併処理浄化槽の設置については、設置費の一部を助成する制度を継続します。

6-6 計画達成のための施策の基本方向

本計画は、生活排水処理対策としての汚水処理施設整備事業を進めるだけでなく、水質浄化、水環境の再生等、環境に対する意識の啓発を進めることにより、町民に一人一人の取り組みを喚起・育成していくことを目指しています。

このため、生活排水処理を推進するために必要な施策を次のとおりとします。

1 排出に関する事項

合併処理浄化槽の法令、補助制度等について周知を図る。

- (1) 合併処理浄化槽の設置、保守点検、清掃等に関する啓発及び指導
- (2) 新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策等の指導
- (3) 合併処理浄化槽清掃時の汚水の過剰汲み取りについての指導

2 生活排水処理に係る施策の調整

本町における生活排水は前述したとおり、合併処理浄化槽により処理するものとし、目標年度においては、行政区域内人口に対し83.0%の生活排水処理率となります。

しかし、現状の計画のみでは、個別で行う処理（合併処理浄化槽）での負担が大きくなりすぎるため、次のことに留意し、生活排水処理に係る施策の調整を図ることとします。

(1) 施設整備に関する事項

ア 浄化槽設置整備事業（国庫助成事業）補助金の継続

(2) 生活排水処理方式に係る調整

ア 本町での担当部局間の調整（合併処理浄化槽等に係る計画調整）

3 維持管理体制の確立

本町が維持管理する潮香苑の運転状況や処理水の水質の常時監視点検を今後も継続して行います。

また、個人、事業者の責任において維持管理する合併処理浄化槽は、各々の維持管理状況などを十分に把握するため、維持管理体制の確立を図るため次の施策を推進します。

(1) 合併処理浄化槽の維持管理に関する事項

- ア 合併処理浄化槽の法定清掃の励行を周知徹底し、環境保全の推進
- イ 合併処理浄化槽の設置及び構造に関する啓発、指導
- ウ 定期的な保守点検、清掃及び定期検査についての周知、啓発の推進

(2) 収集運搬及び清掃に関する事項

- ア 点検、清掃などに係わる業者への教育の徹底
- イ 収集車等の整備や効率性の向上等の指導
- ウ 作業従事者の衛生面及び安全性に関する意識の向上

4 広報、啓発活動の推進

町民一人一人の日々の暮らしが環境と深く関わっていることを自覚するとともに、身近な生活環境の向上だけでなく、地域環境や、地球環境を守っていく気運の醸成を図るため

に、必要な情報を提供し、積極的な広報・啓発活動を展開します。

また、企業が、事業活動に伴う排水が河川や海域に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう、講習会等へ積極的な参加を促し、行政・地域・企業が一体となって取り組むための広報・啓発活動を行います。

(1) 町民に対する広報・啓発活動

- ア 行政と町民が一体となった啓発活動による自主的な町民運動の展開
- イ 広報、チラシ、パンフレットの配布、講習会の開催
- ウ 水生生物調査などの地域イベントの開催
- エ 町民自らの環境学習への講師の派遣等による支援

(2) 企業に対する広報・啓発活動

- ア 企業担当者向け研修会の開催
- イ 講演会の案内状の配布

5 水環境保全施策の推進

生活排水の適正処理は、単に生活環境の保全、公衆衛生の向上や河川水質の浄化という観点からだけでなく、水を基調とした、安心して快適に暮らせるまちづくりに資するものです。

このため計画の推進に当たっては、水環境保全に関する諸施策と連携し、総合的に推進しなければなりません。

(1) 水質汚濁防止に関すること

- ア 公共水域における、水質の定期的調査及び水質情報の公表
- イ 県や関係機関などと連携した、事業系排水の常時監視と指導の強化

(2) 水資源の保全に関すること

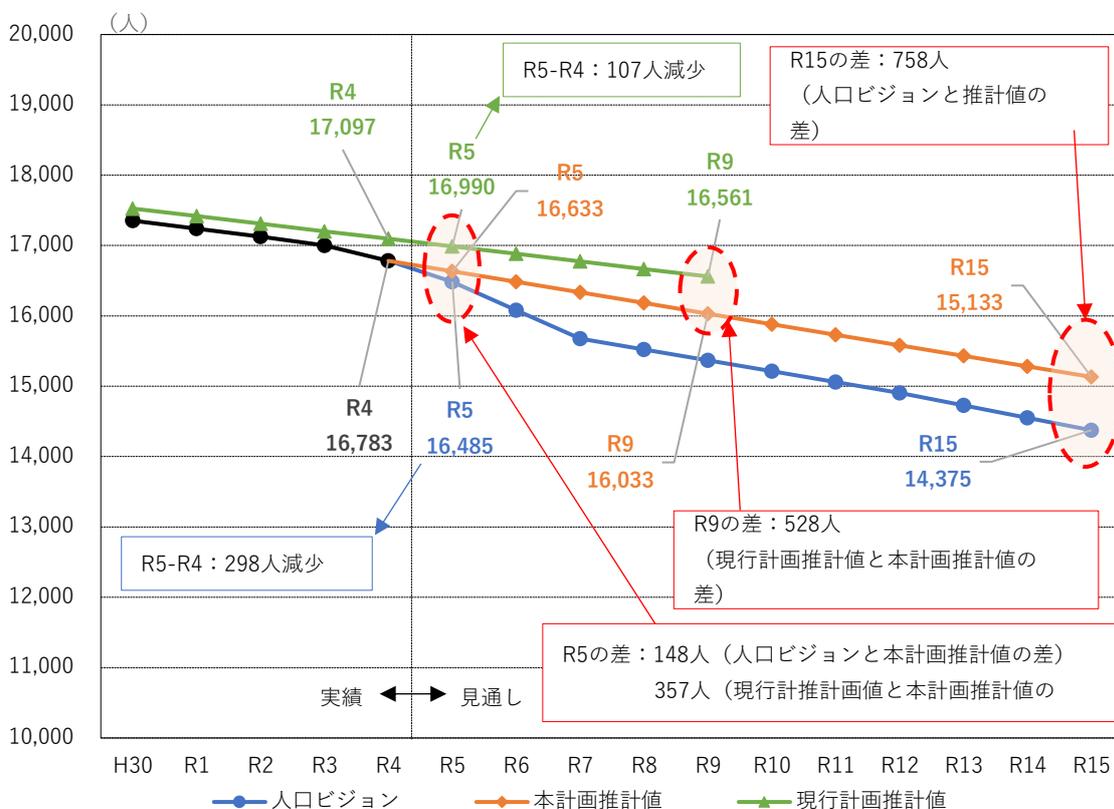
- ア 排水の再利用や節水に関する方策の検討

(3) 水辺環境整備に関すること

- ア 河川改修事業計画における親水空間（水辺の楽校，親水公園等）整備の検討
- イ 河川堤防を利用した歩行者道、自転車道、運動広場整備の検討
- ウ その他、橋のデザイン化等、水辺環境整備に関する方策の検討

【資料編】

◆図表 1-1 行政区域内人口の人口ビジョンと推計値の比較（その1）



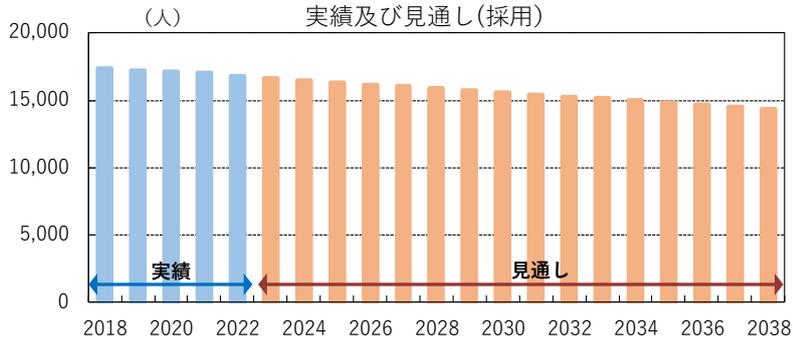
◆図表 1-1 行政区域内人口の人口ビジョンと推計値の比較（その2）

項目	実績					見通し		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
人口ビジョン	17,354	17,240	17,127	17,002	16,783	16,485	16,082	15,679
本計画推計値	—	—	—	—	—	16,633	16,483	16,333
差	—	—	—	—	—	148	401	654
項目	見通し							
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
人口ビジョン	15,524	15,369	15,214	15,059	14,906	14,729	14,552	14,375
本計画推計値	16,183	16,033	15,883	15,733	15,583	15,433	15,283	15,133
差	659	664	669	674	677	704	731	758

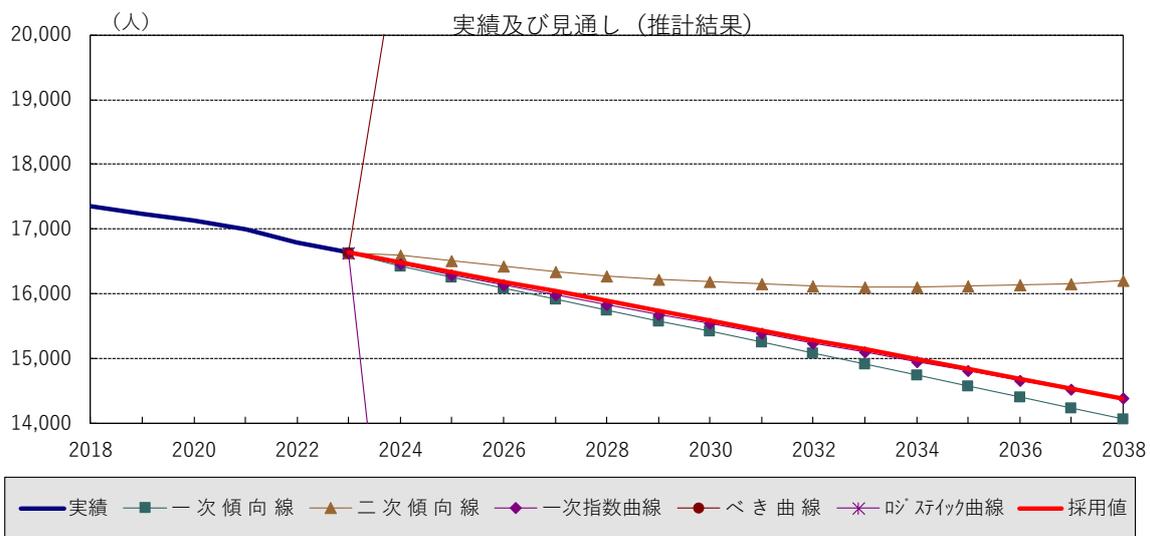
◆図表 1-2 行政区域内人口の推計結果

(単位：人)

新富町		行政区域内人口		
西 暦	t	採用値	増減数	
実	2013	25	18,256	-
	2014	26	18,268	12
	2015	27	17,938	-330
	2016	28	17,740	-198
	2017	29	17,497	-243
	2018	30	17,354	-143
績	2019	1	17,240	-114
	2020	2	17,127	-113
	2021	3	17,002	-125
	2022	4	16,783	-219
平均増減数		-	-143	



年度	t	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線		
		(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数			
見	2023	5	16,633	-150	16,593	-190	16,707	-76	16,612	-171	21,025	4,242	12,135	-4,648
	2024	6	16,483	-150	16,425	-168	16,600	-107	16,453	-159	21,574	549	9,391	-2,744
	2025	7	16,333	-150	16,256	-169	16,504	-96	16,296	-157	22,169	595	6,599	-2,792
	2026	8	16,183	-150	16,088	-168	16,418	-86	16,140	-156	22,810	641	4,241	-2,358
	2027	9	16,033	-150	15,919	-169	16,343	-75	15,986	-154	23,498	688	2,542	-1,699
	2028	10	15,883	-150	15,750	-169	16,278	-65	15,833	-153	24,231	733	1,453	-1,089
	2029	11	15,733	-150	15,582	-168	16,223	-55	15,682	-151	25,009	778	807	-646
	2030	12	15,583	-150	15,413	-169	16,178	-45	15,532	-150	25,831	822	440	-367
	2031	13	15,433	-150	15,245	-168	16,144	-34	15,383	-149	26,699	868	238	-202
	2032	14	15,283	-150	15,076	-169	16,120	-24	15,236	-147	27,611	912	128	-110
通	2033	15	15,133	-150	14,907	-169	16,107	-13	15,091	-145	28,566	955	69	-59
	2034	16	14,983	-150	14,739	-168	16,104	-3	14,946	-145	29,566	1,000	37	-32
	2035	17	14,833	-150	14,570	-169	16,111	7	14,803	-143	30,609	1,043	20	-17
	2036	18	14,683	-150	14,402	-168	16,129	18	14,662	-141	31,696	1,087	11	-9
	2037	19	14,533	-150	14,233	-169	16,156	27	14,522	-140	32,826	1,130	6	-5
	2038	20	14,383	-150	14,064	-169	16,195	39	14,383	-139	33,999	1,173	3	-3
	15年間平均増減数		-	-150	-	-170	-	-37	-	-150	-	1,076	-	-1,049
	採用推計式		-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-	
推計式		-	-	$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$	-	-	-	-		
算定根拠	a=	-	-	22,493.84	26,950.77	23,252.09	35.13	-22.60						
	b=	-	-	-168.588	-473.645	0.990	1.897	-0.626						
	c=	-	-	-	5.170	-	-	-						
	Y ₀ =	-	-	-	-	-	18,256.000	-						
	t ₀ =	-	-	-	-	-	25.000	-						
	K=	-	-	-	-	-	-	18,268.000						
	r=	-	-	0.989105	0.992096	0.989947	0.938470	0.803257						

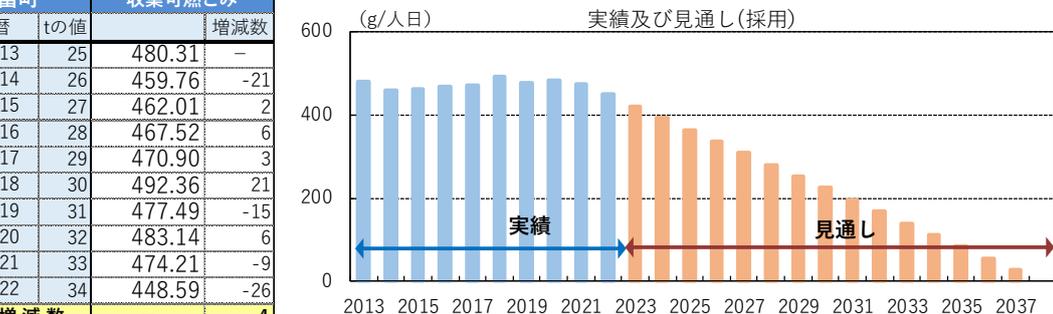


◆図表 2-1 収集可燃ごみの推計結果

(単位：g/人日)

新富町		収集可燃ごみ		
西暦	tの値	値	増減数	
実績	2013	25	480.31	-
	2014	26	459.76	-21
	2015	27	462.01	2
	2016	28	467.52	6
	2017	29	470.90	3
	2018	30	492.36	21
	2019	31	477.49	-15
	2020	32	483.14	6
	2021	33	474.21	-9
	2022	34	448.59	-26
平均増減数		-	-4	

年度	tの値	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数			
2023	35			470.7	22.1	454.7	6.1	470.4	21.8	486.6	38.0	457.8	9.2
2024	36			470.6	-0.1	445.8	-8.9	470.2	-0.2	486.3	-0.3	456.9	-0.9
2025	37			470.4	-0.2	435.5	-10.3	470.0	-0.2	486.1	-0.2	456.0	-0.9
2026	38			470.2	-0.2	423.7	-11.8	469.9	-0.1	485.9	-0.2	455.0	-1.0
2027	39			470.1	-0.1	410.5	-13.2	469.7	-0.2	485.7	-0.2	453.9	-1.1
2028	40			469.9	-0.2	395.8	-14.7	469.5	-0.2	485.5	-0.2	452.8	-1.1
2029	41			469.7	-0.2	379.6	-16.2	469.3	-0.2	485.3	-0.2	451.5	-1.3
2030	42			469.6	-0.1	362.0	-17.6	469.1	-0.2	485.2	-0.1	450.2	-1.3
2031	43			469.4	-0.2	342.9	-19.1	468.9	-0.2	485.0	-0.2	448.7	-1.5
2032	44			469.2	-0.2	322.4	-20.5	468.7	-0.2	484.9	-0.1	447.2	-1.5
2033	45			469.1	-0.1	300.4	-22.0	468.5	-0.2	484.8	-0.1	445.6	-1.6
2034	46			468.9	-0.2	277.0	-23.4	468.3	-0.2	484.7	-0.1	443.8	-1.8
2035	47			468.7	-0.2	252.1	-24.9	468.1	-0.2	484.6	-0.1	441.9	-1.9
2036	48			468.6	-0.1	225.8	-26.3	468.0	-0.1	484.5	-0.1	439.9	-2.0
2037	49			468.4	-0.2	198.0	-27.8	467.8	-0.2	484.4	-0.1	437.7	-2.2
2038	50			468.2	-0.2	168.8	-29.2	467.6	-0.2	484.3	-0.1	435.4	-2.3
15年間平均増減数				-	1.2	-	-17.5	-	1.2	-	2.2	-	-0.8
採用推計式				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
推計式						$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$		$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$	
算定根拠	a =			476.51		-150.01		477.14		19.96		-6.39	
	b =			-0.166		42.717		1.000		-0.499		-0.077	
	c =			-		-0.727		-		-		-	
	Y ₀ =			-		-		-		480.310		-	
	t ₀ =			-		-		-		25.000		-	
	K =			-		-		-		-		469.000	
	r =				0.141122		0.424160		0.068082		-		0.138863

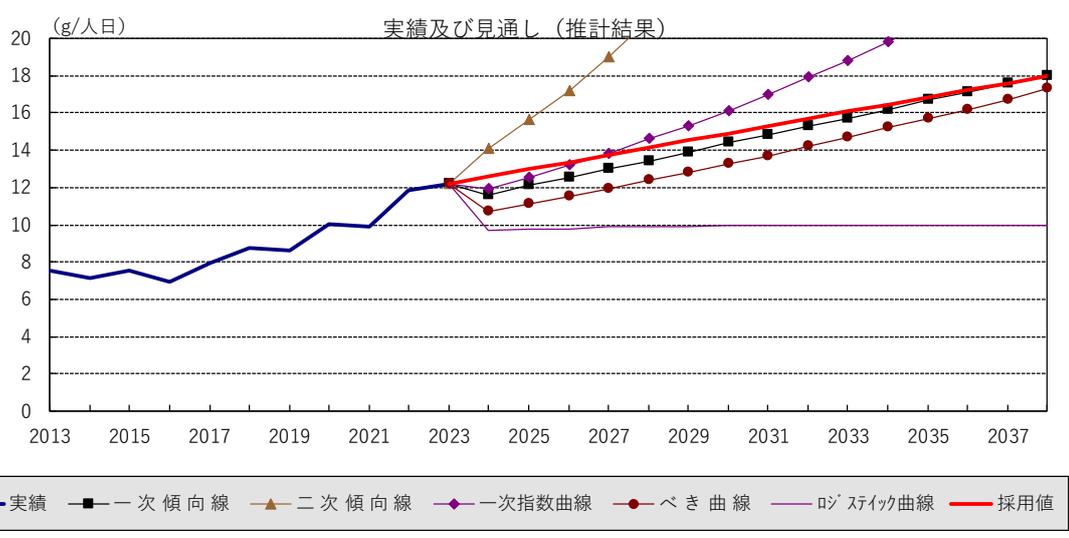
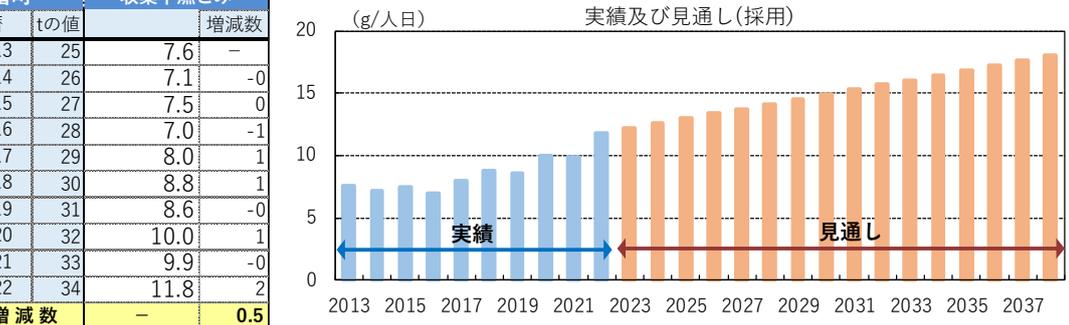


※べき曲線は測定不可

◆図表 2-2 収集不燃ごみの推計結果

(単位：g/人日)

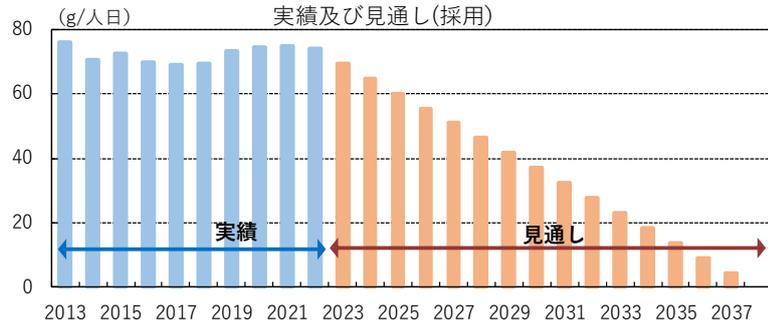
新富町		収集不燃ごみ												
西暦	tの値	採用値	増減数											
実績	2013	25	7.6	-										
	2014	26	7.1	-0										
	2015	27	7.5	0										
	2016	28	7.0	-1										
	2017	29	8.0	1										
	2018	30	8.8	1										
	2019	31	8.6	-0										
	2020	32	10.0	1										
	2021	33	9.9	-0										
	2022	34	11.8	2										
平均増減数		-	0.5											
年度	tの値	採用値 (補正值)	増減数	一次傾向線 増減数	二次傾向線 増減数	一次指数曲線 増減数	べき曲線 増減数	ロジスティック曲線 増減数						
見通し	2023	35	12.2	0.4	11.2	-0.6	12.8	1.0	11.3	-0.5	10.3	-1.5	9.6	-2.2
	2024	36	12.6	0.4	11.6	0.4	14.1	1.3	11.9	0.6	10.7	0.4	9.7	0.1
	2025	37	13.0	0.4	12.1	0.5	15.6	1.5	12.5	0.6	11.1	0.4	9.8	0.1
	2026	38	13.4	0.4	12.5	0.4	17.2	1.6	13.2	0.7	11.5	0.4	9.8	0.0
	2027	39	13.8	0.4	13.0	0.5	19.0	1.8	13.8	0.6	11.9	0.4	9.9	0.1
	2028	40	14.1	0.4	13.4	0.4	21.0	2.0	14.6	0.8	12.4	0.5	9.9	0.0
	2029	41	14.5	0.4	13.9	0.5	23.0	2.0	15.3	0.7	12.8	0.4	9.9	0.0
	2030	42	14.9	0.4	14.4	0.5	25.3	2.3	16.1	0.8	13.3	0.5	10.0	0.1
	2031	43	15.3	0.4	14.8	0.4	27.6	2.3	17.0	0.9	13.7	0.4	10.0	0.0
	2032	44	15.7	0.4	15.3	0.5	30.2	2.6	17.9	0.9	14.2	0.5	10.0	0.0
	2033	45	16.1	0.4	15.7	0.4	32.8	2.6	18.8	0.9	14.7	0.5	10.0	0.0
	2034	46	16.5	0.4	16.2	0.5	35.6	2.8	19.8	1.0	15.2	0.5	10.0	0.0
	2035	47	16.8	0.4	16.7	0.5	38.6	3.0	20.9	1.1	15.7	0.5	10.0	0.0
	2036	48	17.2	0.4	17.1	0.4	41.7	3.1	22.0	1.1	16.2	0.5	10.0	0.0
	2037	49	17.6	0.4	17.6	0.5	45.0	3.3	23.1	1.1	16.7	0.5	10.0	0.0
2038	50	18.0	0.4	18.0	0.4	48.4	3.4	24.3	1.2	17.3	0.6	10.0	0.0	
15年間平均増減数			0.4	-	0.4	-	2.3	-	0.8	-	0.3	-	-0.1	
採用推計式		-	-	◎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
推計式		-	-	$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$						
算定根拠	a =	-	-	-4.91	58.56	1.88	0.11	5.31						
	b =	-	-	0.459	-3.886	1.053	1.384	0.239						
	c =	-	-	-	0.074	-	-	-						
	Y ₀ =	-	-	-	-	-	7.580	-						
	t ₀ =	-	-	-	-	-	25.000	-						
	K =	-	-	-	-	-	-	10.040						
	r =	-	-	0.871930	0.966116	0.871930	0.835725	0.761807						



◆図表 2-3 収集資源ごみの推計結果

(単位：g/人日)

新富町		収集資源ごみ											
西暦	tの値	採用値	増減数										
実績	2013	25	75.9	-									
	2014	26	70.5	-5									
	2015	27	72.4	2									
	2016	28	69.9	-2									
	2017	29	68.8	-1									
	2018	30	69.5	1									
	2019	31	73.1	4									
	2020	32	74.6	1									
	2021	33	75.0	0									
	2022	34	74.1	-1									
平均増減数		-	-0.2										
年度	tの値	採用値 (補正值)	増減数	一次傾向線 増減数	二次傾向線 増減数	一次指数曲線 増減数	べき曲線 増減数	ロジスティック曲線 増減数					
見通し	2023	35		73.6	-0.5	78.8	4.7	73.6	-0.5	77.7	3.6	67.7	-6.4
	2024	36		73.8	0.2	81.8	3.0	73.8	0.2	77.6	-0.1	67.4	-0.3
	2025	37		74.1	0.3	85.3	3.5	74.0	0.2	77.5	-0.1	67.1	-0.3
	2026	38		74.3	0.2	89.3	4.0	74.3	0.3	77.5	0.0	66.7	-0.4
	2027	39		74.5	0.2	93.7	4.4	74.5	0.2	77.4	-0.1	66.3	-0.4
	2028	40		74.7	0.2	98.6	4.9	74.7	0.2	77.3	-0.1	65.8	-0.5
	2029	41		74.9	0.2	104.0	5.4	75.0	0.3	77.3	0.0	65.3	-0.5
	2030	42		75.2	0.3	109.8	5.8	75.2	0.2	77.2	-0.1	64.8	-0.5
	2031	43		75.4	0.2	116.2	6.4	75.4	0.2	77.2	0.0	64.2	-0.6
	2032	44		75.6	0.2	122.9	6.7	75.7	0.3	77.1	-0.1	63.6	-0.6
	2033	45		75.8	0.2	130.2	7.3	75.9	0.2	77.1	0.0	62.9	-0.7
	2034	46		76.0	0.2	137.9	7.7	76.1	0.2	77.1	0.0	62.2	-0.7
	2035	47		76.3	0.3	146.1	8.2	76.4	0.3	77.0	-0.1	61.4	-0.8
	2036	48		76.5	0.2	154.8	8.7	76.6	0.2	77.0	0.0	60.6	-0.8
	2037	49		76.7	0.2	163.9	9.1	76.9	0.3	77.0	0.0	59.7	-0.9
2038	50		76.9	0.2	173.5	9.6	77.1	0.2	76.9	-0.1	58.7	-1.0	
15年間平均増減数				-	0.2	-	6.2	-	0.2	-	0.2	-	-1.0
採用推計式		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
推計式		-	-	$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \exp(b \times t - a))$					
算定根拠	a =	-	-	65.84	267.83	66.03	8.04	-6.47					
	b =	-	-	0.222	-13.603	1.003	-0.648	-0.098					
	c =	-	-	-	0.234	-	-	-					
	Y ₀ =	-	-	-	-	-	75.940	-					
	t ₀ =	-	-	-	-	-	25.000	-					
	K =	-	-	-	-	-	-	71.000					
	r =	-	-	0.159260	0.770294	0.159260	-	0.363618					

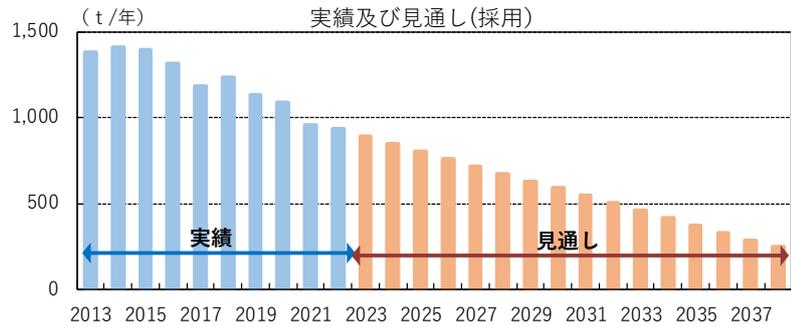


※べき曲線は測定不可

◆図表 2-4 直接搬入可燃ごみの推計結果

(単位：t/年)

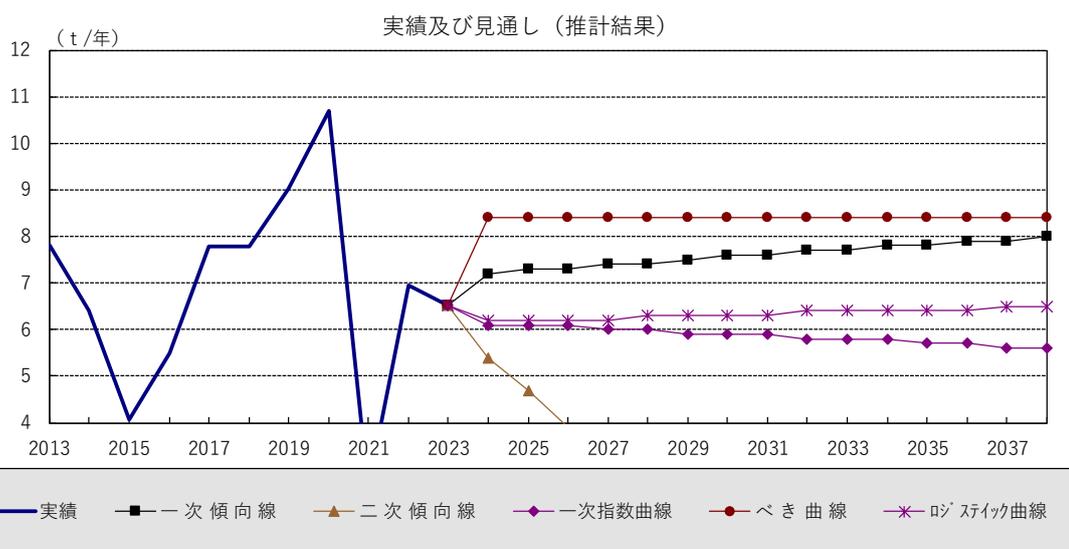
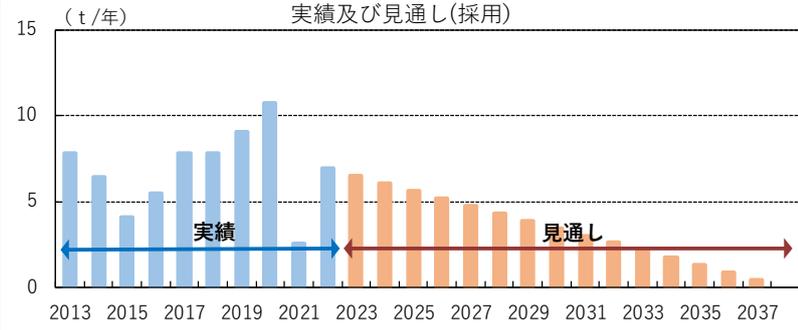
新富町		直接可燃ごみ												
西暦	tの値	採用値	増減数											
実績	2013	25	1,377.3	-										
	2014	26	1,408.0	31										
	2015	27	1,391.6	-16										
	2016	28	1,311.1	-81										
	2017	29	1,182.1	-129										
	2018	30	1,230.7	49										
	2019	31	1,131.1	-100										
	2020	32	1,086.7	-44										
	2021	33	955.2	-132										
	2022	34	931.4	-24										
平均増減数		-	-50											
年度	tの値	採用値	増減数	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線						
	↓	(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数						
見通し	2023	35	888.6	-42.8	893.9	-37.5	820.7	-110.7	914.2	-17.2	1,873.6	942.2	887.5	-43.9
	2024	36	845.7	-42.8	838.2	-55.7	725.1	-95.6	871.6	-42.6	1,950.7	77.1	830.4	-57.1
	2025	37	802.9	-42.8	782.4	-55.8	622.8	-102.3	830.9	-40.7	2,031.5	80.8	774.6	-55.8
	2026	38	760.1	-42.8	726.7	-55.7	513.8	-109.0	792.2	-38.7	2,115.8	84.3	720.2	-54.4
	2027	39	717.2	-42.8	670.9	-55.8	398.2	-115.6	755.3	-36.9	2,203.5	87.7	667.6	-52.6
	2028	40	674.4	-42.8	615.2	-55.7	276.0	-122.2	720.1	-35.2	2,294.5	91.0	617.0	-50.6
	2029	41	631.5	-42.8	559.4	-55.8	147.1	-128.9	686.5	-33.6	2,388.7	94.2	568.7	-48.3
	2030	42	588.7	-42.8	503.7	-55.7	11.5	-135.6	654.5	-32.0	2,486.0	97.3	522.7	-46.0
	2031	43	545.9	-42.8	447.9	-55.8	-130.7	-142.2	624.0	-30.5	2,586.3	100.3	479.3	-43.4
	2032	44	503.0	-42.8	392.2	-55.7	-279.6	-148.9	594.9	-29.1	2,689.5	103.2	438.3	-41.0
	2033	45	460.2	-42.8	336.4	-55.8	-435.1	-155.5	567.2	-27.7	2,795.5	106.0	400.0	-38.3
	2034	46	417.4	-42.8	280.7	-55.7	-597.2	-162.1	540.7	-26.5	2,904.3	108.8	364.3	-35.7
	2035	47	374.5	-42.8	224.9	-55.8	-766.1	-168.9	515.5	-25.2	3,015.8	111.5	331.1	-33.2
	2036	48	331.7	-42.8	169.2	-55.7	-941.5	-175.4	491.5	-24.0	3,129.9	114.1	300.3	-30.8
	2037	49	288.8	-42.8	113.4	-55.8	-1,123.6	-182.1	468.6	-22.9	3,246.6	116.7	272.0	-28.3
2038	50	246.0	-42.8	57.7	-55.7	-1,312.4	-188.8	446.8	-21.8	3,365.8	119.2	246.0	-26.0	
15年間平均増減数		-	-42.8	-	-54.6	-	-140.2	-	-30.3	-	152.2	-	-42.8	
採用推計式		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	◎	
推計式		-	-	-	$Y_t = a + b \times t$	-	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	-	$Y_t = a + b^t$	-	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	-	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$	
算定根拠	a =	-	-	2,845.15	-	-21.33	-	4,859.61	-	15.17	-	-3.79		
	b =	-	-	-55.750	-	140.448	-	0.953	-	1.515	-	-0.115		
	c =	-	-	-	-	-3.325	-	-	-	-	-	-		
	Y ₀ =	-	-	-	-	-	-	-	-	1,377.270	-	-		
	t ₀ =	-	-	-	-	-	-	-	-	25.000	-	-		
	K =	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,024.000		
	r =	-	-	-	0.966024	-	0.976907	-	0.955451	-	0.978827	-	0.970153	



◆図表 2-5 直接搬入不燃ごみの推計結果

(単位：t/年)

新富町		直接不燃ごみ											
西暦	tの値	採用値	増減数										
実績	2013	25	7.8	-									
	2014	26	6.4	-1									
	2015	27	4.1	-2									
	2016	28	5.5	1									
	2017	29	7.8	2									
	2018	30	7.8	0									
	2019	31	9.0	1									
	2020	32	10.7	2									
	2021	33	2.6	-8									
	2022	34	6.9	4									
平均増減数		-	-0.1										
年度	tの値	採用値 (補正值)	増減数	一次傾向線 増減数	二次傾向線 増減数	一次指数曲線 増減数	べき曲線 増減数	ロジスティック曲線 増減数					
見 通 し	2023	35		7.2	0.3	6.0	-0.9	6.2	-0.7	8.4	1.5	6.1	-0.8
	2024	36		7.2	0.0	5.4	-0.6	6.1	-0.1	8.4	0.0	6.2	0.1
	2025	37		7.3	0.1	4.7	-0.7	6.1	0.0	8.4	0.0	6.2	0.0
	2026	38		7.3	0.0	3.9	-0.8	6.1	0.0	8.4	0.0	6.2	0.0
	2027	39		7.4	0.1	3.0	-0.9	6.0	-0.1	8.4	0.0	6.2	0.0
	2028	40		7.4	0.0	2.0	-1.0	6.0	0.0	8.4	0.0	6.3	0.1
	2029	41		7.5	0.1	0.9	-1.1	5.9	-0.1	8.4	0.0	6.3	0.0
	2030	42		7.6	0.1	-0.4	-1.3	5.9	0.0	8.4	0.0	6.3	0.0
	2031	43		7.6	0.0	-1.7	-1.3	5.9	0.0	8.4	0.0	6.3	0.0
	2032	44		7.7	0.1	-3.1	-1.4	5.8	-0.1	8.4	0.0	6.4	0.1
	2033	45		7.7	0.0	-4.7	-1.6	5.8	0.0	8.4	0.0	6.4	0.0
	2034	46		7.8	0.1	-6.3	-1.6	5.8	0.0	8.4	0.0	6.4	0.0
	2035	47		7.8	0.0	-8.1	-1.8	5.7	-0.1	8.4	0.0	6.4	0.0
	2036	48		7.9	0.1	-10.0	-1.9	5.7	0.0	8.4	0.0	6.4	0.0
	2037	49		7.9	0.0	-12.0	-2.0	5.6	-0.1	8.4	0.0	6.5	0.1
2038	50		8.0	0.1	-14.0	-2.0	5.6	0.0	8.4	0.0	6.5	0.0	
15年間平均増減数				-	0.07	-	-1.3	-	-0.08	-	0.09	-	-0.03
採用推計式													
推計式					$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$				
算定根拠	a =			5.21		-40.93	7.77	0.95	-0.68				
	b =			0.056		3.214	0.993	-0.167	0.037				
	c =			-		-0.054	-	-	-				
	Y ₀ =			-		-	-	7.800	-				
	t ₀ =			-		-	-	25.000	-				
	K =			-		-	-	-	7.000				
	r =				0.467938	0.373541	-	-	0.165490				



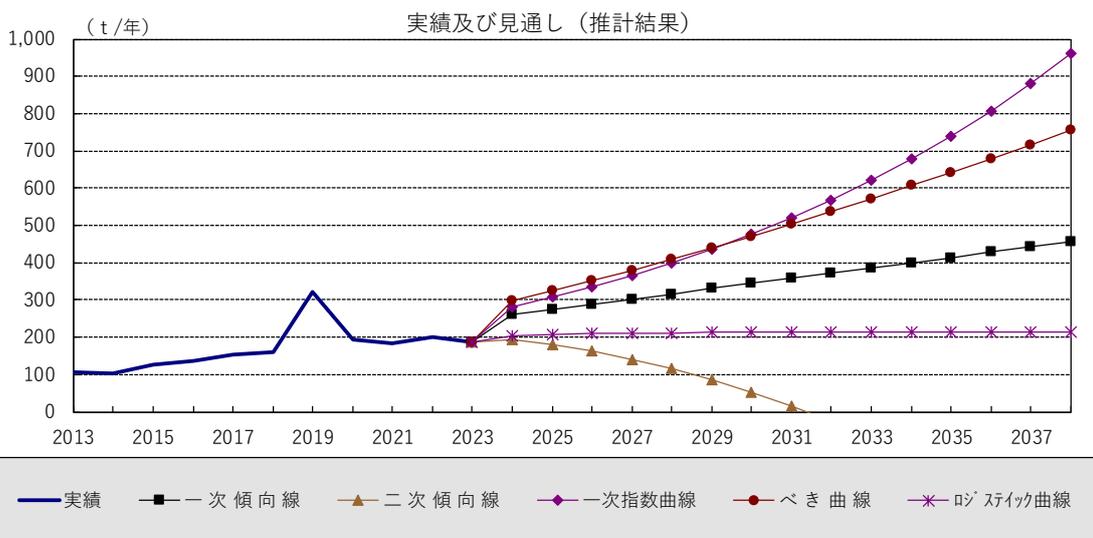
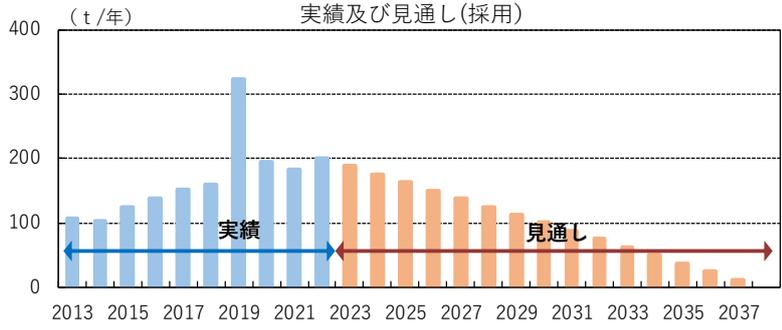
※一次指数曲線及びべき曲線は測定不可

◆図表 2-6 直接搬入粗大ごみの推計結果

(単位：t/年)

新富町		直接粗大ごみ			
西暦	tの値	採用値	増減数		
実績	2013	25	107.6	-	
	2014	26	103.8	-4	
	2015	27	125.5	22	
	2016	28	137.6	12	
	2017	29	151.6	14	
	2018	30	159.8	8	
	見通し	2019	31	323.2	163
		2020	32	194.4	-129
		2021	33	184.0	-10
		2022	34	201.1	17
平均増減数		-	10		

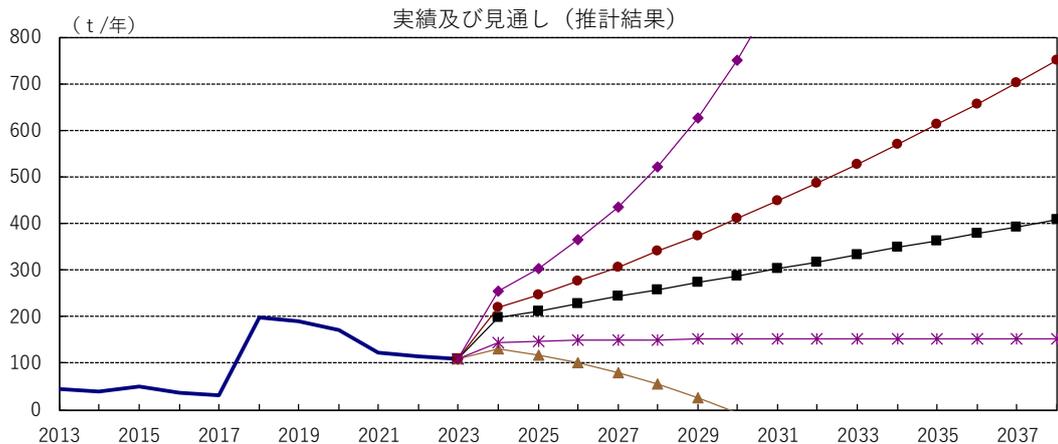
年度	tの値	採用値 (補正值)	一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
			増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数				
2023	35		245.9	44.8	202.6	1.5	258.6	57.5	272.0	70.9	201.0	-0.1
2024	36		260.0	14.1	193.0	-9.6	282.2	23.6	297.2	25.2	204.4	3.4
2025	37		274.0	14.0	179.4	-13.6	308.1	25.9	323.5	26.3	207.0	2.6
2026	38		288.0	14.0	162.0	-17.4	336.2	28.1	351.0	27.5	209.0	2.0
2027	39		302.0	14.0	140.5	-21.5	367.0	30.8	379.6	28.6	210.5	1.5
2028	40		316.0	14.0	115.2	-25.3	400.5	33.5	409.1	29.5	211.6	1.1
2029	41		330.0	14.0	85.8	-29.4	437.2	36.7	439.7	30.6	212.4	0.8
2030	42		344.1	14.1	52.6	-33.2	477.2	40.0	471.3	31.6	213.1	0.7
2031	43		358.1	14.0	15.4	-37.2	520.8	43.6	503.7	32.4	213.6	0.5
2032	44		372.1	14.0	-25.7	-41.1	568.4	47.6	537.1	33.4	213.9	0.3
2033	45		386.1	14.0	-70.8	-45.1	620.4	52.0	571.4	34.3	214.2	0.3
2034	46		400.1	14.0	-119.8	-49.0	677.2	56.8	606.5	35.1	214.4	0.2
2035	47		414.1	14.0	-172.7	-52.9	739.1	61.9	642.5	36.0	214.6	0.2
2036	48		428.2	14.1	-229.6	-56.9	806.7	67.6	679.3	36.8	214.7	0.1
2037	49		442.2	14.0	-290.4	-60.8	880.5	73.8	716.9	37.6	214.8	0.1
2038	50		456.2	14.0	-355.2	-64.8	961.0	80.5	755.3	38.4	214.8	0.0
15年間平均増減数			-	15.9	-	-34.8	-	47.5	-	34.6	-	0.9
採用推計式		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
推計式		-	$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$	-	-	-	-	-
算定根拠	a =	-	-244.64	-1,942.18	12.09	5.24	7.57					
	b =	-	14.016	130.206	1.091	1.497	0.292					
	c =	-	-	-1.969	-	-	-					
	Y ₀ =	-	-	-	-	107.590	-					
	t ₀ =	-	-	-	-	25.000	-					
	K =	-	-	-	-	-	215.000					
	r =	-	0.662085	0.702350	0.632029	0.625054	0.693636					



◆図表 2-7 直接搬入資源ごみの推計結果

(単位：t/年)

新富町		直接資源ごみ											
西暦	tの値	採用値	増減数										
実績	2013	25	45.2	-									
	2014	26	38.3	-7									
	2015	27	48.5	10									
	2016	28	36.9	-12									
	2017	29	30.6	-6									
	2018	30	197.9	167									
	2019	31	189.8	-8									
	2020	32	172.2	-18									
	2021	33	123.8	-48									
	2022	34	115.7	-8									
平均増減数		-	8										
年度	tの値	採用値	増減数	一次傾向線	二次傾向線	一次指数曲線	べき曲線	ロジスティック曲線					
	↓	(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数					
見通し	2023	35		182.5	66.8	138.7	23.0	211.6	95.9	192.5	76.8	139.4	23.7
	2024	36		197.5	15.0	129.8	-8.9	253.5	41.9	218.5	26.0	143.4	4.0
	2025	37		212.5	15.0	116.9	-12.9	303.6	50.1	246.3	27.8	146.2	2.8
	2026	38		227.5	15.0	100.1	-16.8	363.7	60.1	275.8	29.5	148.3	2.1
	2027	39		242.5	15.0	79.3	-20.8	435.7	72.0	307.0	31.2	149.7	1.4
	2028	40		257.5	15.0	54.5	-24.8	521.9	86.2	339.7	32.7	150.7	1.0
	2029	41		272.5	15.0	25.7	-28.8	625.2	103.3	374.1	34.4	151.4	0.7
	2030	42		287.6	15.1	-7.1	-32.8	748.9	123.7	410.0	35.9	151.9	0.5
	2031	43		302.6	15.0	-43.8	-36.7	897.1	148.2	447.4	37.4	152.3	0.4
	2032	44		317.6	15.0	-84.6	-40.8	1,074.6	177.5	486.4	39.0	152.5	0.2
	2033	45		332.6	15.0	-129.3	-44.7	1,287.2	212.6	526.8	40.4	152.6	0.1
	2034	46		347.6	15.0	-178.0	-48.7	1,541.9	254.7	568.7	41.9	152.8	0.2
	2035	47		362.6	15.0	-230.7	-52.7	1,847.0	305.1	612.0	43.3	152.8	0.0
	2036	48		377.6	15.0	-287.3	-56.6	2,212.5	365.5	656.7	44.7	152.9	0.1
	2037	49		392.7	15.1	-348.0	-60.7	2,650.2	437.7	702.8	46.1	152.9	0.0
2038	50		407.7	15.0	-412.6	-64.6	3,174.6	524.4	750.4	47.6	152.9	0.0	
15年間平均増減数				-	18.3	-	-33.0	-	191.2	-	39.7	-	2.3
採用推計式				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
推計式					$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \exp(b \times t - a))$				
算定根拠	a =			-343.04		-2,059.20	0.38	2.88	10.79				
	b =			15.014		132.478	1.198	1.709	0.375				
	c =			-		-1.991	-	-	-				
	Y ₀ =			-		-	-	45.180	-				
	t ₀ =			-		-	-	25.000	-				
	K =			-		-	-	-	153.000				
	r =				0.665905	0.702373	0.586013	0.612336	0.705100				



— 実績 —■— 一次傾向線 —▲— 二次傾向線 —◆— 一次指数曲線 —●— べき曲線 —*— ロジスティック曲線

資料編－3 産官学連携による食農循環の実証実験

本町では食品ロス削減及び生ごみ減量化に向けて、南九州大学及びパナソニック株式会社と産官学で食農循環の取り組みを進めています。

◆図表 3-1 産学官共同による食農循環プラットフォームのイメージ



資料：新富町

1 実証実験概要

(1) 目的

生ごみ処理機による生ごみ減量化の効果検証、生ごみ処理機の継続利用に関する意向調査、長期利用によるモニターの行動変容及び堆肥化の有効性の検証

(2) 実証実験期間

令和3年11月～令和5年3月（1年5カ月）

(3) 参加世帯

38世帯※（新富町：6,563世帯の0.6%）

※30代：19%、40代：24%、50代：10%、60代：21%、70代：26%

(4) 実験内容

生ごみ処理機を参加世帯にレンタルする。

参加世帯（モニター）は、レンタル期間中は以下の期間及び内容について実施しました。なお、ごみ減量化記録については2週間かけて行い、ごみ排出量を測定し、報告します。

- ①ごみ処理機レンタル使用開始前（使用前アンケート、ごみ減量化記録）
- ②ごみ処理機レンタル使用開始後（ごみ減量化記録、アンケート）
- ③ごみ処理機レンタル使用開始から3カ月経過後（ごみ減量化記録、インタビュー、アンケート）

2 実証実験

(1) ごみ減量化の効果

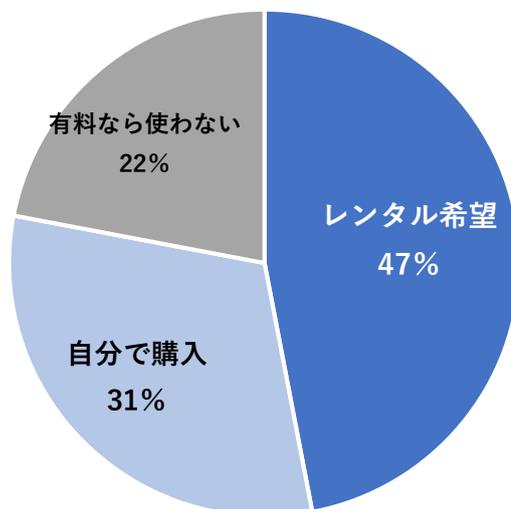
生ごみの約 8 割が水分^{※1}ともいわれており、生ごみ処理機は生ごみを乾燥させることで約 1/7^{※2}まで減容が可能となる効果があります。

また、同時に実施した意向調査において「生ごみ処理機を継続利用する場合のご自身の考えに最も近いものは？」という質問に対する回答は図表 3-2 に示す結果となり、約 5 割のモニターがレンタル継続希望の意向を示しています。

※1 食品ロス削減の環境負荷低減効果の見える化（環境省大臣官房・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室）

※2 処理前生ごみ約 750g の堆積をベースに乾燥後のごみの堆積を測定した結果（パナソニック家庭用 生ごみ処理機 商品特長）

◆図表 3-2 生ごみ処理機を継続利用する場合の意向調査



資料：新富町

(2) 長期利用によるモニターの行動変容

実験初週の一人一日当たりの平均ごみ排出量は 189.36g/人日でしたが、実証実験 3 カ月経過後の一人一日当たりの平均ごみ排出量は 161.55g/人日となり、27.81g/人日減少していました。このことから、生ごみ処理機を 3 カ月利用したことによって、ごみ排出に関する一人ひとりの意識が変わり、行動が変わったことによって、ごみ排出量 27.81g/人日の減少へと繋がったと考えられます。

(3) 堆肥の有効性

堆肥の有効性の実証実験は発芽試験と堆肥成分分析を行いました。

発芽試験は南九州大学において実施され、コマツナ種子 50 粒の発芽率について対照区（蒸留水）と 3 箇所の試験区で製造した堆肥（※本実験においては、モニターが生ごみ処理機で生成した堆肥は使用せず、別途、生ごみ処理機で生成した堆肥を使用し、実証実験

を行いました)を比較しました。その結果、対照区の発芽率が99.3%であったのに対し、3箇所の試験区で製造した堆肥の発芽率は97.3~98.7%と対照区と比べるとやや劣りますが、97%以上の発芽率であることから問題はないと判断されました。

次に、堆肥成分分析では、上述した3箇所の試験区で製造した堆肥の成分を13項目(pH、EC、全窒素、硝酸性窒素、アンモニア性窒素など)による分析を実施しました。その結果、13の各項目の参考値に対して問題なし(分析値に問題となるような数値はみられなかったため)という結果となりました。

以上のことから実証実験でできた堆肥の有効性が示されました。

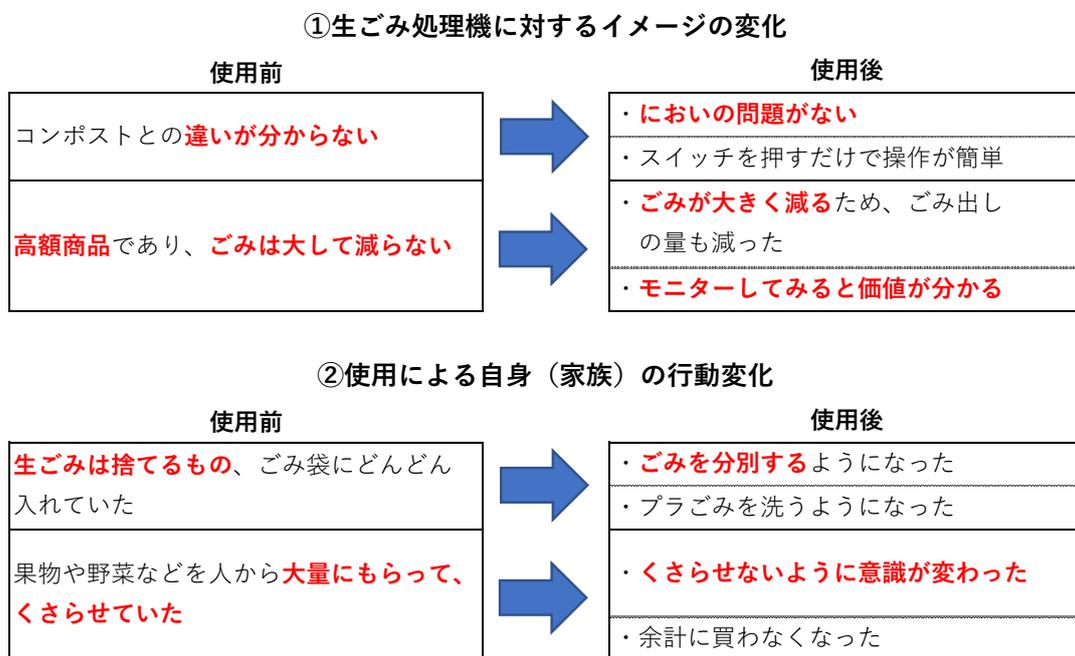
(4) 実証実験モニターの声

実証実験を経て、①生ごみ処理機について、②自身(家族)の行動についての2つのインタビューを行いました。

生ごみ処理機に対するイメージの変化については、高額商品であるため効果が想像出来なかったが、体験してみることでその価値が分かるという結果が出ました。この結果から、体験する機会があることが重要ということが分かります。

また、自身(家族)の行動の変化については、長期間(3カ月以上)使用することで分別の意識及びごみを出さない意識が高まるという結果が出ました。

◆図表 3-3 実証実験モニターの声



資料：新富町

(5) 生ごみ処理機による“ごみ及び CO₂ 削減”効果

6 カ月間の実証実験の結果、6 カ月間で約 2.93t の家庭系食品ロス、約 5.55t の温室効果ガス削減の効果があることが分かりました。

◆図表 3-4 生ごみ処理機による効果

家庭系食品廃棄ロス		CO ₂ (温室効果ガス) 削減効果	
・ 1世帯当たりの平均生ごみ排出量	528.78g/日	CO₂排出量	
・ 6カ月排出した生ごみ量 = 528.78 × 38世帯 × 6カ月	3.67t	・ 1世帯生ごみ処理機1台当たりのCO ₂ 排出量	0.00026t-CO ₂
・ 生ごみ処理機による削減効果 = 3.67 × 80% (実証実験より80%減量可能)	約2.93t	・ 6カ月排出したCO ₂ 排出量 = 0.00026t-CO ₂ × 38世帯 × 6カ月	1.7788t-CO ₂
		CO₂削減量	
		・ 焼却施設におけるCO ₂ 排出量	2.5013t-CO ₂ /t
		・ 生ごみ処理機によるCO ₂ 削減量 = 2.5013t-CO ₂ /t × 2.93t	7.329t-CO ₂
		CO₂削減効果	
		= CO ₂ 削減量 - CO ₂ 排出量	
		= 7.329t - 1.778t	5.55t-CO ₂

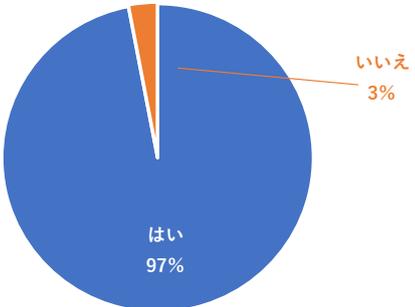
※モニターに参加したのは 38 世帯

資料：新富町

(6) 生ごみ処理機による“高齢者によるごみ出し負担軽減”効果

モニターに対して「生ごみ処理機があることでごみ出しの負担軽減につながると思いますか」という質問を行ったところ、97%が「ごみ出し負担の軽減につながる」と回答しています。これらの回答者にとっては、ごみ袋の重量、においから解放されたことによってごみ出し負担の軽減に繋がっていると考えられます。

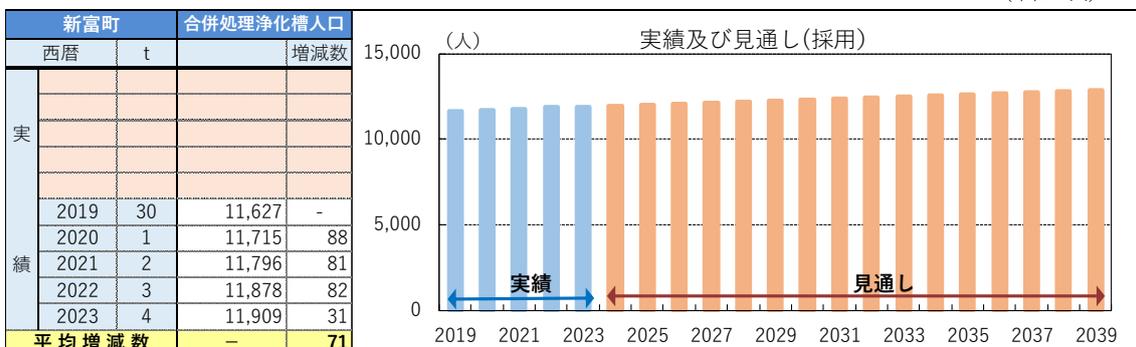
◆図表 3-5 生ごみ処理機による効果

高齢者によるごみ出し負担について	高齢者によるごみ出し負担についての声						
<p>高齢者となったとき、生ごみ処理機があることでごみ出しの負担軽減につながると思いますか。</p>  <table border="1"> <caption>図表 3-5 生ごみ処理機による効果 (アンケート結果)</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はい</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td>いいえ</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table>	回答	割合	はい	97%	いいえ	3%	<p>◆生ごみの重さについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ出しがとても苦しかった。 ・普通のごみ袋では重くて持てないので、小袋に分けて持ってごみ出しをする生活をしていた。 ・機器を使用してから、とにかくごみが軽くなった事がとても嬉しい。 <p>◆生ごみのおいについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋が重いときは、生ごみを車で運んでおり、車内が臭くなってイヤだった。 ・生ごみ処理機のおかげで、におい問題がなくなり、助かっている。
回答	割合						
はい	97%						
いいえ	3%						

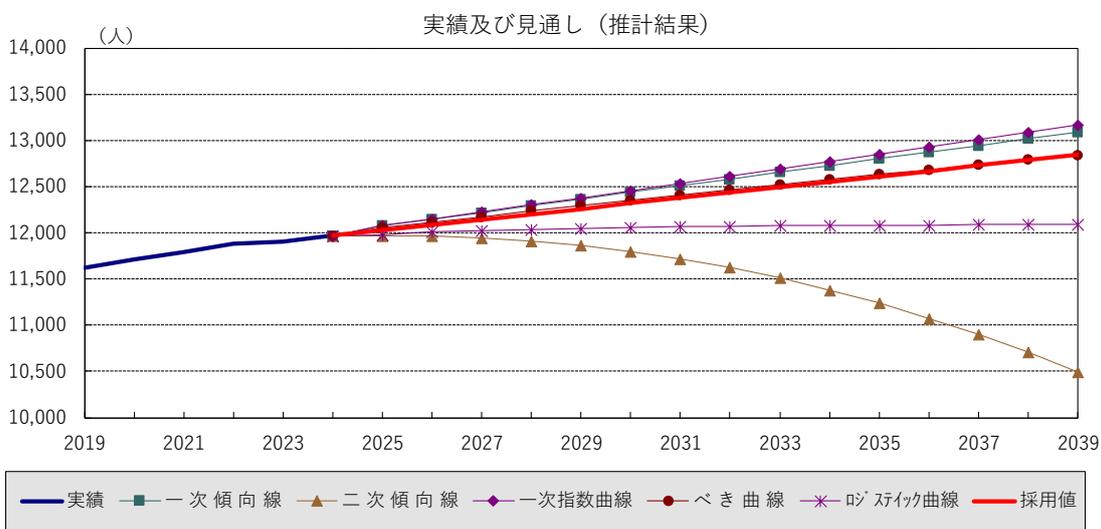
資料：新富町

◆図表 4-1 合併処理浄化槽人口の推計結果

(単位：人)



年度	t	採用値		一次傾向線		二次傾向線		一次指数曲線		べき曲線		ロジスティック曲線	
		(補正值)	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数	増減数		
2019	30	11,627	-	12,003	94	11,947	38	12,005	96	11,993	84	11,953	44
2020	1	11,715	88	12,076	73	11,963	16	12,079	74	12,055	62	11,984	31
2021	2	11,796	81	12,149	73	11,963	0	12,154	75	12,117	62	12,008	24
2022	3	11,878	82	12,221	72	11,947	-16	12,229	75	12,177	60	12,026	18
2023	4	11,909	31	12,294	73	11,915	-32	12,305	76	12,236	59	12,041	15
平均増減数		-	71	12,367	73	11,866	-49	12,381	76	12,295	59	12,052	11
2024	5	11,968	59	12,439	72	11,802	-64	12,458	77	12,352	57	12,061	9
2025	6	12,026	58	12,512	73	11,721	-81	12,535	77	12,409	57	12,068	7
2026	7	12,085	59	12,585	73	11,624	-97	12,613	78	12,465	56	12,074	6
2027	8	12,143	58	12,657	72	11,511	-113	12,691	78	12,521	56	12,078	4
2028	9	12,202	59	12,730	73	11,382	-129	12,769	78	12,576	55	12,081	3
2029	10	12,260	58	12,803	73	11,237	-145	12,849	80	12,631	55	12,084	3
2030	11	12,319	59	12,876	73	11,076	-161	12,928	79	12,685	54	12,086	2
2031	12	12,378	59	12,948	72	10,898	-178	13,008	80	12,739	54	12,087	1
2032	13	12,436	58	13,021	73	10,704	-194	13,089	81	12,793	54	12,089	2
2033	14	12,495	59	13,094	73	10,495	-209	13,170	81	12,846	53	12,090	1
2034	15	12,553	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2035	16	12,612	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2036	17	12,670	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2037	18	12,729	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2038	19	12,787	58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2039	20	12,846	59	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15年間平均増減数		-	59	-	74	-	-88	-	79	-	59	-	11
採用推計式		-	-	-	-	-	-	-	◎	-	-	-	-
推計式		-	-	$Y_t = a + b \times t$	$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$	$Y_t = a + b^t$	$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$	$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$					
算定根拠	a =	-	9,458.60	1,209.60	9,671.65	90.34	4.25						
	b =	-	72.700	589.271	1.006	0.869	0.248						
	c =	-	-	-8.071	-	-	-						
	Y ₀ =	-	-	-	-	11,627.000	-						
	t ₀ =	-	-	-	-	30.000	-						
	K =	-	-	-	-	-	12,093.000						
	r =	-	0.989248	0.997598	0.988991	0.993960	0.996933						



◆図表 4-2 単独処理浄化槽人口の推計結果

(単位：人)

新富町		単独処理浄化槽人口											
西暦	t	採用値	増減数										
実績													
2019	30	2,776	-										
2020	1	2,657	-119										
2021	2	2,525	-132										
2022	3	2,394	-131										
2023	4	2,246	-148										
平均増減数		-	-133										
見通し													
年度	t	採用値 (補正值)	増減数	一次傾向線 増減数	二次傾向線 増減数	一次指数曲線 増減数	べき曲線 増減数	ロジスティック曲線 増減数					
2024	5	2,128	-118	2,123	-123	2,094	-152	2,145	-101	3,444	1,198	2,099	-147
2025	6	2,011	-117	1,990	-133	1,933	-161	2,034	-111	3,589	145	1,947	-152
2026	7	1,893	-118	1,858	-132	1,764	-169	1,930	-104	3,735	146	1,794	-153
2027	8	1,776	-117	1,726	-132	1,587	-177	1,830	-100	3,883	148	1,641	-153
2028	9	1,658	-118	1,594	-132	1,402	-185	1,736	-94	4,032	149	1,492	-149
2029	10	1,540	-118	1,461	-133	1,209	-193	1,647	-89	4,182	150	1,347	-145
2030	11	1,423	-117	1,329	-132	1,007	-202	1,562	-85	4,333	151	1,208	-139
2031	12	1,305	-118	1,197	-132	798	-209	1,482	-80	4,485	152	1,078	-130
2032	13	1,187	-118	1,064	-133	580	-218	1,406	-76	4,639	154	956	-122
2033	14	1,070	-117	932	-132	354	-226	1,333	-73	4,793	154	843	-113
2034	15	952	-118	800	-132	120	-234	1,265	-68	4,948	155	740	-103
2035	16	835	-117	667	-133	-122	-242	1,200	-65	5,103	155	647	-93
2036	17	717	-118	535	-132	-373	-251	1,138	-62	5,260	157	563	-84
2037	18	599	-118	403	-132	-631	-258	1,080	-58	5,417	157	489	-74
2038	19	482	-117	270	-133	-898	-267	1,024	-56	5,575	158	423	-66
2039	20	364	-118	138	-132	-1,173	-275	971	-53	5,733	158	364	-59
15年間平均増減数		-	-118	-	-132	-	-214	-	-80	-	218	-	-118
採用推計式		-		-		-		-		-		◎	
推計式		-		$Y_t = a + b \times t$		$Y_t = a + b \times t + c \times t^2$		$Y_t = a + b^t$		$Y_t = Y_0 + a \times (t - t_0)^b$		$Y_t = K / (1 + \text{EXP}(b \times t - a))$	
算定根拠		-		6,753.20		2,592.20		13,609.40		118.92		-6.06	
		-		-132.300		128.271		0.949		1.073		-0.166	
		-		-		-4.071		-		-		-	
		-		-		-		-		2,776.000		-	
		-		-		-		-		30.000		-	
		-		-		-		-		-		3,704.000	
		-		0.999243		0.999957		0.997677		0.999908		0.999940	

